

## 目次

序章 研究の背景と目的	1
第1節 問題の所在	1
第2節 研究課題と方法	3
第3節 本稿の構成	4
第1章 ファミリー・サポート・センター事業の仕組みと研究動向	7
第1節 ファミリー・サポート・センター事業の仕組み	7
第2節 「支え合い」を取り巻く情勢	9
第3節 ファミリー・サポート・センター事業の先行研究の動向	10
1 選定方法と研究分野	10
2 ファミリー・サポート・センター事業の意義	12
3 ファミリー・サポート・センター事業の課題	20
第4節 小括	27
第2章 ファミリー・サポート・センター事業の政策的変遷	29
第1節 本章の目的	29
第2節 女性の社会進出の促進（1982-1993年）	29
1 1982年「婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ事業）」の開始	29
2 「高年齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター事業）」との関係	34
3 住民参加型在宅福祉サービスの登場	37
4 ファミリー・サービス・クラブ事業の課題と行き詰まり	38
5 ファミリー・サポート・センター事業（仕事と育児両立支援特別援助事業）への転換	40
第3節 女性の社会進出から女性労働者の育児支援へ（1994-1999年）	42
1 1994年「ファミリー・サポート・センター事業（仕事と育児両立支援特別援助事業）」の開始	42
第4節 女性労働者の育児支援から全ての家庭の育児・介護支援へ（2000-2004年）	45
1 2000年 労働者の育児・介護支援の開始	45
2 2001年 全ての家庭の育児・介護支援の開始	45
第5節 地域の子育て支援の機能強化（2005-2011年）	47
1 2005年 病児・病後児支援の開始	47
2 2009年 病児・緊急対応強化事業の開始	48
第6節 小括	51

第3章 ファミリー・サポート・センター事業の運営実態 .....	53
第1節 本章の目的 .....	53
第2節 ファミサポ事業の運営形態と概況 .....	54
1 運営形態の概要 .....	54
2 全国的な概況 .....	54
第3節 聞き取り調査の概要 .....	60
1 調査対象と概要 .....	60
2 行政計画における位置づけ .....	61
第4節 自治体ごとの概況 .....	63
1 依頼会員および提供会員の状況 .....	63
2 運営状況 .....	66
3 提供会員の登録時講習会の内容 .....	69
4 利用状況 .....	72
5 課題 .....	73
第5節 ファミリー・サポート・センター事業の運営の特徴 .....	74
1 4センターの位置づけ .....	74
2 多様性の要因 .....	76
第6節 考察 .....	77
1 他の子育て支援施策の質的・量的補完 .....	77
2 課題 .....	78
第7節 小括 .....	81
第4章 ファミリー・サポート・センター事業を支える会員の意識 .....	83
第1節 本章の目的 .....	83
第2節 先行研究からみた会員の概況 .....	83
1 提供会員の実情 .....	84
2 依頼会員の実情 .....	85
3 先行研究のまとめ .....	88
第3節 意識調査の概要と結果 .....	89
1 意識調査の概要 .....	89
2 提供・スタッフ会員の意識調査 .....	90
3 依頼会員の意識調査 .....	98
4 両方会員の意識調査 .....	106
第4節 考察 .....	112

第5章	ファミリー・サポート・センター事業と「有償ボランティア」論.....	114
第1節	本章の課題.....	114
第2節	「有償ボランティア」の概念.....	115
第3節	「有償ボランティア」の問題点.....	116
1	「流山訴訟」が提起する問題.....	116
2	「謝礼金」の課題.....	119
第4節	「有償ボランティア」の活動形態.....	120
第5節	「有償ボランティア」の方向性に対する考え方.....	121
1	区分方式.....	122
2	独自の労働形態.....	123
3	ボランティアに包摂.....	124
4	「参加所得」「市民労働」として位置づけ.....	125
第6節	考察.....	125
1	アメリカにおける「有償ボランティア」.....	126
2	「謝礼金」の評価.....	127
3	ファミリー・サポート・センター事業における「有償ボランティア」.....	129
終章	ファミリー・サポート・センター事業の今後に向けて.....	131
第1節	研究目的の振り返りと結果.....	131
1	研究目的の振り返り.....	131
2	ファミリー・サポート・センター事業の政策的変遷.....	132
3	ファミリー・サポート・センター事業の運営実態.....	134
4	ファミリー・サポート・センター事業を支える会員の意識.....	134
5	ファミリー・サポート・センター事業の方向性.....	135
第2節	「子ども・子育て支援新制度」におけるファミリー・サポート・センター事業.....	136
1	「子ども・子育て支援新制度」とファミリー・サポート・センター事業.....	136
2	法的位置づけ.....	137
3	「子育て支援員」の創設.....	141
第3節	高齢者分野における「支え合い」からの示唆.....	143
1	高齢者分野の「支え合い」活動の動向.....	143
2	ファミリー・サポート・センター事業の存在意義と政策展開.....	145
第4節	研究の振り返り.....	146
第5節	研究の限界と課題.....	147
参考文献	.....	1

# 序章 研究の背景と目的

## 第1節 問題の所在

本稿の目的は、「会員制」「有償ボランティア<sup>1</sup>」による「支え合い」活動である「子育て援助活動支援事業（別称：ファミリー・サポート・センター事業）」（以下、ファミサポ事業という）が果たしてきた役割を振り返るとともに、今後の政策展開の方向性を考察することである。

近年、あらためて国家と個人、あるいはその中間組織の役割の見直しが求められるなか、福祉分野においても「互助・共助」の必要性が指摘されている。以前であれば「地縁・血縁」により担われていた援助ニーズが、「地縁・血縁」機能の低迷により新しい問題として顕在化し、新たに顕在化したニーズに対応するため、国家による社会保障制度が一定の成長をみせた。しかし、人々の地域生活を支えるためには、個人や家族の「自助」と社会保障制度による「公助」だけでは不十分であるとともに、「公助」をケアシステムの唯一の解としないためにも、その間にある「互助・共助」が必要であるとの認識が強まっている<sup>2</sup>。

このような流れのなか、福祉分野における「互助・共助」を支える取り組みの1つである「支え合い」活動は子育て支援分野に先んじて高齢者福祉分野において1980年代に活発化し、家族や地域社会の機能低下を補い、公的福祉政策を補完する役割が期待された。いわゆる「住民参加型在宅福祉サービス<sup>3</sup>」と称される活動である。元来より行われていた無償のボランティア活動に加え、住民参加型在宅福祉サービスの「有償ボランティア」の活動形態は、相互援助の新たな形態として急速に広がった。そして、これら住民参加型在

---

<sup>1</sup> 定まった定義はなく、例えば、庄司洋子・武川正吾・木下康仁・藤村正之編[1999]『福祉社会事典』弘文堂、987ページでは、「ボランティア活動の担い手に対して、実費や報酬といった金銭の收受を認めること。」とされている。なお、本稿においては、有償のボランティアは存在し得ないとの批判も根強い「有償ボランティア」という名称を、次の2点の理由で使用している。1つ目は、論理矛盾を抱えながらも実態として個人の活動形態を表す用語として浸透しているためである。「有償ボランティア」という用語に内包される矛盾を解決するため、「有償スタッフ」「互酬性ボランティア」「生活支援型ボランティア」「ボランティア的有給労働」等の名称が提示されることもあるが、それ以上に「有償ボランティア」は地域において日常的に使用される用語となっている。2つ目は、「有償ボランティア」という用語に対する疑問が比較的生じにくい研究分野（労働政策、税法等）においては、このような個人の活動形態を「有償ボランティア」として捉え、論じられているためである。

<sup>2</sup> 社会政策においても、これに重なる議論として「新しい公共」が注目されている。「新しい公共」に関しても、「社会サービスの民間への下請けを促進する新自由主義の考え方であるとする議論と公共への市民参加へ道を開くものという2つの」（阿部[2013:5]）立場から異なった理解や評価が行われる中で、現在では「非営利セクターの役割を位置づけた社会政策論が求められるとともに、政府・公的セクターの役割との関係も整理する必要」（阿部[2013:13]）性が指摘されている。

<sup>3</sup> ファミサポ事業と同様、「会員制」「有償制」を特徴とする支え合い活動の総称。1987年、全国社会福祉協議会による「住民主体による民間有料（非営利）在宅福祉サービスのあり方に関する研究」において、今後の新しい福祉の形として位置づけられた。「住民互助型」「社協運営型」「生協型」「農協型」などがある。

宅福祉サービスは後の NPO につながるものとの評価を得るまでになる<sup>4</sup>。介護保険制度創設以前の 1980 年代当時、住民参加型在宅福祉サービスは公的高齢者福祉施策の不足を地域住民による「会員制」「有償ボランティア」の形態により補うとともに、マンパワーを抱えた当該「支え合い」の仕組みは、時には地域における援助ニーズを掘り起こし、公的介護サービスの必要性を社会に訴えるものとして大きな役割を果たした<sup>5</sup>。そして、2000 年には介護保険制度の開始という日本の高齢者福祉に転換をもたらし、さらにその後、介護保険制度の導入を境に、住民参加型在宅福祉サービスは再び「支え合い」の活動に注力するようになっていく<sup>6</sup>。このような、住民参加型在宅福祉サービスがもたらしたダイナミズムには多くの研究者が注視し、その実態や意義について多角的な考察が行われてきた<sup>7</sup>。一方、子育て支援分野における「支え合い」活動であるファミサポ事業は、その歴史、実態を見ても住民参加型在宅福祉サービスに引けをとらないほどの活動が行われているにもかかわらず、これまで「互助・共助」を支える取り組みとして多角的に論じられてこなかった。しかし、ファミサポ事業の発展は、高齢者福祉分野のみならず子育て支援分野においても「会員制」「有償ボランティア」による「支え合い」の仕組みが有効に機能することを示唆している。「互助・共助」が求められる今日、そのようなファミサポ事業により着目すべきではないかというのが本稿の背景にある問題意識である。

ファミサポ事業は 1982 年に前身となる事業が開始され、1994 年以降には本格的に全国に広がり、2015 年度から開始された「子ども・子育て支援新制度<sup>8</sup>」においては市区町村ごとに実施される「地域子ども・子育て支援事業」の一種とされる取り組みである。一方、このような地域における広がりや期待に比して、それに応じるための十分な研究が行われているとは言い難い。そして、ファミサポ事業の本質と考えられる「支え合い」の役割が十分明確にされないまま、事業の範囲を安易に拡大する政策議論が先行しているように思

---

<sup>4</sup> 武川[1998]

<sup>5</sup> 松原[2011]は、住民参加型在宅福祉サービスは 1980 年代の公的な在宅介護サービスの未整備を補いながら、高齢者が求めるサービスを確保し複雑な課題を抱える高齢者に対して援助を行うためには「素人」である「有償ボランティア」は不適切であり、継続的かつ専門性の高いサービス提供主体の必要性を社会的に認識させる役割を果たしたと評している。

<sup>6</sup> 例えば、住民参加型在宅福祉サービスに関しては介護保険制定後、「従来はくらしの助け合い活動でも、重介護の方々の介護の領域まで担わざるをえなかったが、その部分を介護保険である程度任えるようになったことで、本来の目的であった相互扶助活動として、誰でもできることを支えあうという活動に専念できる可能性がでてきた」（朝倉[2002:242]）という指摘もある。

<sup>7</sup> 安立[1993]、熊田[2001]、小林[1994]、中村[2009]、藤村[1991]など。

<sup>8</sup> 2012 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度。

われる。

以上の状況をふまえ本稿は、ファミサポ事業が公的事業という性格を有しつつも、「支え合い」の役割が活かされてこそ特有の意義を発揮することができるのではないかという視点に立ち、これまでのファミサポ事業に係る研究の課題を補いながら、今後の政策展開の方向性について考察することをめざしている。

## 第2節 研究課題と方法

前述の目的を達成するため、本稿では以下3つの視点と研究課題の設定を行った。

まず1つ目の視点と研究課題は、ファミサポ事業をマクロの視点で捉え、これまで担ってきた政策的役割、つまり歴史的経緯を明らかにすることである。この視点は、先行研究に大きく貢献できる点だと考えている。ファミサポ事業は前身となる事業を含めると約30年という長期間にわたり継続されている一方、管見の限り歴史的変遷について論じた先行研究が見当たらない。加えて、子育て関連施策のなかでは、保育所やいわゆる学童保育等が当初から役割が明確化され、社会情勢に影響を受けながらも政策的位置づけは一定しているのに対し、ファミサポ事業は政策当局の判断によりその都度位置づけが変化している。ファミサポ事業を政策的観点から捉える場合、そのような経緯を考慮せず今後の政策展開の方向性を検討したとしても、それはファミサポ事業の本質を見誤ったものとなりかねない。1つ目の研究課題に対して、研究方法は文献のほか、各種議事録や要綱をはじめとする行政資料、関係機関が公表する文書等の資料調査をもとに検討を行う。

つづく2つ目の視点と研究課題は、ファミサポ事業をメゾの視点で捉え、各地域で現存するファミリー・サポート・センター（以下、センターという）の運営状況について明らかにすることである。ファミサポ事業は国が示す簡易な実施要綱に基づき運営されているが当該実施要綱に強制力はなく、結果として運営は実施主体<sup>9</sup>の大幅な裁量に委ねられ、あくまでも会員相互の援助活動がベースとされている。そのため、公的事業でありながら、実際の運営は委託する市区町村の方針、実施主体や会員の意識により地域ごとにさまざまである。そこで、センターの運営実態について明らかにすることを2つ目の研究課題とする。2つ目の研究課題に対しては、文献のほか、複数のセンターに対するヒアリング調査

---

<sup>9</sup> 本稿において「実施主体」とは、ファミサポ事業を実施する主体のことをさしている。ファミサポ事業が直営で運営されている場合には市区町村であり、委託で運営されている場合には委託先の法人が「実施主体」となる。

により検討を行う。

最後に3つ目の視点と研究課題は、ファミサポ事業をミクロの視点で捉え、ファミサポ事業を支える会員の意識の一端を明らかにすることである。ファミサポ事業の運営に関して、実施主体である市区町村や法人は、会員相互の援助活動が適切に行われるよう「相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの<sup>10)</sup>」とされており、実際の援助活動は会員間の「請負又は準委任契約」に基づくものと位置づけられている<sup>11)</sup>。一方、「支え合い」に基づく事業を成り立たせている会員の意識に関しては、一定の研究蓄積が存在するものの課題点も多い。3つ目の研究課題に対しては、文献のほか、和歌山市ファミリー・サポート・センターの会員に対するアンケート調査に基づき検討を行う。

以上の3つの視点と研究課題を設定し、本稿ではファミサポ事業をマクロレベルでみた政策的位置づけ、メゾレベルの運営実態、ミクロレベルでみた会員の意識の3つの角度から、子育て支援分野における「支え合い」活動であるファミサポ事業の現状を立体的に浮かび上がらせる。その上で、ファミサポ事業が有している良さを活かすことのできる政策展開の方向性について考察を行う。

### 第3節 本稿の構成

ここで、本稿で設定した3つの視点と課題につづき、本稿の構成について確認しておきたい。本稿の構成を図式化したものが図序-1である。

第1章では、ファミサポ事業の仕組みを確認した上で、先行研究で指摘される意義と課題について確認している。その結果、ファミサポ事業が有する意義として、多様化する援助ニーズに対応する機能と、人間関係の構築や地域社会の再生など「支え合い」に関する機能が存在していた。そこで本稿では前者を「ニーズ対応的」機能と称し、後者を「地域支え合い的」機能と称した。この2つの機能は本稿を貫くキーワードである。

第2章では、前節で設定した1つ目の視点と研究課題に取り組んでいる。すなわち、マクロの視点から歴史的変遷を振り返り、ファミサポ事業がこれまで果たしてきた役割について述べている。そして、歴史的変遷からは「ニーズ対応的」機能が鮮明となり、その時々  
の社会的要請に応じて援助内容や援助対象者が政策的に拡大され続けてきたことを確認し

---

<sup>10)</sup> 厚生労働省「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kovoukintou/ikuji-kaigo01/>（アクセス日：2015年5月15日）

<sup>11)</sup> 厚生労働省[2011]「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」

た。なお、このような経緯は高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスが介護保険制度導入前に置かれていた状況と酷似している。

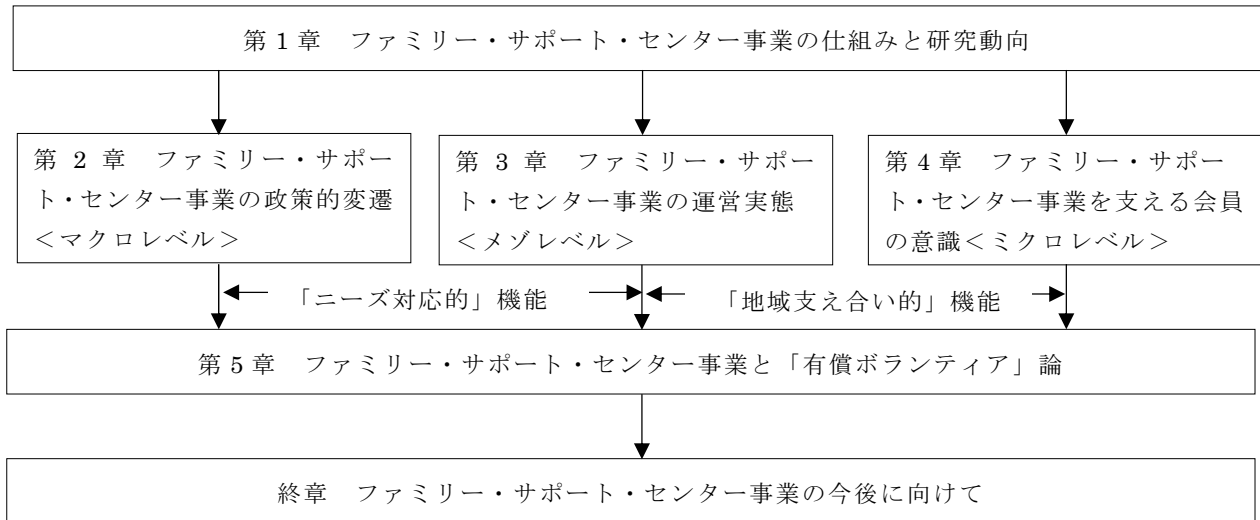
第3章では、2つ目の視点と研究課題に取り組んでいる。ファミサポ事業をメゾの視点で捉え、複数のセンターにおける運営実態について明らかにした。その結果、いずれの地域においてもファミサポ事業が他の子育て支援施策を量的にも質的にも補完する役割を果たしていた。加えて、地域の新しい子育て支援ニーズを開拓しながら対応を行う先駆的役割を果たすセンターや、会員同士の交流会等を実施することで「支え合い」の機運をより積極的に高めようとするセンターが存在することに言及している。メゾレベルの運営実態からは、ファミサポ事業は「ニーズ対応的」機能とともに、「地域支え合い的」機能を有していることが浮かび上がった。

第4章では、3つ目の視点と研究課題に取り組んでいる。ファミサポ事業をミクロの視点から捉え、ファミサポ事業を支える会員の意識の一端をアンケート調査により明らかにした。そして、ファミサポ事業の「支え合い」の仕組みをミクロレベルで捉えた場合、「地域支え合い的」機能がより鮮明になることを確認している。

そして第5章では、ファミサポ事業の今後を検討していく際に論点となる「有償ボランティア」をめぐる議論の動向について確認した後、ファミサポ事業におけるその位置づけについて検討を行った。

以上の内容をふまえ終章では、ファミサポ事業の「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能を両立させることが必要であるという観点から今後の政策展開の方向性について考察を行い、とりわけ「地域支え合い的」機能が発揮できるような方向性を模索すべきことを指摘している。





図序-1 研究枠組み

出所：筆者作成

# 第1章 ファミリー・サポート・センター事業の仕組みと研究動向

## 第1節 ファミリー・サポート・センター事業の仕組み

本稿が研究対象とするファミサポ事業は、地域において援助を受けたい人（依頼会員<sup>12</sup>）と援助を行いたい人（提供会員<sup>13</sup>）が会員登録し、子どもの一時預かりや送迎等子育てについて<sup>14</sup>、いわゆる「有償ボランティア」により援助を行う「支え合い」活動である。2013年3月末日時点において、全国で依頼会員 466,287人、提供会員 123,173人が登録を行っている<sup>15</sup>。また、会員には依頼会員と提供会員の双方に登録を行う「両方会員」も存在する。現行の実施要綱である「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平成26年5月29日雇児発0529第17号）において、同事業の目的は「乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ること」とされている。ファミリー・サポート・センター（以下、センターという）は市区町村単位で設置されており、2013年3月末日時点において全国738市区町村で実施されている<sup>16</sup>。現在、ほとんどの政令市、中核市において実施されているファミサポ事業は、より小規模な市区町村における実施が進められており、今や子育て支援施策において1つの柱を担う事業である。それゆえ、いわゆる「互助・共助」にあたる「支え合い」活動でありながら公的事业でもあるという特異な形態で運営されている（図1-1）。

---

<sup>12</sup> センターにより、利用会員、おねがい会員等、名称が異なる。

<sup>13</sup> センターにより、援助会員、まかせて会員等、名称が異なる。

<sup>14</sup> 少数ではあるが、介護援助を自主的に実施しているセンターもある。

<sup>15</sup> 前掲脚注10

<sup>16</sup> 前掲脚注

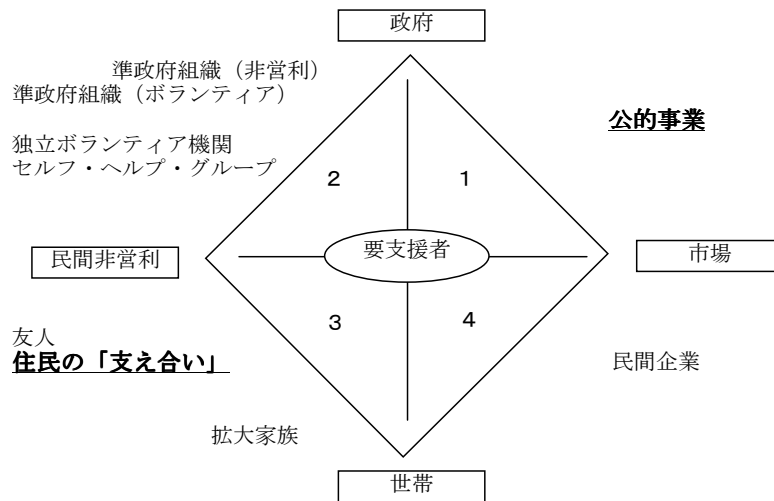


図 1-1 ファミサポ事業の位置づけ

出所：M.Pijl[1994:4]を参考に筆者作成

運営は都道府県が市区町村に対し設置を促し、市区町村が直営で運営する場合もあれば法人に委託する場合もある<sup>17</sup>。また、運営内容は実施主体の大幅な裁量に委ねられており、市区町村や委託先の法人は会員相互の援助活動が適切に行われるよう「支え合い」活動の連絡、調整を行うものであり、現行制度上において援助活動は提供会員と依頼会員間の「請負又は準委任契約」に基づくものとされている。序章で述べたように、ファミサポ事業と同様、地域の福祉的な援助ニーズに地域住民による「会員制」「有償ボランティア」の「支え合い」活動で対応する仕組みには、高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスが存在する。一方、ファミサポ事業は住民参加型在宅福祉サービスと異なり「支え合い」活動でありながらも国が公的事业として展開し、市区町村の事業として実施されているため、センターの運営費は基本的に交付金により賄われている。そのため、依頼会員が支払う「報酬」は全額が直接提供会員に手渡される。加えて、依頼会員、提供会員ともに、登録料等がかからない。また、国から委託を受けた女性労働協会が、全国におけるセンターの交流会の開催や情報共有等、運営支援を行っている。以上のファミサポ事業の仕組みとスキームを表したものが図 1-2 である。

<sup>17</sup> 女性労働協会[2015]の実態調査により回答を得たセンターのうち、2014年7月時点において市区町村による直営は42.7%であり、社会福祉協議会やNPO法人等への委託が55.9%となっている。

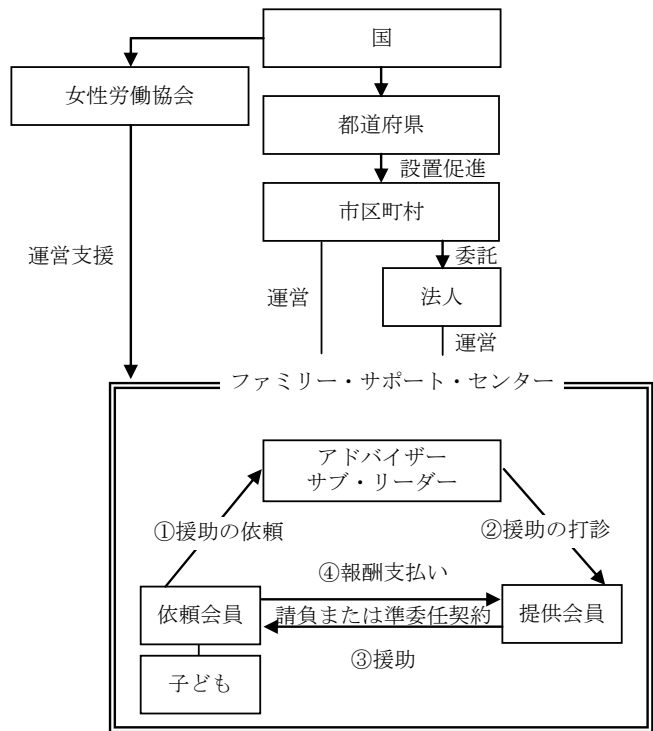


図 1-2 ファミサポ事業の仕組み

出所：筆者作成

## 第 2 節 「支え合い」を取り巻く情勢

ここで、本稿が取り上げる「会員制」「有償ボランティア」を特徴とする「支え合い」活動が求められる理論的な背景について確認しておこう。

このような「支え合い」活動が台頭した背景には、高齢者福祉や子育て支援等の分野を問わず生じた人々の援助ニーズの変化が存在している。周知のとおり、金銭給付により充足可能な貨幣的ニーズと、主として対人福祉サービスにより充足される非貨幣的ニーズという操作概念を提示した三浦文夫は「従来の福祉政策が主要な課題としてきた貨幣的ニーズと並んで（あるいはそれに代わって）非貨幣的ニーズが、社会福祉政策上の主要な関心となっていく」（三浦[1978:12]）と指摘した上で、非貨幣的ニーズは「家族その他の「私的」ニーズ充足のメカニズムを前提として、これらのニーズ充足機能が何らかの理由によって十分に機能することができず、このために社会的な解決が必要とされる」代替・補完的ニーズと、「私的」なニーズ充足機能では解決することができずに、最初から「社会的」に用意されなければならない」即自的ニーズに分けられるとした（三浦[1978:16]）。特に、代替・補完的ニーズは対象者個人の状態のみならず家族のあり方により規定されるため、

より個別的で多様なものとなる傾向を有する。しかし、このような代替・補完的ニーズの個別化、多様化の表出に対し、国家による社会保障制度による対応は1970年代以降、「福祉国家の危機」を迎えるなか限界を露呈していた。そこで、社会保障制度に代わり表面化する代替・補完的ニーズに流れ込むように対応したのが「支え合い」活動であった。

「有償ボランティア」という論理矛盾を抱えた形態をとることで「支え合い」活動は批判を受けることになるが、当該活動を推進する規範となったのが「互酬」概念である。社会学者の町村敬志は、互酬を「特定の主体間における規範化または制度化された資源の相互移転」と定義した上で、互酬には「地縁・血縁」のように生まれながらに帰属する帰属的集団に基礎をおく「帰属的互酬」と、自発的に形成や参加が可能な達成的な集団に基礎をおく「達成的互酬」が存在すると指摘した(町村[1986:107-108])。本稿で取り上げる「支え合い」活動は後者の達成的互酬に該当する。町村が指摘する「達成的互酬」を求める社会的な要請を背景に、1990年代以降「支え合い」は地域福祉分野において度々使用される概念となった。さらに、このような達成的互酬に基づく「支え合い」概念が公に使用されるようになったのが、厚生労働省に設置された研究会が提示した、これからの地域福祉のあり方に関する研究会[2008]の報告書である。同報告書は「支え合い」をキーコンセプトとし、「支え合い」とは「成熟した社会における自立した個人が主体的にかかわり、支え合う」ことだと説明している(これからの地域福祉のあり方に関する研究会[2008:47-48])。

以上の背景をふまえ、本稿では、このような達成的互酬関係を実現するメカニズムである「会員制」「有償ボランティア」の「支え合い」の仕組みに着目している。

### 第3節 ファミリー・サポート・センター事業の先行研究の動向

#### 1 選定方法と研究分野

つづいて、先行研究の動向について確認しよう。ファミサポ事業には一定の研究蓄積が存在する。しかし、いずれの研究分野においても「隙間」となる取り組みであるためか、ファミサポ事業の方向性を検討するためには、現在の先行研究では不十分であるように思われる。そこで、ファミサポ事業に関する研究動向を漏れなく確認した上で、先行研究において指摘されている意義と課題について整理を行いたい。

なお、今回の先行研究の選定にあたっては、CiNii (NII 学術情報ナビゲータ) の論文検索システムを利用した。CiNii にて「ファミリー・サポート・センター」をキーワード検

索した結果、2015年10月23日時点において合計75件の論文および雑誌記事が摘出された。そのうち、関連通知、研究発表サマリーのほか、摘出されたもののファミサポ事業について論じられていないものを除外したところ合計63件となった。さらに、同一時点においてJ-GLOBAL（科学技術総合リンクセンター）にて「ファミリー・サポート・センター」のキーワード検索を行い、そのうちCiNiiと重複しているものを省いたところ、新たに5件が摘出された。その後、各論文の参考、引用文献を基に12件を追加した。その他、科学研究費の調査研究として、〈教育学〉を研究領域とする東内瑠里子による「「格差社会」における子育て支援の学習機能—ファミリー・サポート・センターの事例—」が2007年度から2009年度に実施されている。

これらの先行研究の研究分野を、報告書を除く81件の執筆者の研究領域で示したものが表1-1である。表1-1から、ファミサポ事業はこれまで公的政策として実施されながらも、〈政策学〉の領域からは着目されて来なかったことが分かる。一方、ファミサポ事業の援助活動により築かれる人間関係や人々の意識の実態は、他の子育て支援関連施策とは性質を異にするものとして〈家族社会学〉、〈社会学〉や〈心理学〉からは関心が向けられてきた。なかでも特に着目されているのは〈家族社会学〉においてである。家族の変容、意識や機能等の変化を研究対象とする〈家族社会学〉にとって、ファミサポ事業の「支え合い」による子育て支援の形態は極めて現代的な取り組みであり、他に例のないあり方として関心の目が向けられてきた。一方、高齢者分野において類似する取り組みである住民参加型在宅福祉サービスは〈社会福祉学〉において多数検討されてきた経緯があるものの<sup>18</sup>、ファミサポ事業の〈社会福祉学〉における検討は決して多くない。

---

<sup>18</sup> 金川・東根[2011]。また、住民参加型在宅福祉サービスに関しては、全国社会福祉協議会が発刊する福祉情報雑誌『月刊福祉』において、1993年に「住民参加型在宅福祉サービスの新展開」と題する特集が組まれている。

表 1-1 先行研究の学問領域

研究分野	件数
社会学（うち社会福祉学）	12(3)
家族社会学	10
心理学	8
教育学	5
保育学	4
医学・看護学	4
家政学	3
経済学	3
政策学	4
子ども健康学	1
関係者（行政職員・アドバイザー・会員等）	22
その他（雑誌編集部・民間研究機関）	5
合計	81

出所：筆者作成

では、これらの先行研究においてファミサポ事業はどのような評価を得てきたのだろうか。以下では先行研究で指摘される「意義」と「課題」を漏れなく捉えたい。

## 2 ファミリー・サポート・センター事業の意義

### ①多様化する援助ニーズへの対応

ファミサポ事業による援助活動には多数の意義が指摘されているが、主なものとして多様化する子育て支援ニーズへの対応がある。このような意義を、本稿では「ニーズ対応的」機能と表現したい。

いうまでもなく、子育て支援に関する援助ニーズが多様化する背景には、子育てをめぐる社会環境の変化が存在する。かつて第一次産業を中心とした社会環境であった際には、農業等で生計を立てる家庭が主であり、祖父母世代が同居する三世帯同居家庭が主流であった。そのような社会環境のなかでは、子育ては両親だけでなく同居家族やつながりのある地域のなかで行われていた。しかし、高度経済成長期を機に、第一次産業から第二次、第三次産業へ産業構造の転換が起これると「都市化」が進行し、同時に都市部では「核家族化」が進行することになる。それに伴い、都市では近隣住民のつながりが希薄化し「地縁」による援助機能が低下し、なおかつ核家族のなかでは、それまで子育てを支えていた祖父母を中心とする同居家族や親族からの援助が得られず「血縁」による子育て支援機能の低

下が生じている。

このように子育てを取り巻く支援機能の低下が生じる一方、子育て支援に対する需要は増している。共働き家庭の増加に伴い保育需要は高まるが、公的保育サービスは変則的・個別的なニーズに応じることができず潜在的な保育ニーズが存在している。また、保育所で対応されてきた長時間、定期保育にとどまらず「一時預かり」に関するニーズが顕在化している。同時に、専業主婦（夫）家庭においても、夫や妻は長時間労働や休日出勤等の労働環境により家庭生活への参加が制約され「孤（子）育て<sup>19</sup>」と比喻される現象が問題となり、育児不安を解消する質的なサポートの必要性が表面化している。

つまり、近年の子育てを取り巻く環境は、かつてに比べ子育て支援に関する需要（demand）が高まっているにもかかわらず供給（supply）は低下している。なおかつ、子育て支援に対する需要（demand）は多様化している。現在の子育て支援ニーズに対応するためには公的子育て支援施策だけでは限界があり、高齢者福祉分野のみならず子育て支援分野においても多様な供給主体が求められている。ファミサポ事業の「支え合い」の仕組みはその1つといえるだろう。近年の子育て支援施策とファミサポ事業の関係を示したものが図 1-3 である。

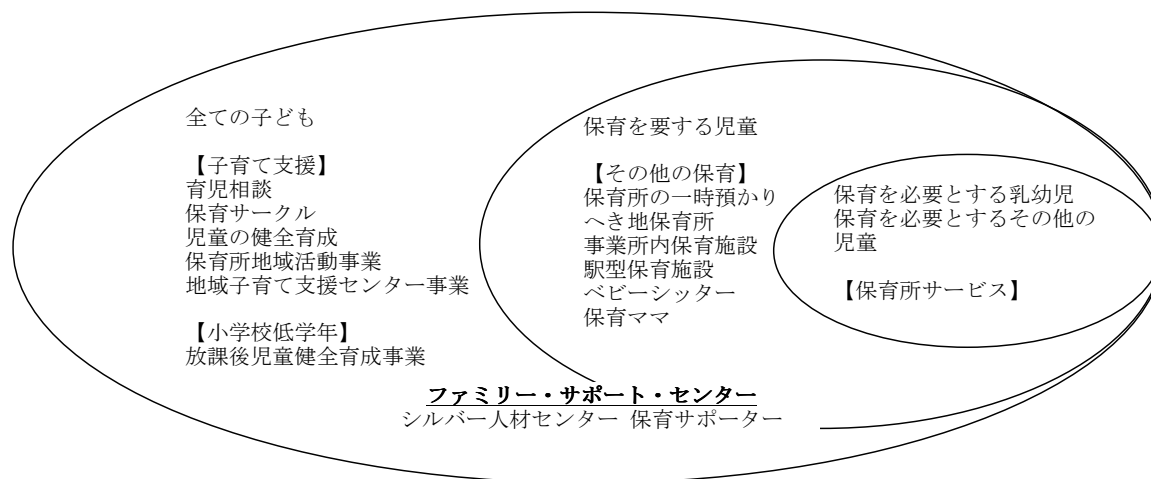


図 1-3 子育て支援施策とファミリー・サポート・センター事業の関係

出所：筆者作成

ファミサポ事業は、保育を必要とする児童に対する一時預かりとしての機能を有すると同時に、対象を限定せず全ての子どもを対象とする子育て支援機能を果たしている。近年、多様な保育サービスが実施されているものの、共働き家庭、専業主婦（夫）家庭のいずれ

<sup>19</sup> 核家族化、少子化の進展のなかで生じた社会問題。夫や親族の協力も得られず、近所との付き合いもなく孤立した中で母親が子供を育てている状態を示している。



のニーズにも完全に対応しきれていないのが実情である。そこにファミサポ事業の意義を指摘する先行研究が複数存在する。

まず、保育サービスの量的側面を補完する機能として、保育サービスの中核を担う保育所に対しては、「朝せめて 30 分、夕方せめて 30 分長く預かってほしい」というニーズ<sup>20</sup>が多く存在し、そのニーズをファミサポ事業がカバーしているという指摘がある（成田[1998:66-67]）。また、ファミサポ事業の「支え合い」活動は、既存の保育施設に子どもを預けられない親など、既存の保育ニーズに対応した活動や父子家庭の父親による利用が行われており、既存の保育サービスの補完的役割を担っていると同時に、専業主婦（夫）の子育ての「リフレッシュ利用」を可能としている（冬木[2000]）。専業主婦（夫）の「リフレッシュ利用」に関しては、近年推進される方向にある<sup>21</sup>、現段階においてファミサポ事業は、専業主婦（夫）が「理由を問われることなく子どもを預けることが可能なほぼ唯一の公的保育サービス」でもある（井上[2011:128]）。

さらに、ファミサポ事業は質的にも公的保育サービスを補完している。公的事业でありながら関係性は会員間で築かれるという特異な形態は、個別的なニーズに対し柔軟に応じることができ、親や子どもの状況に合わせた対応が可能となる。幸[2007]は、ファミサポ事業のこのような援助を「ツリー的支援ではなくリゾーム的支援」と表現し、身近なところに助けがあることは重大な物事の予防的役割を果たせるメリットを指摘する。その他にも「かつての近隣住民の助け合い」に代わる援助活動は、多面で現在の保育サービスを質的に補完している。例えば、身近なサービスが可能であるため依頼をしやすく、地理的情報が共有されていることで送迎や散歩など屋外での活動においても利用しやすい（宮木[2006]）。これは公的支援や民間による専門職では果たしにくい機能であり、「地域における子育て支援」機運を上昇させることにもつながる。なお、地域の子育て機能の構築や子育てネットワークの形成こそがファミサポ事業の意義であるという点は、複数の先行研究

---

<sup>20</sup> このような「30分」に対する援助ニーズは当時、共働き家庭において切実であった様子は、ほかでもうかがえる。例えば、弘津裕子[1999]「子育て支援最前線 30分のギャップ二重保育のコスト」『はらっぱ』第188号、17-19ページでは、ぎりぎり6時まで親が迎えに行ける、もしくは祖父母が迎えに行ける場合以外にはベビーシッターに迎えを頼むほかなく、その場合の費用は月平均約7万円である実態が指摘されている。

<sup>21</sup> ただし、ファミサポ事業が設立された当初、専業主婦のリフレッシュ利用に関しては、「専業主婦が他人に子どもを預けて、自分の時間をもつのはおかしいのではないか」という意見が会員の中にもあることから、冬木が調査を行った時点においては、センターにより対応が異なっていた。専業主婦のリフレッシュ利用に対するこのような反応は「当時の」事業の性質からみてもしかるべきものであり、2000年までは労働省の補助事業として実施されていたことからあくまでもファミサポ事業は「仕事と家庭両立支援特別援助事業」として「労働者」の育児・介護を支援するという性質のものであった。しかし、2001年に厚生労働省の事業となり、現在では「リフレッシュ利用」が社会的に認知されるに至っている。

において指摘される点である（井上[2004]、大月市[2009]、庄司[2009]、幸[2007]）。

以上のように、ファミサポ事業に関しては子育て支援ニーズの増大に対応するという「ニーズ対応的」機能が積極的に評価されているが、それに留まらない意義も指摘されている。そして、「ニーズ対応的」機能とは異なるファミサポ事業のもう 1 つの意義を、本稿では「地域支え合い的」機能と表現したい。この「地域支え合い的」機能はファミサポ事業の意義をより鮮明に浮かび上がらせるものである。つづいてみていこう。

## ②人間関係の構築

ファミサポ事業の特徴として、公的事业として運営されながら援助活動はあくまでも会員間の「支え合い」により行われる点がある。ファミサポ事業は元々、地縁機能の代替として相互援助活動の組織化するために開始された制度であり、実際の活動状況をみても当初の設立趣旨にほぼ合致しているといえる（利光[1998]）。そのため、援助活動においても、初回の会員同士の顔合わせ（マッチング）はセンターを介し行われるが、マッチングが行われた後は会員同士で連絡先を交換し合い、必要に応じ援助活動が行われる。公的事业でありながら、その関係性はあくまでも私的なものとされている。

このようなファミサポ事業の「地域支え合い的」な意義としては、まず、人とのつながりが希薄化する現在の社会において、「人間関係の構築」を行うという側面が指摘されている（橋本[1999][2000]、渋谷[2003]、松尾[2006]）。ファミサポ事業は地域住民間に新たな「連帯のきっかけ」を提供し（青山[2001]）、地縁的ネットワークのない依頼会員もセンターがマッチングすることで提供会員と出会うことが可能となる（林[2011]）。また、特に子育ての孤立化に対しては、ファミサポ事業を通じた提供会員との人間関係が、「子育ての悩みを共有できた」「実家の親と話しているみたい」「子育ての不安を受けとめてもらえた」など、子育ての大変さを理解してくれる相手に出会えたという安心感を依頼会員に与えている（松尾[2006]）。

加えて、ファミサポ事業によって構築される人間関係は複数の特徴を有する。その 1 つが「異世代」という点である。依頼会員は子育て世代の 30～40 歳代が中心となっている一方、提供会員は比較的時間にゆとりができる 60 歳代が最も多い<sup>22</sup>。核家族が主流である子育て世代にとって提供会員は自身の親と同世代であり、子どもにとっては祖父母のよう

---

<sup>22</sup> 女性労働協会[2015]によると、提供会員の年齢別割合では、「60 歳代」（29.3%）に次いで、50 歳代（26.3%）、40 歳代（24.5%）が高くなっている。

な存在である。また、援助活動は原則提供会員の自宅で行われるため、援助活動中や前後には、時に依頼会員と提供会員家族との交流が生まれる。そのため、「子育て中の親と、時間にゆとりができ地域で社会活動をしたい人が助け合う新しい形の子育てのネットワーク」は、核家族で過ごす家庭や「職場と住居が離れ地域で過ごす時間の少ない人々が、相互支援活動を通して、異世代家族が出会」う機会となっている（石原[2001:120]）。ファミサポ事業によって構築される幅広い年齢層の人間関係のメリットは複数の先行研究においても指摘されており（渋谷[2003]、鈴木[2007]）、ファミサポ事業は「広く多世代に渡る住民をシステムに取り込む」ことのできる仕組みであるといえる（青山[2001:175]）。

2つ目の特徴は、構築される人間関係が「対等」という点である。専門職による援助や無償ボランティアによる関係性は、ともすれば「援助する側—される側」という上下関係が構築されてしまいがちである。一方、ファミサポ事業の「有償ボランティア」による援助は、「一定の金額を支払うことで援助後のお礼を考えなくて済むようになった」という声が聞かれるように、「活動の有償化は両者がより対等な関係性を築くことに寄与している」（冬木[2000:124]）。「有償ボランティア」活動による人間関係が対等であるという指摘は、高齢者福祉分野において度々指摘される点とも重なる。若佐[2011]が示すように、ベビーシッターとファミサポ事業の根本的な相違は、このような人と人との「ややこしい」関係性だろう。ただし、それはかつての地縁に基づいた「ややこしい」近隣住民の関係性と同質ではなく、公的機関が一定程度介入しながら成立する関係性である。5年間にわたりアドバイザーとの情報交換を重ねた脇[2013]による、提供会員と依頼会員が「利用者・支援者というサービスの形態を越えて、相補的な関係性を築いている」との指摘は、ファミサポ事業の人間関係の積極的側面を言い表している。

### ③地域社会の再生

高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスに関して、「支え合い」活動は都市化に伴い薄れつつあった地域コミュニティの再生に寄与するという意見がみられるのと同様（高橋[1996]、園田[1999]）、ファミサポ事業に関しても、援助活動による人間関係の構築やつながりが地域社会の再生に貢献するという意義が指摘されている（根元[1999]、岡崎[2008]）。このような地域社会に与える効果が、ファミサポ事業の「地域支え合い的」機能の2つ目である。その具体的な事例として、援助活動を通じて子育ての輪が広がってい

ることがあげられている（岡崎[2008]）。また、北海道芽室町のファミサポ事業に酷似する育児支援システム「育児ネットめむろ」の詳細な調査研究である青山[2001]は、同育児支援システムを組織化し、「地域社会における潜在的福祉資源」であった「インフォーマルな福祉資源をフォーマル化」する過程が地域社会を活性化させることを明らかにしている。同時に、芽室町内に「この育児支援システムができたことで、要援助状態にある育児期の親たちを支援するという顕在的な機能のほかに、茶話会や新たなサークルの立ち上げにつながり、またそのことが住民の世代間交流の機会も生む」ことを確認している（青山[2001:174-175]）。芽室町の「育児ネットめむろ」はファミサポ事業を参考にし、町の事業として運営されるというファミサポ事業と酷似する取り組みであるが、当初人口5万人以上の市区町村が補助の対象とされていたためファミサポ事業としては運営されていなかった。しかし、芽室町の実例からは、当初想定されていた人口大規模の都市部においてのみでなく、人口小規模の農村部においてもファミサポ事業が地域社会の再生に影響を与える可能性を示唆している。

#### ④提供会員の社会参加

つづく「地域支え合い的」機能としては提供会員の「社会参加」をあげることができる。現在は子育て支援施策の一環としての役割を担っているファミサポ事業であるが、後述するように、当初は提供会員の主な担い手として想定された「高齢女性」の社会参加を目的に開始された事業であった。そのため、提供会員の「社会参加」の効果に着目する先行研究が複数ある。代表的なものが、高松市のセンターに登録を行う提供会員へのアンケート調査から、高齢者の多様性に対応できる生きがい創出の場としての意義を指摘する松井[2009]である。松井[2009]は、ファミサポ事業が「高齢者にとって、地域社会から離脱しているわけでもなく、積極的に活動しているわけでもない。すなわち、日常的には離脱（業務はない）しているが、依頼があると活動するという相反性を内包し、離脱と活動の両面に接地している」（松井[2009:27]）ため、「孫の世話に役立てること」「自分の経験を若い人の子育てに少しでも役立てたい」という高齢者の参加ニーズを受け止めていると指摘する。つまり、高齢者の内部にある社会参加の動機をファミサポ事業は受け止めている。加えて、社会参加の効果として、提供会員が生活の張り、自己内省の機会、家族との会話の増加を経験しているという報告もある（重川・太田[2005]）。

なかでも、積極的な活動意思をもつ提供会員に関しては、援助活動が次の社会参加につながるケースも存在する。例えば、提供会員や両方会員の援助活動をきっかけとしてセンターのアドバイザーになるケース（上野[2002]）や、センターが主催する「ステップ・アップ講座」で紹介される人材養成講座を受講し、ひとり親家庭へのサポートや虐待防止を目的とするサポートに関わるケース（松尾[2006]）が各地のセンターで報告されている。さらには、ファミサポ事業の援助は基本的に提供会員の自宅で行われるため、提供会員の「妻に影響を受け夫も援助活動を行う」ようになるケースもある（粕谷[2001]）。

このように、ファミサポ事業はゆるやかな社会参加のニーズを受け止め、より積極的な社会参加の動機付けをもつ提供会員にとってはステップアップの機会として機能するとともに、提供会員の家族の社会参加につながる側面も有している。

## ⑤ 学習機会の構築

「地域支え合い的」機能の4つ目は、ファミサポ事業を利用する親（依頼会員）に対し「学習機会」を提供しているという興味深い指摘である。〈教育学〉からのアプローチにより、ファミサポ事業の学習機会の提供という意義を指摘するのは東内[2010c]の調査研究である。東内[2010c]は佐賀市および鳥栖市のセンターに登録する会員へのヒアリング調査のほか、全国のセンターに登録する会員へのアンケート調査から、ファミサポ事業は社会参加の契機を奪われてきた層の親に対して学習機会を提供している仕組みであることを指摘する。依頼会員は預かる預ける行為をきっかけに、「子どもとの関わり方を学ぶ経験」「家事や育児の方法を学ぶ経験」「地域とのつながりを学ぶ経験」をしており、指導的ではないファミサポ事業を通じた親の学習機会は、「格差社会に生きる親は、子育て・家庭教育支援を消費サービスとしか捉えられない」という壁を乗り越え、親の主体形成に影響を与える可能性を示唆する（東内[2007][2010c]）。さらに、意欲的に学習しようとするポジティブな親だけでなく、ひきこもりがちの親に対しても学習機会を提供することがファミサポ事業の積極的側面であると指摘する。また、東内[2007][2010c]を受け、岡本[2011]は〈教育心理学〉の観点から、ファミサポ事業の会員の意識変化に関する考察を行っている。岡本[2011]は、徳島県内2箇所のセンターに登録する会員（提供会員、依頼会員、両方会員）に対しアンケート調査を行い、ファミサポ事業により「自己充実感や満足感」「子どもの肯定観や子育てに対する意識」「地域や地域の人に対する意識」がすべての会員で高まってい

ることを確認した。また、「子育て観（子育てへの自信）」は提供会員のほうが上昇し、「地域交流」に関する意識は提供会員よりも依頼会員で高まりがみられた。そのため、ファミサポ事業は提供会員の地域貢献・自己実現・生きがいにつながるのみならず、家庭・地域のコミュニケーションや教育力の低下を補うことにも貢献していると結論づけている。

以上のように、ファミサポ事業は、会員双方に援助活動を通じた学習機会を提供する役割も果たしている。また、特に依頼会員に関して、東内[2010c]が指摘する社会参加の契機を奪われてきた層の親に対する学習機会の機能は着目に値する。これは、ファミサポ事業が「支え合い」の仕組みであるからこそ生じる意義であるといえるだろう。

## ⑥その他

以上のように、先行研究では「ニーズ対応的」機能のほか、4つの「地域支え合い的」機能が指摘されているが、最後に、先行研究で指摘されるその他の意義について確認しておきたい。

まず、川村・立木[2000]は松本市において、同市が実施する資格取得支援事業を受講した保育士の活躍の場となっていることを指摘する。

また、吉田[1999]は、行政の効率化の観点から事業の効果についての検証することを目的に（経済学）の観点から分析を行い、ファミサポ事業が就業女性の時間的制約を解消していると結論付けている。具体的には、①勤務時間を延長できるメリット（短期での効果）、②パートから正社員に移れるメリットであり、安価なシステム供給のため子育てにかかる直接的費用も軽減することができる上、新規就業の経済的効果の賃金換算は一人当たり月額平均 10 万円と算出する。同じく、宮木[2006]においても、行政側の視点からみればファミサポ事業は自治体の支出を抑えながら育児支援ができると指摘されている。ただし、経済的な効率性の側面からファミサポ事業を論じることは本稿の主たる目的ではないことは付言しておきたい。

このように、ファミサポ事業は他の公的子育て支援施策を量的にも質的にも補完しながら多様化する子育て支援ニーズに対応する「ニーズ対応的」機能とともに、複数の「地域支え合い的」機能を有している。ファミサポ事業の先行研究の動向に関して、まずその意義についてみてきた。つづいて「課題」を確認しよう。

### 3 ファミリー・サポート・センター事業の課題

#### ①利用に関する内容

はじめに、利用に関する課題について確認したい<sup>23</sup>。ファミサポ事業は提供会員と依頼会員の「支え合い」の援助活動であり、「信頼関係」に基づく人間関係の上に成り立っている。しかし、一部においては、依頼会員のいわゆる「ドタキャン」の発生や（根本 [1999]、木脇[1999]）、個別対応であるため時間等にルーズになりやすい（山本・相澤ほか[2002]）などの課題が表面化している。また、提供会員に関しても、センターに援助活動の報告書を提出しない人の存在が一部で指摘されている（根本[1999]）。

加えて、利用に関して多い指摘は、謝礼金の額に関わる内容である。利用に伴う謝礼金は各センターにより 400～900 円/1 時間に設定されており、多くの場合、地域の最低賃金額前後に設定されている。厳密には現行制度上、各センターが示す謝礼金はあくまでも「目安」に過ぎず、提供会員と依頼会員の合意に基づき自由に額の設定が可能だが、示される謝礼金に沿うことが一般化している。そのような中、センターが示す基準額は低所得層にとって高額であるとの指摘が多い（川島・山田[2005]、坂本[2006]、岡崎[2008]）。川島・山田[2005]が実施した静岡県内のセンターにおける会員へのアンケート調査によると、「長時間利用」「2人以上の子どもを預ける場合」には利用料が高額になることや、「ひとり親家庭にとっては、負担感がある」「当日のキャンセル料が半額は高い」という意見が聞かれるほか、提供会員側にも「ボランティアの部分もあるので、もっと安くてもよい」「小学生料金はもっと安くしたほうが利用しやすいのではないか」との意見がみられ、依頼会員、提供会員ともに謝礼金の額が高いと認識されていることが示されている。また、謝礼金の支払いに関して、小松[2003]は若年層の意識に対応するシステムを構築する観点から、センターを通じて金銭をやりとりできるシステムを構築することを提案している。しかし、これまでも度々確認しているように、実施主体である市区町村や委託先の法人は援助活動に関する連絡、調整を行うものであり、実際の援助活動はあくまでも提供会員と依頼会員の「請負又は準委任契約」に基づくものであるという現行の枠組みでは、センターを介し

---

<sup>23</sup> ファミサポ事業が開始された当初は専業主婦（夫）に関する「リフレッシュ利用」が課題としてあげられていたが、2001年からは専業主婦（夫）家庭も利用対象とされるとともに、近年では「リフレッシュ利用」も促進される傾向にあるため課題点としては除外している。例えば、成田[1998]では、当時のファミサポ事業の別称が「仕事と育児両立支援特別援助事業」であることから、リフレッシュ利用が増えることは本来の姿ではないと論じているほか、利光[1998]では、設立当初の「家庭的責任を有する労働者が安心して働くことができるように」「労働者の福祉の増進」という目的とは異なり、母親の息抜き等育児支援のサポートとなっているケースがあることから、将来的に育児支援のみのサポートが増えれば補助が打ち切られることを懸念していた。

た謝礼金システムを構築することは困難である。そのような仕組みを構築するためには、ファミサポ事業の制度設計を変える必要がある。

また、提供会員と依頼会員との間で、援助活動に対する認識に差異が生じているという課題も指摘されている。ファミサポ事業は会員同士の「支え合い」に基づく援助活動だが、謝礼金が発生する。そのため、当該謝礼金が、場合によっては依頼会員に「サービスを購入している」という意識を生じさせる（桑山[2001]、粕谷[2001]）。井上[2011]で指摘される、預かり手を「シッターさん」と呼び低料金のベビーシッターとみなす傾向などは謝礼金の弊害ともいえるだろう。また同時に、謝礼金の存在は、場合によって提供会員に「就労の機会」としての意識を生じさせることにもつながっている（成田[1998]）。

ほかにも、勝木・高見[2004]は、あくまでも補完的役割を担うものと認識しているセンターと専門的な資質を求める依頼会員との間に意識の差が生じる可能性を示しているほか、会員間の「子育て観」に対する考え方や意識の差も指摘されている（粕谷[2001]、山本・相澤ほか[2002]）。

## ②提供会員の偏在

また、実務的な課題点として最も多くあげられているのは、提供会員の量的確保である。個々のセンターを対象とした事例調査では、いずれのセンターにおいても依頼会員に比べ提供会員の数が大幅に少なくなっている（川島・山田[2005]、堀越・中山ほか[2012]、吉川・鈴木ほか[2012]等）。また、女性労働協会[2015]において会員の割合をみると、提供会員が19.8%に対し依頼会員は73.0%となっており、提供会員は依頼会員の1/3に満たない。提供会員が依頼会員に比べ少ないという状況は、ファミサポ事業の開始以降継続的な課題であるが、依頼会員はニーズが生じた際の「保険」として登録を行っている会員が多く、実際に援助を依頼している会員は一部である。そのため、より問題となるのは全体数の提供会員不足よりも、提供会員に地域的な偏在と活動する会員に偏りが生じている点であろう。「地域的な偏在」とは、依頼会員が多い地域と提供会員が多い地域の不一致である。地域的な偏在に関して、例えば、川島・山田[2005]は、静岡県内の16か所のセンターに対する郵送調査から、依頼会員の多い地域と提供会員の多い地域が必ずしも一致しない「地域的なズレ」が発生していることを指摘する<sup>24</sup>。そのほかにも、山本[1997]、根本[1999]、

---

<sup>24</sup> 根本[1999]においても、提供会員と依頼会員の地域的なミスマッチが指摘されている。



坂本[2006]、西川[2003]において同様の課題が指摘されている。その結果、依頼会員のニーズに応えられないという事態が生じるため、「地域に満遍なく会員を確保すること」が求められている（川島・山田[2005]）。加えて、このような地域的な偏在は活動を行う提供会員に偏りを生じさせるとともに、依頼会員と提供会員との関係が固定化することにもつながる（成田[1998]、冬木[2000]）。依頼会員と提供会員の固定化は「幼少期の子どもにとって保育者との間に信頼関係を築くことが、子どもの心身の発達にとっても望ましいこと」である一方、「特定の援助会員に対して過度の負担をかけるばかりか、援助活動が閉じた関係になりがちになり、本事業の目指す子育てのネットワーク」に広がらないという側面が指摘されている（冬木[2000:125]）。

### ③提供会員の質の確保

提供会員の量的確保につづき質の確保も、多数の先行研究で課題として指摘されている（石原[2001]、岡崎[2008]等）。ファミサポ事業の提供会員になるための条件に、公的制約は存在しない。例えば、提供会員の年齢制限を行っていないセンターは67.5%であり、提供会員に対する登録時の講習を実施していないセンターも6.6%存在する<sup>25</sup>。結果、提供会員の質にばらつきが生じている。提供会員に対する講習に関しては、近年「ファミリー・サポート・センター事業における講習の実施について<sup>26</sup>」（平成23年9月30日付雇児職発0930第1号）において、全9項目合計24時間の講習内容<sup>27</sup>が示され、「これを修了した提供会員が活動を行うことが望ましい」とされている。しかし、女性労働協会[2015]によると同通知で示される項目および時間数の講習を実施しているセンターは直近では22.4%であり、「今後、実施予定」7.2%、「検討中」38.8%となっている一方、「実施しない」センターも30.1%となっており、あくまでも目安としての位置づけである様子がうかがえる。このような状況に関し、冬木[2000]では早くから講習の義務づけが指摘され、内容に関しても、安全講習（箕面市健康福祉部児童福祉課[2000]）のほか、人間関係の持ち方の研修の必要性（庄司[2009]）が指摘されている。また、登録時の講習に留まらず、日々

<sup>25</sup> 女性労働協会[2015]

<sup>26</sup> 厚生労働省が実施した全国のセンターを対象とした事故調査において、2006年4月1日～2011年6月21日の間、「死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等」が15件報告されたことを受け、講習に関する通知が出された。

<sup>27</sup> 望ましい講習項目と時間数として、「①保育の心」2時間、「②心の発達とその問題」4時間、「③身体の発育と病気」2時間、「④小児看護の基礎知識」4時間、「⑤安全・事故」2時間、「⑥子どもの世話」2時間、「⑦子どもの遊び」2時間、「⑧子どもの栄養と食生活」3時間、「⑨保育サービスを提供するために」3時間が示されている。

の援助活動の中で不安を解消したり体験談や話し合いを行うフォロー研修の実施（桑山[2001]）や、スキルアップを継続的に図るステップアップ研修（石原・加藤[2003]、鈴木[2007]）の必要性が指摘されている。しかし、現在ファミサポ事業の援助活動を行う提供会員に求められる資質に関しては不明瞭である。脇[2013]で指摘されるように、必要とされている資質を明らかにしながら、人材育成ができる方向性を研究することが課題だろう。そのような中、提供会員の質の確保に関しては、2015年度から開始されている「子ども・子育て支援新制度」下において、保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得する全国共通の研修制度をめざした「子育て支援員研修」の開始により新しい動きもみられる。当該取り組みは今後のファミサポ事業の方向性に関わるため、本稿の最後に改めてふれたい。

#### ④援助内容の高度化

前述のように、提供会員の質の確保が課題となる背景として、年々援助内容が「高度化」していることがあげられる。既述のとおり、ファミサポ事業の意義として多様化する援助ニーズに対応する「ニーズ対応的」機能が存在する。しかし、近年急速に保育ニーズが顕在化するなかで、ファミサポ事業が他の関連施策から漏れ落ちる高度な援助ニーズを担うようになっている。具体的には、病児・病後児保育をはじめ、宿泊を伴う長時間保育、障害児、家庭自体が困難を抱える要支援事例である。

例えば、病児・病後児保育への対応に関してはかねてから課題として指摘されていた（山本・相澤ほか[2002]）。そのため、2005年からは病児・宿泊育児を行う「緊急サポートネットワーク事業」が開始された。当初、同事業では看護師等の有資格者が提供会員として想定されていたが、有資格者の提供会員は確保が困難であり、2009年からは「病児・緊急対策強化事業」がファミサポ事業のオプションとして実施されている。しかし、病児・緊急対策強化事業においても援助内容に明確な基準等がない上、同事業を実施していないセンターにおいても病児・病後児の援助依頼にその都度対応しているなど、病児・病後児保育への対応実態は不明瞭だ。病児・病後児や宿泊を伴う援助は本来高い専門性が求められる（内藤・松澤[2009]）、ファミサポ事業は基本的に提供会員の自宅で援助活動が実施されることから長時間や宿泊を伴う「密室育児」は危険性が増し（冬木[2000]）、依頼会員に不安感を与えている状況も指摘されている（山本・相澤ほか[2002]）。

病児・病後児のほか、障害児への援助ニーズへの対応に関してはかねてから課題が指摘されており（利光[1998]、西川[2003]）、箕面市健康福祉部児童福祉課[2000]からは、障害児への援助依頼に対し慎重に対応する現場の様子がかがえる。加えて、集団保育へのニーズや（成田[1998]）、対象年齢の拡充（石原・加藤[2003]）も指摘されている。

後ほど詳細に述べるが、当初、ファミサポ事業の援助内容は、短時間・不定期の「ちょっとした隣近所の助け合い」の援助ニーズに対応することが目的とされていた。しかし現在においては、拡大し続ける援助ニーズに対しファミサポ事業の「支え合い」の仕組みが専門性を高め対応せざるを得ない状況が存在し、その危険性が課題として指摘されている<sup>28</sup>。松尾[2006]が指摘するように、「長時間・恒常的な援助活動」には公的サービスによる対応が好ましく、病児・病後児保育に関しても、基本的には専門機関での対応があるべき姿だろう。ファミサポ事業を他の保育施策との関連のなかで捉えるとするならば、井上[2004]の「延長保育や病後児保育などは保育所整備を進め、2時間未満の短期利用はファミサポ対応することが望ましい」との指摘や「長時間利用、手厚いケアをしてくれる提供会員にニーズが集中しているが、これらは本来認可保育所で対応すべきニーズであり認可保育所に充実により問題が解消される」という指摘は的を射ている。つまり、「支え合い」による援助内容の限界を意識するとともに、子育て支援施策全体の中におけるファミサポ事業の位置づけを検討することが求められている（吉川・鈴木ほか[2012]）。また、冬木[2000]においても、公的部門でのサービス充実と同時に、民間やインフォーマル部門での役割分担について議論が必要であることが指摘されている。ファミサポ事業の今後の政策展開に関わる重要な課題といえるだろう。

## ⑤他機関との連携

援助内容の高度化に伴い、他の関連専門機関との連携についても課題として指摘されている。この重要性を端的に示すのは、子育て支援施策の中におけるファミサポ事業の位置づけを検討しながら、ファミサポ事業の限界を意識することの必要性を示す吉川・鈴木ほ

---

<sup>28</sup> この点に関して、労働政策研究・研修機構では2004年から2007年にかけて、非正規労働やNPO労働研究に関わる研究員を中心に実証的研究が行われている。これらの研究では、「有償ボランティア」の能力や意識は、有給職員よりもボランティアに近いことが示されているが、労働者に仕事内容が近づくとの内的意識が有給職員に近くなる可能性があり、社会的ニーズが高まり「有償ボランティア」が増えるのであれば、新たな法的枠組みが望まれると指摘されている（小野[2005][2007b]）。つまり、専門性を積極的に高めていくことは、ファミサポ事業の提供会員の「相互扶助」機能を弱める危険性があることを示唆している。

か[2012]であるが、以前からも同様の課題が指摘されていた。

箕面市健康福祉部児童福祉課[2000]は現場の立場から、一人親家庭や障害児への援助等、ファミサポ事業のみの対応では満たされないニーズに対しては、他のヘルパー派遣制度等とのコーディネートを行っており、そのような場合にはセンターが単独で対応するのではなく、地域子育て支援センター、児童福祉課、またヘルパー所管課等との連携を密にし、適切な制度を利用することが求められると指摘する。また、具体的な連携のあり方として、岡崎[2008]では、困難事例に対する専門機関のバックアップ、提供会員の研修における連携、要支援事例に対する行政とファミサポ事業関係者のケース会議が示されている。さらに、内藤・松澤[2009]は、個別的な支援を必要とするケースや、家族システムが支障をきたしている家庭への支援などについては、より心理学的・カウンセリング的な学びの必要性を示唆するとともに、病児・病後児では医療機関のみならず、他の関係機関との連携についてもシステム化とネットワークの強化が必要である旨を指摘する。ファミサポ事業が「支え合い」の強みを維持しながら機能するためには、地域において他の専門的保育施策が十分に機能した上で連携体制が築かれる必要があるだろう。

## ⑥危機管理体制

つづく課題点としては、危機管理体制があげられている。繰り返すが、ファミサポ事業は公的事业でありながらも、援助活動は会員同士の関係性で行われるという特有の取り組みである。福祉関連施策においてこのような事業形態は例がなく、危機管理の対応に関して前例がないなか手探りの状況が続いている。このような特異な事業形態の危うさは、何らかのトラブルの際に顕在化するとして、実施主体の側からかねてより課題点として指摘されていた。例えば、松本市計画調整局・特別調整課[1998]では、事故があった場合、会員とセンターの間には雇用関係がないため、依頼会員と提供会員間で責任を負うこととされており、保険への加入や、かかりつけの医師を調べておくなど、相談、補償の調整役としての責任は個々のセンターで対応されている様子が見えてくる。また、橋本[1999]では、万が一の事態が生じた時には、契約関係が会員間にある以上、提供会員がそのリスクを負うことが予測されるとした上で、依頼会員の責任において提供会員を決定する旨の承諾を入会時に得る運営がなされていた。宮木[2006]においては、「トラブル等が発生した場合、センターが仲介に入ったり再調整をすることになるが、もともと近隣の地域密着型の関係

であるがゆえに、かえって難しい一面がある」と述べられている（宮木[2006:29]）。

ファミサポ事業をめぐるのは、2010年11月16日、八尾市の援助活動中に発生した藤井さつきちゃんの脳死事故から、万一の事態が生じた際には現行制度において適切な対応が行われない構造が明らかになっている。この点に関し、本稿においては掘り下げた検討を行えていないが、万一の場合に対応できる仕組みを構築することは今後検討しなければならない課題であることは指摘しておきたい。

## ⑦その他

その他、先行研究で指摘されている点として、ファミサポ事業の認知度の低さや援助システムの分かりづらさから周知を求めるもののほか（井上[2003]、石原・加藤[2003]、勝木・高見[2004]、有馬・八幡[2005]、酒井・住吉ほか[2000]等）、特に市区町村の直営ではなく委託により運営されているセンターに関しては、センターのアドバイザーの雇用環境が、先進的に動こうとすればするほど「責任は重いが身分は軽い」という矛盾を抱えてしまう構造になっていることが指摘されている（東内[2010a]）。また NPO 法人への委託の場合には、経営や人事管理ノウハウのサポート、人材募集等の広報に関して、行政との連携が不可欠であることが示されているほか（川村・立木[2000]）、ファミサポ事業の利用による「子ども」への影響を検討する必要性が示されている（山本・相澤[2002]、野城[2000]）。そのほか、井上[2004]は、提供会員の主な担い手が女性であることに着目し、提供会員の意識に焦点をあて、ファミサポ事業の活動をジェンダーの視点から分析している。そして、提供会員が子育てを援助するに至った要因を考察した結果、「ファミリー・サポート事業は、ジェンダー規範によって女性に固定化された子育てというケアワークを、女性の側に再固定化するというシステムを内包して」おり、「こうした構造は、ジェンダーの視点からみれば、是正すべき問題性を抱えている」と指摘する（井上[2004:77]）。後述するが、そもそもファミサポ事業の設立には主婦層の女性の社会参加を推進するという目的が存在しており、ジェンダーの視点からみた課題が内包されている。また、冬木[2000]でも、ジェンダーフリーの相互援助活動となる必要性が指摘されている。

本章ではファミサポ事業に関する先行研究を漏れなく確認した上で、先行研究で指摘される同事業の意義と課題について確認してきた。以上の内容をまとめたものが、表 1-2 である。

表 1-2 ファミリー・サポート・センター事業の意義と課題

	意義	課題
「ニーズ対応的」機能	多様化する援助ニーズへの対応	利用に関する内容
「地域支え合的」機能	人間関係の構築	提供会員の偏在
	地域社会の再生	提供会員の質の確保
	提供会員の社会参加	援助内容の高度化
	学習機会の構築	他機関との連携
	その他	危機管理体制
		その他

出所：筆者作成

#### 第4節 小括

本章においては、ファミサポ事業の仕組みについて確認したのち、先行研究で指摘される意義と課題を確認した。その結果、ファミサポ事業の意義として、増大する子育て支援ニーズに対応するという「ニーズ対応的」機能だけでなく、複数の「地域支え合的」機能が存在している。「地域支え合的」機能の意義としては、提供会員と依頼会員の「人間関係を構築」し、かつての近隣住民の助け合いを模した援助活動は「地域社会の再生」にも積極的な効果を与える。同時に、提供会員には「社会参加」の機会を与え、依頼会員に対しては「支え合い」ならでの「学習機会」を提供しているという意義が明らかにされている。一方、課題としては「利用に関する内容」「提供会員の量と質の確保」「依頼内容の高度化」などの運営に関する課題点のほか、「他機関との連携」や「危機管理体制」に関する問題が指摘されていた。

また、先行研究を研究分野別にみると、多義的な側面をもつファミサポ事業は〈家族社会学〉〈心理学〉〈教育学〉等において、これまでにない関係性を生み出す効果が着目され、積極的な側面が指摘されてきた。だが、公的事業でありながらも〈政策学〉や〈法学〉における検討は積極的に行われていない。その結果、後述のように前身となる事業の開始から約 30 年が経過した今もなお、特に「地域支え合的」機能が十分理解されないままファミサポ事業を安易に拡大する政策議論が先行しているように思われる。そのような中、ファミサポ事業に対しては多角的な観点からの検討が求められており、事業全体を研究対象としたアプローチを試み、その全体像をより立体的に明らかにする必要があるだろう。つまり、ファミサポ事業に関しては、序章で設定を行ったマクロ、メゾ、ミクロの 3 つの視点からの検討が求められている。マクロレベルでは、ファミサポ事業の発生から現在に至るまでの政策展開を明らかにし、メゾレベルでは多様な地域における運営実態について

確認する必要がある。また、マイクロレベルにおいては、これまで詳細に分析されてこなかった会員の意識を明確化する必要があるだろう。本稿は、ファミサポ事業をマクロ、メゾ、マイクロの視点から立体的に浮かび上がらせることにより、子育て支援分野における「支え合い」の可能性と今後の方向性について考察を試みる。

## 第2章 ファミリー・サポート・センター事業の政策的変遷

### 第1節 本章の目的

近年においてこそ、子育て支援施策の一環として認識されつつあるファミサポ事業だが、発生から現在に至るまでの歴史は長く、1982年に前身となるファミリー・サービス・クラブ事業が開始されている。また、ファミサポ事業に酷似する保育サポーター事業<sup>29</sup>が、広がりや継続性に困難を抱え衰退していったのに対し、ファミサポ事業は「会員制」「有償ボランティア」による「支え合い」活動のなかでも、継続的かつ全国的に展開されてきた。これは、市区町村が主体となり都道府県が後方支援を行うことで、地域の公的事業として実施されてきたことが要因の1つとなっている。また、地域の子育て支援施策におけるファミサポ事業の存在感は年々強化され、2015年度から開始された「子ども・子育て支援事業制度」においては、市区町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」（13種類）の一種とされている。

このように、ファミサポ事業は前身となる事業が開始されて以降、継続的に地域の子育て支援施策の一端を担ってきた事業であるにも関わらず、その変遷を確認できる先行研究は管見の限り存在しない。そこで本章においては、ファミサポ事業をマクロの視点から捉え、ファミサポ事業がこれまで担ってきた政策的役割、つまり歴史的経緯を明らかにする。

### 第2節 女性の社会進出の促進（1982-1993年）

#### 1 1982年「婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ事業）」の開始

ファミサポ事業は、1982年に労働省（現厚生労働省）の事業として開始された「婦人労働能力活用事業（別称：ファミリー・サービス・クラブ事業）」（以下、クラブ事業という）が発端となっている。管轄や事業名からも推察されるとおり、ファミサポ事業の端緒は現在の福祉政策的なものではなく、「婦人」の「労働能力活用」を推進しようとする労働政策的な意図にあった。クラブ事業が労働政策として開始された時代的背景として、当時の労働市場を取り巻く、いわゆる「労働力の女性化（フェミニゼーション）」と呼ばれる潮流が存在している。クラブ事業が開始された1982年前後は、国際的には1975年の国際婦人年

---

<sup>29</sup> ファミサポ事業と酷似する厚生労働省の補助事業。保育サポーター事業は21世紀職業財団に委託され1998年から交付金を受け、2004年からは同財団の自主事業として運営されてきたが、2009年に中止された。



<sup>30</sup>や国連婦人の 10 年とともに、女性の自立や社会参加が推進され始め、国内においても 1972 年に勤労婦人福祉法（現男女雇用機会均等法）が施行されるなど、労働市場に対する女性の進出が目立っていた。そのような中、国内では、労働市場の改革が行われるとともに「働く婦人の家<sup>31</sup>」が構築されるなど、労働市場に対する女性の進出を後押しするための整備が推進されていた。そして、これらの流れを受け、1970 年代半ば以降、女性労働をめぐる言説にも変化が見え始める。例えば『労政時報』のバックナンバーでは、それ以前とは異なり、女性労働者の「能力活用」に関する言説が増大している<sup>32</sup>。「かつての「問題ある」労働者という見方にかわって、女性雇用者も「活用」あるいは「開発」されるべき「能力」のある労働者というとらえ方が生じてきた」のである<sup>33</sup>。このような社会情勢の中、クラブ事業は「婦人労働能力活用事業実施要綱」（昭和 57 年 5 月 4 日付発婦第 8 号）に基づく事業として実施され、女性の社会参加に関し一役を担うものとして期待された（図 2-1）。具体的な実施に関しては全国地域婦人団体連絡協議会<sup>34</sup>（以下、全地婦連という）に一任され、全地婦連は都道府県ごとに取りまとめられている婦人団体に事業の実施を委託した。

---

<sup>30</sup> 世界的規模で性差別撤廃に取り組むため、1972 年、第 27 回国連総会において 1975 年を「国際婦人年」とすることが決議された。また、同年の国連総会において、1976 年から 1985 年の 10 年間が「国連婦人の 10 年」と定められた。

<sup>31</sup> 女性労働者や就労を希望する女性、主婦等の福祉の増進をめざし、職業生活や家庭生活に必要な知識、資格習得の援助やレクリエーション活動等のための場や機会の提供を総合的に行う施設。

<sup>32</sup> 竹中・久場編[1994:78]

<sup>33</sup> 前掲脚注書

<sup>34</sup> 1952 年に設立された地域婦人団体の連絡協議機関。男女平等の推進、青少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増進、世界平和の確立などの実現を目的としている。

## 婦人労働能力活用事業

### 1 目的

婦人労働能力活用事業（以下「本事業」という。）は、「就業」の準備として短期的、補助的な仕事への「就業」を望む主婦等に対して就業に必要な相談、講習その他の援助を行うことにより就業の援助と福祉と増進を図ることを目的とする。

### 2 本事業の実施地域

本事業は、次のいずれかに該当する市（特別区を含む。以下同じ。）の区域であって、再就職を希望する主婦等が相当数存在することが見込まれるものうちから、労働省婦人局が全国地域婦人団体連絡協議会（以下「全地婦連」という。）の会長と協議して選定したもの（以下「地域」という。）において実施するものとする。

(1) おおむね人口 20 万人以上の市であること。

(2) (1) の市以外の市であって、地理的・経済的状况、婦人の就業希望の状況等にかんがみ、(1) の市におけるものと同規模程度の本事業の実施が見込まれる市であること。

(3) 本事業発足時において団体の活動規模が①会員数、②年間事業費、③年間就業件数において一定の基準を満たすことが見込まれる地域であること。

(4) 将来、団体における本事業に係る年間事業収入が補助額の 2 倍程度となり、独立運営が可能となる程度見込まれる地域であること。

### 3 本事業の実施主体

本事業の実施主体は、全地婦連とするものとする。

### 4 本事業の対象者

本事業の対象者は、「就業」の準備として短期的、補助的な仕事への「就業」を望む主婦等であって、全地婦連が地域ごとに組織する地域ファミリー・サービス・クラブ（以下「地域クラブ」という。）の会員であるものとする。

### 5 本事業の内容

本事業は、地域クラブが短期的、補助的な仕事への「就業」を望む主婦等に対して就業に必要な相談、講習その他の援助を行うものとする。

### 6 地域婦人団体及び行政機関の協力等

(1) 全地婦連は、地域クラブの運営について、地域婦人団体の協力を受けるものとする。

(2) 地域クラブは、その運営に当たり、婦人少年室、都道府県等関係行政機関と相互に緊密な連携を図るものとする。

### 7 国の助成

国は、本事業の実施主体に対して、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費の一部について補助を行うものとする。

### 8 その他

その他本事業に関し、必要な事項は、労働省婦人局長が別に定めるものとする。

図 2-1 「婦人労働能力活用事業実施要綱」（昭和 57 年 5 月 4 日付発婦第 8 号）

出所：名古屋市地域女性団体連絡協議会提供資料

また、事業の開始から 9 年後に発行された総務庁行政監察局編[1991]では、同事業の目的と仕組みについて次のように掲載されている（図 2-2）。

## ア 婦人労働能力活用事業

### (ア) 婦人労働能力活用事業の概要等

#### a 事業の目的等

婦人労働能力活用事業は、子供に手のかからなくなった婦人の活力の活用を図る観点から、再就職を希望する主婦等の増加に対応し、「就職」の準備として、地域における短期的・補助的な仕事への「就業」を望む主婦等に対して就業に必要な相談、講習その他の援助を行うとともに、老人、子供の世話等家庭内の仕事について就業機会を提供する地域相互援助活動を展開し、婦人の就業機会の拡大と併せて地域の勤労家庭の福祉の向上に資することを目的として、昭和 57 年度から実施されている。

#### b 事業の仕組み

婦人労働能力活用事業は、図 5 のように、地婦連の会員のうち希望する者が地域クラブの会員となり、会員相互の必要に応じ、一方が就業の援助（老人介護、家事等）を依頼し、他方が労務を提供するものであり、就業の援助を依頼した者も、次には労務を提供するという相互援助が基本となっている。

#### c 労働省の助成措置状況等

労働省は、労働保険特別会計（雇用勘定）により、表 70 のとおり、毎年度約 2,000 万円（定額（2 分の 1 相当額））を地域クラブの運営費補助として、地婦連に助成している。地婦連は、補助金の約 1 割の 226 万 8,000 円を中央の事務経費とし、残りを各地域クラブに対して 1 クラブ当たり一律に 88 万 2,000 円（平成元年度実績）を配分している。

図 2-2 婦人労働能力活用事業

出所：総務庁行政監察局編[1991:100・101]、下線部筆者

現在ファミサポ事業は、地域における子育て支援を目的とした「有償ボランティア」活動の一環として捉えられているが、開始された当初の目的は、女性に対する就業の場の提供であり、「短期的・補助的」な仕事への就業を希望する主婦等に対し、高齢者、子どもの世話等の仕事を提供することであった。加えて、当時の労働省のクラブ事業新設に係る説明からは、事業開始の背景がより鮮明となる。パートタイム労働や内職を指向する傾向が強いなか「地域社会において雇用関係でない就業を通じて、ある程度の収入を得つつ、子供の世話、家事等の援助活動を行うことを希望する婦人も少なからず<sup>35)</sup>存在するという認識のもとに開始された事業である。

なお、通常の仕事とは異なる点として「就業の援助を依頼した者も、次には労務を提供するという相互援助が基本」とされていた<sup>36)</sup>。「相互援助活動」であると表現されるファミサポ事業の発端はこの文脈から生じている。しかし、実際にクラブ事業を開始して以降は「一人暮らしの老人宅に電話番として伺っているが、近ごろは生活面の援助も必要になってきて、これは福祉の領域に及んでいる」「5 人の身障者が入会され、機能回復訓練の通園に 2 日間は市で、残り 3 日間をクラブでお手伝いしているが、福祉の谷間をこの活動が埋めているようだ」という声が聞かれたように、実際には援助を依頼する者と提供する者に

<sup>35)</sup> 労働省[1982:72]

<sup>36)</sup> 東京都地婦連のクラブにおいても、「自分が手伝うのはイヤ」という人も入会はできません。」という運営がされていたことが分かる（『婦人時報』1993 年 2 月 15 日付 2 面）

分かれており、「相互援助」につながっていない活動も存在した様子がうかがえる<sup>37</sup>。また、「子育て」に関する援助内容が増えるに従い、「現在子育てのまっさい中で頼む一方だけれど、二、三年すればやがて援助もできるという場合などは入会が認められ」るなど、長期的なスパンで見た「相互援助」が含まれるとの認識が広がるようになった<sup>38</sup>。

この当時のクラブ事業を取り巻くスキームを表したものが図 2-3 である。登録に際しては、全地婦連が管理する「ファミリー・サービス・クラブ保険」(200 円/年)に加入し、月 50 円~100 円程度の会費を納めるとともに、利用の際には 1 時間 400~500 円の報酬を支払う<sup>39</sup>。労働政策の一環としての位置づけにあったため、報酬に関しては「最低賃金を下回らない範囲で」設定されていた<sup>40</sup>。また、利用の際の報酬から約 10%の手数料がクラブに入り、会費とともにクラブの運営費となった。

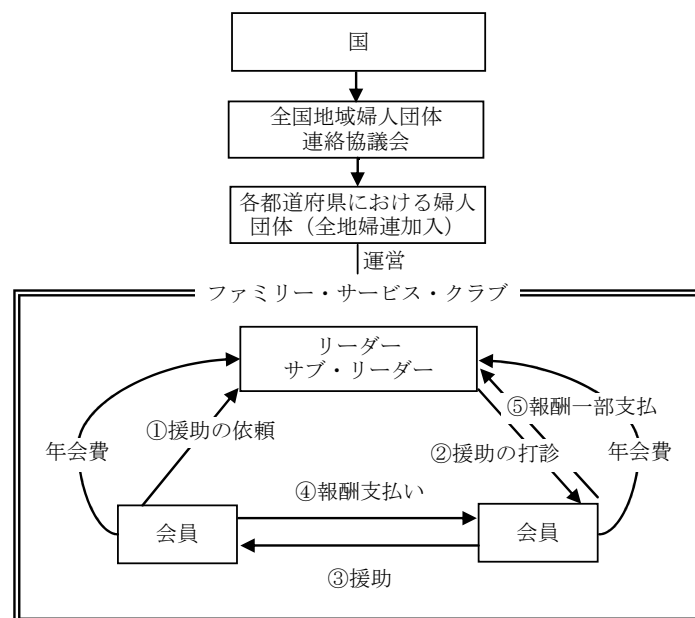


図 2-3 ファミリー・サービス・クラブ事業の仕組み

出所：筆者作成

援助内容は「短期的・補助的」かつ不定期のものに限定し、会員は援助を受ける側にも行う側にもなり得るということが想定されていたクラブ事業は、「サービス提供者の派遣業でない。むしろ地域(近隣)相互扶助を推進するために、そこに貨幣を媒介させ」(唐鎌

<sup>37</sup> 全国地域婦人団体連絡協議会[2003:60-62]

<sup>38</sup> 『婦人時報』1994年7月15日付1面

<sup>39</sup> 全国地域婦人団体連絡協議会[2003:61]。ただし、月刊婦人展望編集部[1983]によると、東京ファミリー・サービス・クラブでは、入会金(600円/年)と保険料(200円/年)を会費として収めるとされており、地域によって一律でないことが分かる。

<sup>40</sup> 『全地婦連』1993年11月15日付3面においては、1983年10月24日豊中市で実施された全国のクラブ事業の情報交流会にて、地域によってばらつきのある報酬額に関しては、労働省から「最低賃金を下回ることのないよう考慮してほしい」と要望が出された。

[1992:113]) ることが意識されていた制度であった。当初、人口 20 万人以上の市（特別区を含む）が補助金の対象とされ、開始年度には、旭川、高崎、千葉、東京都、横浜、富山、豊中、堺、神戸、姫路、和歌山、久留米、長崎、宮崎の 14 都市で開始された<sup>41</sup>。その後、1982 年の開始から 1993 年に至るまで、クラブ事業は全国 28 市で実施されるようになる（図 2-4）。

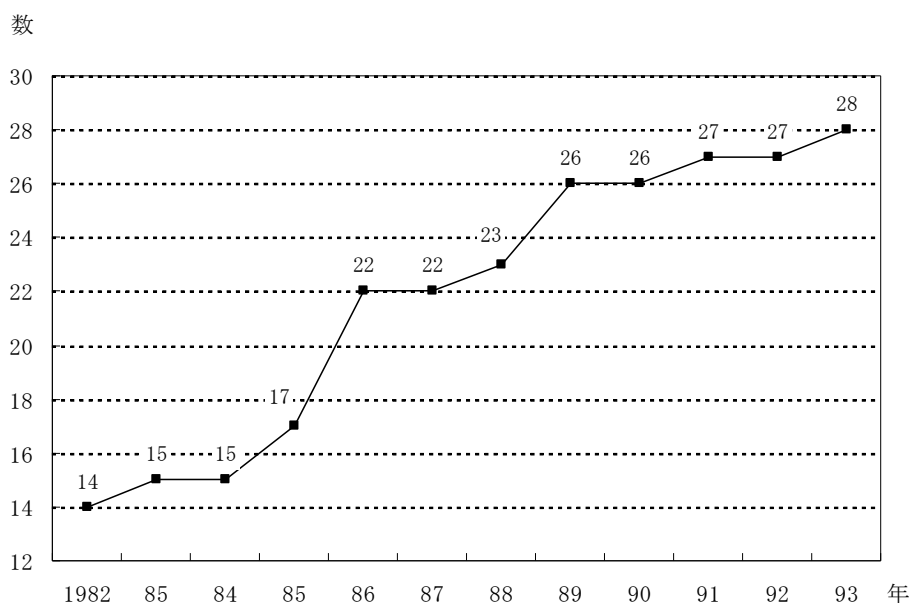


図 2-4 ファミリー・サービス・クラブ事業実施自治体数（総数）の推移

出所：筆者作成

## 2 「高年齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター事業）」との関係

このように、女性の労働政策の一環として開始されたクラブ事業だが、当時の政策的意図を把握する興味深い事業に、同時期「高年齢者労働能力活用事業」として開始されたいわゆる「シルバー人材センター」がある。クラブ事業に関しては当時の資料に乏しいが、シルバー人材センターに係る資料からは、当初クラブ事業はシルバー人材センターと並行する事業として実施されていたことが分かる。例えば、全地婦連に対し交付されていた補助金は、シルバー人材センター事業と同列に交付されている（図 2-5）。また、「高年齢者労働能力活用事業実施要領」（昭和 55 年 4 月 26 日付発職 80 号）によると、シルバー人材センターは「地域社会に密着した補助的、短期的な仕事」により「高年齢者の就業機会の増大」を図ることが目的とされ、対象は「概ね人口 20 万人以上の市（特別区を含む）」とされており、名称、目的、対象ともに、クラブ事業と類似する形で実施されていることが

<sup>41</sup> 労働省[1982]

分かる。ただし、クラブ事業は会員が援助を行う側にも受ける側にもなり得るという「支え合い」活動であるのに対し、シルバー人材センターは高齢者の人材バンクであり、相互援助活動の形態ではなかった点が異なっている。

労働省収婦第 18 号
昭和 57 年度高齢者労働能力活用事業費等 補助金（婦人労働能力活用事業費）確定通知書
全国地域婦人団体連絡協議会 会 長 大 友 よ ふ
昭和 57 年 8 月 25 日付け、労働省収婦第 33-2 号をもって交付 決定した昭和 57 年度高齢者労働能力活用事業費等補助金（婦人労働 能力活用事業費）については、「補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定により 金 9,000,000 円に確定したから通知する。
昭和 58 年 4 月 30 日
労働大臣 大野 明

図 2-5 ファミリー・サービス・クラブ事業補助金確定通知書

出所：全国地域婦人団体連絡協議会提供資料

また、第 104 回参議院社会労働委員会会議録 7 号（1986 年 4 月 10 日）においては、クラブ事業とシルバー人材センターとの「仕事場の奪い合い」を懸念する委員の発言<sup>42</sup>に対し、労働省職業安定局高齢者対策部長（当時）清水傳雄は次のように述べている。

<sup>42</sup> 下村泰委員（当時）による発言。「もう一つ気になりますのは、ここに「婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）」というのがありますね。これなんかの仕事の内容を見たり、それから老人の方のシルバー人材センターの仕事の内容を見ますと、重なるところが随分あるんですよ、ダブるところが。殊にシルバー人材センターの方の「単純作業」ですね。「清掃、除草、樹木消毒、ゴミ処産、梱包、包装、皿洗い、ガラス拭き等」、七番目が「サービス」ですが、「留守番、家事手伝い、老人の話し相手、観光案内業務、広報物の配布、公共施設の受付等」、こういうのが全部御婦人の方も重なってきましようし、今、厚生省のやっている生きがい対策も重なってくる。こういうことになりますと、下手をすると仕事場の奪い合いになりやせぬかというような心配もするんですね。まして数は多くなる、仕事が少なくなるといえば、当然そういう姿も出てくると思うんですが、それをどういうふう処理なさるおつもりでしょうか。」

婦人労働能力活用事業でございますが、これも御指摘のように、仕事の面という形態におきましては似たような面がございます。ただ、これは現実には、内職のあっせん、あるいはまたそれに続いての能力をどうやって開発していくかというような観点、あるいは情報の提供とか、現実の運用としてはそういうところが割に中心になっているのではないかと思いますし、対象者も主として三十歳から五十歳ぐらいの御婦人の方が多いということでございまして、これとシルバー人材センターとは、目的なり実施主体、対象等も異なりまして、そう重複というふうなものはないのではなかろうかというふうにご考慮（下線部筆者）

つまり、仕事の形態としては類似する事業であるが、シルバー人材センターは「退職後の高齢者」を主たる対象とし、クラブ事業に関しては「30～50歳代の女性」の「雇用関係にない就労の場」の創設がめざされていた。以上の内容をふまえ、クラブ事業とシルバー人材センター事業の内容を比較したものが表 2-1 である。

表 2-1 ファミリー・サービス・クラブ事業とシルバー人材センター事業の比較

	ファミリー・サービス・クラブ事業 (婦人労働能力活用事業)	シルバー人材センター事業 (高齢者労働能力活用事業)
目的	婦人の就業機会の拡大と併せて地域の勤労家庭の福祉の向上に資すること	高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること
対象	短期的・補助的な仕事への「就業」を望む主婦等	雇用関係を有しない補助的、短期的な就業を希望する、原則 60 歳以上 65 歳未満の健康な高齢者。65 歳以上であっても、健康かつ、就業する能力がある者は対象とする。
根拠 (開始当時)	婦人労働能力活用事業実施要綱（昭和 57 年 5 月 4 日付発婦第 8 号）	高齢者労働能力活用事業実施要領（昭和 55 年 4 月 26 日付発職第 80 号）
開始年	1982 年	1980 年
実施地域	人口 20 万人以上の市（特別区を含む）	概ね人口 20 万人以上の市（特別区を含む）
相違点	相互援助活動である	相互援助活動ではない

出所：筆者作成

その後、シルバー人材センターは、1986 年に施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において高齢者の就業機会の確保のため、必要な処置を講ずるよう努めることが国および地方公共団体の責務として法定化された。一方、クラブ事業はその後、1994 年に類似事業であるファミサポ事業が開始されたことにより補助事業が終了した。現在は、一部の地域<sup>43</sup>で団体の自主的な取り組みとして活動が継続されている。

<sup>43</sup> 盛岡市、名古屋市、豊田市、福井県（福井市、敦賀市、越前市、鯖江市、勝山市、小浜市、坂井市）、久留米市にて現在も実施されている。ただし、盛岡市では 2003 年より盛岡市ファミリー・サポート・センターがファミリー・サービス・クラブの生活支援活動を引き継ぎ、自主事業として運営している。

### 3 住民参加型在宅福祉サービスの登場

以上のように、当初シルバー人材センターと性質を同じくして誕生したクラブ事業であるが、後のファミサポ事業の誕生に影響を与えるのが、同時期、高齢者福祉分野で活発化していた住民参加型在宅福祉サービスの存在である。

住民参加型在宅福祉サービスは、1980年に任意団体として発足した武蔵野市福祉公社を皮切りに開始された、「会員制」「有償ボランティア」を特徴とする「支え合い」の取り組みである。武蔵野市福祉公社は1981年に「支え合い」活動を開始し<sup>44</sup>、その後現在に至るまで住民参加型在宅福祉サービスの先駆的モデルとされてきた。また、武蔵野市福祉公社以外にも同時期、横浜ホームヘルプ協会、調布ゆうあい福祉公社、神戸ライフケア協会など、住民参加型在宅福祉サービスを牽引する取り組みが生まれている。

1980年代の取り組みの全国的な広がり背景に、全国社会福祉協議会[1987]が、これら「支え合い」活動を「住民参加型在宅福祉サービス」と称するようになった。加えて、全国社会福祉協議会[1987]をまとめるにあたり実施された「住民参加型在宅福祉サービス活動状況調査」では、当該調査の実施時点において全国120団体以上で活動が行われていたことが示されている。さらにその後、これら高齢者福祉分野における新しい活動の芽生えとそのダイナミズムに応えるべく、全国社会福祉協議会内において「住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会」が組織され、継続的な情報交換会や実態調査が行われている。団体数は継続的な伸びをみせ、2009年12月末日時点では全国で2,073団体が活動を行っている<sup>45</sup>。

序章で述べたとおり、同サービスは、急速な高齢化と都市部において顕著であった地域の助け合い機能の低下により顕在化した生活支援ニーズに、住民が「支え合い」の仕組みにより応じようと試みたものである。このような住民参加型在宅福祉サービスは、当時の公的な高齢者福祉施策の未整備を補うとともに、高齢者の在宅福祉に関するニーズを積極的に開拓することで、公的介護サービスの必要性を社会的に認知させる役割も果たした。クラブ事業が開始された1980年代は、これら住民参加型在宅福祉サービスの活動が全国に広がりを見せていた時期でもあった。

---

<sup>44</sup> 武蔵野市福祉公社では、「有償在宅福祉サービス事業」と称されている。

<sup>45</sup> 全国社会福祉協議会[2011]。あくまでも全国社会福祉協議会が把握している数であり、把握されていない団体数を含めるとさらに増えることが予測される。



#### 4 ファミリー・サービス・クラブ事業の課題と行き詰まり

1982年の事業開始以降、クラブ事業は女性の社会進出を後押しする労働政策的な意図の下、順調に運営されているようにもみえた。しかし、類似するシルバー人材センター事業が、大河内一男、三浦文夫による「高齢者の生きがい就労」の理論的な確立を背景に法整備が行われていくのに対し<sup>46</sup>、類似事業として運営されていたクラブ事業は中止する市区町村も発生するなど運営に困難を抱えていた<sup>47</sup>。このように課題と行き詰まりを抱えた当時の様子は、全地婦連の機関紙である月刊紙『全地婦連』に記載されている全国のクラブによる定期的な連絡会の記述から確認できる。1982年の開始以降、順調に運営されるクラブ事業に関し課題が指摘され始めるのは、1985年頃からである。1985年3月の連絡会においては、「補助金が一割削減という環境下で、この事業は前年度と同額を得た。」と当時の労働省婦人福祉課長からその意義が積極的に評価される一方、「一人暮らしの高齢者宅に電話番号として伺っているが、近ごろは生活面の援助も必要になってきて、これは福祉の領域に及んでいる」という高齢者介護に関する援助ニーズの指摘や、「短期的・補助的」な仕事のみ対応するとされていた当初の規定から、ある程度長期にわたるケースが増えてくるなどの課題が指摘されている<sup>48</sup>。当時の課題についてみると、クラブ事業の廃止に影響を与えた課題は次の3点に集約される。

1点目は、クラブ事業が目的とした援助者となる女性の就業機会の促進に関しては、クラブ事業が採用する「有償ボランティア」の形態ではなく、パートタイム労働の形で推進されるようになったことである。1987年3月の連絡会において「パート従事者が増え援助者が減少」という課題が述べられているように<sup>49</sup>、クラブ事業が掲げた女性の労働政策としての目的は、女性の労働市場への進出が進むに伴い、「有償ボランティア」としてではなく「パートタイム労働」の形で推進されるようになった。つまり、クラブ事業が掲げる目的自体が他の形態にとって代わられたことで、事業の存続の意義が薄れたという面がまぎらげられる。

---

<sup>46</sup> シルバー人材センターの構想から実施に至るまでの経緯に関する資料として長勢甚遠[1987]『シルバー人材センター—高齢者雇用就業対策の体系—』労務行政研究所があるほか、シルバー人材センターの取り組みを高齢者福祉と雇用の接点という観点から理論的な背景を論じるものとして、宮地克典[2012]「日本における老人福祉と高齢者雇用の係争点」『大阪市立大学 経済学雑誌』第113巻第2号、65-84ページなどがある。

<sup>47</sup> 東京ファミリーサービスクラブにおいて、「会報などで入会を呼びかけると利用したい人は集まるが、ヘルパーはなかなか集まらないのが現状」との指摘がされるなどしていた（伍賀一道[1990]「福祉分野における不安定就労問題」『女性労働 20世紀から21世紀へ』107-117ページ。）。

<sup>48</sup> 『全地婦連』1985年3月15日付3面

<sup>49</sup> 『全地婦連』1987年3月15日付3面

2点目は、クラブ事業を特徴付ける「支え合い」システムの形骸化である。クラブ事業は開始当初から、必要な際には利用し、手助けできる際には援助側にまわる「相互援助」を特徴とし、この点こそが類似する家政婦労働と異なる点であることが度々強調されていた。しかし、この「相互援助」に関しては、忙しい依頼者は依頼だけで援助を行う余裕がないというように、時が経つにつれ実質上形骸化するようになった<sup>50</sup>。

3点目は、類似する援助活動が登場したことある。1987年3月の連絡会においては、点数制による他団体の援助事業が始まることで担い手の確保が困難になっている状況が指摘され始め<sup>51</sup>、1989年2月の交流会では、生協や自治体等で類似のサービスが開始され競合の問題も無視できなくなっていることが述べられている<sup>52</sup>。つまり同時期、福祉公社や生協、社協が母体となる住民参加型在宅福祉サービスが活発化するに伴い、クラブ事業が国の補助事業として実施される意義が薄れるようになったという側面も影響していた。

一方、クラブ事業の課題が表面化するなかにおいても、1993年3月の交流会の時点では、当時の労働省婦人福祉課長からは、「類似事業が出てきたことで大変なのはよくわかる。しかし、この事業の果たす役割は終わっていない。もういらぬということなら辞めることを検討しなければならないが、まだそういう状態にはなっていない。」との見解が示されていた<sup>53</sup>。しかし、その後状況が一変し、同年10月の交流会で、1993年度をもってクラブ事業が終了し、ファミサポ事業が新規事業として立ち上がる旨が説明されたのである。それに伴い、クラブ事業は①中止、②独自に継続、③新規事業（ファミサポ事業）へ移行のいずれかの選択を迫られるようになった。同交流会において当時の労働省婦人福祉課長はクラブ事業の廃止の背景として、「零細補助金の対象事業となり、今後継続が難しくなっている」こと、「実施団体数も減少途上にあること」や、「有償で人を派遣している今のシステム（老人へのケアを含めて）は職業紹介にあたり、職業安定法にふれる」などの問題点を指摘している。

新規事業として開始されたファミサポ事業に関しては、当時活発化していた高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスとの差別化が意識されており、「近年、在宅福祉サービスの供給源として重要な役割を果たしている、自治体の実施しているボランティア活動や、住民参加型在宅福祉サービスと称される住民の自主的活動の内容をみると、家事

<sup>50</sup> 『全地婦連』1990年3月15日付3面

<sup>51</sup> 『全地婦連』1987年3月15日付3面

<sup>52</sup> 『全地婦連』1989年3月15日付3面

<sup>53</sup> 『全地婦連』1993年3月15日付3面

援助、軽易な介護・介助サービスが中心であり、育児に関するものは少なく、それも共働き世帯への援助は極めて少ないのが現状」(労働省[1999:85]) とのことから、住民参加型在宅福祉サービスは高齢者福祉分野の対応が行われるなか、ファミサポ事業は子育て支援を対象とした内容に移行された。さらに、ファミサポ事業では、労働省が直接都道府県に働きかけを行い、「子どもをかかえて働く女性をサポートすることを目的に、育児に関するサービスの提供だけを行う」ことになった<sup>54</sup>。一方、クラブ事業の中でも補助事業終了後も独自に継続していくことを選択した地域に関しては、住民参加型在宅福祉サービスの一形態として運営されていくことになった<sup>55</sup>。

以上のように、クラブ事業が廃止された背景には、当初掲げた「女性の労働能力を活用する」という目的をクラブ事業で達成する必要性が薄れたこと、「相互援助」「短期的、補助的」等、クラブ事業を特徴づける要素が形骸化していったことに加え、類似する住民参加型在宅福祉サービスが活発化し始めたことがあげられる。特に、目的の必要性と独自性の形骸化は、クラブ事業を国の補助事業として維持するべきとの認識を薄れさせた。そして、そのようなクラブ事業に代わり登場したのが、住民参加型在宅福祉サービスが対象としていなかった子育て支援ニーズへ対応し、市区町村の事業として誕生したファミサポ事業であった。

## 5 ファミリー・サポート・センター事業（仕事と育児両立支援特別援助事業）への転換

一方、ファミサポ事業が開始された背景としては、1.57ショックを機に本格的に開始された少子化対策の高まりがあった。クラブ事業からファミサポ事業への転換に関しては、労働大臣（当時）であった坂口力による次の記録から当時の様子がうかがえる。

私は大臣に就任して以来、一人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率（93年度 1.46、98年度 1.38）が下がり続けていることから、何とかそれに歯止めをかけたいと思っていました。そこで出生率を上げるための方策の一つとして、働く女性への育児の支援策を考えていたのです。

93年秋、公明党三重県本部で女性議員と懇談する機会がありました。その折、県立桑名高校の教師をしながら3人の子育てをした経験を持つ市川悦子・四日市市議から「教師の仕事が忙しく、絶対に学校を休めないような時ほど、子どもが風邪を引いたり、病気になるものです。私の場合は母が面倒を見てくれたからよかったのですが、面倒を見てくれる人がいなかったら、教師を続けることはできなかった

<sup>54</sup> 『全地婦連』1993年11月15日付3面

<sup>55</sup> 1994年度からは、全国社会福祉協議会が毎年実施する「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」において、ファミリー・サービス・クラブが住民参加型在宅福祉サービス団体の一形態として位置づけられている。

のではないのでしょうか」との体験を聞きました。労働省に帰って、当時の婦人局長（一昨年から女性局長に）の松原亘子さんに「地域で母親のように、子育ての”助っ人”をしてくれる制度ができないものか」と相談しました。さすが、女性の第一号の事務次官になった人だけに翌日の朝、持ってこられたのが、現在のファミリー・サポート事業の構想だったのです。ずっとこの構想を練って温めていたのではないかと思います<sup>56</sup>。（下線部筆者）

上記の記録からは、1993年秋にファミサポ事業の構想が立ち上がったことが分かる。坂口と労働省婦人局長（当時）である松原亘子のやり取りが行われた後、ファミサポ事業の構想はすぐに計画化された。第128回参議院労働委員会会議録2号（1993年11月4日）において、笹野貞子理事（当時）が「ファミリー・サポート・センターができるというのをちょっと聞きましたけれども、ファミリー・サポート・センターというのはどのようなものであるのか、御説明いただけますか。」として、国会の場で改めて説明を求めているが、これに対し松原は次のように返答している。

子ども、女性をめぐるさまざまな問題の中の一つに、職業と家族的責任を両立することのできるような環境条件を整備していくというのが非常に大きな政策課題であるというふうに認識をいたしておるわけでございます。このため、さまざまな対策に取り組んでおりますけれども、お尋ねのファミリー・サポート・センター事業と申しますのは、実は来年度新しく始めたいということで現在予算要求を行っているものでございます。その考え方は、現在でもかなり多様な保育施設があるわけでございますけれども、それで応じ切れない変則的な、また変動的な保育ニーズというものもあるわけでございます。多くの女性が保育所だけでは対応できず、二重保育、三重保育をやっているような例もあるわけでございます。そういった保育ニーズに対応するため、地域における仕事と育児両立のための相互援助活動といったようなものを実施していただく。従来ですと、それらは地縁関係の中でお互いの助け合いでやられたものが多いかもしれませんが、最近そのあたりのことが崩れてきておりまして、特に都会ではなかなかそういう援助も得られない。それがために二重、三重の保育をしなきゃいけないということで随分困っている女性も多いわけでございますので、そういった地域における相互援助活動を行政として支援したい。そういうことで、今までの保育施設では応じ切れないような保育ニーズに対応できるようなサポート事業を実施したいというものでございます<sup>57</sup>。（下線部筆者）

また、開始には1994年が国連の国際家族年であることも影響をしていたほか、当初ファミサポ事業は「働く婦人の家」の一環としての運営も想定されていた<sup>58</sup>。なお、ファミ

<sup>56</sup> 公明新聞 [http://www.komei-mie.net/etsuko/results/c\\_03.html](http://www.komei-mie.net/etsuko/results/c_03.html)（アクセス日：2014年9月20日）

<sup>57</sup> 第128回参議院労働委員会会議録2号（1993年11月4日）

<sup>58</sup> 前掲脚注会議録における松原の発言。「働く婦人の家は働く女性のための総合的な福祉施設ということで、これまでかなり歴史もあり事業を展開してきたわけでございます。先ほど申し上げましたファミリー・サポート事業につきましても、この働く婦人の家は市町村が建てるものでございますけれども、こういったファミリー・サポート事業なども働く婦人の家との連携でやっていただいているかどうかということも実は考えておりまして、家族的責任を持つ労働者を支援するセンター的な機能として働く婦人の

サポ事業の特徴は市区町村の事業とされたことにある。クラブ事業は、国から全地婦連に対する補助事業であったため、「労働省の補助事業でもあり、各都道府県の婦人少年室と密接な連携のもとに推進していきたいというのが労働省の願いであり、同時に各クラブの願いでもあります。現状では密接な連携を保っているところ、そうでないところに分かれている<sup>59)</sup>」という課題が存在していた。地域ごとに公的機関との連携状況に差があったことや、広がりに関して課題を抱えていたこともあり、ファミサポ事業が市区町村の公的事業に位置づけられた意義は大きいといえるだろう<sup>60)</sup>。この点が後に、ファミサポ事業の全国展開を後押しすることになる。

### 第3節 女性の社会進出から女性労働者の育児支援へ（1994-1999年）

#### 1 1994年「ファミリー・サポート・センター事業（仕事と育児両立支援特別援助事業）」の開始

ファミサポ事業開始の根拠となったのは、「仕事と育児両立支援特別援助事業実施要綱」（平成6年6月27日付発婦第14号）である。同通知では、ファミサポ事業の開始の背景と目的が次のように記載されている。

近年、働く女性の数は年々増えつつあるものの、女性が仕事を継続していく上で育児との両立が大きな課題となっている。特に、通勤時間の長時間化、勤務形態の多様化の中であって、保育所の送り迎え、施設保育では応じきれない二重保育等の保育需要について、地域における労働者の子育て支援が求められているところである。

このような状況を踏まえ、労働省では、仕事と育児の両立のための環境整備の一環として、今般、仕事と育児両立支援特別援助事業を創設することとした。

本事業は、市町村等が、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織としてファミリー・サポート・センターを設立し、その会員による育児に関する相互援助活動に対し支援を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立させ安心して働くことができるようにし、もって労働者の福祉の増進に資することを期待するものである。（下線部筆者）

---

家をいわば新しく再構築するといえますか、そういうことは十分考えられることだというふうに私どもも思っております。来年が国連が定める国際家族年ということもございまして、私ども勤労者家族に関しますさまざまな施策を総合的に改めて検討したいというふうに思っております。そのときにはこの働く婦人の家の機能、家族的責任を持つ労働者を支援するといったような性格までも含めました機能のあり方、そういうものにつきましても検討をいたしたいというふうに思っております。」また、第129回国会労働委員会会議録6号（1994年6月22日）においても、労働大臣（当時）の鳩山邦夫が、国際家族年の一環事業としてファミサポ事業を紹介している。

<sup>59)</sup> 『全地婦連』1990年10月15日付3面。また、神戸市や福井県などに関しては、都道府県や市区町村が積極的にクラブ事業を評価し、自治体の自主事業として早い段階で国の補助事業を“卒業”し、実施していくなどの傾向が特異的にみられる一方で、堺市や和歌山市のように数年で中止にいたるクラブもあるなど、自治体との連携の実情は多様であった。

<sup>60)</sup> 例えば、ファミサポ事業と酷似する厚生労働省の補助事業である保育サポーターは21世紀職業財団に委託をされ1998年から交付金を受け、2004年からは財団の自主事業として運営されてきたが、2009年に中止された。

クラブ事業とファミサポ事業を比較したものが表 2-2 である。類似事業でありながら、主な事業目的が「援助者側（提供会員）の就労支援」から「利用者側（依頼会員）の仕事と育児の両立支援」へとシフトした。それに伴い、援助内容は家庭内の仕事全般から育児へと移行している。また、実施地域に関しては人口規模が 20 万人以上から原則 5 万人以上へと大幅に引き下げられた。実施主体に関しても変更され、センターを設置するために必要な指導や啓発等の援助を行う「設置促進事業」を都道府県が担い、実質的な運営に関する「相互援助事業」は市区町村が行う。また市区町村は法人に相互援助事業を委託することも可能とされた。さらに、センターの調査研究等を行う「運営支援事業」に関しては、国の外郭機関である婦人少年協会（現女性労働協会）が担うことになった。クラブ事業よりも公的な性質が強化されたといえるだろう。

表 2-2 ファミリー・サービス・クラブ事業とファミリー・サポート・センター事業の比較

	ファミリー・サービス・クラブ事業 （婦人労働能力活用事業）	ファミリー・サポート・センター事業 （仕事と育児両立支援特別援助事業）
目的	婦人の就業機会の拡大と併せて地域の勤労家庭の福祉の向上に資すること	労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備し、もって労働者の福祉の増進を図ること。
対象	短期的・補助的な仕事への「就業」を望む主婦等	（女性）労働者
援助内容	高齢者、子どもの世話等家庭内の仕事	育児
実施地域	人口 20 万人以上の市（特別区を含む）	概ね人口 20 万人以上の市（特別区を含む）
実施主体	全国地域婦人団体連絡協議会および同協議会所属団体	仕事と育児両立支援特別援助事業のうち （1）設置促進事業：都道府県 （2）相互援助事業：市町村もしくは公益法人 （3）運営支援事業：婦人少年協会（現女性労働協会）

出所：筆者作成

主として女性労働者の育児を援助するものとして開始されたファミサポ事業は、急な残業や、帰宅までの間の子どもの一時保育等、仕事と子育てを両立するにあたり、既存の保育サービスで対応しきれない変動的、変則的な保育需要に対応することが想定されていた。また、前身となるクラブ事業の「女性の社会参加」という目的も引継ぎ、雇用による労働は望んでいないものの、できる範囲で社会に役立つことを行いたいとの希望を持つ主婦層等の社会参加を推進することもあわせて、「かつての地縁機能を代替する相互援助活動を組織化し、家族的責任を有する労働者が職業と育児を両立して安心して働くことができるようにする<sup>61</sup>」ことがめざされた。要綱で示された主な目的自体は、クラブ事業の「援助者側（提供会員）の就労支援」からファミサポ事業の「利用者側（依頼会員）の仕事と育児

<sup>61</sup> 労働省[1994:13]

の両立支援」へと変化しているが、クラブ事業の就労支援の側面も残したものになっていたといえる。当初、新設されたファミサポ事業に対する期待は大きく、第128回国会参議院労働委員会会議録2号（1993年11月4日）においては、委員からも「たくさん各地域につくっていただきたいもの」として期待の声があがっていた<sup>62</sup>。なお、ファミサポ事業の開始に際してはクラブ事業のほか、1973年に設立された「有償ボランティア」による「子育て経験のある母親が家庭で子供を預かる民間ネットワーク」であるエスク<sup>63</sup>等が参考にされている。また、運営経費は、国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1の負担で開始された。

開始当初のファミサポ事業の仕組みを表したものが図2-6である。センターに所属するアドバイザーが依頼会員からの援助の依頼に応じて提供会員に援助の打診を行い、会員同士のマッチングが成立すれば実際の援助が行われる。

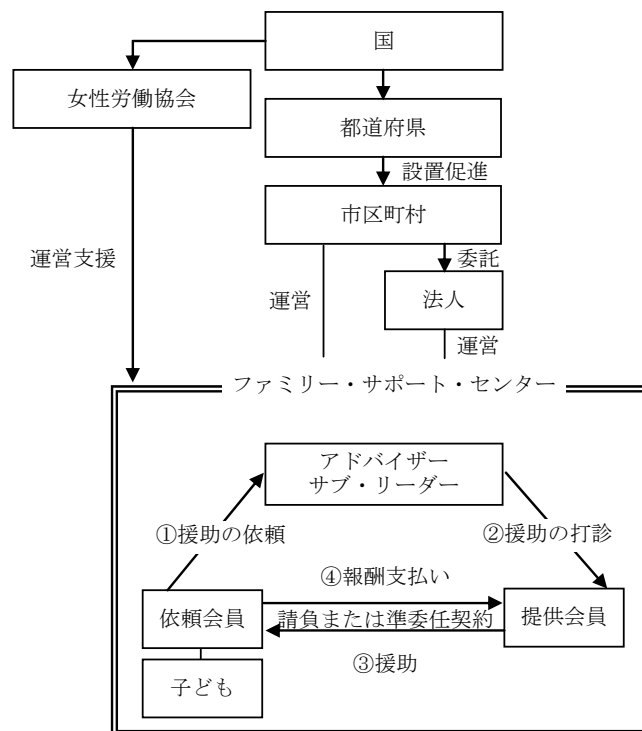


図2-6 ファミリー・サポート・センター事業の仕組み

出所：筆者作成

<sup>62</sup> 笹野貞子理事（当時）による発言。また、ファミサポ事業が開始された後の国会における議論をみても、「非常に評判がよい」（第149回国会参議院決算委員会会議録閉3号2000年9月5日南野知恵子理事（当時）による発言）、「非常に評判が高い」（第150回国会衆議院労働委員会会議録1号2000年11月8日宮腰光寛理事（当時）による発言）、「センターは都市部で好評だ」（第151回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録3号2001年2月23日内藤正光理事（当時）による発言）など、ファミサポ事業に関する評価の意見が多い。

<sup>63</sup> 1980年代に相次いで発生した、「ベビーホテル問題」（夜間保育や宿泊を伴う保育を実施する認可外保育施設で発生した乳幼児の死亡事故）をきっかけに設立された民間団体。

## 第4節 女性労働者の育児支援から全ての家庭の育児・介護支援へ（2000-2004年）

### 1 2000年 労働者の育児・介護支援の開始

以上の経緯で開始されたファミサポ事業は、その後、2度事業内容が変更される。

1度目の変更は、ファミサポ事業の援助内容に介護も含まれるようになったことである。高齢化に伴う介護問題が認識され始め、2000年からの介護保険制度の開始が決定されると、介護の社会化を推進しようとする社会的機運が一層高まりをみせた。そのような流れのなか、ファミサポ事業は2000年に事業名が「仕事と育児両立支援特別援助事業」から「仕事と家庭両立支援特別援助事業」（傍点筆者）へと変更され、援助は育児のみでなく介護も対象とされるようになった。同時に、実施要綱も「仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱」（平成12年4月1日付発女第5号）へと変更されるのだが、その内容は次のとおりである。

少子・高齢化、核家族化が進む中で、労働者が仕事を継続していく上で、育児又は介護との両立は大きな課題となっている。

労働省では、平成6年度より仕事と育児の両立支援策として「仕事と育児両立支援特別援助事業」を実施してきたところであるが、急速な高齢化により、労働者の仕事と介護との両立を支援する必要性が高まってきており、特に、臨時的、突発的なニーズに応じられる柔軟な支援体制の整備を図ることが求められているところである。

このような状況を踏まえ、「仕事と育児両立支援特別援助事業」の事業内容を拡充し、労働者の仕事と育児の両立支援に加え、高齢者等援助を要する家族を抱えながら働く労働者の仕事と介護との両立を支援する「仕事と家庭両立支援特別援助事業」を実施することとした。

本事業は、市町村等が、育児の援助又は高齢者等に対する軽易な介護等の援助を行いたい者と当該援助を受けたい者からなる会員組織としてファミリー・サポート・センターを設立し、その会員による育児又は高齢者等に対する軽易な介護等に関する相互援助活動に対し支援を行うことにより、労働者が仕事と育児又は介護を両立させ、安心して働くことができるようにし、もって労働者の福祉の増進に資することを期待するものである。（下線部筆者）

2000年の変更に伴い、介護もファミサポ事業の援助対象とされるとともに、それまで主として女性労働者が対象とされていた事業の目的が、この時点からは女性に限らず労働者全般が対象とされるようになっている。

### 2 2001年 全ての家庭の育児・介護支援の開始

2度目の変更は、依頼会員の対象拡大である。2001年の労働省と厚生省の統合をきっかけに、ファミサポ事業は厚生労働省の補助事業となり、依頼会員の対象が労働者から自営



業者や専業主婦を含む子どもを持つ全ての家庭に拡大された。省庁統合のメリットを活かす形で、仕事と家庭の両立支援に児童の福祉という目的が付与され、ファミサポ事業はこの時から「地域の子育て支援」としての機能強化がめざされている。実施要綱も「仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱」(平成13年8月6日付発雇児第319号)に変更され、その内容は次のとおりである。

少子・高齢化及び核家族化が進む中で、労働者の仕事と育児又は介護との両立が大きな課題となっていることから、厚生労働省では、従来から、労働者の仕事と家庭の両立支援策として本事業を実施してきたところである。

こうした中で、本年1月に省庁統合が実施されたことを踏まえ、省庁統合のメリットを活かして仕事と家庭の両立支援に加えて児童の福祉という目的も併せて果たすことができるよう、地域の子育て支援機能の強化に向けた事業を統合的に展開することとし、別紙のとおり「仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱」を定め、平成13年4月1日から実施することとした。(下線部筆者)

その後、ファミサポ事業を実施する市区町村は年々増え続ける(図2-7)。特に2004年から2005年にかけては約100の地方公共団体が開始し、その数は大幅に増加している。この背景には、2005年の次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、同法に基づき策定される市区町村の行動計画を推進することを目的に次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)が創設され、ファミサポ事業が同交付金の対象とされたことがあげられる。また、ファミサポ事業が単独の補助金から次世代育成支援関連の交付金に移行したことで、援助内容から「介護」が外された。2001年を境に、ファミサポ事業は「地域の子育て支援」が重要視される社会的な流れのなかで、その政策的役割が一層増すことになった。

その後もファミサポ事業は政策的に役割が強化され、2003年の児童福祉法の改正では、児童福祉法施行規則19条3号<sup>64</sup>に規定される援助事業として法定化された。それまで要綱事

<sup>64</sup> 児童福祉法施行規則19条 法第21条の9に規定する主務省令で定める事業は、次のとおりとする。

1 次に掲げる児童であつて、その保護者の労働その他の理由により家庭において保育されることに支障があるものにつき、保育所その他の施設、病院又は診療所(ロに掲げる児童にあつては、病院又は診療所)において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。)

イ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回復の過程にあるものに限る。)

ロ 疾病にかかっているおおむね十歳未満の児童(回復の過程にあるものを除く。)

2 乳幼児であつて、その保護者の労働その他の理由により、一月間に相当程度、家庭において保育されることに支障が生ずるものにつき、保育所等において、適当な設備を備える等により、保育を行う事業(市町村又はその委託を受けて当該保育を行う者が行うものに限る。)

3 保護者であつてその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望するものと当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この号において「援助希望者」という。)との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業

(下線部筆者)

業として実施されていたファミサポ事業が法定化されたことは、地域における子育て支援としてファミサポ事業が重要な役割を担ってきたことを示唆している。

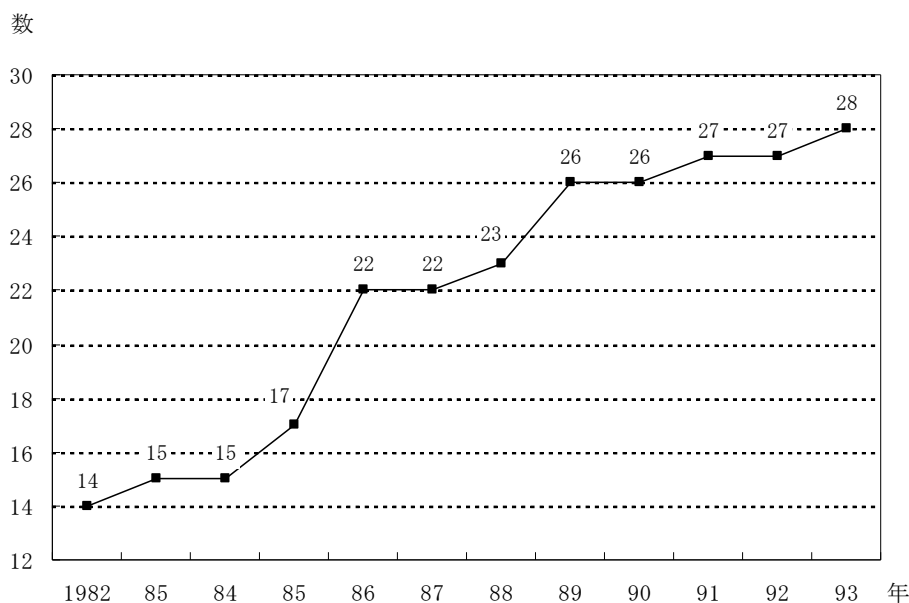


図 2-7 ファミリー・サポート・センター事業 実施自治体数の推移

出所：筆者作成

## 第 5 節 地域の子育て支援の機能強化（2005-2011 年）

### 1 2005 年 病児・病後児支援の開始

地域の子育て支援事業として位置づけられるようになったファミサポ事業は、その後、急速に機能強化が図られるようになる。具体的には、病児・病後児支援機能の付与である。それまでのファミサポ事業では、病児・病後児に対する援助は原則的には対象とされていなかったことから、これに対応するものとして 2005 年「緊急サポートネットワーク事業」（以下、緊サポ事業という）が開始された。緊サポ事業は従来のファミサポ事業では対応できなかった、病児・病後児の預かりや、急な出張等の際の宿泊を含む子どもの預かり等の援助を行うことが目的とされた。また、当初念頭に置かれていた会員は、緊サポ事業による援助を受けたい労働者と援助を行いたい看護師・保育士等の有資格者等であった（表 2-3）。ただし、ファミサポ事業が実施されていない地域においては、非労働者であっても緊サポ事業を利用することができるとされていた<sup>65</sup>。

<sup>65</sup> 女性労働協会[2007a:18]

表 2-3 ファミリー・サポート・センター事業と緊急サポートネットワーク事業の相違点

	ファミサポ事業	緊サポ事業
依頼会員	育児（一部介護）サポートを受けたい全ての者	病児・病後児等のサポートを受けたい労働者
提供会員	サポートを行いたい全ての者	サポートを行いたい 看護師・保育士等の有資格者等
実施団体	市区町村または公益法人等	公益法人
活動範囲	市区町村	都道府県

出所：筆者作成

女性労働協会[2007a]は、緊サポ事業が設立された背景として、日本労働研究機構（現労働政策研究・研修機構）が実施した「育児や介護と仕事の両立に関する調査」の結果から、子育て期にあたって就業を断念した労働者の「仕事と育児が困難だった理由」をみると「子どもの病気等で度々休まざるを得ないため」（32.8%）をほぼ3人に1人の割合で両立困難の理由にあげるなど、就労家庭における病児・病後児保育の必要性が認識され始めたことを述べている。

また、緊サポ事業の開始にあたっては、第162回参議院厚生労働委員会（2005年3月29日）において病後児保育の重要性が指摘される議論が行われている。病後児保育に関しては「乳幼児健康支援一時預かり事業<sup>66</sup>（病後児保育）」が厚生労働省の事業として既に実施されていたが、医療機関との連携が求められるなど細かな要件のある同事業は当初目標とされたほどには広がらず、地域のニーズに応じることに限界が発生していた。そこで、「緊急性のあるような事態に対応できるよう」にするためにも、ファミサポ事業の仕組みを利用した緊サポ事業が検討され始めたのである<sup>67</sup>。

## 2 2009年 病児・緊急対応強化事業の開始

しかし、提供会員を原則「看護師・保育士等の有資格者」を想定した緊サポ事業に関しては、当初想定されたように有資格者の提供会員が集まらなかった。また、市区町村ではなく都道府県単位での活動を想定した緊サポ事業の運営は実質上困難となり、緊サポ事業は数年後の2008年に終了した。緊サポ事業が廃止された理由は、第170回参議院内閣委

<sup>66</sup> 病後児を病院や保育所等で一時的に預かる事業。1994年から仕事と育児の両立支援策として開始された。ファミサポ事業と同様に、実施主体は市区町村となっている。

<sup>67</sup> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（当時）伍藤忠春による発言

員会会議録 2 号（2008 年 11 月 20 日）において、①都道府県を活動範囲としているがすべての地域に事業展開することが困難であること、②保育が市町村の責任で実施されており市町村事業と一体とするほうが適切であること、③ファミサポ事業と緊サポ事業の使い分けが不便との指摘があること、があげられている<sup>68</sup>。そして、翌 2009 年からは、それまで緊サポ事業で担われていた病児・病後児や宿泊を伴う緊急の援助は、ファミサポ事業の中に「病児・緊急対応強化事業」が新設され、市区町村の事業として展開されるようになった<sup>69</sup>。つまり、ファミサポ事業に病児・病後児や宿泊を伴う緊急預かりの機能が付与された。これが現在のファミサポ事業の形態である（図 2-8）。センターによって「病児・緊急対応強化事業」を実施しているところもあれば、実施していないセンターもある。また、センターで対応される援助内容が専門化するに伴い、地域の医療機関や保育施設等、関係機関との連携体制が重要視され始めた。

なお、2015年度からファミサポ事業は「子ども・子育て支援新制度」の新しい枠組みの中で、また新たな政策展開がなされようとしているのだが、「子ども・子育て支援新制度」下におけるファミサポ事業に関しては、今後の方向性に係る議論となるため、本稿の検討を踏まえた上で終章で触れるにしたい。

これまでみてきたファミサポ事業の歴史的経緯をまとめたものが図2-9であり、法的根拠と財源の推移を表したものが表2-4である。

---

<sup>68</sup> 厚生労働大臣官房審議官（当時）北村彰による発言

<sup>69</sup> なお、これまでの緊サポ事業からの円滑な移行を図るため、2010年までの2年間の時限措置として「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」が実施されている。

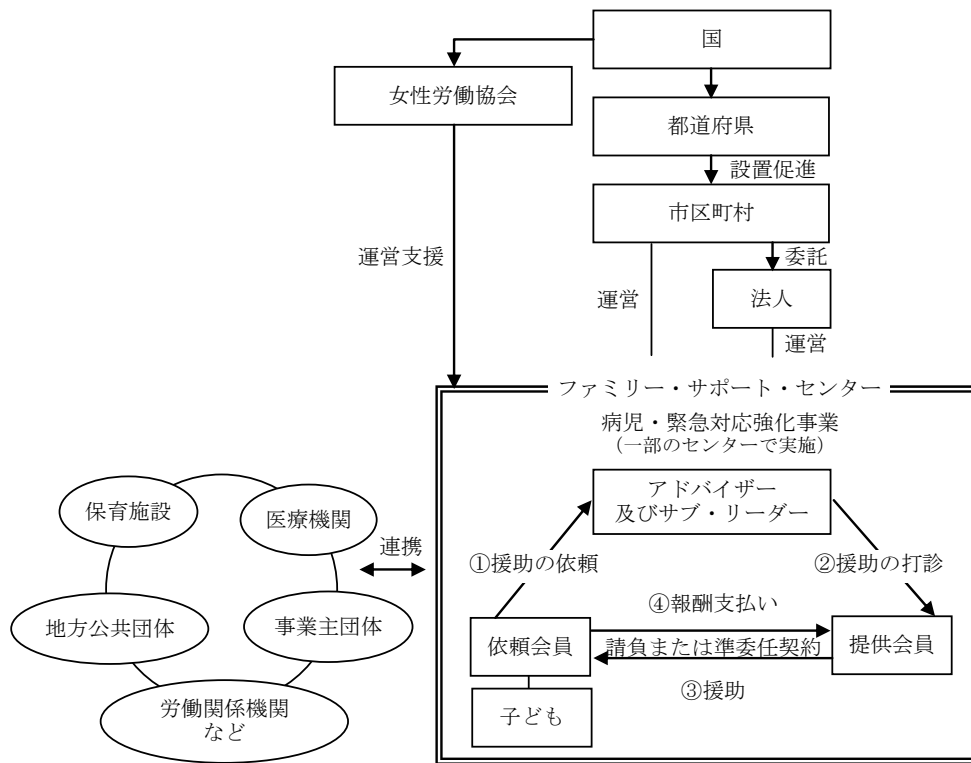


図 2-8 病児・緊急対応強化事業を含むファミリー・サポート・センター事業の仕組み

出所：筆者作成

年度	1982	1994	2000	2001	2005	2009	2015
ファミリー・サービス・クラブ事業	家事サービス全般						
	別称：婦人労働能力活用事業						
ファミリー・サポート・センター事業		労働者の育児	労働者の育児・介護	すべての人の育児・介護	すべての人の育児		
		別称：仕事と育児両立支援特別援助事業	別称：仕事と家庭両立支援特別援助事業				別称：子育て援助活動支援事業
緊急サポートネットワーク事業					労働者の病児・宿泊育児	<終了>	
病児・緊急対応強化事業 ※ファミリー・サポート・センター事業の中に新設						すべての人の病児・宿泊育児	

———— 補助事業  
 または交付金事業  
 - - - - - 自主事業

図 2-9 ファミリー・サポート・センター事業の推移

出所：筆者作成

表2-4 ファミリー・サポート・センター事業の根拠と財源の推移

年	経緯	根拠	財源
1982	婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ事業）開始	婦人労働能力活用事業実施要綱（昭和57年5月4日付発婦第8号）	高齢者労働能力活用事業費等補助金（婦人労働能力活用事業費）
1994	仕事と育児両立支援特別援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）開始	仕事と育児両立支援特別援助事業実施要綱（平成6年6月27日付発婦第14号）	中小企業福祉事業費補助金、女性就業援助促進費及び勤労者家庭支援施設等整備費補助金、特別保育事業費等補助金
2000	仕事と家庭両立支援特別援助事業に名称変更	仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱（平成12年4月1日付発女第5号）	
2001	依頼会員の対象拡大	仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱（平成13年8月6日付発雇児第319号）	
2003	児童福祉法に法定化	児童福祉法21条の9第14項／同児童福祉法施行規則19条3号	
2005	緊急サポートネットワーク事業開始	緊急サポートネットワーク事業委託要綱（平成17年8月付雇児発第0810002号）	委託費
	次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の特定事業に規定		次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）
2009	病児・緊急対応強化事業開始		
2011			子育て支援交付金
2012			安心こども基金（補正予算）
2014		児童福祉法6条の3第14項 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施要綱（平成26年5月29日付雇児発0529第17号）	保育緊急確保事業費補助金
2015	子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業に規定	子ども・子育て支援法59条12号	子ども・子育て支援交付金

出所：筆者作成

## 第6節 小括

本章においては、ファミサポ事業をマクロの視点から捉え、1982年以降の歴史的変遷を確認した。前身となるクラブ事業が開始された当初は主に女性の労働政策を主眼とし、提供会員の能力活用を目的に開始されたファミサポ事業であるが、1990年代からは依頼会員に対する仕事と家庭の両立支援政策に目的が一新された。その後、依頼会員の対象が拡大され、自営業者や専業主婦（夫）家庭にも利用が認められるようになったことから、2000年以降は家庭の子育て、介護支援としての役割を担うようになるが、2005年からは次世代育成支援対策推進法の施行に伴い地域の子育て支援政策としての役割に集約されるようになった。そして、現在では市区町村の子育て支援に関わる事業としての位置づけが確立されている（図2-10）。ファミサポ事業の政策変遷を見ると、先行研究で指摘される「ニー

ズ対応的」機能がより鮮明になる。ファミサポ事業はその時々の上社会的要請に応じて援助内容や援助対象者が政策的に拡大され、公的子育て支援施策を補完する役割を常に果たしてきた。これは「会員制」「有償ボランティア」による「支え合い」の仕組みが、高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスと同様、子育て支援分野においても有効に機能し、歴史的にみても重要な役割を果たしていることを示唆している。

年代	1982-1993	1994-1999	2000-2004	2005-
政策目的	女性の就業機会の拡大→(女性)労働者の育児支援→家庭の子育て・介護支援→地域の子育て支援			
主な政策対象	提供会員	依頼会員	依頼会員+子ども・高齢者	依頼会員+子ども

図 2-10 ファミリー・サポート・センター事業の経緯

出所：筆者作成

それでは、このようなファミサポ事業をメゾレベルでみた場合、各センターはどのように運営され、地域においてどのような役割を果たしているのか。次章では、複数のセンターの運営実態をみていきたい。

## 第3章 ファミリー・サポート・センター事業の運営実態

### 第1節 本章の目的

本章が設定する視点は、ファミサポ事業をメゾレベルで捉えることである。ファミサポ事業は公的事業として実施されているが、基本的な実施要綱が示されていないながらも、運営は実施主体の大幅な裁量に委ねられている。実施主体の判断により柔軟な取り組みが可能であるファミサポ事業は各センターにおいて状況がさまざまである。そして、地域によってはかつて介護保険制度導入前、住民参加型在宅福祉サービスが公的高齢者福祉施策の不足を「支え合い」の形態により補い、時には地域における援助ニーズを掘り起こし、公的在宅介護サービスの必要性を社会的に認識させるものとして大きな役割を果たしたのと同様、活発な援助活動を実施しているセンターも存在する<sup>70</sup>。

センターごとに運営が多様である実態は、複数のセンターの実施状況を比較した先行研究においても指摘されている。例えば、山路[2003]は、東京都内多摩地区における主要7都市（町田、府中、三鷹、立川、小平、国立、武蔵野）のセンターに対する実態調査を行い、その取り組み状況は「地域の実情、行政の姿勢、NPOなどを支える住民の取り組みによって差がある」と論じている（山路[2003:25]）。また、吉川・鈴木ほか[2012]においても、東京都内および近郊地域の6市区町村に対し、依頼会員の利用ニーズおよび提供会員の登録時講習会の内容に関する調査を実施した結果、提供会員養成の仕組みや講座内容がセンターによって大きく異なることが指摘されている。それゆえ、センターごとに多様であるファミサポ事業の現状を一律に捉えることは困難であるため、ファミサポ事業に関する先行研究では事例研究が中心となっている。事例研究に関しては、山路[2003]や吉川・鈴木ほか[2012]のほかにも、幸[2007]は、愛知県内における4つのセンターを対象として、インタビュー調査および視察から現状を詳細に示している<sup>71</sup>ほか、鈴木[2007]は、女性労働協会が実施する全国調査との比較からT市におけるセンターの運営実態について確認している。また、脇[2013]においては、別府市におけるセンターの実態を、センターに所属するアドバイザーに対するインタビュー調査を通じて明らかにしている。

<sup>70</sup> ファミサポ事業の前身となるクラブ事業が開始された際には、あくまでも不定期かつ短時間の援助に限り受けつけ、専門的ではない「ちょっとした隣近所の手助け程度」との条件がつけられ運営されていた（月刊婦人展望編集部[1983:7]）が、近年ではセンターによって障害児、病児・病後児への対応等、援助の内容は多岐にわたっている。

<sup>71</sup> 幸[2007:71-73]



このように、ファミサポ事業をメゾレベルで捉え、その運営実態について論じる先行研究は複数存在するが、対象となる地域をみると東京都内もしくは近郊地域が主流となっている。そこで本稿では、以上の先行研究を補強するためにも、「地域」および「実施主体」がいずれも異なるセンターに聞き取りを依頼し、ご協力をいただいた。また、ファミサポ事業の全国的な運営状況に関しては、女性労働協会が定期的実施する全国調査により把握することができる。本章においてはこれら全国調査や先行研究とあわせ、筆者が行った4センターに対する聞き取り調査から、①ファミサポ事業の運営実態、②ファミサポ事業の特徴、③課題について確認したい。

## 第2節 ファミサポ事業の運営形態と概況

### 1 運営形態の概要

今一度、ファミサポ事業の運営形態について確認しておきたい。「支え合い」に基づく「互助・共助」の活動を公的政策として運営するファミサポ事業は、他の公的サービスとは異なる形態で運営されている。冒頭で述べたように、ファミサポ事業は公的な事業として実施されているが、その運営に関しては実施主体の大幅な裁量に委ねられている。さらに、実施主体である市区町村や法人は、あくまでも会員相互の援助活動が適切に行われるよう連絡、調整を行うものであり、実際の援助活動は提供会員と依頼会員間の「請負又は準委任契約」に基づくものと位置づけられている。そのため、例えば各センターによって示される報酬額も「目安」としての位置づけのものとなる。事実、ファミサポ事業によって行われる「援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができる<sup>72)</sup>」(傍点筆者)とされており、実施主体や会員間の判断によって柔軟な取り組みが可能であるファミサポ事業は各センターにおいて実施状況がさまざまである。

### 2 全国的な概況

ファミサポ事業は長年継続され全国的に展開されている一方、調査研究は決して活発とはいえないが、運営支援を担っている女性労働協会が定期的に活動状況調査を実施している<sup>73)</sup>。筆者が行った4センターに対する聞き取り調査の内容に入る前に、まずは女性労働

<sup>72)</sup> 厚生労働省[2011]「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」

<sup>73)</sup> 2002年度を初めとし、2005年度、2007年度、2010年度、2012年度、2014年度に調査を実施、報

協会[2015]<sup>74</sup>から全国的な概況を確認したい。また適宜、女性労働協会[2003]および女性労働協会[2013]も使用する。

なお、活動状況調査に関しては実施年度により質問項目や選択肢に変更があるため、経年変化を確認することができない項目が多い。政策的変遷がメゾレベルの運営にどのような影響を及ぼしているか等、ファミサポ事業の通時的な変化を把握することは今後の研究課題といえるだろう。

### ①運営方法

ファミサポ事業の運営方法をみると、「市区町村の直営」が42.7%であり、「市区町村からの委託」が55.9%となっている。直営よりも委託により運営されているセンターのほうが多い。また、「市区町村からの補助」も0.9%存在する。女性労働協会[2013]では、直営が42.7%、委託が55.7%、補助が0.7%であり、割合にはほぼ変化がない。ちなみに、女性労働協会が初めて実施した活動状況調査である女性労働協会[2003]においては、直営が53.4%、委託が46.6%であった。

委託先または補助を受ける団体では、「社会福祉協議会」が48.7%と最も多く、「NPO法人」が33.9%、「公益／一般法人（財団法人、社団法人）」が11.0%となっているほか、「民間企業（有限会社、株式会社等）」も1.3%存在する（表3-1）。また、女性労働協会[2013]との比較では順位に変化はなく、割合も微増、微減はしているものの、大きな変化はみられない。

表 3-1 委託先または補助を受ける団体

	全体	社会福祉協議会	公益/一般法人(財団法人、社団法人)	NPO法人	民間企業(有限会社、株式会社等)	その他	無回答
H26年度	372	181	41	126	5	18	3
%	100.0	48.7	11.0	33.9	1.3	4.8	0.8
H24年度	320	154	33	111	2	20	2
%	100.0	48.1	10.3	34.7	0.6	6.3	0.6

出所：女性労働協会[2015:1]

告している。

<sup>74</sup> なお、女性労働協会[2015]に係る調査は、厚生労働省「ファミリー・サポート・センター事業実施市区町村一覧（平成24年度実績報告ベース）」に基づき、703センターを対象として実施された。調査方法は郵送自計方式であり、各センターへ調査票を郵送し、アドバイザーに記入を依頼している。調査期間は2014年7月3日～8月1日であり、有効回答数は655センター、回答率は93.2%となっている。

## ②会員の状況

続いて、会員の状況を見ると、女性労働協会[2015]に回答した 655 センターの会員数を合計すると 526,537 人となる。そのうち提供会員は 104,257 人（19.8%）、依頼会員は 384,165 人（73.0%）、両方会員が 38,115 人（7.2%）となっている<sup>75</sup>。依頼会員に比べ提供会員の少なさが目立つ。依頼会員の登録に比して提供会員の登録が少ないことは、多くのセンターにおいて共通の課題となっている。

また、登録をしている年齢別の会員割合をみると、依頼会員は「30 歳代」（52.7%）が最も多い。一方、提供会員は「60 歳代」（29.3%）に次いで、50 歳代（26.3%）、40 歳代（24.5%）が多くなっている（表 3-2）。提供会員の性別をみると、女性労働協会[2015]に回答した 655 センターの提供会員のうち、男性の提供会員は 4.3%であり、女性の提供会員が大半を占める。提供会員は「40～60 歳代の女性」が活動の主な担い手である。

表 3-2 年齢別会員数

	全体	30 歳未満	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上
提供会員	104,257	1,686	8,395	25,513	27,436	30,571	10,656
	100.0%	1.6%	8.1%	24.5%	26.3%	29.3%	10.2%
依頼会員	384,165	25,626	202,566	144,221	8,887	1,736	1,129
	100.0%	6.7%	52.7%	37.5%	2.3%	0.5%	0.3%
両方会員	38,115	1,369	16,169	18,557	1,628	299	93
	100.0%	3.6%	42.4%	48.7%	4.3%	0.8%	0.2%

出所：女性労働協会[2015:4]

## ③アドバイザーの状況

ファミサポ事業の運営は、センターに配置されているアドバイザーが依頼会員からの依頼を受け提供会員とのマッチングを行うとともに、活動に際しての助言、講習の企画、関係機関との連携等を行っている。そのため、アドバイザーが担う役割は大きい。

アドバイザーの雇用形態は、「委託先の嘱託職員」が 34.8%と最も多く、「市区町村の嘱託職員」が 32.4%、「委託先のパート・アルバイト」が 31.0%と続いている（表 3-3）。また、「任期がある」センターが 45.5%となっており、「任期がある」センターのうち、80.2%が「1年」を任期としている（表 3-4）。センターに配置されているアドバイザーに関しては、不安定な雇用環境に置かれている様子がうかがえる。

<sup>75</sup> なお、厚生労働省が公表している会員数は、2013 年 3 月末日時点において、全国で依頼会員 466,287 人、提供会員 123,173 人である（前掲脚注 10）。

表 3-3 アドバイザーの雇用形態

	全体	市区町村の 正職員	市区町村の 嘱託職員	市区町村の パート・アルバイ ト	委託先の正 職員	委託先の嘱 託職員	委託先のパ ート・アルバイト	その他
件数	655	114	212	151	167	228	203	110
割合	100	17.4	32.4	23.1	25.5	34.8	31.0	16.8

出所：女性労働協会[2015:6]

表 3-4 アドバイザーの任期

	全 体	1 年	2 年	3 年	4 年以上	無回答
件 数	298	239	5	12	34	8
%	100.0	80.2	1.7	4.0	11.4	2.7

出所：女性労働協会[2015:8]

#### ④提供会員に対する講習

続いて、提供会員に対する保育やファミサポ事業の活動に関する知識を得るための講習の状況をみると、講習の内容はセンターによって異なっている。項目数では「1～2項目」が17.9%と最も多く、「3～4項目」が16.9%と続いているが、センターによって様々であり、「0項目」の講習を実施していないセンターも6.6%存在する（表3-5）。また、時間数をみても、「1～5時間未満」が35.0%と最も多く、「5～10時間未満」が17.3%と続いているが、「0時間」から「20時間以上」までばらつきがある（表3-6）。

表 3-5 講習1回あたりの項目数

	全 体	0項目	1～2項目	3～4項目	5～6項目	7～8項目	9～10 項目	11項目 以上	無回答
件 数	655	43	117	111	109	64	103	64	44
%	100	6.6	17.9	16.9	16.6	9.8	15.7	9.8	6.7

出所：女性労働協会[2015:17]

表 3-6 講習1回あたりの時間数

	全 体	0時間	1～5時間 未満	5～10時 間未満	10～15時 間未満	15～20時 間未満	20時間以 上	無回答
件数	655	43	229	113	82	34	114	40
割合	100.0%	6.6%	35.0%	17.3%	12.5%	5.2%	17.4%	6.1%

出所：女性労働協会[2015:18]

現在、提供会員に対する講習に関しては、2011年「ファミリー・サポート・センター事業における講習の実施について」（平成23年9月30日付雇児職発0930第1号）において、全9項目合計24時間の講習内容<sup>76</sup>が示され、「これを修了した提供会員が活動を行うことが望ましい」とされているが、通知で示されている項目および時間数の講習が行われているセンターは少ない。公的事業でありながら運営に関しては実施主体の裁量に委ねられるファミサポ事業は、国が示す条件に関しても強制力がなく運営されている様子がこの点においてもうかがえる。また、通知により示される講習会に対しては、「センターとして、講習を増やす必要性を感じない」との項目に対し、「そう思う」は20.8%、「そうは思わない」が72.2%となっており、多くのセンターで必要性が感じられている一方、自由記述では「有償ボランティアになるための研修」としては敷居が高く、時間を割いて参加してくれる人はますます少なくなることが予測されます。」「ボランティア精神に保育の専門性をどこまで求めていくのだろうか」とまどいを覚えます。」等、課題を指摘する意見も多い。

## ⑤活動内容

では、ファミサポ事業はどのような利用がされているのか。表3-7に示されるように活動内容では、「保育施設までの送迎」が23.1%と最も多く、次に「保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり」(18.4%)、「学校の放課後の学習塾や習い事等までの送迎」(12.6%)、「放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり」(11.2%)がつづく。女性労働協会[2013]と比較すると「保育施設までの送迎」および「学校の放課後の学習塾や習い事等までの送迎」の割合が伸び（女性労働協会[2013]では21.0%および10.3%）、送迎に関する援助は順位を上げている。ファミサポ事業は主に、他の保育施設や放課後児童クラブ等で対応しきれない保育ニーズに対応し、「子育て支援の狭間を支える仕組みとしての役割が大きい」（吉川・鈴木ほか[2012]）ことが女性労働協会[2015]からもうかがえる。

---

<sup>76</sup> 前掲脚注27

表 3-7 活動内容

活動内容	H26 年度	割合
保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり	296,792	18.4%
保育施設までの送迎	372,855	23.1%
放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	181,387	11.2%
学校の放課後の子どもの預かり	56,555	3.5%
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	18,727	1.2%
買い物等外出の際の子どもの預かり	73,498	4.6%
保護者の就労(短期・臨時・求職活動等)の場合の援助	82,712	5.1%
保護者の病気、急用等の場合の援助	33,124	2.1%
障がいを持つ子どもの預かり・送迎など	57,186	3.5%
学校、幼稚園、保育所の休みのときの預かり、及び援助	35,550	2.2%
学校の放課後の学習塾や習い事等までの送迎	202,656	12.6%
病児・病後児の預かり	8,075	0.5%
病児・病後児保育施設等への送迎	2,035	0.1%
早朝・夜間等の緊急時の預かり	7,267	0.5%
宿泊を伴う子どもの預かり	1,622	0.1%
放課後児童クラブ開始前の預かり・送迎	16,910	1.0%
産前・産後の育児援助等	78,752	4.9%
保護者のリフレッシュ・習い事の為の預かり	8,218	0.5%
その他	80,338	5.0%
合計	1,614,259	100.0%

出所：女性労働協会[2015:5]

## ⑥病児・病後児および障害児の受入れ状況

病児・病後児預かりの状況をみると、2009年から開始された「病児・緊急対応強化事業」の交付金事業として実施しているセンターは14.4%であり、「病児・緊急対応強化事業」として申請はしていないが、基本事業のなかで病児・病後児預かりを実施しているセンターも15.7%存在する。また、「病児・緊急対応強化事業」を実施していると回答したセンターのうち、運営主体が「既存のセンターで基本事業と併せて実施している」のは89.4%であり、「病児・病後児のみ別団体に委託」しているのが9.6%であった。

また、障害児に関しては82.1%のセンターが障害児預かりを実施していると回答している。預かりを実施している子どもが持つ障害で多いのは「自閉スペクトラム症／自閉症巢ペクトラム障がい」が46.0%、「知的発達症／知的発達障がい」が34.2%、「注意欠陥・多動性症／注意欠陥・多動性障がい (ADHD)」が33.3%となっているほか、「ダウン症候群」(23.2%)、「学習症／学習障がい (LD)」(9.0%)、「脳性麻痺など」(6.0%)など、多岐にわたる(表3-8)。また、障害の種類からは重度の障害児の援助も行われている様子がうかがえる。

表 3-8 障害の種類

	件数	%
全体	655	100.0
自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障がい	301	46.0
注意欠如・多動性症／注意欠陥・多動性障がい(ADHD)	218	33.3
学習症／学習障がい(LD)	59	9.0
知的発達症／知的発達障がい	224	34.2
言語症／言語障がい	29	4.4
運動症群／運動障がい群	34	5.2
ダウン症候群	152	23.2
脳性麻痺など	39	6.0
その他	74	11.3
無回答	151	23.1

出所：女性労働協会[2015:50]

全国的な活動状況調査から、ファミサポ事業の運営に関しては、センターによって柔軟な対応がされていることが分かる。会員登録の手続き、提供会員となるための条件、講習の義務づけや内容等、運営方法はセンターによりさまざまである。また、ファミサポ事業が設立された当初は、既存の保育サービスで対応しきれない変動的、変則的な保育需要に対応することが目的とされていたが、近年では「保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり」等、定期的な援助が多く、宿泊を伴う長時間の援助も実施されている。そして、センターによっては病児・病後児や障害児等の専門性の高い援助も行われる傾向にある。つまり、ファミサポ事業の運営に関しては多様化が進み、援助内容に関しては高度化しているのが全国的な状況といえよう。これは、高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスが、介護保険制度制定前に置かれていた状況と酷似している。つまり、マクロの視点から明らかとなったファミサポ事業の「ニーズ対応的」機能は、メゾの視点から全国的なセンターの運営実態をみても確認することができる。

### 第3節 聞き取り調査の概要

#### 1 調査対象と概要

このように、女性労働協会が実施する活動状況調査からは全国的なセンターの運営の概況を把握することができるが、地域によって運営状況が多様であるファミサポ事業の実態を明らかにするためには限界がある。そこで、ファミサポ事業をメゾレベルで捉えた場合、地域においてどのような運営がされ、どのような役割を果たしているのか、よりファミサ

ポ事業の運営実態に迫るため、本章では、「地域」および「実施主体」がいずれも異なる4センターにヒアリングを依頼し、ご協力をいただいた。主なヒアリング項目は、①依頼会員および提供会員の状況、②運営状況、③提供会員の登録時講習会の内容、④利用状況、⑤課題である。また、ヒアリング調査の対象は、表3-9に記載する4市におけるセンターである。

表3-9 対象と概要

	A市	B市	C市	D市
地域	関東地方	中国地方	関西地方	四国地方
運営主体	市（直営）	NPO法人（委託）	民間企業（委託）	公益財団法人（委託）
開始年	2001年	2002年	2004年	2004年
人口総数 <sup>77</sup>	186,000人	66,000人	366,000人	343,000人
都道府県の待機児童数 <sup>78</sup>	5,000人以上	100人未満	100人以上 500人未満	100人未満

出所：筆者作成

A市は関東地方のセンターであり、市が直営で運営を実施している。B市は中国地方のセンターであり、NPO法人に委託されている。C市は民間企業に委託された関西地方のセンターであり、D市は勤労者の福祉の向上を目的とする公益財団法人に委託されている四国地方のセンターである。調査期間は2013年1月～3月である<sup>79</sup>。聞き取りは半構造化面接により実施し、所要時間は各センターともに1時間半～2時間であった。なお、調査期間直後の全国待機児童マップから各市が所属する県の待機児童数をみると、A市が5,000人以上、B市およびD市は100人未満のランクであり、C市は100人以上500人未満のランクとなっていた。

## 2 行政計画における位置づけ

ヒアリング調査の結果に入る前に、各市の次世代育成支援行動計画におけるファミサポ事業の位置づけについて確認しておきたい。

<sup>77</sup> 平成22年国勢調査より。1,000未満は切り捨てて表示。

<sup>78</sup> 2013年4月1日時点。厚生労働省[2013]「保育所関連状況取りまとめ（平成25年4月1日）」11ページ。

<sup>79</sup> A市センターは2013年2月22日にセンター長様（於A市センター）、B市センターは2013年3月5日に委託先法人理事長様（於B市センター）、C市センターは2013年2月5日にアドバイザー様およびC市事業ご担当者様（於C市センター）、D市センターは2013年1月11日にアドバイザー様（於D市役所）にご協力いただいた。



A市では「A市次世代育成支援行動計画（後期）」において、「在宅の子育て支援サービスの拡充」および「地域における子育てグループの育成」の一環として、「ファミリー・サポート・センター事業の充実」が位置づけられている。特に、A市の子育て関連施策においてファミサポ事業が特徴的であるのは、要保護児童対策協議会としても機能しているA市子ども家庭支援ネットワークの一環として、ファミサポ事業が運営されている点である。また、市が直営で運営するA市のセンターは子ども家庭支援センター内に設置されており、センターが入る子ども家庭支援センターでは、ひろば事業や相談事業等、各種子育て支援関連事業が行われている。このような環境のなか、A市のファミサポ事業に関しては、子ども家庭支援ネットワークのなかでファミサポ事業をどのように運営するかという点が常に意識されている点が特徴といえるだろう。

つづいて、B市では「B市次世代育成支援行動計画（後期）」において、「地域における子育て支援サービスの充実」の1つとして「ファミリーサポートセンター事業の充実」が掲げられている。各事業が重点事業と一般事業に区分されるなか、「ファミリーサポートセンター事業の充実」は一般事業に区分されており、B市の行動計画でファミサポ事業が特に重要な位置にあるわけではないのだが、実施主体であるNPO法人が独自に活発な活動を行っているのがB市の特徴である。加えて、地域との関連資源のなかで特に特徴的であるのは、医師会および小児科医とのつながりである。後述するが、B市は提供会員が専門性を高め、障害児や病児・病後児に対する援助を積極的に行っている。その背景には、B市内全ての小児科医と連携をすることで病児・病後児援助に対応していることや、実施主体であるNPO法人と医師会とのつながりが密であり、医師会全体でファミサポ事業を支えるという機運の存在がある。

また、C市の「C市次世代育成支援行動計画（後期）」では、「仕事と子育ての両立支援の充実」および「地域社会で子どもを育てる環境づくりの推進」の一事業として「ファミリー・サポート・センター事業」が位置づけられている。なお、C市のファミサポ事業に関しては地域資源との関連で特に目立った特徴はみられないが、民間企業が実施主体となる例は全国的にも稀であり、その点はC市の特徴といえる。

最後に、D市では「D市次世代育成支援行動計画（後期）」において、「地域ぐるみの子育て支援のまちづくり」の一事業として「ファミリー・サポート・センター事業」が位置づけられている。C市と同様、地域資源との関連で特に目立った特徴はみられないが、D

市のファミサポ事業に関しては、中小企業の労働者の福利厚生事業に取り組む公益財団法人が実施主体となっている点が特徴である。

以上のように、4 センターの地域における次世代育成支援行動計画をみると、ファミサポ事業はいずれの自治体の次世代育成施策においても「地域の子育て支援」として位置づけられている点は共通であった。

## 第4節 自治体ごとの概況

それでは、ヒアリング項目に従ってファミサポ事業の実施状況についてみていきたい。ヒアリング内容の詳細は、適宜掲載する表のとおりである。なお、各センターの運営状況に関し特徴的な点については表中においてゴシック体にて表示している。

### 1 依頼会員および提供会員の状況

依頼会員および提供会員の状況については、表 3-10 のとおりである。

表 3-10 依頼会員および提供会員の状況

	A 市	B 市	C 市	D 市
提供会員数	429 人	66 人	221 人	381 人
依頼会員数	2,644 人	463 人	915 人	732 人
両方会員数	34 人	0 人	102 人	74 人
提供会員の条件	満 20 歳以上。保育の援助をしたい、心身ともに健康な方でセンター主催の養成講座を修了した方。原則、A 市在住。	センターが認める保育サービス講習会の修了者で、センターに提供会員として登録し、 <b>毎月の定例会・研修会に参加する者。</b>	20 歳以上。子どもが好きで、育児に熱意があり、 <b>子育て経験がある</b> 市民。センターが実施する <b>説明会、講習会</b> を受けて登録。	20 歳以上。D 市在住。心身共に健康で相互援助活動に意欲のある方。センターの実施する講習の受講が必要。
依頼会員の子どもの年齢	原則、生後 3 か月以上小学校 4 年生以下	<b>0 歳～高校 3 年生</b>	おおむね生後 3 か月～小学校 6 年生まで	6 か月～小学校 6 年生
依頼会員のその他の条件	—	—	<b>センターが実施する説明会を受けて登録。</b>	—
障害児の受入	有	有	有（但し、障害の状況による）	有
病児・病後児の受入	無	<b>有</b>	病 児：無 病後児：有	無

出所：筆者作成

## ①会員数

依頼会員および提供会員の状況に関しては、先行研究においても、依頼会員数に比べ提供会員数が大幅に少ない「提供会員不足」の状況が指摘されているが（川島・山田[2005]、堀越・中山ほか[2012]、吉川・鈴木ほか[2012]）、4市いずれのセンターにおいても同様の状況がみてとれる。また、中でも関東地区のA市においては、依頼会員数が人口総数に比して大幅に多くなっている。A市が位置する都道府県の待機児童数は5,000人以上と最も多いランクの地域であり（表3-9）、「保育」へのニーズが高い都市部においてはファミサポ事業に対するニーズも高いことが推察される。一方、四国地方の地方都市であるD市のセンターにおいては「同居家族や近隣等、保育をサポートしてくれる人が一定程度存在するため、ファミサポ事業に対する需要がそれほど高いとはいえない」という意見も聞かれた。

また、B市は両方会員数において特徴的な点がみられた。多くのセンターでは依頼会員と提供会員を兼ねる「両方会員」が登録されているが、B市では両方会員が存在しない。B市のセンターにおいては、提供会員が活発な活動を行うとともに援助する側に徹する運営がなされており、援助を行う側と受ける側は区分されていた。

## ②提供会員の条件

つづいて、子育ての援助を行う提供会員になるための条件をみてみたい。提供会員になるための条件では、4市すべてのセンターにおいて、センターが実施する講習会の受講が規定されていた。中でも特徴を有するのはB市とC市である。B市は提供会員になるための条件として、登録時の講習会に加え「毎月の定例会・研修会に参加する」ことが条件とされている。全国的な状況では、約8割のセンターにおいて登録時における講習会の受講は義務づけられているが<sup>80</sup>、その後の定例会・研修会への参加も条件とされているのは、B市の特徴といえる。定例会・研修会の頻度も「毎月」に設定されており、頻度が高い。また、C市においては講習会とともに、「説明会」の受講が定められていた。後述するが、この「説明会」は依頼会員が受講するものと同じである。加えて、C市においてはそのほかの条件として、「子育て経験」も提供会員になるための条件とされていた。

---

<sup>80</sup> 女性労働協会[2013]によると、提供会員に講習の受講を「義務づけている」センターが81.5%であり、「義務づけていない」センターが18.0%となっている。

また、年齢に関する条件をみると、3市のセンターにおいて年齢制限の下限値が設定されており、20歳以上が基準とされている（A市、C市、D市）。一方、全国的な状況では、年齢制限を設けているセンターは31.5%であり、そのうち「提供会員の年齢の下限値」では「20歳」が89.3%となっている（女性労働協会[2015]）。そのほか、「心身ともに健康」（A市、D市）や、「子どもが好きで、育児に熱意」のある（C市）ことを条件としているセンターもある。

以上のように、提供会員の条件では、特に「毎月の定例会・研修会に参加する」ことを規定するB市や、「子育て経験」を求めるC市は他市のセンターに比べ提供会員になるための基準が高く設定されており、各センターが提供会員に求める条件は差のある様子が見られる。

### ③依頼会員の条件

つづいて、依頼会員の条件を確認したい。

まず、依頼会員の子どもの年齢に関しては、各センターにおいてばらつきがみられた。年齢の下限値では3か月とするセンター（A市およびC市）のほか、6か月とするセンター（D市）もあるが、B市においては下限値が設定されておらず、生後まもなくから援助を受けつけている。一方、年齢の上限値をみると、小学校6年生とするセンター（C市およびD市）があるほか、小学校4年生とするセンターもある（A市）。そのような中、特に特徴的なのはB市における高校3年生という設定であった。ファミサポ事業の援助内容に関しては一時預かり等が念頭に置かれているため、小学生を上限値に設定しているセンターがほとんどであるが、B市においては、中・高校生に対し骨折時等の学校への送迎援助として少数ながら援助が実施されているため、高校3年生が上限値とされていた。

また、依頼会員になるための子どもの年齢以外の条件として、C市においてはセンターが実施する「説明会」の受講が義務づけられている。この説明会では、援助活動の流れや注意点などが説明される。これは提供会員が受ける説明会と同一のものであり、依頼会員と提供会員の双方が同じ説明会を受講することとなっている。このように、援助を受ける側である依頼会員に対し提供会員と同じ説明会の受講を義務づけているセンターは珍しく、この点はC市の特徴であるといえる。登録時において依頼会員と提供会員が同じ説明会を受講することは、両者のファミサポ事業に対する認識の共有に貢献すると考えられる。

以上のように、ファミサポ事業の運営では援助の対象となる依頼会員の条件に関しても各センターにおいて差があり、B市の中・高校生の送迎援助に伴う子どもの年齢の設定のように柔軟に対応されている様子が垣間みることができる。

#### ④障害児および病児・病後児の受入

それでは、障害児および病児・病後児の受入状況について確認しよう。

まず、障害児については、4市のいずれのセンターにおいても受入が実施されていた。また、全国的な状況においても約8割のセンターで障害児の受入がなされていることをみても<sup>81</sup>、障害児への援助は多くのセンターにおいて一般化している様子がうかがえる。

一方、近年ニーズが高まっている<sup>82</sup>病児・病後児の受入に関しては、障害児に対する受入に比して各センターにおいて差がみられた。実施していないセンターのほか（A市およびD市）、C市においては、病児に関して受入を実施していないが、病状が落ち着いた病後児に関しては受入れると規定されていた。また、B市においては病児・病後児のいずれも援助が実施されている。全国的な状況では、病児・病後児の受入を実施していないセンターが65.6%と、実施しているセンターの30.1%を大きく上回っており<sup>83</sup>、病児・病後児の受入に関しては慎重な対応が行われている。病児・病後児に対する援助を実施していないセンターに理由を伺ったところ、市区町村が別途実施している「病児・病後児保育事業」で対応するように類似事業との住み分けを行っている（A市およびD市）ほか、受入にあたっては別途研修が必要なことなど、会員の質を確保するという点で課題がある（D市）とのことであった。

## 2 運営状況

聞き取り事項の2つ目である運営状況に関しては、表3-11のとおりである。

---

<sup>81</sup> 女性労働協会[2015]では、82.1%のセンターが障害児の受入を行っている。また、障害児に対する援助内容では、「学校や保育施設、社会福祉施設等への送り」（61.9%）、「放課後児童クラブや自宅への送迎」（51.9%）など、送迎に関する援助が高くなっているほか、「学校の放課後の子どもの預かり」（35.1%）、「買い物等外出の際の子どもの預かり」（25.1%）が続いて高くなっている。

<sup>82</sup> 例えば、内閣府[2009]「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査（平成20年）」によると、保育所サービスに望むこととして、「病児・病後児保育の充実」が54.7%と、「待機しなくても入所できるよう、保育所の数や定員を増やす」（64.9%）に次いで高くなっている。また、平成16年の同調査では「病児・病後児保育の充実」が44.4%となっており、10ポイント以上上昇している。

<sup>83</sup> 女性労働協会[2015]

表 3-11 運営状況

	A 市	B 市	C 市	D 市
基本時間	平日午前 7 時半から 6 時半	平日午前 7 時から午後 6 時	平日午前 8 時から午後 7 時	平日午前 7 時から午後 7 時
基本時間謝礼金額	800 円	700 円 500 円／回（送迎）	700 円	600 円
（参考）最低賃金額	850 円	691 円	699 円	652 円
基本時間外	平日の上記以外の時間帯および土日祝日			
基本時間外謝礼金額	1,000 円	800 円 600 円／回（送迎）	800 円	700 円
アドバイザーの数	3 名	2 名	3 名	3 名
援助活動件数 <sup>84</sup>	9,744 件／年	5,361 件／年	6,681 件／年	8,984 件／年

出所：筆者作成

### ①謝礼金額

ファミサポ事業は、いわゆる「有償ボランティア」によって援助活動が行われているため、利用にあたっては一定の謝礼金が発生する。謝礼金は全額、依頼会員から提供会員に直接手渡され、提供会員にとっては援助活動の報酬となる。なお、この謝礼金の名称に関しては、「謝礼金」（A 市）、「利用料金」（B 市）、「報酬」（C 市）、「利用料（報酬）」（D 市）と多様であった。

謝礼金額については、基本時間と基本時間外で区分されており、それぞれ 1 時間あたり、800 円（A 市）、700 円（B 市および C 市）、600 円（D 市）となっている。通常、基本時間の金額は一律で設定されているが、B 市については援助依頼の多い送迎に関する援助に対し別枠で 500 円／回の設定が行われている点が特徴である。

この謝礼金額に関して地域の最低賃金額との関係を見ると、2 つのセンターにおいては約 50 円最低賃金額を下回っている一方（A 市および D 市）、B 市および C 市においてはわずかに最低賃金額を上回っていた。当該「謝礼金」の位置づけは、最低賃金額との関係からみても、あいまいな性質のものである様子がうかがえる。

また、基本時間外に関しては、A 市は基本時間に対し 200 円増の 1,000 円となっており、

<sup>84</sup> 各センターとも 2011 年度の件数

A市以外のセンターにおいては100円増の金額設定がなされていた。

基本時間や基本時間外の謝礼金額に関しては、今回聞き取りを行った4センターともに、全国的な状況に類似する設定が行われている<sup>85</sup>。

既述のとおり、センターによって示される金額は「目安」としての位置づけのものであり、「援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するもの」（傍点筆者）とされているが、実際には各センターによって示される目安どおりの金額で援助活動が実施されている。ファミサポ事業を提供会員と依頼会員にとって安定的な制度にするためには、センターによって示される金額どおりの援助を実施する必要がある。そのため「原則としてその会員間で決定する」というファミサポ事業の規定は、形骸化しているのが現状であった。

## ②アドバイザー数

つづいて、ファミサポ事業の運営に関して重要な役割を担っているアドバイザーの数をみてみたい。ファミサポ事業の運営に関しては、センターに配置されているアドバイザーが依頼会員と提供会員とのマッチング行うとともに、援助活動に際しての助言や講習会の企画のほか、関係機関との連絡調整を実施するなどファミサポ事業の運営全般を担っている。そのため、ファミサポ事業の運営に関して、アドバイザーが果たす役割は大きく、近年では「既存の専門家の手も行きとどかない親子の深刻な実態」に「限られた雇用条件内で対処する」アドバイザーの実態も指摘されている（東内[2010a:81]）。

以上のような、センターに配置されているアドバイザーの数をみてみると、B市のみ2名であり、B市以外のセンターに関しては、すべて3名が配置されていた。また、いずれのセンターにおいてもアドバイザーは子育て経験のある女性が多い。また、アドバイザーの特徴として、C市のアドバイザーは3名とも全員が「保育士資格および幼稚園教諭2種資格」を保有する有資格者であった。

## ③援助活動件数

「運営状況」の最後の項目として、2011年度の援助活動件数をみてみると、それぞれA

---

<sup>85</sup> 女性労働協会[2006]から基本時間の報酬額をみてみると、700円（48.2%）、600円（29.8%）、800円（10.4%）の順に、基本時間外では、100円増（62.3%）、200円増（21.9%）の順に高い割合となっている。

市は 9,744 件、B 市は 5,361 件、C 市は 6,681 件、D 市は 8,984 件となっている<sup>86</sup>。また、援助活動件数に関して B 市のセンターが特徴的であった。B 市のセンターは、4 市におけるセンターのうち、援助活動件数自体は最も低い数値となっている。しかし、人口総数や提供会員数の規模をかんがみると、他市のセンターに比べ援助活動件数が際立って多い。ファミサポ事業に関しては、いずれのセンターにおいても登録されているすべての提供会員が援助活動を行っているわけではなく、登録は行ったものの援助活動には結びついていない提供会員が多く存在する。この件に関して、D 市のセンターにおいては「援助会員<sup>87</sup>の稼働率は 20%ほど」との声が聞かれた。そのような中、B 市のセンターにおいては提供会員の稼働率は他市のセンターに比して高いことが推察され<sup>88</sup>、「少数精鋭」の提供会員による運営が実施されている。

### 3 提供会員の登録時講習会の内容

つづいて、ヒアリング項目の 3 つ目である提供会員の登録時講習会の内容については、表 3-12 のとおりである<sup>89</sup>。

---

<sup>86</sup> 援助活動件数を 1 日あたりに換算すると、約 15 件（B 市）～約 27 件（A 市）の活動がなされていることになる。

<sup>87</sup> D 市においては、「提供会員」のことを「援助会員」と呼んでいる。

<sup>88</sup> ファミサポ事業の提供会員の稼働率に関しては、今後実証的な研究が求められる。

<sup>89</sup> なお、本ヒアリング項目の形式は吉川・鈴木ほか[2012]の「提供会員養成講座の開催状況と内容」を参考にしている。



表 3-12 提供会員の登録時講習会の内容

	A 市	B 市	C 市	D 市
時間数	約 11 時間 30 分	31 時間	5 時間 30 分	12 時間
内容	①A 市の子育て事情 ②ファミサポ概要 ③子どもの発達とその対応 ④援助の経験談 ⑤子どもとの過ごし方—発達に合った遊び— ⑥笑顔の食事のために ⑦子どもの健康と事故防止 ⑧援助者としてのマナーと援助方法 ⑨発達に課題のある子どもへの対応 計 9 項目	①オリエンテーション ②子育てと社会 I ③心の発達とその問題 ④アサーティブ・トレーニング ⑤子どもの発育と発達 ⑥子どもの栄養と食生活 ⑦子どもの健康管理 II (安全・事故の対応) ⑧普通救命救急 ⑨障害について ⑩子育てと社会 II ⑪保育所実習 ⑫子どもの遊び ⑬保育の心 ⑭子どもの健康管理 III (アレルギーへの対応) ⑮子どもの健康管理 (病児保育の対応) ⑯サポーター登録・定例会 計 16 項目	①子どもの成長と発達 ②子どもの生活と接し方 ③緊急時対策 (病気・怪我・応急処置) ④援助会員の心構え 計 4 項目	①保育の心 ②子どもの遊び ③心の発達とその時間 ④小児看護の基礎知識 ⑤安全・事故 ⑥子どもの世話 ⑦子どもの栄養と食生活 ⑧事業を円滑に進めるために 計 8 項目

出所：筆者作成

### ①時間数

ファミサポ事業を運営する各センターにおいては、提供会員に対する会員登録時の講習会が実施されている<sup>90</sup>。既述のとおり、講習の内容に関しては現在、「ファミリー・サポート・センター事業における講習の実施について」（平成 23 年 9 月 30 日付雇児職発 0930 第 1 号）が 1 つの基準となっている。同通知においては、全 9 項目合計 24 時間の講習内容が示されているが、あくまでも「これを修了した提供会員が活動を行うことが望ましい」（傍点筆者）とされる「目安」の基準となっている。そのため、4 市のセンターにおいて

<sup>90</sup> ただし、女性労働協会[2013]によると、提供会員に講習の受講を「義務づけていない」センターが 18.0%となっている。

も、4項目5時間30分（C市）から16項目31時間（B市）まで、時間数および内容には大幅な差異がみられた。また、聞き取りを行った時点において厚生労働省が示す基準（9項目24時間）を満たしているのはB市のみであった。

提供会員の登録時講習会の内容は、各市区町村や実施主体の「ファミサポ事業をどのように運営するか」という方針が大きく影響している。最も時間数が少ないC市においては、提供会員はあくまでも「助け合いの援助活動」を行うボランティアであり、「講習の時間数を増やすことで提供会員の負担が増えることは、ファミサポ事業の活動を阻害してしまう」という考えが背景にある。これに対し、最も時間数の多いB市は、「この講習時間を受けられることのできる余裕のある人でなければ、ファミサポ事業の援助活動を行うことができない」という方針に基づき31時間の講習を義務づけている。このように、提供会員の「助け合い」精神に沿った援助活動を行うか、専門性を高めた援助を行うかは市区町村や実施主体の方針により異なり、それに伴い講習会の時間数も変化する傾向がある。

全国的な状況と比較した場合には、16項目31時間の講習を行うB市の状況が特徴的である。女性労働協会[2015]によると、講習の全国的な状況では、1～2項目（17.9%）、3～4項目（16.9%）、5～6項目（16.6%）、9～10項目（15.7%）の順に高い割合となっているが、11項目以上を実施するセンターの割合はわずか9.8%だ。同時に、時間数に関しても1～5時間未満（35.0%）、20時間以上（17.4%）の順に高くなっているが、B市の31時間は中でも飛びぬけて多い時間数となっている。つまり、4センターのうち、A市、C市、D市に関しては全国的な状況に似通った平均的な講習が行われているが、B市の講習は特殊なケースであるといえるだろう。

## ②内容

前述の時間数と同様に、講習会の内容についても各センターにおいて違いがある。講習会の内容をみると、4市のセンターにおいて共通の項目となっていたのは、事故や救急救命等、「安全対策」に関連する内容であった<sup>91</sup>。また、C市以外の3市のセンターにおいては「子どもの食事」に関する項目<sup>92</sup>および「遊び」に関する項目<sup>93</sup>が共通となっていたが、それ以外の項目に関しては各センターにおいてさまざまである。

<sup>91</sup> 「子どもの健康と事故防止」（A市）、「普通救命救急」（B市）、「緊急時対策（病気・怪我・応急処置）」（C市）、「安全・事故」（D市）。

<sup>92</sup> 「笑顔の食事のために」（A市）、「子どもの栄養と食生活」（B市およびD市）

<sup>93</sup> 「子どもとの過ごし方一発達に合った遊び」（A市）、「子どもの遊び」（B市およびD市）

また、B市においては時間数が多いだけでなく、「子どもの健康管理」に関する内容が3項目（安全・事故の対応、アレルギーへの対応、病児保育の対応）にわたっているほか、「保育所実習」があるなど内容に関しても専門性の高いものとなっている。講習の項目および時間数のみならず、講習内容に関してもB市は特殊なケースに位置するといえる。

#### 4 利用状況

つづいて、ファミサポ事業がどのような際に利用されているか、その利用状況<sup>94</sup>については表3-13のとおりである。

表3-13 利用状況

	A市	B市	C市	D市
1	保育所・幼稚園の送迎	送迎サポート	学童後の迎え	保育所・幼稚園の迎え
2	保育所・幼稚園後の迎えおよび預かり	—	学童後の預かり	保育所・幼稚園後の預かり
3	子どもの習い事等の場合の援助	—	保育所・幼稚園の迎え	依頼会員宅の迎え
4	学童後の迎えおよび預かり	—	子どもの習い事等の場合の援助	依頼会員宅の送り
5	保護者等の外出の場合の援助	—	保育所・幼稚園後の預かり	保育所・幼稚園の送り

出所：筆者作成

各センターにおける利用状況をみると、いずれのセンターにおいてもファミサポ事業が開始された当初念頭に置かれていた「一時預かり」に関する援助ではなく、自家用車等を用いた「送迎」に関する援助が最も多くなっていた。4市におけるセンターだけでなく、「送迎」に関する援助は全国的にも増加傾向にある<sup>95</sup>。「送迎」に関する利用が多くなる背景として、D市のセンターにおいては、「市内において託児を行う民間団体は存在するが、送り迎えに対応できるシステムがないため、保育所・幼稚園や、習い事への送迎に関する活動が多くなる」との声が聞かれた。後述するが、他市では、自家用車を用いた援

<sup>94</sup> 各センターとも2011年度の利用状況

<sup>95</sup> 女性労働協会[2015]では、援助内容として「保育施設までの送迎」が23.1%と最も多く、次に「保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり」(18.4%)、「学校の放課後の学習塾や習い事等までの送迎」(12.6%)がつづく。女性労働協会[2013]と比較すると「保育施設までの送迎」および「学校の放課後の学習塾や習い事等までの送迎」の割合が伸び（女性労働協会[2013]では21.0%および10.3%）、送迎に関する援助は順位を上げている。

助に対し、「安全面から提供会員の自家用車による送迎をやめタクシーを活用し、利用会員に対してはタクシー代の一部を助成」し、「運転手には事前に研修を実施している」センターも存在する（内閣府[2013:12]）。

一方、当初想定されていた保育所や幼稚園、学童終了後等の「一時預かり」に関する援助は「送迎」に次いで多くなっていた。「送迎」や保育所等の時間外の「一時預かり」に関する援助など、ファミサポ事業は他の公的な保育・子育て支援事業や保育サービスで対応することのできない「隙間」のニーズに対応している様子がうかがえる。さらに、当初ファミサポ事業は、既存の保育サービスで対応しきれない変動的、変則的な保育ニーズに地域住民による相互援助で対応することを目的に設立<sup>96</sup>されたが、いずれのセンターにおいても定期的、恒常的な援助が日常的に行われていた。

また、A市およびD市においては、保育所や幼稚園後に行われる援助活動の順位が高いのに対し、C市では学童保育後における利用の順位が高くなっていた。地域によってファミサポ事業と他の保育サービスとの関係性は異なることが推察される<sup>97</sup>。

## 5 課題

最後の聞き取り事項である、現在の課題点としてはいずれのセンターにおいても「提供会員の不足」があげられた。「提供会員の不足」に関しては、多くの先行研究においても課題点として指摘されている（川島・山田[2005]、堀越・中山ほか[2012]、吉川・鈴木ほか[2012]等）。また、D市のセンターでは、慢性的な提供会員不足のほか、依頼会員の多い地域に必ずしも提供会員が多いというわけではないという、「提供会員の地域的な偏在」が生じている点が課題点としてあげられた。提供会員の不足を解消するため、C市ではアドバイザーが各地域に出向きファミサポ事業の援助活動に関する周知啓発を行うなどの工夫がされているが、提供会員の不足は各センターにおいて共通の課題となっている。さらには、D市のセンターにおいて、提供会員の「稼働率は20%ほど」という声が聞かれたように、会員登録が行われた一方で援助活動に結びついていない提供会員に対する働きかけも課題となっている。

---

<sup>96</sup> 労働省[1994:13]

<sup>97</sup> ファミサポ事業と地域の関係資源との関係性については、行政による適切な支援の必要性を指摘する川村・立木[2005]のほか、障害児等の要支援事例への対応が行われる中で、「専門機関との連携体制」が求められている状況を指摘する岡崎[2008]などがみられるが、ファミサポ事業と他の地域資源が現行どのように作用し合っているか明らかにした先行研究は管見の限り見当たらず、今後の研究課題であるといえる。

## 第5節 ファミリー・サポート・センター事業の運営の特徴

### 1 4センターの位置づけ

今回のヒアリング調査では、「地域」および「実施主体」がいずれも異なる4センターにご協力をいただいた。その結果、ヒアリングを行った5項目のうち、①依頼会員および提供会員の状況、②運営状況、③提供会員の登録時講習会の内容に関してはセンターごとに差異がみられるが、④利用状況および⑤課題に関しては、いずれのセンターにおいても同様の内容が指摘されている。また、項目ごとの全国的な概況に関しては、女性労働協会による活動状況調査をもとに適宜確認した。そこで、全国の概況に照らし合わせ、ファミサポ事業をメゾレベルで見た、各センターの運営実態について確認したい。

まず、①依頼会員および提供会員の状況では、B市のセンターが特徴的であった。多くのセンターにおいては依頼会員と提供会員を兼ねる「両方会員」が存在するが、B市において両方会員は存在せず、提供会員は援助する側に徹する運営が行われている。併せて、提供会員の条件として「毎月の定例会・研修会に参加する」ことが付されていることも、珍しい条件である。加えて、全国的に病児・病後児の受入に関しては慎重な対応が行われる傾向にあるなか、病児・病後児の受入が積極的になされるとともに、依頼会員の子ども の年齢に関しても0歳～高校3年生までと、幅広く設定されている。

つづいて、②運営状況に関しても、A市、C市、D市は全国的な概況に類似する範囲内で運営が行われているのに対し、B市に関しては、送迎に関する援助に対し別枠の報酬設定がされていることや、他市のセンターに比べ援助活動件数が際立って多くなっており、「少数精鋭」の提供会員による援助が実施されている点が特徴的であった。

最後に、③提供会員の登録時講習会の内容に関しても、全国的な状況と比較した場合、16項目31時間の講習を行うB市の状況が特徴的である。A市、C市、D市に関しては、3センターともに項目および時間数に差があるが、全国の活動状況調査と比較した場合、3センターとも全国的な状況に似通った講習が行われている。一方、B市の16項目31時間の項目数および時間数は、全国的な状況と照らし合わせてみても飛びぬけて多い<sup>98</sup>。

以上のことから、今回聞き取りを行った4センターをファミサポ事業の全国的な概況に照らし合わせた場合、A市、C市、D市に関しては平均値の範囲内に位置するが、B市に関しては特殊なケースに位置することが分かる。

---

<sup>98</sup> 女性労働協会[2015]

また、特殊なケースに位置する B 市においては、依頼会員と提供会員およびセンターの三者の関係性に変化がみられた。度々繰り返すように、ファミサポ事業に関して実施主体であるセンターは、会員相互の援助活動が適切に行われるよう「相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの」とされており、実際の援助活動は依頼会員と提供会員間の「請負又は準委任契約」に基づくものと位置づけられている。そのため、三者の関係性を図式化すると図 3-1 のようになる。一方、B 市においては、提供会員が毎月の定例会・研修会に参加することや、ファミサポ事業の援助活動に留まらず、実施主体である NPO 法人が運営する他の子育て支援事業に関わるなど、ファミサポ事業や実施主体の運営への関わりを深めていくことで、従来の三者の関係性に図 3-2 のとおり変化が生じている様子がうかがえた。近年、ファミサポ事業の委託先として NPO 法人が増加傾向にあるが、B 市のように NPO 法人が委託先となっている場合、提供会員がファミサポ事業の活動をきっかけとして NPO 法人が実施する他の子育て支援事業にも関わる傾向があり、このような関係性の変化は今後進むことが予測される。しかしこの場合、「センターはあくまでも連絡・調整を行うのみであり、実際の援助活動は依頼会員と提供会員の請負又は準委任契約に基づくもの」とする現在のファミサポ事業の運営枠組みでは捉えきれない運営形態となるだろう。

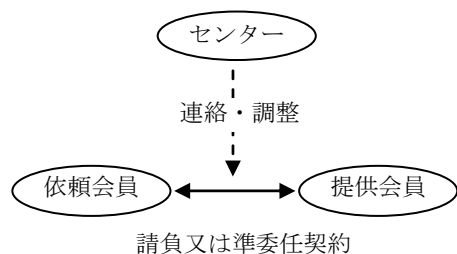


図 3-1 依頼会員、提供会員、センターの関係性

出所：筆者作成

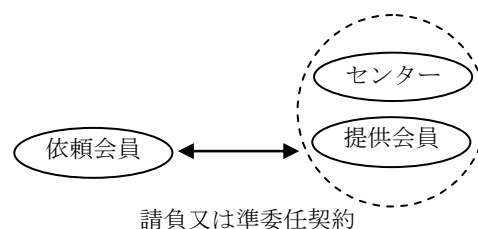


図 3-2 依頼会員、提供会員、センターの関係性 (B 市)

出所：筆者作成

ファミサポ事業は公的な事業として実施されているが、メゾレベルで見た場合、運営に関しては実施主体の大幅な裁量に委ねられている状況下において、B 市のようなケースが生まれている。このように各センターの運営が多様化する背景にはどのような要因があるのだろうか。

## 2 多様性の要因

今回のヒアリング調査から、ファミサポ事業の運営の多様化には、「市区町村や委託先の実施主体の方針」と「地域の保育関連サービスの状況」が影響を与えている様子が見えてきた。

例えば、A市においては病児・病後児に対する援助は行われておらず、ファミサポ事業で対応できる援助の範囲を決め他の保育サービスとの住み分けを意識した運営がなされているのに対し、B市においては、積極的に専門性を高め地域の援助ニーズに対応していた。ファミサポ事業の援助範囲を限定するか、拡大するかという点に関して、両市のセンターは対照的である。

このように、A市において病児・病後児を援助の対象とはせず、他の保育サービスとの住み分けを意識することが可能となっている背景には、「地域に他の保育サービスが存在する」というA市を取り巻く子育て環境がある。A市は関東地区において、いわゆる「子育て先進地域」としても注目される地域である。ファミサポ事業のほかにもA市は「一時預かり保育事業」として、ショートステイ、緊急一時保育、一時保育、トワイライトステイ、病児保育を実施しており、類似の保育サービスが数多く存在する。そのため、センターに病児・病後児の援助依頼が来た際には、他の一時預かり保育事業に「つなぐ」ことがセンターの役割となる。地域に他の保育関連サービスが一定程度存在している場合には、ファミサポ事業は開始された当初の「ちょっとした隣近所の手助け程度」の援助活動を実施している様子が見えてくる。

一方、地方都市であるB市には、地域において類似の保育サービスがA市のように多く存在せず、地域の子育て支援や保育に関する多様な援助ニーズに対し、ファミサポ事業の委託先であるNPO法人が対応している。明確な基準が存在しないため柔軟な対応が可能となるファミサポ事業が、既存の保育サービスでは対応することのできない地域のさまざまな援助ニーズを受け止めている。謝礼金額や依頼会員の子どもを対象年齢に関し柔軟な設定がなされていることに加え、提供会員の登録時講習会の内容は高度なものであり、多様な援助ニーズに応えることのできる提供会員の稼働率は他市のセンターに比べ高い。B市のセンターにおいては、「子育てに悩む同じ境遇に置かれた人を支援したい」「ほっとけない」というNPO法人を運営する方々の強いパッションにより、ファミサポ事業の援助活動が支えられている。このような意識は、メゾレベルでみたファミサポ事業の「地域支

え合い的」機能であるといえるだろう。強固な運営枠組みが示されていないからこそ、メゾレの視点から各地域のセンターをみた場合、「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能の双方を果たしている様子がうかがえる。そのため、ファミサポ事業の実施状況や特徴に関しては、市区町村や委託先の実施主体のファミサポ事業をどの様に運営するかという「方針」のほか、「地域の保育関連サービスの状況」に影響を受け異なるといえる。

## 第6節 考察

前節まで、今回ヒアリングを行った5つの項目に従い、4市のセンターにおけるファミサポ事業の実施状況についてみてきた。その結果、「市区町村や委託先の実施主体の方針」や「地域の保育関連サービスの状況」に影響を受けながら、センターごとに実施状況は多様であることが確認された。特に、B市に関しては、依頼会員と提供会員およびセンターの三者の関係性に変化がみられるまでになっていた。以上の内容をふまえ、本節ではファミサポ事業の特徴と課題について考察を行いたい。

### 1 他の子育て支援施策の質的・量的補完

まず、これまでの経緯を踏まえ、ファミサポ事業の特徴的な点について述べたい。ファミサポ事業が果たしている特徴的な役割は、他の子育て支援施策を質的にも量的にも補完しているという点だろう。つまり、メゾレベルでファミサポ事業を確認すると、ファミサポ事業の「支え合い」が果たす、各地域における「ニーズ対応的」機能が浮かび上がる。

例えば、4つのいずれのセンターにおいてもファミサポ事業に関して「送迎」に関する援助が多くなっている。かつて、高齢者、障害者等、移動が制約されている人に対し有償で自家用車を用いて行うボランティア輸送として注視された、いわゆる「福祉有償運送」に類似する援助が多く実施されている。ファミサポ事業は高齢者や障害者と同様、「移動難民」である子どもに関して、「福祉有償運送」に代わる移動手段を提供しているといえる。送迎という、現行の子育て支援や保育政策では対応することのできない漏れ落ちてしまうニーズにファミサポ事業が対応している。そのほかにも、保育所や学童保育終了後から両親の勤務が終わるまでの数時間の預かりなど、ファミサポ事業が他の子育て支援・保育関連事業では担うことのできない子育て支援ニーズを受け止めている。このように、「地域の子育て支援」としてエアポケットを埋める役割を果たしている。いずれのセンターにおい



ても、子育て支援施策を質的にも量的にも補完する役割をファミサポ事業は担っており、ファミサポ事業の「ニーズ対応的」機能は全てのセンターにおいて確認された。

また、4市のセンターの中でも特徴を有するB市のセンターは、「支え合い」活動の特徴を活かし、新しい保育ニーズを開拓しながら対応を行う先駆的役割も果たしていた。これは、まさに高齢者福祉分野において住民参加型在宅福祉サービスが果たした役割に類似する。「子育てに悩む同じ境遇に置かれた人を支援したい」「ほっとけない」というNPO法人を運営する方々の強いパッションは、まさに「地域支え合い的」機能といえるだろう。加えて、B市のセンターの運営に関しては、提供会員が毎月の定例会・研修会に参加することなどを通じ、より当事者性の強い運営が行われている。

## 2 課題

ファミサポ事業は公的事业として実施されることで、「地域の子育て支援」の1つとして機能している。同時に、公的事业でありながら実施主体により柔軟な対応が可能なファミサポ事業の形態は、「実施主体の方針」や「他の関連サービスの整備状況」に影響を受けながら、前述のように量的にも質的にも公的サービスの補完的役割を果たしている。また、より当事者性の強いセンターも存在し、メゾレベルでファミサポ事業をみると、「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能の双方の意義が確認される。一方、ヒアリングから浮かび上がる課題も存在する。

1つ目は、柔軟な対応が可能であるがために、必要な基準に関しても強制力を働かせることができないという点である。その最たるものが、提供会員に対する会員登録時の講習会の基準だろう。既述のとおり、ファミサポ事業に関しては安全性の観点から一定の講習会の項目および時間数が提示されているが、基準を満たす講習会を実施しているのは一部のセンターである。また、自家用車を用いた送迎援助に関しても、同様のことがいえる。いずれのセンターにおいても増えている自家用車を用いた送迎援助であるが、現在、ファミサポ事業によって実施される「送迎」に関する援助は、「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成18年9月29日付自動車交通局旅客課長事務連絡）に定められている、「(1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」として認められる場合」の「偶発的でない運送であっても、個々の運送自体は無償で行われており、日頃の感謝の気持ちとして任意に金銭等の支払いが行われた場合」

に該当すると位置づけられている<sup>99</sup>。加えて、ファミサポ事業における自家用車を用いた送迎援助は、「保育サービスの一環として行うものであり、報酬は運送の対価ではなく、保育サービスに対する報酬」であり、「運送分はあくまで無料」であると解されている<sup>100</sup>。

○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さず、許可等は要しません。



図 3-3 ファミサポ事業における送迎サービスの捉え方

出所：国土交通省「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成 18 年 9 月 29 日付自動車交通局旅客課長事務連絡)，4 ページ。

ただし、各センターにおいて、保育サービスを伴わない自家用車を用いた援助のみの援助も実施される傾向にあり、このような場合においても「運送分はあくまで無料」である「保育サービスの一環」とみることができるかという点に関しては、今後他の送迎事業等との関係の中で検討が必要になると考えられる<sup>101</sup>。また、実際には、C市のように送迎サポートのみの料金設定が行われているところもあるほか、センターによってはガソリン代の徴収を行っているところも多数存在する。

このように、ファミサポ事業に関しては、関連通知が出されたとしても、それに強制力

<sup>99</sup> 女性労働協会[2007b:55]

<sup>100</sup> 前掲脚注書

<sup>101</sup> 全国調査においても、「自家用車での送迎が増える中、タクシー代わりにならない様サポート会員がどんな気持ちでお手伝いして下さっているか、利用会員に理解していただくよう努力している。」という課題が述べられるなど(女性労働協会[2011a:33])、新たな課題となっている。この点に関して、例えば、内閣府[2013:202]において、福祉事務所がファミサポ事業を所管している山形県村山市では、「ファミリーサポートタクシー利用助成事業」を実施している事例が紹介されている。村山市では、安全面から提供会員の自家用車での送迎を取りやめ、その代替として、依頼会員の子どもの送迎時に市の助成により格安で利用が可能である「ファミリーサポートタクシー」制度を 2012 年度に新設するに至っている。同制度は、市内において協定を結ぶタクシー会社の全ドライバーが研修を受講し、子どもの送迎に対応するという仕組みである。小学校 6 年生までの子どものいる依頼会員が、センターに依頼してファミサポタクシーを利用する場合に助成される。金額としては、一般の依頼会員は 1 回につき 70 円の助成が 1 年で 2 万円までであり、ひとり親の依頼会員は 1 回につき 370 円の助成が 1 年で 10 万円までとなっている。このように、地域におけるタクシー会社との連携により、子どもの「送迎」援助へのニーズに対応するセンターも存在する。

がないことや、送迎のように通知が出されていたとしても徹底されるシステムが構築されていないために通知どおりの運営がなされていない。柔軟な枠組みを残しながらも、基本的な枠組みに関しては守られていくような運営体制が必要だろう。

2 つ目は、他の子育て支援・保育関連事業との関係性がますます不明瞭になっているという点である。

元来ファミサポ事業の前身となるクラブ事業は、1980年代、不定期かつ短時間の「ちょっとした隣近所の手助け程度<sup>102</sup>」の援助を担うものとして構築された制度であった。その後、実施する市区町村が増え続けるなか、全国的に不定期よりも定期的な援助が多く、長時間や宿泊を伴う援助も実施される傾向にある。また、障害児や病児・病後児に対する援助を実施する市区町村が増えるとともに、他の子育て支援・保育関連制度から漏れ落ちてしまう「困難事例」を最終的な受け皿としてファミサポ事業が抱えるケースが目立ってきている<sup>103</sup>。

国や市区町村が一定の指導等を行いながらも、実施主体であるセンターが示す枠組み自体にも強制力はなく、最終的には依頼会員と提供会員間の「請負又は準委任契約」に基づき運営されるというあり方は、管見の限りファミサポ事業特有の形態である。今回ヒアリングを行った4市においても、各センターに配置されたアドバイザーのバランス感覚により、各地域の中で運営されている様子がうかがえた。ファミサポ事業は、そのような特有の形態で運営されているからこそ、地域の援助ニーズに対して細やかに対応することが可能となり全国に広がってきた。「ニーズ対応的」機能は、「支え合い」の仕組みであるからこそ実現している。しかし、現在ファミサポ事業は、他の類似するサービスとの違いが意識される暇もなく、政策当局が掲げる援助ニーズへの対応を求められ、拡大し続けているという側面も否めない。その結果、援助が専門的になり、援助内容が高度化することは、同事業の強みである「支え合い」の仕組みを崩れさせることにもなりかねないため<sup>104</sup>、慎重な対応が必要である。専門的な援助が強化される近年の状況下においては、ファミサポ

---

<sup>102</sup> 月刊婦人展望編集部[1983:7]

<sup>103</sup> 困難事例の増加は多くのセンターにおいて課題となっており、「どこも援助を受けられないからと、最終的にセンターに依頼があるが、一市民が行う援助活動にしては、責任が重く、対応が難しいケースが多い。」「複雑な問題を抱える家族を援助しなければいけなくなった時の会員選びは頭を抱えてしまう。」「最近心のケアに必要な母親からの依頼が多い。」等の意見もみられる（女性労働協会[2011a]）。

<sup>104</sup> 「有償ボランティア」の活動実態と意識の分析を行った先行研究においては、「有償ボランティア」は外形的にみれば有給職員と無償ボランティアの間の存在であり、内在的意識はどちらかといえば無償ボランティアに近いが、有給職員と仕事内容が近づくと内在的意識が有給職員に近くなる可能性が指摘されている（小野[2007a:77-78]）。

事業の役割を今一度検討する必要も同時に存在している。その際に重要となるのは、吉川・鈴木ほか[2012]においても指摘されている「他の子育て支援・保育関連事業との関係性」の検討であろう。吉川・鈴木ほか[2012]は、現在多様な保育形態として、保育ママ制度、保育所の延長保育や一時預かり制度、病児保育や夜間保育等が増える中で、ファミサポ事業も「今一度、その位置づけについて見直していく必要があるのではない」か、と指摘する（吉川・鈴木ほか[2012:882]）。これら他の公的な子育て支援・保育関連事業との関係性を検討し再考することで、ファミサポ事業が地域において担う役割が明確化し、その強みを一層発揮できるものと考えられる。住民同士による子育て支援の「支え合い」活動の役割を、他の子育て支援・保育関連事業との関係性の中で検証し、その上で地域で担っている役割を活かすことのできる方向性を模索することが2つ目の課題といえるだろう。

## 第7節 小括

本章ではファミサポ事業の「支え合い」活動をより立体的に把握するため、メゾレベルでみた場合、地域においてどのような運営が行われ、どのような役割を果たしているのか、複数のセンターの運営実態から確認をした。その結果、センターごとに取り組み状況は多様であり、B市のセンターのように積極的に地域の保育ニーズを掘り起こすセンターも存在していた。また、いずれのセンターにおいても、地域の子育て支援施策として他の子育て関連施策では担うことのできないニーズを受け止め、他の関連施策を質的にも量的にも補完する役割を果たしている。つまり、「ニーズ対応的」機能を活かしながら歴史的に公的子育て支援施策で担いきれないニーズに対応してきた「支え合い」の仕組みは、メゾレベルで地域ごとの運営実態を見ても、地域における子育て支援という「ニーズ対応的」機能が浮かび上がる。同時に、B市のように当事者性の強いセンターにおいては、「地域支え合い的」機能が併せて存在していた。

一方、運営に関する柔軟さはファミサポ事業の強みである反面、必要な規定に関しても徹底することができないという課題点も存在した。ファミサポ事業に関しては柔軟な枠組みを残しながらも、基本的な枠組みに関しては守られていくような運営体制が必要だろう。また、住民同士による子育て支援の「支え合い」活動の役割を、他の子育て支援・保育関連事業との関係性の中で検証する必要性も生じている。つまり、ファミサポ事業が行うこ

とのできる「援助活動には一定の限界があることを関係者があらためて認識すること<sup>105</sup>」が現在求められている。B市のように、地域における子育て支援施策のフロンティア的な役割を果たすことができるという側面は「支え合い」活動の積極的側面でもあるが、高齢者福祉分野において住民参加型在宅福祉サービスと他の公的専門的介護サービスの住み分けが行われているように、専門的サービスが担うべき援助は適切な機関が担う方向性を模索することが必要だろう。

---

<sup>105</sup> 武石[2009]

## 第4章 ファミリー・サポート・センター事業を支える会員の意識

### 第1節 本章の目的

第2章ではマクロの視点からファミサポ事業の政策的変遷を追い、ファミサポ事業が各時代において果たしてきた政策的役割を確認し、そこからはファミサポ事業の「ニーズ対応的」機能が浮かび上がった。そして、第3章ではファミサポ事業の運営実態を捉え、「支え合い」の仕組みはメゾの視点でも各地域で「ニーズ対応的」機能を発揮していることを確認した。加えて、一部のセンターにおいては、かつて高齢者福祉分野において住民参加型在宅福祉サービスが果たした役割と同様、「地域支え合い的」機能を活かし、新しい子育て支援ニーズを開拓しながら対応を行う先駆的役割を果たすセンターも存在した。

ファミサポ事業に関しては、「ニーズ対応的」機能と同時に「地域支え合い的」機能にも着目すべき点を複数有していることは、多くの先行研究においても指摘されている（第1章）。また、筆者がこれまで聞き取りを行ったいずれのセンターにおいても、アドバイザーからはファミサポ事業の意義として「つながり」や「子育て機運の醸成」など、「地域支え合い的」機能について指摘されることが多い。一方、「ニーズ対応的」機能と異なり、「地域支え合い的」機能は「支え合い」活動をミクロの視点からみた場合に、より鮮明となる。つまり、ファミサポ事業を支える会員の意識の中にこそ「地域支え合い的」要素が存在することが予測されるのだが、後述するように、高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスに比べ、ファミサポ事業に関する会員の意識について先行調査は限定的である。

そこで、本章においては、ファミサポ事業をミクロレベルで捉え、ファミサポ事業を支える会員の意識の一端をアンケート調査により明らかにする。そして、提供会員および依頼会員の双方にとって、「地域支え合い的」機能が大きい援助活動であることを確認したい。

### 第2節 先行研究からみた会員の概況

まずは、本稿の意識調査を実施するにあたり、参考となる先行研究の動向について確認する。

ファミサポ事業の会員に対する意識調査に関しては、まず女性労働協会による全国調査のうち、提供会員および依頼会員に対する意識調査が行われている女性労働協会[2006]が存在する。全国調査からは、ファミサポ事業の会員の概況について確認することができる。

## 1 提供会員の実情

まず提供会員の実情として、女性労働協会[2006]では図 4-1 のように、提供会員になった動機付けについて回答を得ている。その結果、「育児の援助をしたいため」が 30.6%と最も高く、次いで「子どもが好きだから」(23.9%)、「時間があり何かをしたかったから」(16.2%)となっていた。一方、「収入になるから」と回答した提供会員はわずか 2.9%であり、利他的な動機付けや、社会参加に関する動機付けが高い割合となっている。

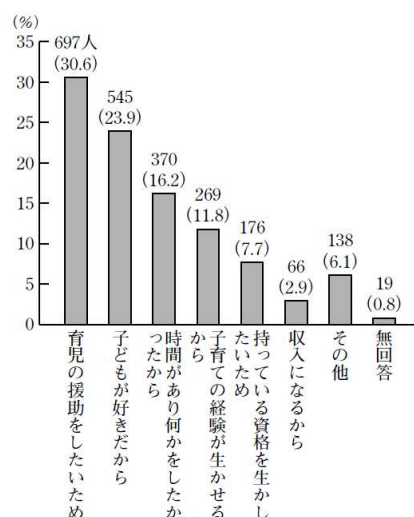


図 4-1 提供会員になった理由

出所：女性労働協会[2006:46]

また、この全国調査を元に、ファミサポ事業の援助会員の動機付けの特徴を質的に分析しているものとして、山下[2004]がある。山下[2004]は、宮崎市のセンターに登録する提供会員の動機付けを、アンケート調査およびインタビュー調査を元に分類している。その結果、ファミサポ事業の提供会員の動機付けは「専門性の活用」、「家族の代替性」、「子育て経験の活用」、「社会参加」という4つの要素から成り立っていることを示した。別居する子どもを通じた育児支援者が得られない家族が存在することに対する認知や、育児支援者が必要なことに対する共感を介し提供会員に登録する経過を示す「家族の代替性」という動機付けは、山下[2004]によりはじめて発見された提供会員の動機付けであった。また、これに類似するものとして松井[2009]では、「子育てというこれまで果たしてきた役割を継続することで自らの生きがいを求め」る提供会員像も明らかにされている(松井[2009:23])。

つづいて、提供会員の活動を行う上での良い点に関しては、「依頼会員に信頼され、やりがいを感じる」(65.1%)、「自分や家族と援助している子どもとのふれあいが楽しい」(61.4%)、「育児の経験を生かすことができる」(52.4%)の順に高い割合となっているほか、「社会参加ができる」(43.5%)、「援助費をもらえる」(43.1%)、「地域に新しい知り合

いができる」(41.1%)も4割強となっている(図4-2)。援助費に関しては強い動機付けではないが、活動を行う上においては「良い点」として認識されていることがうかがえるほか、それ以外の項目に関しては「支え合い」による子育て支援特有の点があげられている。

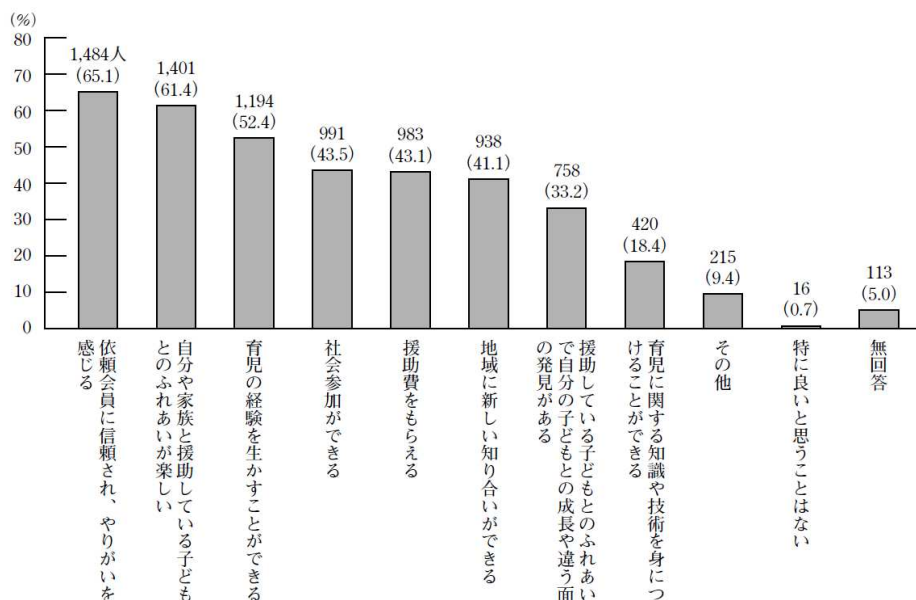


図4-2 活動の良い点(複数回答)

出所：女性労働協会[2006:56]

以上の先行研究からは、無償のボランティア活動に近い「利他的」な動機付けと併せて、提供会員自身の「社会参加」が主たる動機付けとなっており、実際の援助活動を通じて、提供会員は登録時の動機付けを満たす効果を一定程度得ていると理解できる。

## 2 依頼会員の実情

つづいて、女性労働協会[2006]から依頼会員の状況を確認したい。

はじめに、依頼会員の仕事の有無についてみると、67.1%が仕事を持っている一方、仕事をしていない依頼会員も32.4%存在する(図4-3)。かつては、仕事と育児の両立支援を目的としていた<sup>106</sup>ファミサポ事業であるが、現在では仕事を有していない会員も少なくない。また、依頼会員のうち、実際にファミサポ事業で援助を依頼したことのある会員は約6割であり、約4割の会員は登録を行ったものの実際の援助は実施していない(図4-4)。

<sup>106</sup> 1994年に旧労働省の補助事業として開始されたファミサポ事業は、別称を「仕事と育児両立支援特別援助事業」とし、「労働者が仕事と育児を両立させ安心して働くことができるようにし、もって労働者の福祉の増進に資することを期待する」ことを目的に開始された(「仕事と育児両立支援特別援助事業の創設について」(平成6年6月27日付発婦第14号))。



併せて、援助の理由では66.0%が「仕事のため」となり最も高くなっているほか、その他の理由としては、冠婚葬祭等の外出、他の子どもの学校行事等となっている（図4-5）。依頼会員の仕事の有無や援助の理由からは、ファミサポ事業は依頼会員にとって仕事と育児の両立に関する効果があると同時に、子育て支援全般に関する役割を担っていることが分かる。

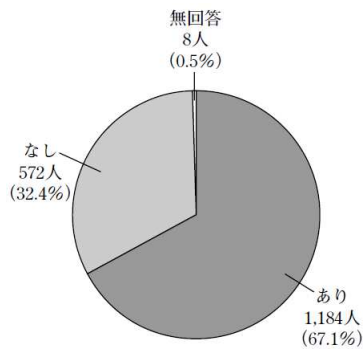


図4-3 仕事の有無  
出所：女性労働協会[2006:72]

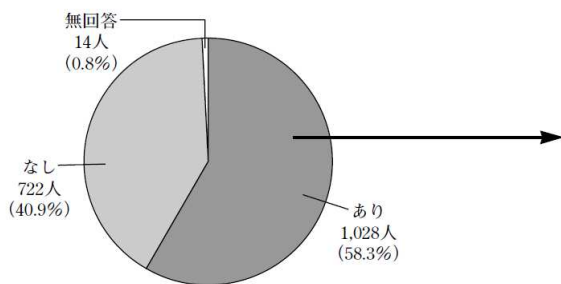


図4-4 援助の有無  
出所：女性労働協会[2006:77]

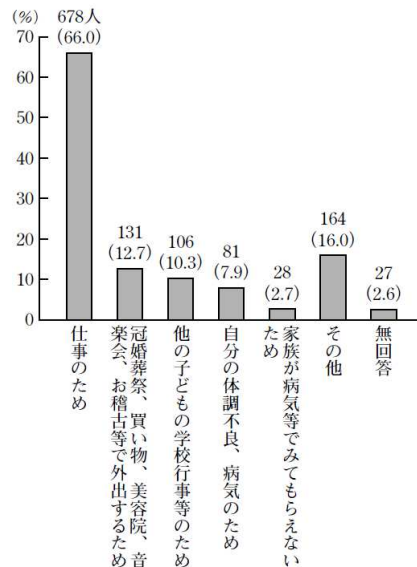


図4-5 依頼の理由（複数回答）  
出所：女性労働協会[2006:77]

つづいて、依頼会員になった理由では、「保育施設への送迎等、仕事のためにできない時の援助を頼みたいため」（43.5%）が最も高くなっており、ここでも仕事と育児の両立の必要性が背景にある一方、「いざという時に援助を頼みたいため」が34.2%となっており何かあった際の「保険」としての役割が求められている。また、「お稽古等子連れでいけない用事で外出する際の援助を頼みたいため」（7.2%）や「子育てから開放され、リラックスする時間がほしいため」（2.5%）など、いわゆる「リフレッシュ利用」が求められている現状もあった（図4-6）。

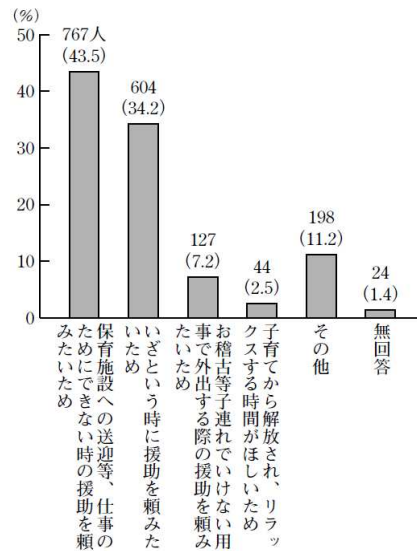


図 4-6 依頼会員になった理由

出所：女性労働協会[2006:76]

援助依頼をして良い点に関しては、「安心して子どもを預けることができる」(71.7%)が最も高くなっているほか、「いつでも子どもを預けることができるという安心感がある」(60.1%)が次いで高くなっている。何かあった際の「保険」としての支援があることで、依頼会員に対し精神的な安心感を与えている様子が見えてくる。そのほか、「子どもが提供会員の子どもや家族とのふれあいを喜んでいる」(37.4%)、「地域につながりができる」(32.7%)、「提供会員やアドバイザーに子育ての相談ができる」(20.0%)、「交流会などで子育て中の仲間ができる」(7.3%)など、地域においてつながりを形成する役割をファミサポ事業が果たしている側面も見て取れる。また、「急な依頼にも快く対応してもらえる」(40.1%)、「安い料金で子どもを預けることができる」(33.2%)など、子育て世代のニーズに応える機能を果たしている(図 4-7)。これらの点に関しては先行研究においても、核家族化が進行する子育て世代にとってファミサポ事業が祖父母代わりとなって子どもを預けることのできる仕組みであることが指摘されている(岡崎[2008]、松尾[2006]など)。

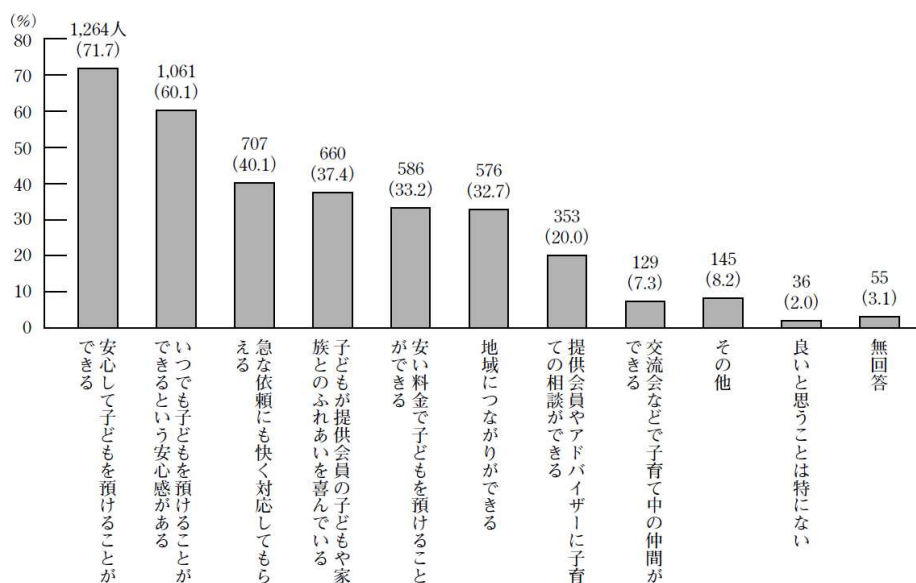


図 4-7 援助依頼をして良い点（複数回答）

出所：女性労働協会[2006:85]

### 3 先行研究のまとめ

以上のように、女性労働協会[2006]をはじめとする先行研究からは、「利他的」な動機付けと自身の「社会参加」が主たる動機付けとなる提供会員の様子や、依頼会員にとってはファミサポ事業が仕事と育児の「両立支援」としての側面を有するとともに、仕事を有しない依頼会員にとっても何かあった際の「保険」としての役割を果たしていることが分かる。また、援助活動を通じては、「子どもが提供会員の子どもや家族とのふれあいを喜んでいる」「地域につながりができる」など、地域においてつながりが形成されている様子がうかがえる。

一方、先行研究からは会員の全国的なおおよその概況をみることができるとは、提供会員および依頼会員のいずれに関しても、ファミサポ事業を支える会員の意識を鮮明に浮かび上がらせるためには限界がある。特に、「提供会員の動機付け」に関してより詳細な項目設定が必要であるとともに、依頼会員に対する意識については調査が乏しい。また、ファミサポ事業の「支え合い」活動の特徴である、「両方会員」に対する意識調査が実施されていない点は大きな課題である。そこで、これらの動向を考慮し、本稿においては次のとおり質問紙票による意識調査（以下、本調査という）を実施した<sup>107</sup>。

<sup>107</sup> なお、本調査は、生協総合研究所「生協総研賞・第11回助成事業」により助成を得て実施している。

### 第3節 意識調査の概要と結果

#### 1 意識調査の概要

本調査は、和歌山市ファミリー・サポート・センターにご協力をお願いし、実施した。和歌山市のファミサポ事業は2004年度に「男女共同参画社会の実現に向けた重点施策」として開始された<sup>108</sup>。また2009年度からは「病児・緊急対応強化事業<sup>109</sup>」も併せて実施されている。なお、当初は市の直営で運営されていたが、2011年10月からはNPO法人に対する委託により運営されている。このように、和歌山市のファミリー・サポート・センターは「病児・緊急対応強化事業」の実施時期やNPO法人の委託による運営など、全国的な動向に沿った形での運営がなされてきた経緯がある。また、提供・スタッフ会員<sup>110</sup>の研修状況、マッチングの方法、交流会の開催等の現状をみても、運営は標準的な形で実施されているため、和歌山市におけるセンターの会員の意識は、ある程度一般化することが可能であると考えられる。

調査対象者は、発送時点において和歌山市ファミリー・サポート・センターに登録する全会員1,120人（提供・スタッフ会員349人、依頼会員684人、両方会員87人）である。実施期間は2014年6月12日（発送日）～7月10日（質問紙票記載の投函締切日）であり、郵送による質問紙法（質問紙票を郵送し、同封した返信用封筒により返送）により実施した。その結果、有効回収数は332通（提供・スタッフ会員144通、依頼会員158通、両方会員30通）であり、回収率は29.6%であった。

質問紙票の構成にあたっては、女性労働協会[2006]、東京都産業労働局[2003]のほか、提供会員の動機付けに関しては特に仁部[2006]を参考にした。なお、本調査は倫理的な問題が生じないように、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会から承認を得た上で実施している。

では、提供・スタッフ会員、依頼会員、両方会員の会員種別に調査結果を確認したい。

---

<sup>108</sup> 2002年2月和歌山市議会定例会（2002年3月1日）における旅田卓宗和歌山市長（当時）の発言。「男女共同参画社会の実現につきましては、重点施策と位置づけし、行動計画に従い、事業化を進めてまいりました。地域における子育ての支援がますます必要とされる中、登録会員による相互扶助制度である「ファミリーサポートセンター」を発足し、男性も女性もともに働きながら、安心して子育てができる環境を整備してまいります。」

<sup>109</sup> 「病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等」の実施を目的とする事業。ファミサポ事業の機能強化をめざし、2009年から新設された。

<sup>110</sup> 和歌山市ファミリー・サポート・センターでは、通常の援助のみを行う会員を「提供会員」と呼び、通常の預かりに加え病児・病後児の預かりも行う会員を「スタッフ会員」と呼んでいる。

## 2 提供・スタッフ会員の意識調査

表 4-1 提供・スタッフ会員の属性

性別	n	%
1 女性	138	95.8
2 男性	6	4.2
不明・無回答	0	0.0
年齢		
1 10歳代	0	0.0
2 20歳代	0	0.0
3 30歳代	10	6.9
4 40歳代	32	22.2
5 50歳代	46	31.9
6 60歳以上	55	38.2
不明・無回答	1	0.7
会員種別		
1 提供会員	73	50.7
2 スタッフ会員	67	46.5
不明・無回答	4	2.8
子育て経験の有無		
1 ある	134	93.1
2 ない	10	6.9
不明・無回答	0	0.0
同居家族		
1 配偶者	113	78.5
2 あなたの親・配偶者の親	13	9.0
3 子ども	83	57.6
4 その他	6	4.2
5 いない	12	8.3
不明・無回答	4	2.8
同居している子どもの年齢		
1 就学前	7	8.4
2 小学生（低学年）	6	7.2
3 小学生（高学年）	12	14.5
4 中学生	15	18.1
5 高校生	10	12.0
6 専門学校・大学・大学院生	16	19.3
7 社会人	39	47.0
8 その他	0	0.0
不明・無回答	1	1.2
現在所有されている資格		
1 保育士	28	19.4
2 幼稚園教諭	22	15.3
3 小・中・高教員免許	24	16.7
4 看護師	1	0.7
5 ホームヘルパー	43	29.9
6 社会福祉士	0	0.0
7 その他	33	22.9
8 特になし	42	29.2
不明・無回答	4	2.8
仕事の有無		
1 している	84	58.3
2 していない	60	41.7
不明・無回答	0	0.0
仕事の形態		
1 フルタイム	17	20.2
2 パートタイム、アルバイト	55	65.5
3 自宅勤務	8	9.5
4 その他	3	3.6
不明・無回答	1	1.2
ファミサポ以外のボランティア活動経験		
1 ある	80	55.6
2 ない	60	41.7
不明・無回答	4	2.8

### ①属性

本調査の回答を得た提供・スタッフ会員の属性は表 4-1 のようになっている。性別は女性が圧倒的に多く、男性はわずか 4.2%であった。また、年齢は 30 歳代 6.9%、40 歳代 22.2%、50 歳代 31.9%、60 歳以上 38.2%となっており、年代が上がるに伴い割合が高くなっている。さらに、93.1%が子育て経験があると回答しており、同居している子どもの年齢は社会人が 47.0%と最も高くなっているなど、「子育てを終えた 50 歳代以上の女性」が主要な提供・スタッフ会員像となっていることが分かる。

所有している資格をみると、「特になし」が 29.2%と最も高くなっている一方、保育士、幼稚園教諭、小・中・高教員免許がそれぞれ 19.4%、15.3%、16.7%となっていることから「子ども」に関わる有資格者も多い。また、約 6 割の提供・スタッフ会員が仕事をしていることから、ファミサポ事業の援助活動のみに専念している提供・スタッフ会員像ではない様子がうかがえる。さらには、ファミサポ事業以外のボランティア活動をこれまで行ったことのない会員が約 4 割となっており、ファミサポ事業の担い手はこれまでボランティア活動に取り組まれている会員像だけではないことが分かる。

出所：筆者作成

## ②援助活動の良い点

これまで援助活動を行ったことのある会員は 68.8%である一方、登録のみであり実際の援助活動を行ったことのない会員も 29.2%となっていた（図 4-8）。

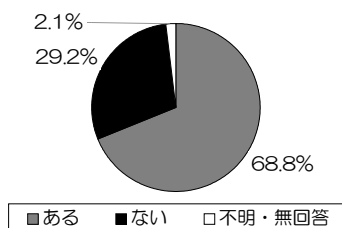
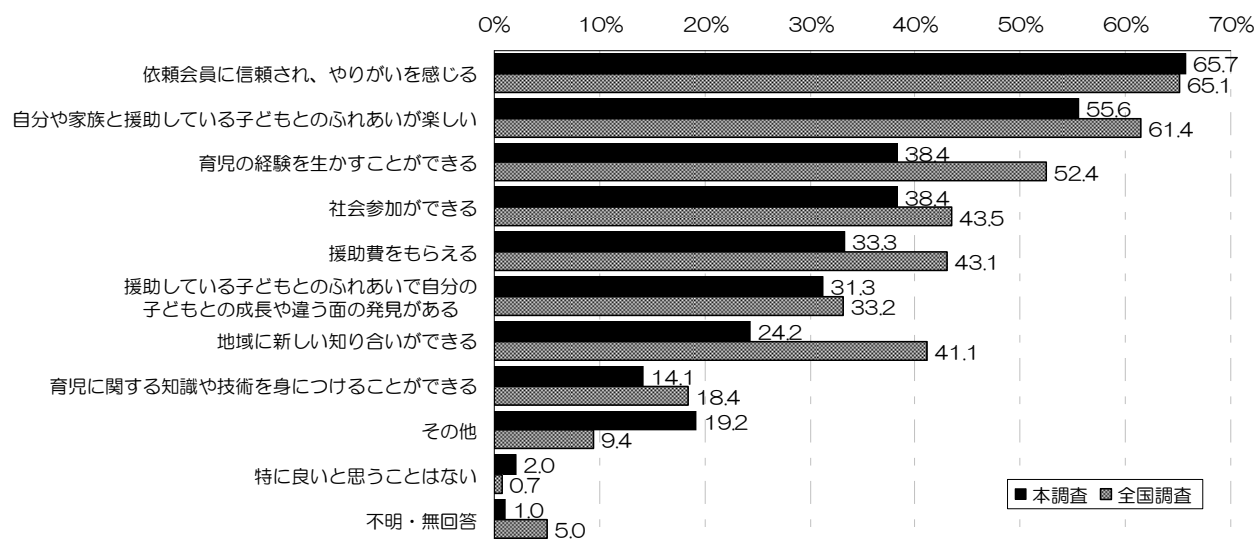


図 4-8 援助活動の有無

出所：筆者作成

図 4-9 は、実際に援助活動を行ったことのある会員に対し、援助活動の良い点について回答を得た結果を、女性労働協会[2006]の全国調査と比較したものである。本調査においては、「依頼会員に信頼され、やりがいを感じる」が 65.7%と、最も高くなっていた。次いで「自分や家族と援助している子どもとのふれあいが楽しい」（55.6%）となっており、「育児の経験を生かすことができる」「社会参加ができる」（38.4%）が続いて高くなっている。「援助費をもらえる」（33.3%）や「育児に関する知識や技術を身につけることができる」（14.1%）という具体的な効果よりも、援助活動を行うことで精神的な充実感や人とのつながりの機会を得ることができる点が提供・スタッフ会員にとって「良い点」として捉えられている割合が高い。全国調査と比較すると、割合の高い順位はほぼ同じとなっている。また、「その他」（19.2%）では、「依頼関係が終わった後でも家族ぐるみで仲良くしているので、その後の成長が見れてうれしい！」「ファミサポを脱会された方と家族ぐるみのつきあいが続いている。」等、援助活動を通じて得た人間関係が継続されているという点もみられた。



※本調査は、実際に援助活動を行ったことのある会員のみを回答の対象としている。

図 4-9 援助活動の良い点

出所：筆者作成

### ③提供・スタッフ会員の動機付け

つづいて提供・スタッフ会員像をより明らかにするため、提供・スタッフ会員になった動機付けを確認したい。提供会員の動機付けに関しては、既述のとおり、女性労働協会が実施する全国調査から利他的な動機や社会参加に関する動機付けが高い傾向がみてとれるとともに、山下[2004]による調査からは「家族の代替性」という動機付けが発見されている。ただし、全国調査においては、動機付けが「その他」を含め7項目という限られた選択肢となっているなど、提供会員の動機付けを明らかにするためには限界も存在していた。

そこで本調査においては、ファミサポ事業の提供会員像を明らかにするため詳細な動機付けの設定を行った。項目の設定に際しては、研究蓄積があるボランティア活動の動機付けに係る先行研究を参考にした。なかでも、仁部[2006]では、ボランティア活動の動機付けに関する先行研究の整理が行われている。本調査においても仁部[2006]で整理されている動機付けを元に、ファミサポ事業の提供会員としては不適切なものについて適宜削除や文言の修正を行った。同時に女性労働協会が実施する全国調査の動機付けと、山下[2004]により明らかにされた提供会員の動機付け要素（「専門性の活用」、「家族の代替性」、「子育て経験の活用」、「社会参加」）を適宜追加し、表 4-2 のように想定される動機付けを選択肢とした。加えて、各々の選択肢は動機付けごとに「項目」名を設定し、さらに類似する「項目」を「分類」別にまとめた。なお、本調査において追加、修正を行った項目に関しては太字ゴシック体にて表記している。

また、動機付けに関しては仁部[2006]と同様、「あてはまる」「ややあてはまる」「どちら

ともいえない」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の5段階で回答を得たのち、「一番強い動機」を選択していただいた。

表 4-2 本調査における提供・スタッフ会員の動機付け項目

分類	項目	動機付け（仁部[2006]）	動機付け（本調査）
面白・余暇	楽・興	楽しそう、興味があったから	楽しそう、 <b>子どもが好き</b> だから
	趣味	自分の趣味、好きなことができるから	
	生きがい	生きがいになるものがほしかったから	生きがいになるものがほしかったから
	時間	時間に余裕ができたから	時間に余裕ができたから
	孫		<b>孫のような存在が身近に欲しかったから</b>
社会・交流	出会い	多くの人と知り合いたい、新しい人と出会いたいから	多くの人と知り合いたい、新しい人と出会いたいから
	地域社会	地域や社会のことを知りたいから	地域や社会のことを知りたいから
	視野	自分の視野を広げたいから	自分の視野を広げたいから
	評価	家族、学校、職場、友人などから評価される、認められるから	家族、友人、職場などから評価される、認められるから
職業選択	適性	その仕事に対する自分の適性を知りたい・やりたい仕事をみつげたいから	活動に対する自分の適性を知りたい・やりたい仕事を見つげたいから
	経験	就職や転職の際に経験が活かせるから	<b>就労へのステップとしたいから</b>
	現場	将来就きたい職業の現場を知りたいから	
	有利	就職や転職の際に有利になるから	
能力開発	習得	仕事や活動に必要な知識やスキルを取得したいから	仕事や活動に必要な知識やスキルを取得したいから
	共感	人と接することや、相手の気持ちや考えを理解する力を身に付けたいから	人と接することや、相手の気持ちや考えを理解する力を身に付けたいから
	人格	自分の人格形成、恒常的にやる気や積極性を持って仕事や活動に取り組めるようになりたいから	
	解決力	困っていること、問題や課題を発見し、改善・解決していく力を身につけたいから	
奉仕・援助	奉仕	困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから	困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから
	投影		<b>子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから</b>
	貢献	自分の特技や知識などを活かして人や社会に貢献したいから	<b>子育て経験が活かせるから</b>
	資格		<b>持っている資格を活かしたいから</b>
	問題解決	社会問題の解決に役立ちたいから	<b>児童虐待や子育ての孤立化など、社会問題の解決に役立ちたいから</b>
	恩返し	地域や社会に恩返しをしたいから	地域や社会に恩返しをしたいから
	<b>家族の代替</b>		<b>別居する子どもを通じて育児支援の必要性を感じ、身近で育児支援を行いたいと思ったから</b>
報酬	収入		収入になるから
公的事業	市		市の公的な事業だから
外的要因	依頼		友人や周りの人に頼まれたから
	その他	その他（ ）	その他（ ）

出所：筆者作成



以上のような動機付け項目に関して回答を得た結果が表 4-3 である。「あてはまる」「ややあてはまる」の合計が最も高いのは「困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから」(95.1%) となり、「楽しそう、子どもが好きだから」(84.0%) がこれに次いでいる。また、これら 2 つの動機付けの次には、「子育て経験が活かせるから」(67.4%)、「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」(65.3%)、「児童虐待や子育ての孤立化など、社会問題の解決に役立ちたいから」(60.4%) がそれぞれ 6 割を超えていた。さらに、5 割を超える項目としては「時間に余裕ができたから」(57%)、「地域や社会に恩返しをしたいから」(53.5%)、「自分の視野を広げたいから」(50.7%) となっていた。

表 4-3 提供・スタッフ会員の動機付け

分類	項目	動機付け	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	不明・無回答
面白・余暇	楽・興	楽しそう、子どもが好きだから	50.7%	33.3%	7.6%	4.2%	1.4%	2.8%
	生きがい	生きがいになるものがほしかったから	12.5%	34.7%	26.4%	11.1%	11.8%	3.5%
	時間	時間に余裕ができたから	18.1%	38.9%	20.1%	6.3%	14.6%	2.1%
	孫	孫のような存在が身近に欲しかったから	10.4%	14.6%	19.4%	11.8%	41.7%	2.1%
社会・交流	出会い	多くの人と知り合いたい、新しい人と出たいから	14.6%	29.2%	34.0%	12.5%	6.9%	2.8%
	地域社会	地域や社会のことを知りたいから	8.3%	20.8%	31.9%	19.4%	16.7%	2.8%
	視野	自分の視野を広げたいから	13.9%	36.8%	22.2%	11.8%	12.5%	2.8%
	評価	家族、友人、職場などから評価される、認められるから	1.4%	4.2%	29.9%	25.7%	35.4%	3.5%
職業選択	適性	活動に対する自分の適性を知りたい・やりたい仕事を見つけたいから	4.2%	22.9%	34.0%	14.6%	20.1%	4.2%
	経験	就労へのステップとしたいから	2.8%	6.9%	20.8%	14.6%	51.4%	3.5%
能力開発	習得	仕事や活動に必要な知識やスキルを取得したいから	4.9%	20.1%	29.9%	14.6%	27.1%	3.5%
	共感	人と接することや、相手の気持ちや考えを理解する力を身に付けたいから	13.2%	23.6%	31.9%	14.6%	13.2%	3.5%
奉仕・援助	奉仕	困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから	60.4%	34.7%	3.5%	0.7%	0.0%	0.7%
	投影	子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから	35.4%	29.9%	9.0%	6.9%	16.7%	2.1%
	貢献	子育て経験が活かせるから	27.1%	40.3%	15.3%	6.3%	9.0%	2.1%
	資格	持っている資格を活かしたいから	13.9%	9.0%	20.1%	16.0%	38.2%	2.8%
	問題解決	児童虐待や子育ての孤立化など、社会問題の解決に役立ちたいから	27.1%	33.3%	25.7%	5.6%	6.9%	1.4%
	恩返し	地域や社会に恩返しをしたいから	24.3%	29.2%	27.1%	11.8%	6.3%	1.4%
	家族の代替	別居する子どもを通じて育児支援の必要性を感じ、身近で育児支援を行いたいと思ったから	16.0%	16.7%	18.8%	13.2%	32.6%	2.8%
報酬	収入	収入になるから	4.2%	18.1%	26.4%	18.8%	28.5%	4.2%
公的事業	市	市の公的な事業だから	11.8%	26.4%	25.7%	12.5%	20.8%	2.8%
外的要因	依頼	友人や周りの人に頼まれたから	1.4%	11.8%	13.2%	8.3%	61.8%	3.5%
	その他	その他 ( )	5.6%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	93.8%

出所：筆者作成

また、図 4-10 は、提供・スタッフ会員になった「一番強い動機」を問う項目の結果である。「一番強い動機」をみても、「困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから」が 26.4%と最も高くなっている。これに次ぐのが「楽しそう、子どもが好きだから」(16.0%)、「子育てに関して自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」(11.8%)であるほか、「地域や社会に恩返しをしたいから」(7.6%)、「子育て経験が活かせるから」(6.3%)や、山下[2004]において明らかにされた「別居する子どもを通じて育児支援の必要性を感じ、身近で育児支援を行いたいと思ったから」が 5.6%と、割合は少ないが「一番強い動機」として一定程度選択されていた。

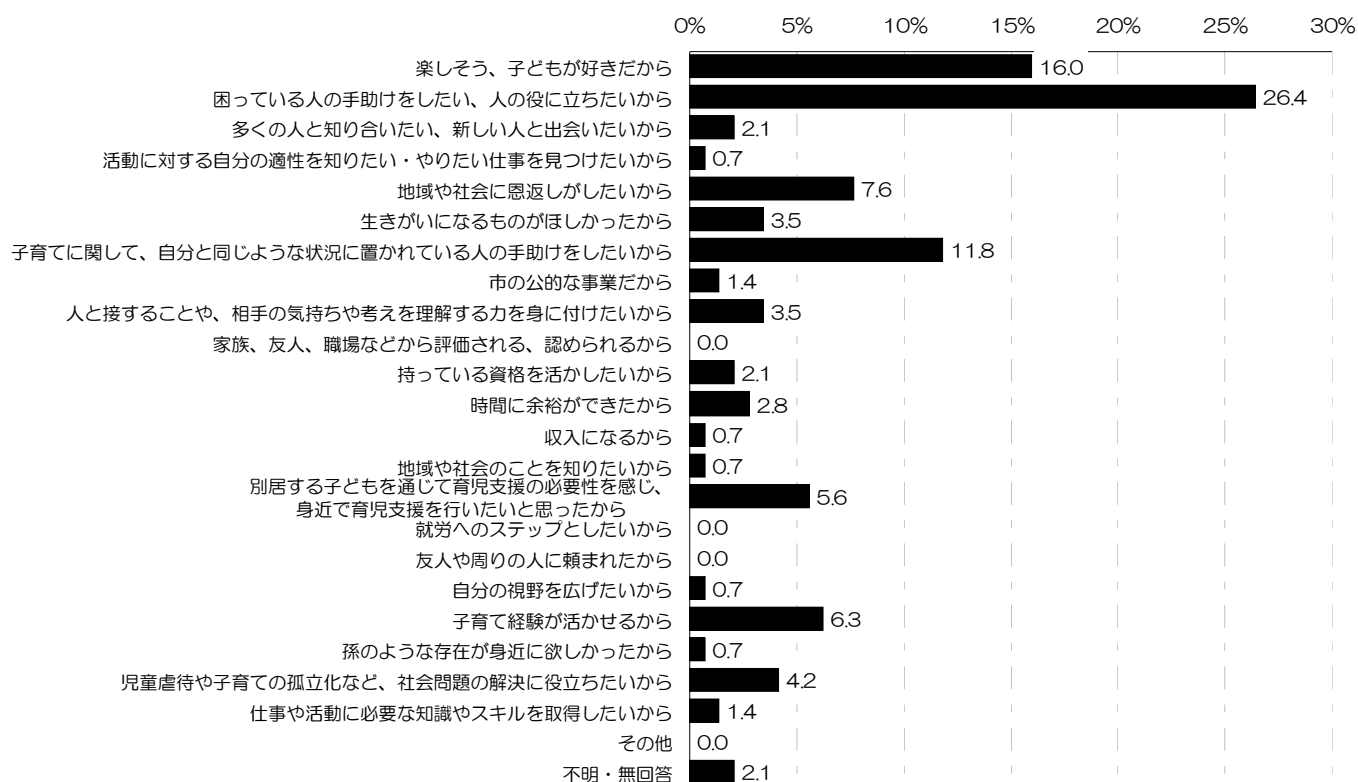


図 4-10 提供・スタッフ会員の一番強い動機付け

出所：筆者作成

さらに、表 4-4 は提供・スタッフ会員の動機付けを分類別にみるため、「あてはまる」「ややあてはまる」の総数を合算、「あてはまらない」「あまりあてはまらない」を合算した上で、分類別の選択率を比較したものである。その結果、「困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから」「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」「地域や社会に恩返しをしたいから」等、「奉仕・援助」に関する分類が 56.7%と最も高くなっている。次いで、「楽しそう、子どもが好きだから」「時間に余裕ができたから」等、「面白・余暇」に関する提供・スタッフ会員自身に対し精神的な充実感を

示す分類が 53.3%とそれほど大差なく続いており、提供・スタッフ会員には利他的な動機付けと精神的な充実感が高い割合で同時に存在している様子が見えてくる。

また、「奉仕・援助」「面白・余暇」と差はありながらも、3割を超えているものとして「市の公的な事業だから」という「公的事业」の分類が 38.2%、「多くの人と知り合いたい、新しい人と出会いたいから」等、「社会・交流」が 32.3%、「仕事や活動に必要な知識やスキルを取得したいから」等、「能力開発」に関わる動機付けが 30.9%となっている。しかし、「公的事业」「社会・交流」「能力開発」に関しては「あてはまらない（あまりあてはまらないを含む）」がそれぞれ 33.3%、35.2%、34.7%と同時に高くなっていることから、これらの分類の動機付けに関しては、あてはまる提供・スタッフ会員とそうでない提供・スタッフ会員に分かれているといえる。

一方、「あてはまらない（あまりあてはまらないを含む）」割合が最も高い分類は、「友人や周りの人に頼まれたから」という「外的要因」であり、70.1%となっているほか、「職業選択」（50.3%）や「報酬」（47.2%）が 5割前後となっていた。

表 4-4 提供・スタッフ会員の動機付け（分類別）

分類		あてはまる (やや含む)	どちらとも いえない	あてはまらない (あまり否)	不明・無回答
面白・余暇	総数	307	106	148	15
	選択率	53.3%	18.4%	25.7%	2.6%
社会・交流	総数	186	170	203	17
	選択率	32.3%	29.5%	35.2%	3.0%
職業選択	総数	53	79	145	11
	選択率	18.4%	27.4%	50.3%	3.8%
能力開発	総数	89	89	100	10
	選択率	30.9%	30.9%	34.7%	3.5%
奉仕・援助	総数	572	172	245	19
	選択率	56.7%	17.1%	24.3%	1.9%
報酬	総数	32	38	68	6
	選択率	22.2%	26.4%	47.2%	4.2%
公的事业	総数	55	37	48	4
	選択率	38.2%	25.7%	33.3%	2.8%
外的要因	総数	19	19	101	5
	選択率	13.2%	13.2%	70.1%	3.5%
その他	総数	9	0	0	135
	選択率	6.3%	0.0%	0.0%	93.8%

出所：筆者作成

#### ④小括

本調査における提供・スタッフ会員の現状をまとめたい。ファミサポ事業の援助活動を支える提供・スタッフ会員の動機付けは、分類別では人の手助けをしたいという利他的な動機付け（「奉仕・援助」）と同時に、提供・スタッフ会員自身の精神的充実（「面白・余暇」）が併せて存在し、これら 2 つが高い動機付けとなっている。加えて、「奉仕・援助」のなかでも、「困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから」（95.1%）が最も高くほぼ全ての提供・スタッフ会員が動機付けとして選択しているほか、「子育て経験が活かせるから」（67.4%）、「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」（65.3%）、「児童虐待や子育ての孤立化など、社会問題の解決に役立ちたいから」（60.4%）がそれぞれ 6 割を超えていた。また、「面白・余暇」のなかでは、「楽しそう、子どもが好きだから」（84.0%）が最も高くなっている。一方、ファミサポ事業が「公的事业」であることや、援助活動を通じて社会や人との交流を行うことができる「社会・交流」に関する動機付け、また援助活動が自分自身のスキルアップにつながるという「能力開発」に関わる動機付けに関しては、あてはまる層とあてはまらない層が混在している状況にあった。さらに、「外的要因」による動機付けが低いことから、提供・スタッフ会員への活動は自発的に行われていることがわかる。そして、一定の報酬が介在する「有償ボランティア」という形態から、「労働」との違いが時に問題視されるファミサポ事業であるが、「職業選択」や「報酬」による動機付けは低くなっていた。しかし、「報酬」に関しては、援助活動の良い点に関して「援助費をもらえる」が 33.3%と、決して低くない割合となっていることから、提供・スタッフ会員になった動機付けとしては低いですが、実際に援助活動を行う上では良い点として認識されている。

ファミサポ事業は現在、以上のような動機付けをもつ「担い手」により支えられている。加えて、動機付けの調査項目からは、主要な担い手像には一定の傾向はありながらも、「公的事业」「社会・交流」「能力開発」に関しては動機付けとなっている層とそうでない層が混在していることから、多様な動機付けをもつ提供・スタッフ会員が存在していることも明らかとなった。

### 3 依頼会員の意識調査

表 4-5 依頼会員の属性

性別	n	%
1 女性	154	96.9
2 男性	4	2.5
不明・無回答	1	0.6
年齢		
1 10歳代	0	0.0
2 20歳代	9	5.7
3 30歳代	84	52.8
4 40歳代	63	39.6
5 50歳代	0	0.0
6 60歳以上	0	0.0
不明・無回答	3	1.9
同居の子供の人数		
1 0人	0	0.0
2 1人	53	33.3
3 2人	83	52.2
4 3人	17	10.7
5 4人	5	3.1
6 5人以上	0	0.0
不明・無回答	1	0.6
ファミサポ登録の子どもの人数		
1 1人	81	51.3
2 2人	62	39.2
3 3人	13	8.2
4 4人	2	1.3
5 5人以上	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
登録の子供の年齢		
1 0歳	8	5.1
2 1歳以上3歳未満	47	29.7
3 3歳以上就学未満	81	51.3
4 小学校低学年	61	38.6
5 小学校高学年	30	19.0
6 その他	5	3.2
不明・無回答	3	1.9
同居家族		
1 配偶者	132	83.0
2 あなたの親・配偶者の親	12	7.5
3 その他	2	1.3
4 いない	17	10.7
不明・無回答	1	0.6
仕事の有無		
1 している	117	73.6
2 していない	41	25.8
不明・無回答	1	0.6
仕事の形態		
1 フルタイム	80	68.4
2 パートタイム、アルバイト	26	22.2
3 自宅勤務	3	2.6
4 その他	6	5.1
不明・無回答	2	1.7
早出、残業の有無		
1 ある	68	58.1
2 ない	48	41.0
不明・無回答	1	0.9
土、日、祝日出勤の有無		
1 ほとんどない	54	46.2
2 たまにある（月に1～3回程度）	38	32.5
3 よくある（月に4回以上）	16	13.7
4 常にある（土日祝は原則出勤）	4	3.4
5 その他	4	3.4
不明・無回答	1	0.9

#### ①属性

つづいて、依頼会員の結果を確認しよう。本調査の回答を得た依頼会員の属性は表5のようになっている。

性別では、女性が圧倒的に高く、年齢では30歳代（52.8%）と40歳代（39.6%）が高くなっている。

また、同居の子どもの人数では、2人が52.2%と最も高く、1人が33.3%と続いて高くなっている。

同居の子どものうち、ファミサポ事業に登録を行っている子どもの人数は1人（51.3%）が最も高いが、兄弟姉妹で複数人登録を行っている場合も合わせると48.7%であり、割合としては大差ない。加えて、登録している子どもの年齢では、「3歳以上就学未満」51.3%と最も高い割合となっているが、「1歳以上3歳未満」「小学校低学年」「小学校高学年」もそれぞれ29.7%、38.6%、19.0%となっており、幅広い年齢の子どもがファミサポ事業の援助を利用していることがわかる。

同居家族をみると、8割を超える依頼会員が配偶者と同居しているが、約1割の提供会員は「いない」と回答していることから、「ひとり親家庭」の利用が一定程度ある様子がうかがえる。

さらに、「仕事と育児の両立支援事業」として開始されたファミサポ事業であるが、仕事の有無をみると73.6%が仕事を持っている一方、25.8%の依頼会員は「していない」と回答しており、専業主婦（夫）家庭の利用も決して少なくない。

また、仕事を持っている依頼会員の仕事の形態では「フルタイム」が7割弱と高い割合とな

出所：筆者作成

っており、「パートタイム、アルバイト」は22.2%となっていた。

## ②子育て環境

依頼会員がファミサポ事業以外に利用している保育サービスでは、「保育所」「学童保育」「幼稚園」が最も高くなっており、「民間の託児所」や「病院や保育所の病児・病後児保育」の利用割合は1割弱となっている（図4-11）。また、これらの保育サービスに対して望むこととしては、「病児・病後児保育への対応」（59.0%）、「保育時間の延長」（38.5%）、「一時預かりの充実」（22.2%）など、保育サービスの量的な確保に関する内容が高い割合で求められている（図4-12）。加えて、これらの保育サービスを利用できない場合の対応としては「自分でやりくりした」（59.8%）、「別居の家族や親戚などに頼んだ」（49.6%）、「同居の家族に頼んだ」（23.1%）が順に高い割合となっており、ファミサポ事業の利用はこの次に高い割合（19.7%）となっていた（図4-13）。

なお、同居の家族やファミサポ事業以外で子どもの一時預かりを頼める人の有無に関しては、「いる」が59.1%となっている一方、そのような人が「いない」依頼会員も約4割存在する（図4-14）。

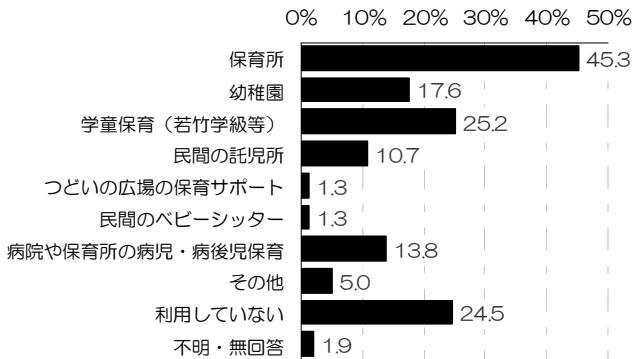


図4-11 保育サービスの利用状況

出所：筆者作成

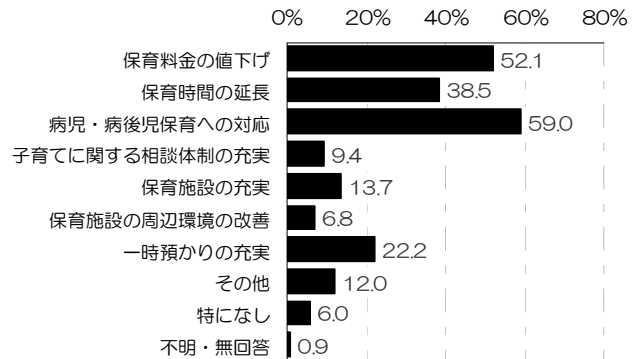


図4-12 保育サービスに望むこと

出所：筆者作成

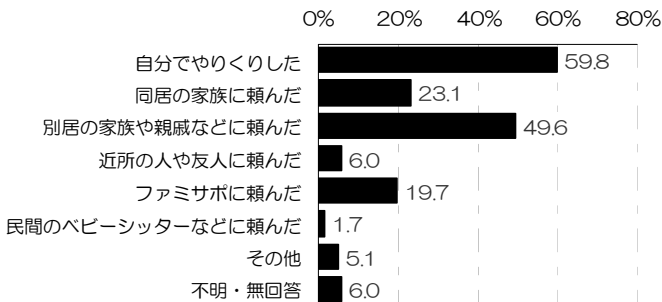


図4-13 保育サービスを利用できない際の対応

出所：筆者作成



図4-14 子どもの一時預かりを頼める人の有無

出所：筆者作成

### ③依頼会員の動機付け

つづいて、ファミサポ事業の依頼会員になった動機についてみてみたい（表 4-6）。動機を上位からみると、「いざという時に援助を頼みたいから」が「あてはまる（ややあてはまるを含む）」が 96.8%となっており、ほとんどの依頼会員が動機付けとして抱いていた。全国調査と同様、ファミサポ事業の登録への動機としては、何かあった際に利用できる「保険」の保育サービスとしての意味合いが強いことがわかる。次に高い割合となっているのは「仕事と子育ての両立に必要だから」であり、同じく「あてはまる（ややあてはまるを含む）」が 77.3%となっている。属性において、73.6%の依頼会員が仕事を持っていることから、仕事を行っている会員にとっては仕事と育児の両立支援としての役割を果たしているといえるだろう。続いて高い割合を占めているのは「子育てを手助けしてくれる人が周りにいないから」であり、「あてはまる（ややあてはまるを含む）」が 69.2%となっていた。その他、「他に利用できるサービスがないから」「市の公的な事業だから」「安い料金で子どもを預けることができるから」の割合がそれぞれ、61.0%、53.5%、39.0%と続いている。約半数の依頼会員にとっては、市の公的な事業であるという点も動機付けになっているため、ファミサポ事業が公的事业である点は依頼会員に一定程度影響を与えているといえるだろう。提供・スタッフ会員の調査では、市の公的な事業であるという動機付けをもつ会員は 4 割弱であったため、依頼会員のほうが提供・スタッフ会員に比べ「市の公的な事業」に関する動機付けの割合が若干ながら高い。

表 4-6 依頼会員の動機付け

動機付け	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	不明・無回答
仕事と子育ての両立に必要なだから	65.4%	11.9%	1.9%	3.8%	15.1%	1.9%
自分の時間やリフレッシュの時間をもちたいから	7.5%	11.3%	11.9%	17.0%	47.8%	4.4%
子連れで行けない所に行きたいから	9.4%	9.4%	6.9%	14.5%	56.0%	3.8%
いざという時に援助を頼みたいから	89.3%	7.5%	1.3%	1.3%	0.0%	0.6%
自分だけでは子育てに自信が持てないから	3.8%	3.1%	19.5%	20.8%	47.8%	5.0%
友人や周りの人にすすめられたから	5.0%	12.6%	10.1%	7.5%	59.7%	5.0%
多くの人と知り合いたい、新しい人と出会いたいから	1.3%	5.7%	18.9%	13.8%	55.3%	5.0%
子どもを地域の人との関わりの中で育てたいから	5.7%	16.4%	20.1%	11.9%	41.5%	4.4%
子育てを手助けしてくれる人が周りにいないから	50.3%	18.9%	13.2%	3.1%	11.3%	3.1%
他に利用できるサービスがないから	32.1%	28.9%	12.6%	6.3%	15.7%	4.4%
安い料金で子どもを預けることができるから	17.6%	21.4%	22.6%	13.8%	20.8%	3.8%
市の公的な事業だから	25.8%	27.7%	23.3%	3.8%	16.4%	3.1%
その他（ ）	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.5%

出所：筆者作成

また、図 4-15 は、依頼会員になった「一番強い動機」を問う項目の結果である。「一番強い動機」をみても、「いざという時に援助を頼みたいから」が最も高く（40.9%）、「仕事と子育ての両立に必要なだから」（30.2%）、「子育てを手助けしてくれる人が周りにいないから」（12.6%）となっていた。

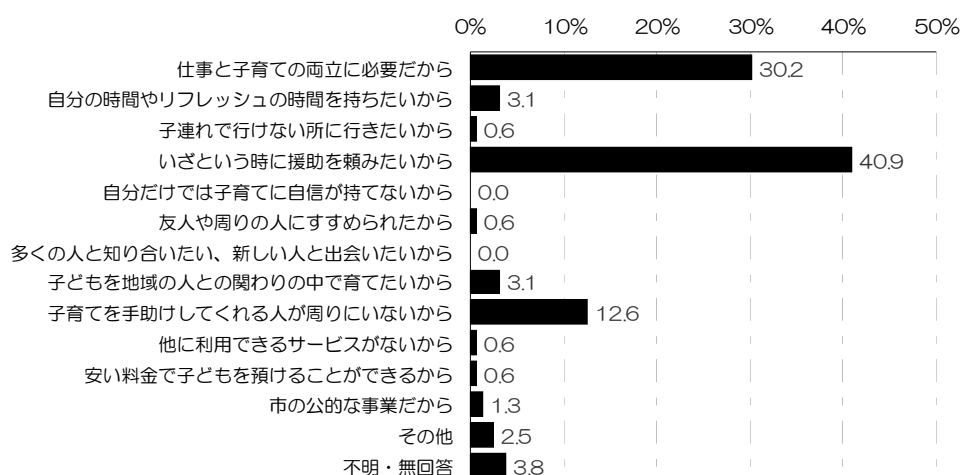


図 4-15 依頼会員の一番強い動機付け

出所：筆者作成



#### ④利用して良い点

依頼会員のうち、実際にファミサポ事業に援助を依頼したことがある割合は63.5%であり、依頼したことの割合は35.8%となっている（図4-16）。

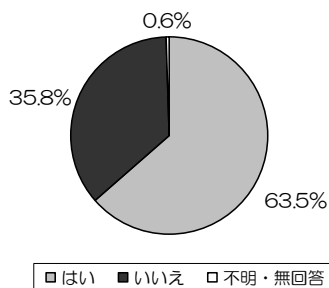


図4-16 援助依頼の有無

出所：筆者作成

また、援助を依頼した理由に関しては、「仕事の勤務終了が子どものお迎えや帰宅時間に合わないため」（34.7%）や「急な残業や休日出勤のため」（16.8%）等、仕事に関わる理由が高い割合となっている一方、「祖父母など普段預かってもらっている人の都合が悪くなったため」（16.8%）、「警報など、保育所や幼稚園、小学校の臨時休業のため」や「自身の体調不良、病気のため」がいずれも12.9%と、仕事以外の理由による利用も一定程度行われている（図4-17）。なお、「その他」の割合も23.8%と高くなっているが、この内実は「2人目出産の前後で」というように、第二子の出産時における利用が多くなっていた。

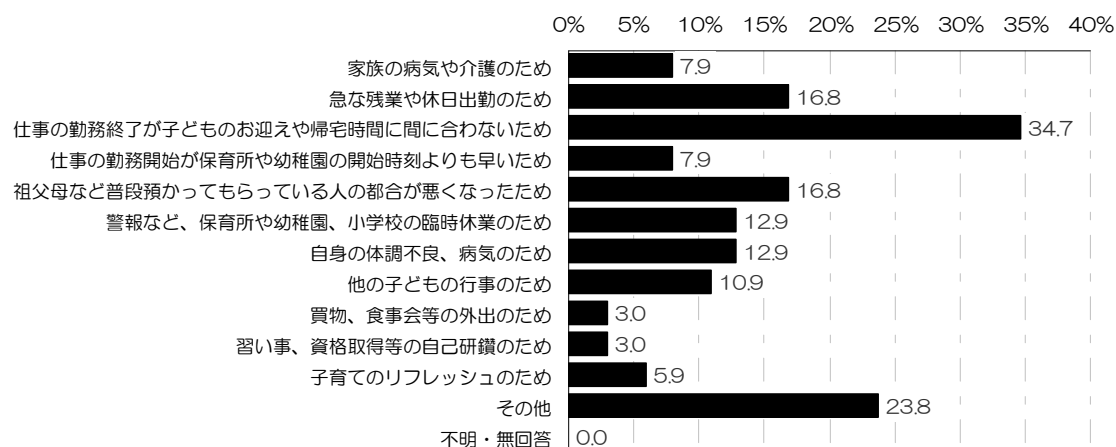


図4-17 援助を依頼した理由

出所：筆者作成

そして、実際にファミサポ事業を利用して良いと思う点は図 4-18 のようになっている。「安心して子どもを預けることができる」(74.3%) が最も高くなっており、「急な依頼にも快く対応してもらえる」(49.5%) が次いでいるほか、「いつでも子どもを預けられるという安心感がある」が 46.5%と続いて高くなっている。依頼会員の登録時の動機付けどおり、ファミサポ事業の援助はいざという時に援助を依頼できる「保険」としての役割を果たしているといえるだろう。また、「子どもが提供会員・スタッフ会員の子どもや家族とのふれあいを喜んでいる」(36.6%) や、「地域につながりができる」(27.7%)、「提供会員・スタッフ会員やアドバイザーに子育ての相談ができる」(16.8%)の選択も一定程度みられ、子どもの一時預かりなど実質的な援助のほかに、子ども自身や依頼会員にとって精神的な充実感や人とのつながりの機会を付与していることが、「良い点」として捉えられていることもわかる。精神的な充実感や人とのつながりへの評価は提供・スタッフ会員ほど高い割合ではないが、依頼会員においてもプラスの評価がされているといえる。

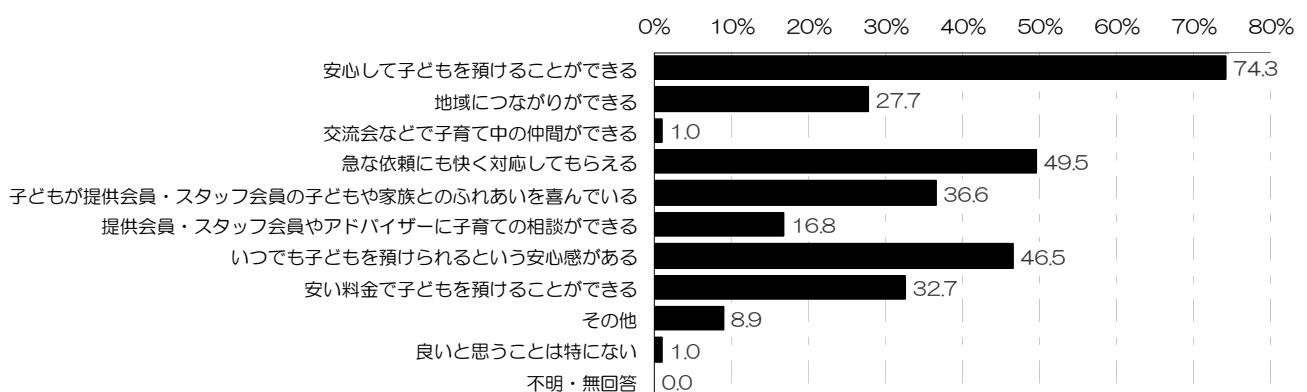


図 4-18 利用して良い点

出所：筆者作成

### ⑤提供・スタッフ会員への登録意向

つづいて、今後のファミサポ事業の提供・スタッフ会員への登録意向に関しては 73.6% が「いいえ」と答えている一方、25.8%の会員は「はい」と回答している（図 4-19）。なりたい理由としては「ファミサポの援助が助かり、自身も恩返しをしたいから」が 7 割を超え、最も高い割合となっている（図 4-20）。

加えて、「今後、提供・スタッフ会員になりたいか」と「ファミサポへの援助依頼の有無」のクロス集計をみると、「今後、提供・スタッフ会員になりたい」と回答した会員のうち、82.9%が援助依頼をしたことのある依頼会員であり、実際に援助を受けるという経験は、提供・スタッフ会員への登録の動機付けにプラスの効果をもたらしている（表 7）。

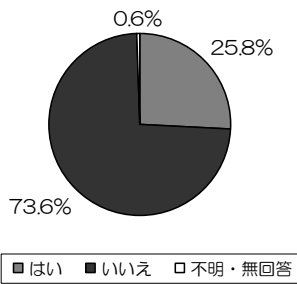


図 4-19 提供・スタッフ会員への登録の意向  
出所：筆者作成

表 4-7 提供・スタッフ会員への登録の意向  
× 援助依頼の有無クロス

	ある	ない	不明・無回答	合計
なりたい	34 82.9	7 17.1	0 0.0	41 100.0
なりたくない	67 57.3	50 42.7	0 0.0	117 100.0
不明・無回答	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0
合計	101 63.5	57 35.8	1 0.6	159 100.0

出所：筆者作成

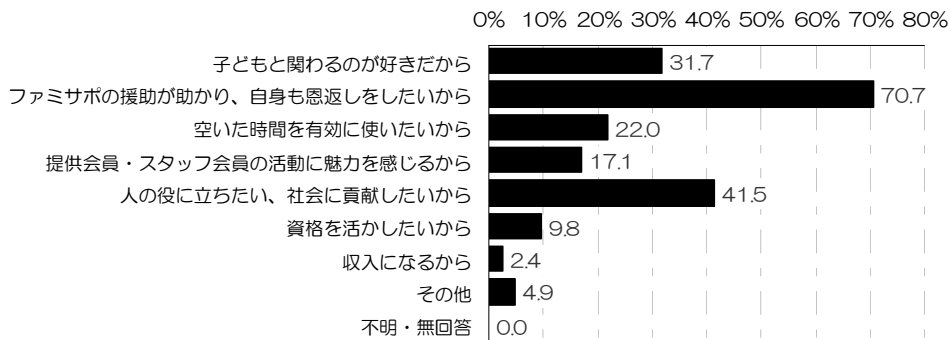


図 4-20 提供・スタッフ会員になりたい理由

出所：筆者作成

## ⑥小括

依頼会員にとってファミサポ事業は、公的保育関連サービスが利用できない場合に、自身のやりくりや、別居の家族や親戚、同居の家族に頼むことに次いで高い割合の選択肢となっていた。また、同居の家族やファミサポ事業以外で子どもの一時預かりを頼める人が「いない」依頼会員が約 4 割存在する。依頼会員の動機付けをみても、「いざという時に援助を頼みたいから」が圧倒的に高くなっている状況からも、ファミサポ事業が依頼会員にとって何かあった際の「保険」としての役割を果たしている様子がうかがえた。また、依頼会員の動機付けのうち、2 番目に高い割合となっているのは「仕事と子育ての両立に必要なだから」という動機付けであり、約 7 割の依頼会員が仕事を有していることや、援助の依頼理由をみても「仕事」に係る理由が高くなっていることから、ファミサポ事業は「仕事と育児の両立支援」としての側面を有していることが分かる。そして、依頼会員の動機付けのうち 3 番目に高い割合となっているのが、「子育てを手助けしてくれる人が周りにいないから」であった。この点に関しては自由記述のなかにおいても「誰も知っている人がいない土地に来て、子供をみてもらえる人も誰もいなくて、自分に何かあったらどうし

よう...と常に不安でしたが、自分の母のような、子供たちにとっておばあちゃんのような会員さんと知り合えて、かなり気持ちに余裕を持って子育てできるようになりました。」という記述がみられ、身近に頼れる存在がいない依頼会員にとっては、提供・スタッフ会員がそれに代わる役割を果たしている様子うかがえた。このような役割は、ファミサポ事業の「支え合い」ならではの側面であるといえよう。

以上の内容に加え、子どもの一時預かりなど実質的な援助のほか、子ども自身や依頼会員にとって精神的な充実感や人とのつながりを付与していることが「良い点」として捉えられていることから、ファミサポ事業が提供・スタッフ会員だけでなく依頼会員にとっても様々な精神的な充実感を付与している様子うかがえる。この点に加え、一定程度の割合(25.8%)の依頼会員が今後提供・スタッフ会員として登録する意向をもっている点は、他の保育サービスとファミサポ事業の差異を示す点であろう。つまり、ファミサポ事業には「通時的」な支え合いの機運を生じさせる側面があるといえる。

以上が依頼会員の意識調査の結果であるが、つづいて、提供・スタッフ会員と依頼会員の双方に登録を行う「両方会員」の意識調査の結果について確認したい。このような「両方会員」の存在は、「支え合い」による援助活動特有の側面であるが、女性労働協会が行う全国調査においても調査対象から外されているなど、他の会員種別に比べ研究蓄積が少なくなっている。

## 4 両方会員の意識調査

表 4-8 属性（両方会員）

性別	n	%
1 女性	30	100.0
2 男性	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
年齢		
1 10歳代	0	0.0
2 20歳代	2	6.7
3 30歳代	18	60.0
4 40歳代	9	30.0
5 50歳代	0	0.0
6 60歳以上	0	0.0
不明・無回答	1	3.3
同居の子供の人数		
1 0人	0	0.0
2 1人	6	20.0
3 2人	15	50.0
4 3人	7	23.3
5 4人	2	6.7
6 5人以上	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
ファミサポ登録の子どもの人数		
1 0人	5	16.7
2 1人	10	33.3
3 2人	14	46.7
4 3人	1	3.3
5 4人	0	0.0
6 5人以上	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
登録の子供の年齢		
1 0歳	0	0.0
2 1才以上3才未満	5	20.0
3 3歳以上就学未満	16	64.0
4 小学校低学年	10	40.0
5 小学校高学年	7	28.0
6 その他	0	0.0
不明・無回答	0	0.0
同居家族		
1 配偶者	24	80.0
2 あなたの親・配偶者の親	4	13.3
3 その他	1	3.3
4 いない	5	16.7
不明・無回答	0	0.0
会員種別		
1 提供会員	17	56.7
2 スタッフ会員	13	43.3
不明・無回答	0	0.0
現在所有されている資格		
1 保育士	7	23.3
2 幼稚園教諭	6	20.0
3 小・中・高教員免許	9	30.0
4 看護師	4	13.3
5 ホームヘルパー	8	26.7
6 社会福祉士	1	3.3
7 その他	2	6.7
8 特になし	7	23.3
不明・無回答	0	0.0
仕事の有無		
1 している	24	80.0
2 していない	6	20.0
不明・無回答	0	0.0
仕事の形態		
1 フルタイム	4	16.7
2 パートタイム、アルバイト	12	50.0
3 自宅勤務	4	16.7
4 その他	4	16.7
不明・無回答	0	0.0
早出・残業の有無		
1 ある	6	25.0
2 ない	17	70.8
不明・無回答	1	4.2
合計	24	100.0
土、日、祝日出勤の有無		
1 ほとんどない	9	37.5
2 たまにある（月に1～3回程度）	8	33.3
3 よくある（月に4回以上）	4	16.7
4 常にある（土日祝は原則出勤）	2	8.3
5 その他	1	4.2
不明・無回答	0	0.0
ファミサポ以外のボランティア活動経験		
1 ある	16	53.3
2 ない	14	46.7
不明・無回答	0	0.0

### ①属性

回答を得た両方会員の属性が表 4-8 である。

両方会員の属性に関しては、利用者の方に登録を行っている依頼会員と大差はみられないが、仕事の形態に関して依頼会員ではフルタイムが 68.4%、パートタイム、アルバイトが 22.2%に対し、「両方会員」ではフルタイムが 16.7%、パートタイム、アルバイトが 50.0%となっていることから、依頼会員のなかでも就労形態がパートタイム、アルバイトである会員が両方会員となる傾向がみてとれる。

また、提供・スタッフ会員との比較では、両方会員の所有資格は「小・中・高教員免許」が 30.0%、「看護師」13.3%となっており、提供・スタッフ会員のそれぞれの割合、16.7%、0.7%に比べ高い割合となっている。また、両方会員は子育て中の会員であるため、「30歳代」が 60.0%、「40歳代」が 30.0%となっており、必然的に提供・スタッフ会員に比べ若い年齢層の比率が高くなっている。

以下では、両方会員の意識調査の結果について、依頼会員および提供・スタッフ会員と比較を行いながら、両方会員の特徴を確認したい。ただし、両方会員に関しては母数自体が少なく、回答が得られた会員 30 名のうち、実際に依頼をしたことのある会員は 8 名、援助をしたことのある会員は 12 名となっていることから、回答対象者を限定しない項目のみについて確認を行う。

出所：筆者作成（左表）

## ②子育て環境

まず、両方会員がファミサポ事業以外に利用している保育サービスを依頼会員と比較すると、「学童保育」および「病院や保育所の病児・病後児保育」「学童保育（若竹学級等）」に関しては両方会員が依頼会員に比して低くなっているが、それ以外の項目に関しては大差がみられない（図 4-21）。加えて、これら保育サービスに望むことや保育サービスを利用できない場合の対応、同居家族やファミサポ事業以外の一時預かりを頼める人の有無の割合も、依頼会員の比率とほぼ同率であった（図 4-22、4-23、4-24）。

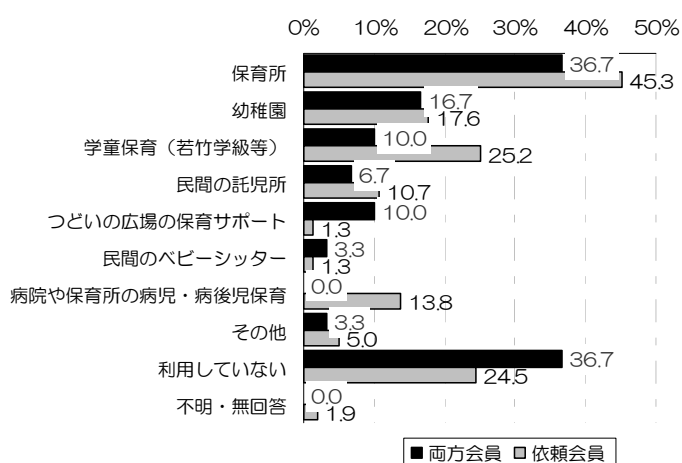


図 4-21 利用している保育サービス  
出所：筆者作成

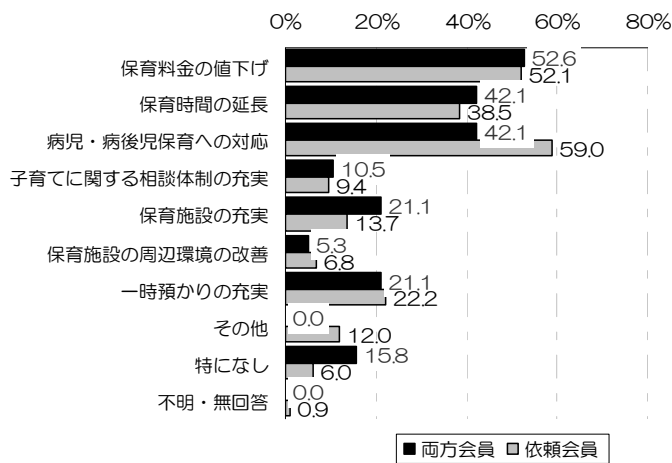


図 4-22 保育サービスに望むこと  
出所：筆者作成

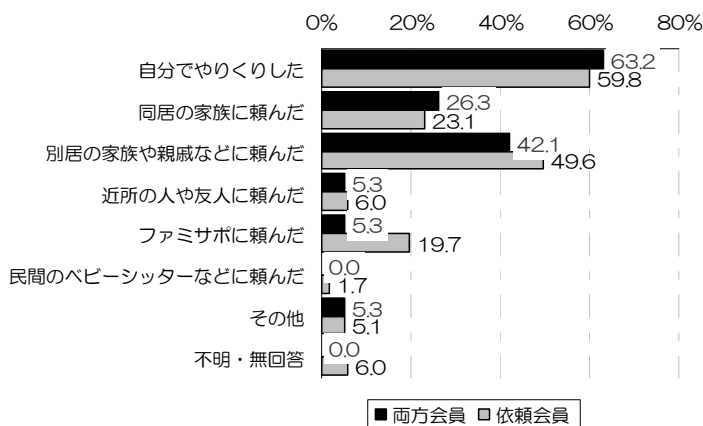


図 4-23 保育サービスが利用できない時の対応  
出所：筆者作成

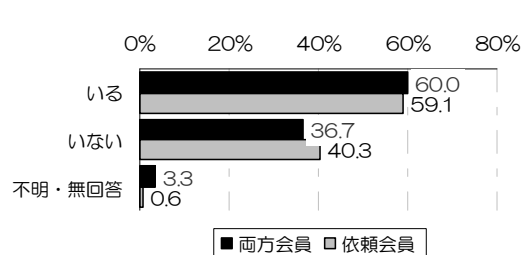


図 4-24 一時預かりを頼める人の有無  
出所：筆者作成

## ③依頼会員の動機付け

依頼会員になった動機付けについてみると、依頼会員のみに登録を行う会員とは若干の差異がみられる（表 4-9）。動機を上位からみると、「いざという時に援助を頼みたいから」

が「あてはまる（ややあてはまるを含む）」が最も高く、「仕事と子育ての両立に必要だから」が次いでいるのは同様の傾向であるが、両方会員においては「市の公的な事業だから」がこれに次いで高くなっている。また、「安い料金で子どもを預けることができるから」が低くなっており、代わりに「子どもを地域の人との関わりの中で育てたいから」が上位になっている。依頼会員のなかでも、地域の中における関わりを重要視する会員が、両方会員として登録されている傾向がみてとれる。

表 4-9 依頼会員の動機付け（両方会員）

動機付け	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	不明・無回答
仕事と子育ての両立に必要だから	40.0%	16.7%	10.0%	6.7%	16.7%	10.0%
自分の時間やリフレッシュの時間をもちたいから	13.3%	23.3%	10.0%	16.7%	26.7%	10.0%
子連れで行けない所に行きたいから	13.3%	16.7%	6.7%	13.3%	40.0%	10.0%
いざという時に援助を頼みたいから	63.3%	30.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.7%
自分だけでは子育てに自信が持てないから	6.7%	13.3%	10.0%	23.3%	36.7%	10.0%
友人や周りの人にすすめられたから	10.0%	0.0%	13.3%	16.7%	50.0%	10.0%
多くの人と知り合いたい、新しい人と出会いたいから	3.3%	26.7%	10.0%	10.0%	40.0%	10.0%
子どもを地域の人との関わりの中で育てたいから	6.7%	33.3%	10.0%	13.3%	26.7%	10.0%
子育てを手助けしてくれる人が周りにいないから	23.3%	23.3%	0.0%	20.0%	23.3%	10.0%
他に利用できるサービスがないから	16.7%	23.3%	6.7%	10.0%	30.0%	13.3%
安い料金で子どもを預けることができるから	6.7%	20.0%	20.0%	10.0%	33.3%	10.0%
市の公的な事業だから	13.3%	36.7%	16.7%	3.3%	20.0%	10.0%
その他（ ）	6.7%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	97.5%

出所：筆者作成

#### ④提供・スタッフ会員の動機付け

両方会員の提供・スタッフ会員への登録の動機付けをみると、「あてはまる」「ややあてはまる」の合計が最も高くなっているのは、「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」（96.7%）であり、次いで、「困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから」（90.0%）、「楽しそう、子供が好きだから」（73.3%）となっており、提供・スタッフ会員のみに登録を行う会員の上位項目と同様の傾向である。一方、提供・スタッフ会員との比較において両方会員が特徴的であるのは、これら上位の動機付けに次いで、「多くの人と知り合いたい、新しい人と出会いたいから」（56.7%）という「出会い」に関する項目が高くなっている点であった（表 4-10）。

表 4-10 提供・スタッフ会員の動機付け（両方会員）

分類	項目	動機付け	あてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	不明・無回答
面白・余暇	楽・興	楽しそう、子どもが好きだから	40.0%	33.3%	20.0%	3.3%	0.0%	3.3%
	生きがい	生きがいになるものがほしかったから	6.7%	33.3%	26.7%	13.3%	16.7%	3.3%
	時間	時間に余裕ができたから	16.7%	20.0%	13.3%	10.0%	36.7%	3.3%
	孫	孫のような存在が身近に欲しかったから	0.0%	3.3%	10.0%	13.3%	70.0%	3.3%
社会・交流	出会い	多くの人と知り合いたい、新しい人と出たいから	26.7%	30.0%	20.0%	13.3%	6.7%	3.3%
	地域社会	地域や社会のことを知りたいから	3.3%	13.3%	36.7%	20.0%	23.3%	3.3%
	視野	自分の視野を広げたいから	23.3%	33.3%	16.7%	3.3%	20.0%	3.3%
	評価	家族、友人、職場などから評価される、認められるから	0.0%	6.7%	20.0%	26.7%	43.3%	3.3%
職業選択	適性	活動に対する自分の適性を知りたい・やりたい仕事を見つげたいから	16.7%	33.3%	13.3%	10.0%	23.3%	3.3%
	経験	就労へのステップとしたいから	6.7%	30.0%	6.7%	13.3%	40.0%	3.3%
能力開発	習得	仕事や活動に必要な知識やスキルを取得したいから	10.0%	26.7%	16.7%	6.7%	36.7%	3.3%
	共感	人と接することや、相手の気持ちや考えを理解する力を身に付けたいから	13.3%	26.7%	36.7%	6.7%	13.3%	3.3%
奉仕・援助	奉仕	困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから	63.3%	26.7%	6.7%	0.0%	0.0%	3.3%
	投影	子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから	60.0%	36.7%	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%
	貢献	子育て経験が活かせるから	26.7%	40.0%	16.7%	3.3%	10.0%	3.3%
	資格	持っている資格を活かしたいから	16.7%	16.7%	16.7%	10.0%	36.7%	3.3%
	問題解決	児童虐待や子育ての孤立化など、社会問題の解決に役立ちたいから	23.3%	40.0%	10.0%	3.3%	20.0%	3.3%
	恩返し	地域や社会に恩返しをしたいから	16.7%	33.3%	26.7%	3.3%	16.7%	3.3%
	家族の代替	別居する子どもを通じて育児支援の必要性を感じ、身近で育児支援を行いたいと思ったから	3.3%	20.0%	6.7%	10.0%	56.7%	3.3%
報酬	収入	収入になるから	16.7%	30.0%	26.7%	3.3%	20.0%	3.3%
公的事業	市	市の公的な事業だから	13.3%	33.3%	33.3%	0.0%	16.7%	3.3%
外的要因	依頼	友人や周りの人に頼まれたから	0.0%	6.7%	13.3%	23.3%	53.3%	3.3%
	その他	その他（ ）	3.3%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	93.3%

出所：筆者作成

また、提供・スタッフ会員に登録を行った「一番強い動機」に関しては、「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」が 46.7%と最も高くなっており、「困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから」が 20.0%、「楽しそう、子どもが好きだから」が 10.0%と続いている（図 4-25）。子育て中である両方会員にとって「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」という動機付けは、提供・スタッフ会員のみに登録を行う会員に比べ大幅に高くなっている<sup>111</sup>。子育て中であっても、このような動機付けを受け止めることができるのはフ

<sup>111</sup> 提供・スタッフ会員のみに登録を行う会員の同じ質問項目においては、「困っている人の手助けをしたい、人の役に立ちたいから」(26.4%)が最も高く、次いで「楽しそう、子どもが好きだから」(16.0%)、



ミサポ事業の積極的側面といえるだろう。

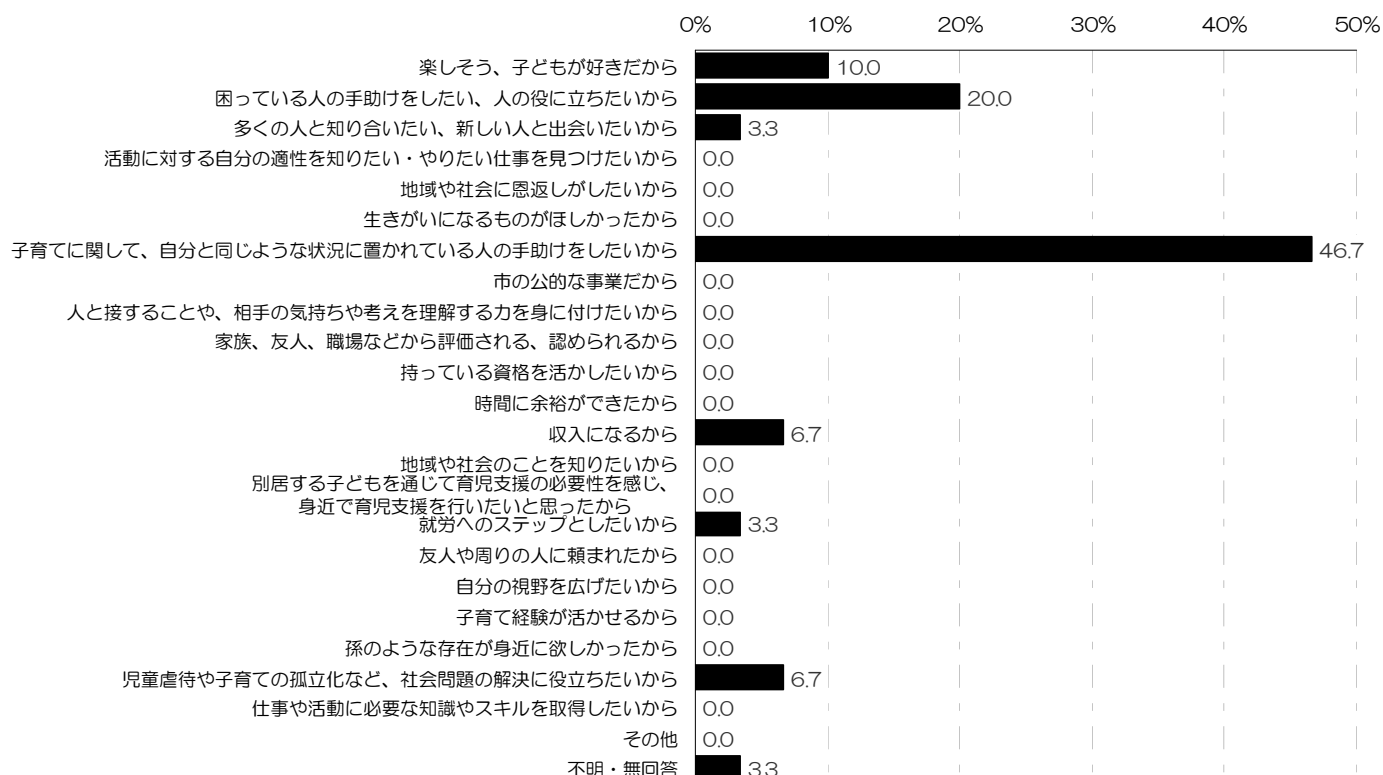


図 4-25 提供・スタッフ会員の一番強い動機付け（両方会員）

出所：筆者作成

続いて、分類別に提供・スタッフ会員になった動機付けをみると、「奉仕・援助」に関する選択率が最も高くなっている傾向は提供・スタッフ会員のみに登録を行う会員と同じであるが、提供・スタッフ会員では次いで「面白・余暇」に関する分類が高くなっていたのに対し、両方会員においては「報酬」および「公的事业」が高くなっているとともに、その次には「職業選択」の選択率が高くなっている。同時に、「面白・余暇」「社会・交流」「職業選択」「能力開発」の各分類に関しては、あてはまる層とあてはまらない層が混在している状況であった（表 4-11）。

3 番目に「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」（11.8%）となっている（図 4-10）。

表 4-11 提供・スタッフ会員の動機付け（分類別・両方会員）

分類		あてはまる (やや含む)	どちらとも いえない	あてはまらない (あまり言)	不明・無回答
面白・余暇	総数	46	21	49	4
	選択率	38.3%	17.5%	40.8%	3.3%
社会・交流	総数	41	28	47	4
	選択率	34.2%	23.3%	39.2%	3.3%
職業選択	総数	26	6	26	2
	選択率	43.3%	10.0%	43.3%	3.3%
能力開発	総数	23	16	19	10
	選択率	33.8%	23.5%	27.9%	14.7%
奉仕・援助	総数	127	25	53	7
	選択率	59.9%	11.8%	25.0%	3.3%
報酬	総数	14	8	7	1
	選択率	46.7%	26.7%	23.3%	3.3%
公的事业	総数	14	10	5	1
	選択率	46.7%	33.3%	16.7%	3.3%
外的要因	総数	2	4	23	1
	選択率	6.7%	13.3%	76.7%	3.3%
その他	総数	9	0	0	28
	選択率	6.7%	0.0%	0.0%	93.3%

出所：筆者作成

## ⑤小括

その存在自体がファミサポ事業の「支え合い」の特徴ともいえる両方会員に関しては、提供・スタッフ会員や依頼会員のみに登録を行う会員の動機付けと、若干の差異が生じていた。両方会員に関しては、依頼会員になった動機付けとして「市の公的な事業だから」「子どもを地域の人との関わりの中で育てたいから」が比較的上位となっており、この点は依頼会員のみに登録を行う会員とは異なる傾向であった。また、提供・スタッフ会員になった理由としては「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」が最も高く、子育て現役世代である両方会員にとっては同時期における「支え合い」が成り立っているといえるだろう。

## 第4節 考察

本章では、ファミサポ事業を支える会員の意識の一端を、アンケート調査により確認することを目的とした。ファミサポ事業を支える会員の意識を明らかにするためには、主として提供会員の動機付けに関しては詳細な選択項目の設定が必要であるとともに、依頼会員に関する意識調査が乏しく、さらにはこれら「支え合い」活動の特徴の一側面である両方会員に対する意識調査が課題となっていた。本章においては、これら先行研究の現状を補うよう、提供会員の動機付けに関しては詳細な選択項目の設定を行うとともに、両方会員に対する意識調査も実施した。本節ではこれらの結果をふまえ、まとめを行いたい。

まず、提供会員の動機付けに関して述べたい。提供会員の動機付けをより鮮明にするために行った結果、人の手助けをしたいという利他的な動機付け（「奉仕・援助」）と併せ、提供会員自身の精神的充実（「面白・余暇」）が高い動機付けとなっていた。また、ファミサポ事業が「公的事业」であることや、援助活動を通じて社会や人との交流を行うことができる「社会・交流」に関する動機付け、援助活動が自分自身のスキルアップにつながるという「能力開発」に関わる動機付けに関しては、あてはまる層とあてはまらない層が混在している状況にあった。「奉仕・援助」と「面白・余暇」に関わる動機を中心に、提供会員の多様な動機をファミサポ事業は受け止めているといえる。

つづいて、依頼会員に関しては、ほとんどの依頼会員が登録の動機付けとして「いざという時に援助を頼みたい」という動機を抱いていた。次いで、「仕事と子育ての両立に必要だから」および「子育てを手助けしてくれる人が周りにいないから」が高い動機付けとなっており、仕事を有する依頼会員にとっては両立支援としての側面があり、他府県から移住してきた世帯など頼れる人が周りにいない依頼会員にとっては、提供会員が地域における子育て支援者としての役割を果たしていた。このように、「いざという時に」援助依頼ができる子育て支援者としての役割を果たしていることや、子どもの一時預かりなど実質的な援助を超え、子ども自身や依頼会員にとって精神的な充実感や人とのつながりの機会を付与していることが「良い点」として捉えられているという側面は、「支え合い」活動特有の効果であるといえる。そして、このような「地域支え合い的」機能こそ、ファミサポ事業を支える会員の意識であるといえるだろう。加えて、依頼会員のうち 25.8%が今後提供・スタッフ会員への登録の意向を示しており、ファミサポ事業が将来的な「支え合い」に発展していく可能性が示唆されている。この点も、専門職による他の公的子育てサービ

スでは生じにくい「支え合い」の積極的側面であるといえる。つまり、依頼会員の意識からは、マクロ、メゾの視点からも浮かび上がる一時預かり等の「ニーズ対応的」機能とともに、他の専門的保育サービスでは得られにくい「つながり」に関する「地域支え合い的」機能に関わるニーズが存在しているといえる。

最後に、両方会員の提供会員への登録の動機付けをみると、「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたいから」が最も高くなっており、両方会員に関しては同時期における「支え合い」が実現している。加えて、両方会員の依頼会員への登録の動機付けでは、「子どもを地域の人との関わりの中で育てたいから」が上位となっており、依頼会員のなかでも地域における関わりを重要視する会員が両方会員になっているという傾向もみられた。以上のことから、両方会員に関しては他の会員種別に比べ「つながり」への志向の高さが示されるとともに、同一時点における「支え合い」を実現する両方会員の存在そのものが、ファミサポ事業の「支え合い」を特徴付けるものであるといえよう。「地域支え合い的」機能は、両方会員の存在と意識からもより鮮明に浮かび上がる。

本章においては、和歌山市ファミリー・サポート・センターのご協力を得て、ファミサポ事業を支える会員の意識の一端を質問紙票調査により明らかにすることを試みた。その結果、提供会員と依頼会員の双方において、第4節で述べた「支え合い」の積極的な側面が現れていた。ファミサポ事業は、このような双方の会員の「支え合い」意識により成り立っている事業であるといえよう。加えて、両方会員の存在自体がファミサポ事業の特徴を示している。

ファミサポ事業の今後の方向性を考える際には、提供会員と依頼会員の双方の会員の視点に加え、両方会員の視点からも事業のあり方を検討していく必要がある。そして、政策展開においては、すべての会員種別における「支え合い」の意識を複合的に保ってこそ、地域における子育て支援としてファミサポ事業が存在する意義があるといえる。「ニーズ対応的」機能だけでなく、このような、全ての会員種別における「地域支え合い的」機能こそ、ファミサポ事業の「支え合い」の特徴であり、他の公的保育サービスでは得がたいよさであるといえるだろう。

## 第5章 ファミリー・サポート・センター事業と「有償ボランティア」論

### 第1節 本章の課題

これまで、ファミサポ事業をマクロレベルの政策展開、メゾレベルの運営実態、ミクロレベルの会員の意識に着目し考察する中で、ファミサポ事業の「支え合い」の仕組みには「ニーズ対応的」機能と、「地域支え合い的」機能が存在することを確認してきた。そして、これらの結果は、「会員制」「有償ボランティア」による「支え合い」の仕組みが、高齢者福祉分野のみでなく、子育て支援分野においても積極的に機能し得ることを示唆している。

つづいて第5章では、前章までの内容をふまえ、ファミサポ事業の今後を検討していく際に論点となる「有償ボランティア」をめぐる議論を確認した後、ファミサポ事業におけるその位置づけについて検討を行いたい。というのも、ファミサポ事業の今後を検討していく際には、いわゆる「有償ボランティア」という活動形態につきまとう、一部のネガティブな評価に向き合うことなく今後のあり方を論じるわけにはいかないからである。

「有償ボランティア」は、1980年代に出現した高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスの特徴として現れたと考えられている<sup>112</sup>。このような「有償ボランティア」は、ボランティアに類する活動形態でありながらも一定の「謝礼金」が介在することで、援助を行う側にとっては活動の促進や継続の一要因となり、援助を受ける側にとっては気兼ねない利用につながる等のメリットが指摘され<sup>113</sup>全国に広がった。加えて、1998年の特定非営利活動促進法（以下、NPO法）の施行以降は、NPO法人内部においても「有償ボランティア」と称される人々が多数存在するに至っている。一方、そのような実態に比して、この個人の活動形態を「労働者」や伝統的な「ボランティア」等との関係性の中でどのように位置づけていくのかという今後の方向性に関しては具体的に検討されているとは言いがたく、今なおその位置づけは不明瞭である。そして、このような現状は特に、「有償ボランティア」に対し労働関連法令（日本労務研究会[2005]、小野[2007a]、皆川[2008]等）や税法（小林[2003]、渡辺[2005]、田中・忠岡[2005]等）をどのように適用するか（あるいは適用しないか）という、現行の法制度との関係性をめぐって問題を顕在化させている。一方、援助に対し一定の「謝礼金」が生じる「有償ボランティア」は、場合によって

<sup>112</sup> ただし、ボランティアの有償化現象自体は1980年代以前からも見られた（「善意へ二百円の“日当”」『朝日新聞』1967年3月9日付夕刊8面）。

<sup>113</sup> 一方、援助に対し一定の「謝礼金」が生じる「有償ボランティア」は、場合によっては援助者に労働者意識を与え、援助の受け手に消費者意識を与える可能性もある。

は援助者に労働者意識を与え、援助の受け手に消費者意識を与える可能性も投げかけている。明確な整理が行われていないことは「有償ボランティア」が枠組みにとらわれず柔軟に活動できることに寄与している反面、場合によっては単なる「低廉な労働力」として機能してしまう危険性を孕んでいる。このような状況の中、ファミサポ事業の提供会員が「有償ボランティア」であるがために、そのボランティア性に疑念を持たれることがないように、「有償ボランティア」をめぐる研究動向を確認した上で、ファミサポ事業の提供会員において望ましい、つまりこれまで確認してきたファミサポ事業の「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能を活かせるような「有償ボランティア」形態のあり方について考察を行う。

## 第2節 「有償ボランティア」の概念

まず、本章で問題とする「有償ボランティア」の概念整理を行いたい。庄司・武川ほか編[1999]<sup>114</sup>において「ボランティア活動の担い手に対して、実費や報酬といった金銭の收受を認める」活動形態であるとされているが、中でも問題となるのが、実費に留まらない「謝礼金」の收受が行われる場合である。「実費を受け取るボランティア」に関しては、「ボランティア活動」であるとする意見も存在する（大阪ボランティア協会[1987]等）。そこで「有償ボランティア」をボランティアと労働者との関係で図式化したものが図 5-1 である。小野[2007c]を参考に図式化すると、無償を基本とするボランティア活動と貨幣を媒介とする労働の中間的なあり方で図 5-1 の網掛け部分に位置すると考えられる。

ボランティア		有償ボランティア	労働者		
無償ボランティア	実費を受け取るボランティア	実費+謝礼金を受け取るボランティア	労働市場より低賃金で働く有給労働者	労働市場と同等の賃金で働く有給労働者	一般労働者

図 5-1 「有償ボランティア」の位置づけ

出所：小野[2007c:155]をもとに筆者作成

このように、図 5-1 の網掛け部分に位置する「有償ボランティア」は、1980 年代に出現した住民参加型在宅福祉サービスを中心に、様々な形態で存在している（表 5-1）。加えて、表 5-1 のように全国的に展開されている活動以外にも、NPO 法人や任意団体に所属する「有償ボランティア」も数多い。なお、「高齢者の生きがい就労」を目的とするシルバー人

<sup>114</sup> 前掲脚注 1

材センターは、「有償ボランティア」と労働関連法令の関係を検討する際に度々参考にされる形態であるため<sup>115</sup>記載している。シルバー人材センターは図 5-1 の「労働市場より低賃金で働く有給労働者」にあたる。

表 5-1 全国展開される「有償ボランティア」の類型

名称	開始年	実施主体	根拠法等	内容	特記事項
善意銀行	1962年	社会福祉協議会	—	社会福祉のための労力や金品を預託し、必要とする人へ、これらの労力や預託金品を支給・貸与する。	1962年徳島県社会福祉協議会・小松島市社会福祉協議会が共同で開始
ファミリー・サポート・センター事業	1982年	国、市町村 ※女性労働協会が運営支援	児童福祉法6条の3第14項 子ども・子育て支援法59条12号	子育てのほか、一部介護サポートを実施。	1982年に前身となるファミリー・サービス・クラブ事業（婦人労働能力活用事業）が開始。
住民参加型在宅福祉サービス	1987年	住民参加型在宅福祉サービス全国連絡会 （全国社会福祉協議会内）	—	高齢者や障害者、子育てなど、日常生活援助などの在宅福祉サービスを実施。	「会員制」「有償性」を特徴として在宅福祉サービスを提供する団体の総称。「住民互助型」「社協運営型」「生協型」「農協型」「ワーカーズコレクティブ型」など、運営主体は様々。
ふれあいサービス事業	—	社会福祉協議会	—	高齢者や障害者、子育てなど、日常生活援助の在宅福祉サービスを実施。	住民参加型在宅福祉サービスの一種。開始年は不明。
保育サポーター	1998-2011年 （終了）	国（-2003年）、21世紀職業財団	—	仕事と子育ての両立を支援する	1998年から2003年までは厚生労働省の交付金事業
介護支援ボランティア制度	2007年	市町村 ※国が許可	介護保険法115条の44 （地域支援事業） 地域支援事業実施要綱	ボランティア活動を行った高齢者（原則65歳以上）に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度。	介護保険法の規定に基づき、地域支援事業交付金が財源。
生活・介護支援サポーター養成事業	2009年	国、市町村	生活・介護支援サポーター養成事業実施要綱	地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築することを目的とする	—
シルバー人材センター	1980年	国、全国シルバー人材センター事業協会	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	高齢者の生きがい就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1975年東京都「高齢者事業団事業」開始</li> <li>・1980年国の補助事業「高齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター）」開始</li> <li>・1986年「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」成立。シルバー人材センターが法制化。</li> </ul>

出所：筆者作成

### 第3節 「有償ボランティア」の問題点

#### 1 「流山訴訟」が提起する問題

1980年代に出現した「労働者」と「ボランティア」の境界線上に位置する「有償ボランティア」は、多くの批判的見解を受けながら運営されてきた。これら「有償ボランティア」

<sup>115</sup> 山口[2003]、皆川[2008]等

に対して提議された批判的見解をまとめたものが、表 5-2 である。

表 5-2 「有償ボランティア」に対する批判的見解

内容	論文等
安上がりな福祉労働力	井上千津子[1985]「一滴「有償ボランティア」に思う」『ホームヘルパー』第 168 号, 3 ページ。
ボランティア精神の揺らぎ	大橋謙策[1986]「社会福祉におけるボランティアリズムと有償化」『社会福祉研究』第 39 号, 37-42 ページ。鈴木幸子[1989]「有償ボランティアはボランティアなのか」『月刊ゆたかなくらし』第 85 号, 42-45 ページ。大阪ボランティア協会監修[1987]『変革期の福祉とボランティア』ミネルヴァ書房。
ジェンダー非中立	上野千鶴子[2000]「月曜評論 家事援助と身体介護は一体」『信濃毎日新聞』、森川絵美[1998]「「参加型」福祉社会における在宅介護労働の認知構造」『現代日本のパブリック・フィロソフィ』396-418 ページ。

出所：筆者作成

新しい個人の活動形態である「有償ボランティア」に対しては、当初、既存の分野からの批判が大きく、類似するホームヘルパー等の労働者からも無償を基本とする伝統的なボランティアからも批判的な見解が度々述べられていた。

例えば井上[1985]はホームヘルパーの立場から、「安上がりな福祉労働力」である「有償ボランティア」という担い手が出現することにより、ホームヘルパー業務が家事の延長やボランティアで足り得ることだと認識されることを懸念している。

また、ボランティアの無償性を重要視する見解からは、「有償ボランティア」はボランティアとは異なるものであるという主張が度々なされていた（大橋[1986]、鈴木幸[1989]等）。例えば、ボランティア活動が本来有する意味<sup>116</sup>を重要視する大橋[1986]は、「有償ボランティア」は公的な在宅福祉サービスを制度化する上で一定の役割を果たしたが、あくまでも在宅福祉サービスのシステムと有給職員のあり方についての問題であり、ボランティアに関わる問題ではないと指摘する。同じく、岡本栄一は「これまで無償を原則としていたボランティア活動がゆさぶりをかけられている」として、「有償ボランティア」の存在を疑問視している（大阪ボランティア協会監修[1987:220]）。両者はいずれも、ボランティ

<sup>116</sup> この点に関し大橋謙策は、「そもそもボランティアとは“自立と連帯の社会・地域づくりをめざして自発的、自律的、自覚的、社会的に活動を行う人”であり、ある者が他者へ一方的に援助を提供するというよりも、“情けは人のためならず”という性質をふまえて展開されるべき活動である。その活動には、“他者との中で自己をより豊かに実現する活動”、“地域・社会づくりにおける創造的・先駆的活動”、“原則として金銭的対価を求めない活動”といった性質を内在させたものでなければならない。」（大橋[1986:42]）と述べている。



ア元来の意義を重要視する側面からアプローチを行っている<sup>117</sup>。

また、「有償ボランティア」により実施される援助内容がケア労働であり、援助者の多くが女性である実態から、「有償ボランティア」活動が「ジェンダー非中立」なものであるとの指摘もなされていた。ジェンダー論の立場からは「有償ボランティア」に対し厳しい批判が行われており<sup>118</sup>、中でも詳細に論じているのが森川[1998]である。森川[1998]は1980年代から推進された「有償ボランティア」を含む福祉サービス供給システムの多元化が、「性別役割分業に固定された女性が、公的なサービスの不足を「住民によるサービス」として低賃金で処理する構造を確立することになっている」ことを指摘する（森川[1998:404]）。事実、「有償ボランティア」活動の援助者を性別にみると女性が圧倒的に多く、ジェンダーの視点から見た場合の問題が内包されているといえるだろう。

一方、1980年代から1990年代にかけてはこれらの批判的見解が提示されながらも、現実的に進行する「有償ボランティア」の活動の広がりに対して、「労働者」や「ボランティア」等との関係性の中でどのように位置づけていくのかという具体的な今後の方向性については課題とされていなかった。そのような中、2000年代に入り「有償ボランティア」の今後の方向性に関する課題が浮上するとともに、多様な研究分野から注目され始めた。そのきっかけとなったのが、2000年8月に提訴されたいわゆる「流山訴訟」である。

同訴訟は、NPO法人流山ユー・アイネットが実施する「有償ボランティア」事業を収益事業とみなし法人税を課すことができるか否かが争われた事案である。流山訴訟では、「有償ボランティア」の法的位置づけに関して様々な論点が提起されたが、最終的に東京高等裁判所は2004年11月、「有償ボランティア」事業に法人税を課すとする税務署の主張を肯定し「現行法の解釈、運用としては、ユー・アイネットの主張を採用することは困難である」と結論付けた。

流山訴訟自体はNPO法人に対する課税問題であったが、「有償ボランティア」が社会的に定着しつつあった2000年代には、この訴訟をきっかけに、不明瞭な位置づけに置かれ

---

<sup>117</sup> この点に関し石踊[2005]は、実証的研究から「有償ボランティアは無償のボランティアと似て非なるもの」と結論づけている（石踊[2005:168-169]）。

<sup>118</sup> 「有償ボランティア」に対し、ジェンダーの視点から批判を行う先行研究はその後多々発表されている。「有償ボランティア」により対処される「家事」は特別の技能や訓練を要さない、「女なら誰でもできる」仕事であるという隠れたセクシズムがあることを指摘する、上野千鶴子[2000]「月曜評論 家事援助と身体介護は一体」『信濃毎日新聞』のほか、井上[2004a]は、「有償ボランティア」により実施されるファミサポ事業は、ジェンダー規範により女性に固定化されたケアワークを、女性の側に再固定化するというシステムを内包しており、こうした構造は、ジェンダーの視点からは是正すべき問題性を抱えていると指摘する。

ている「有償ボランティア」に対する税制だけでなく労働関連法令の適用等、実務的な対応課題が論点となった。つまり、曖昧なまま運営され続けてきた「有償ボランティア」の現状は特に、「有償ボランティア」に対し労働関連法令（日本労務研究会[2005]、小野[2007a]、皆川[2008]等）や税法（小林[2003]、渡辺[2005]、田中・忠岡[2005]等）をどのように適用するか（あるいは適用しないか）という、現行の法制度との関係性をめぐって問題が顕在化することになった。流山訴訟は、そのような曖昧な位置づけにある「有償ボランティア」の存在を社会的に認知させるきっかけとなった事例である。

## 2 「謝礼金」の課題

これまでの内容をふまえると、ボランティア活動に「謝礼金」を介在させる「有償ボランティア」は社会に根付いた取り組みとなっている一方、「謝礼金」の存在が大別して2つの課題を生じさせると考えられる。

1つ目の課題は、「謝礼金」が「有償ボランティア」自身や援助の受け手の意識に与える影響である。実費を超える「謝礼金」が介在することで、ボランティア活動の精神的基盤を危うくすることが懸念として存在する（東京都社会福祉審議会[1986]、大阪ボランティア協会監修[1987]）。「謝礼金」の存在は時に「有償ボランティア」自身に労働者意識を与え、援助の受け手に消費者意識を与える可能性があり、その場合には単なる「低廉な労働力」として機能してしまう可能性がある。しかし、NPO法人内部における「有償ボランティア」の意識調査（労働政策研究・研修機構[2006b]）からは、「有償ボランティア」の意識は有給職員よりもボランティアに近いことが示され、住民参加型在宅福祉サービスやファミサポ事業の提供会員に対する意識調査からも、利他的な動機付けに裏打ちされた「有償ボランティア」の実態が存在する。このように、現行制度の下においては、本来は互酬性に基づく「支え合い」を成立させることを意図しているにも関わらず、「謝礼金」が提供側には労働者意識、受け手側にはサービス購入意識という本来目的としていない意識を生じさせる懸念が存在する。

2つ目の課題は、流山訴訟により提起された、「有償ボランティア」の現行の法制度との関係性をめぐる問題である。「謝礼金」の存在は「有償ボランティア」を「労働者」と「ボランティア」の境界線上に位置させ、労働関連法令や税制上の実務上の課題を生じさせている。この点は前述のとおりである。

#### 第4節 「有償ボランティア」の活動形態

なお、これまで一まとめで捉えられてきた「有償ボランティア」であるが、「有償ボランティア」には個人として独立して活動を行う「個人形態」と組織の一員として活動を行う「組織所属形態」の2つの形態が存在しており、この点は注意が必要だろう。

まず、図5-2の個人形態の「有償ボランティア」は、1980年代に育児・介護を含む家事を、会員制の「有償ボランティア」による「支え合い」の仕組みにより対応しようとする試みのなかで発生した。個人形態の「有償ボランティア」は、市町村や社会福祉協議会、NPO法人等が会員同士のコーディネートを行うが、援助活動はあくまでも会員同士で行われ、報酬（謝礼金）に関しても全額が「有償ボランティア」に支払われる。そのため法的関係を確認すると、関係性は会員間の「請負または準委任契約」に基づくものと判断される。また、個人形態の「有償ボランティア」は、公的福祉サービスの未整備を補うように1980年代に「ボランティアの有償化」の流れのなかで生じ、新しい「ボランティア」の形態として着目されたことから、主として社会福祉領域の研究対象として議論されてきた。そして、ファミサポ事業も個人形態の「有償ボランティア」に該当する。

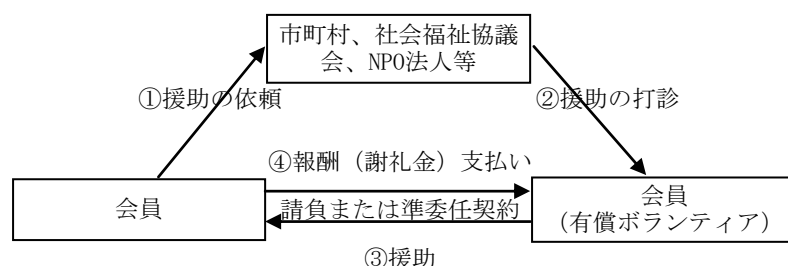


図5-2 個人形態の「有償ボランティア」

出所：筆者作成

一方、個人形態の「有償ボランティア」に対して、組織所属形態の「有償ボランティア」が存在する。これが、図5-3の仕組みで活動を行う「有償ボランティア」である。

組織に所属する「有償ボランティア」は1998年のNPO法の施行に伴い、「多様な働き方」が認識され始めたことを背景に、NPO法人のスタッフの一形態として急増した。また、個人形態の「有償ボランティア」は新しい「ボランティア」の形態として着目されたのに対し、組織に所属する形態の「有償ボランティア」は新しい「働き方」として着目されたことから、主に労働政策領域において議論されることになった。組織に所属する「有償ボランティア」は組織にとって広い意味でのスタッフであり、図5-3のように外部の「依頼

者」に対して何らかの援助を行う場合であっても、関係性はあくまでも依頼者と組織間で成り立つことになる。

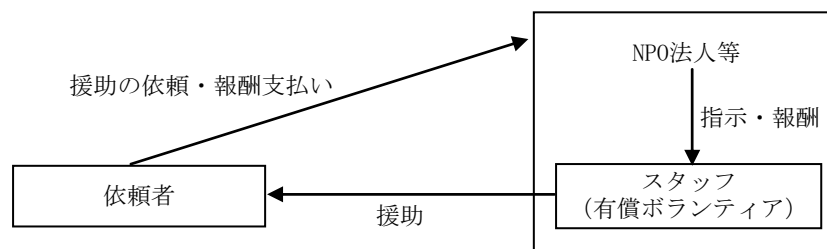


図 5-3 組織所属形態の「有償ボランティア」

出所：筆者作成

以上のように、「有償ボランティア」という枠組みで捉えられる活動形態にも、個人として独立して活動を行う「個人形態」と NPO 法人など組織の一員として活動を行う「組織所属形態」の、大別して 2 つの形態が存在する。つまり、ファミサポ事業の今後を検討するためには、先行研究で示される今後の「有償ボランティア」の方向性の中でも、「個人形態」の「有償ボランティア」にとって適切な方向性を検討する必要がある。

## 第 5 節 「有償ボランティア」の方向性に対する考え方

「有償ボランティア」を「労働」や「ボランティア」等との関係性の中でどのように位置づけていくかという具体的な方向性を示す先行研究は、流山訴訟をきっかけとして 2000 年代に入りみえ始める。現在、不明瞭である「有償ボランティア」の位置づけが「現状のままでよい」とする主張は管見の限り見当たらず、今後何らかの対応が必要であるとするのは共通の認識となっている。一方、その方向性については、大別して 4 つの論が提示されている（表 5-3）。本節ではそれら 4 つの方向性について確認を行いたい。

表 5-3 「有償ボランティア」の方向性

	方向性	内容	代表的先行研究
①	報酬の程度に応じボランティアと労働者に区分（並存方式）	実費支給を超える対価の場合には雇用もしくは請負・業務委託と考え、そうでない場合にはボランティアに分類。	岩田克彦[2004]「雇用と自営、ボランティア—その中間領域での多様な就業実態と問題の所在—」労働政策研究・研修機構
		「有償スタッフ」と「ボランティア」に区分。NPO活動の一種として捉え、「有償」部分はNPO法人の配当金として還元。	宮守代利子[2012]「有償ボランティアの提起する問題に関する考察」『社会学論集』第20号, 30-45ページ。
②	独自の労働形態として位置づけ（シルバー人材センター方式）	シルバー人材センター事業と同様、労働関連法令の適用を受けない就業形態として位置づける。	山口浩一郎[2003]「NPO活動のための法的環境整備」『日本労働研究雑誌』第515号, 21-31ページ。
③	ボランティアの一種として包摂	「ボランティア認知法」を策定し、ボランティアの一種として包摂。	堀田力[2005]「流山訴訟が社会に問いかけたもの」『月刊自治研』第546号, 18-26ページ。
④	「参加所得」「市民労働」として位置づけ	アンペイド/ボランタリーワークへの支払いとして、「参加所得」「市民労働」等を実現。	仁平典宏[2012]『ボランティアの誕生と終焉』名古屋大学出版会

出所：筆者作成

## 1 区分方式

1つ目は、「有償ボランティア」を、報酬（謝礼金）の程度に応じてボランティアと労働者に分類するという、両者の区分方式であり、この方向にはさらに2つの可能性がある。

まずは、岩田[2004]で示されている、「有償ボランティア」を労働者として積極的に保護しようとするものである。岩田[2004]は、「有償ボランティア」を、「活動経費の実費支給を超える対価は金銭や換金できるものではなく、エコマネー（地域通貨）や換金のできない時間預託制度の利用」に限定するなどし、実費支給を超える対価を金銭や換金できるもので受け取る場合は、雇用もしくは請負・業務委託と考えるべきとの見解を示している。この論では「有償ボランティア」を労働者として適切に保護することが可能となるだろう。一方課題点として、現行の「有償ボランティア」の実態は、「労働者として扱われるべき人はそのように扱い、適切な処遇と法的保護が適用されるべき」という正論に対し、脆弱な財政基盤ゆえに「そうしたくてもできない」状況が存在している（浦坂[2008]）、つまり、団体側に「ないそでは振れない」という現

実がある。また、労働政策研究・研修機構[2006b]では、「有償ボランティア」の実態が、使用従属性と個人の意識面のいずれからみても、無償ボランティアと有給職員との中間に位置するが「より無償ボランティアに近い」ことが示されている。岩田[2004]が示すように「有償ボランティア」を雇用もしくは請負・業務委託と位置づける場合には、「労働者よりもボランティアに近い」という実態にそぐわない対応となってしまうため、「有償ボランティア」が現在社会で担っている社会的な役割を失わせる可能性が懸念として残る。

もう一方の区分方式は、宮守[2012]が示す方向性である。宮守[2012]は、1980年代に出現した「有償ボランティア」はNPO概念が出てくる以前の古い概念であり、現在の「有償ボランティア」は有償スタッフとボランティアに分類すべきであると指摘する。岩田[2004]が示す方向性と異なる点は、「有償」部分の扱いである。宮守[2012]はあえて「有償ボランティア」という形態をとる必要がなくなった現在、余剰金が出た場合にはNPO法人からの配当金として還元することで「有償」部分を捉えなおす方法を提示する。宮守[2012]の方向性では、ボランティアに対する「報酬（謝礼金）」の捉えなおしが可能となる。もっとも、この方法は前述したNPO法人等における組織所属形態の「有償ボランティア」に対しては有効であるが、個人形態の「有償ボランティア」の場合には援助活動はあくまでも個人間で行われ、報酬（謝礼金）に関しても全額が援助の受け手から「有償ボランティア」に手渡されるため、個人形態の「有償ボランティア」への対応が残された課題となる。

## 2 独自の労働形態

続く2つ目の形態は、「有償ボランティア」を独自の労働形態として位置づける方向性である。山口[2003]において1つの可能性として示されている<sup>119</sup>、「高齢者の生きがい就労」を目的とするシルバー人材センター事業と同様、「有償ボランティア」を労働関連法令の適用を受けない就労形態として位置づけるというものである。現在シルバー人材センター事業の有償労働は市場的对価性がないと判断され、労働関連法令は適用されない独自の労働形態として位置づけられている。また、山口[2003]をうけ、皆

---

<sup>119</sup> 山口[2003]では、この可能性のほか、「サービスの提供が有償で対価性があると判断し、派遣労働とかパートタイム労働と似たものとして位置づける考え方」および「形のうえでは有償であっても、実質的には無償で対価性がなく、好意の関係であって純粋の法律関係ではないという考え方」が示されている（山口[2003:30]）。

川[2008]においても労働法からの観点から、「有償ボランティア」をシルバー人材センター事業と同様の形態として位置づける方向性についてふれられている。「有償ボランティア」を独自の労働形態として位置づけた場合には、報酬（謝礼金）の金額等を当事者が自由に設定できる。また、独自の形態と位置づけることで、労働者かボランティアかという問題からは解放されるだろう。一方、この方向を採用した場合には、労働者としての保護の対象からは外れるため、適切な保護を行うためには山口[2003]で示されるように「ボランティア団体に、シルバー人材センターのような仲介者としての役割を果たすよう義務づける」ことが求められる（山口[2003:30]）。加えて、「有償ボランティア」を運営する団体が仲介として関わっていない場合、具体的には前述の組織所属形態の「有償ボランティア」の場合には労働者となる余地があるため、岩田[2004]の方向性と同様、「有償ボランティア」が現在社会で担っている社会的な役割を失わせる可能性が懸念される。

### 3 ボランティアに包摂

3つ目は、「有償ボランティア」をボランティアの一種として位置づけることでボランティアに包摂する方向性である。「ボランティア認知法」を提案する堀田[2005]では、この方向性が主張されている。

ボランティア活動の法的位置付けがなされていないため、いわゆる有償ボランティアなどの謝礼金を伴うサービス提供が労働と誤解され、その活動が職業と誤解されて、社会的に有用な活動にブレーキがかかる弊害を起こしている...（略）...ボランティアを法的に認知する必要がある。...（略）...私が提案するボランティア認知法案は、①ボランティア活動を労働と区別して定義し、②スタイペンドは労働の報酬（対償）ではないことを明記し、③ボランティア活動には、労働規制法や職業規制法は適用せず、④ボランティア活動を組織して提供する団体の活動は、税法上収益事業には当たらず、源泉徴収の義務も負わないことなどを定める法律案である。

この論に関しては、使用従属性と個人の意識面のいずれからみても、無償ボランティアと有給職員のうち「より無償ボランティアに近い」という「有償ボランティア」の実態に沿うものとなることが期待される。一方課題点として、「有償ボランティア」を労働者と区別しボランティアに包摂したとしても、「有償」の範囲や、他の労働者性のある活動との概念整理を行わなければ、「低廉な労働力」として作用する恐れがある。2000年の流山訴訟をきっかけに提示された、堀田[2005]の「ボランティア認知法」や、それを受けて提言さ

れている大場[2005]の「ボランティア振興法」に関しては、それ以降は実現に向けた具体的な検討が管見の限りなされておらず、その点も併せて課題といえる。

#### 4 「参加所得」「市民労働」として位置づけ

4 つ目は、仁平[2012]で指摘されている「有償ボランティア」を「参加所得」や「市民労働」として位置づける方向性である。仁平[2012]では、現在大半の「有償ボランティア」が担っている援助はこれまで無償で担われてきたアンペイドワークやボランタリーワークであり、これらの援助に対して生活できる対価を支払う「参加所得」や「市民労働」と称される仕組みを確立する方向性が示されている。ボランティア活動の有償化に関しては、常に「市民社会の自立性に反する」ことや「国家による社会権の保障の引き下げ」につながることを懸念されていた<sup>120</sup>。このような状況下において、仁平[2012]が示す方向性では、「ボランティア活動は多様な支払い対象の活動の一つ」となることで、これらの懸念から解放され得る。一方、課題点として、支払われる対価がどのように賄われるのか明確でなく、「有償ボランティア」と援助の受け手の個人間で実際にやり取りされている「報酬（謝礼金）」をどのように位置づけていくのかという点が解決されなければ、現在の「有償ボランティア」の実態には馴染まない可能性がある。特に個人形態の「有償ボランティア」には、「報酬（謝礼金）」が援助の受け手の心理的な負担感を緩和することや、あくまでも「有償ボランティア」と受け手のやり取りに基づくことで「互酬」関係が生み出されるという積極的な側面が存在する。このように積極的な側面を有する個人間の「報酬（謝礼金）」のやり取りを、どのように捉えなおしていくかという点が課題となるだろう。

### 第6節 考察

以上のように、わが国の先行研究では「有償ボランティア」の今後のあり方について 4 つの方式が示されており、それぞれにメリットと課題点がある。そこで、ファミサポ事業の特徴である「地域支え合い的」機能をより活かすことのできるあり方を考察する前段階として、海外における「有償ボランティア」の位置づけについて確認することとしたい。

「有償ボランティア」は日本国内に限らず海外においても存在しており、本章でこれまで

---

<sup>120</sup> ボランティア活動の自立性を論じ、国家による社会権の保障の引き下げに対する批判を行うものとして、中野[1999]、渋谷[1999]などがあげられる。両論文はボランティアに係る後の論議に大きな影響を及ぼすことになった。



述べてきた「有償ボランティア」を取り巻く日本国内の状況をかんがみると、特にアメリカの対応から示唆を得ることが期待できる。

## 1 アメリカにおける「有償ボランティア」

海外において「有償ボランティア」は“stipended volunteers”と称されることが多い。“stipend”（スタイペンド）は「謝礼金」を意味する。伝統的なボランティア観に立てばボランティアは無償の奉仕活動のはずであるが、海外、特にアメリカでは連邦政府肝いりのボランティア・プログラムにおいてスタイペンドが支給され、「有償ボランティア」を積極的に活用している。

アメリカでは連邦政府が財政支援して大規模なコミュニティ・サービスやボランティア・プログラムを展開しているが、それは全国コミュニティ・サービス法（National and Community Service Act of 1990）と国内ボランティア法（Domestic Volunteer Service Act of 1973）という2つの法律に基づいている<sup>121</sup>。まず先に制定された国内ボランティア法は、年齢やバックグラウンドに関係なく国民の自発的なボランティア活動を振興することを目的とし、具体的には「全国ボランティア・貧困絶滅プログラム」（National Volunteer Antipoverty Programs）」と「全国シニアコア」（National Senior Volunteer Corps）」という2つのプログラムが推進されている。前者を代表するのは貧困絶滅プログラムに取り組むビスタ（Volunteers in Service to America ; VISTA）」という事業で、その参加者にはスタイペンドや奨学資金が支払われることが同法に規定されている。スタイペンドは、月額125ドルから最高150ドルの間で予算化されることとなっている（同法105条）。ビスタは、もともと「貧困との戦い」（War on Poverty）の観点から経済機会法（Employment Opportunity Act of 1964）が制定された際に、ボランティアによる貧困地域に対する支援活動を振興するために始められ、その時代から既にスタイペンドが支払われていた。また、「全国シニアコア」における「フォスター・グランドペアレント・プログラム（Foster Grandparent Projects）」の一部の活動に関してもスタイペンドが支払われることが規定されている。

全国コミュニティ・サービス法は福祉、教育、環境、治安等の地域社会が抱える様々な

---

<sup>121</sup> A.Lordeman, Reauthorization in the 110<sup>th</sup> Congress of the National and Community Service Act of 1990 and the Domestic Volunteer Service Act of 1973, *CRS Report for Congress*, 2007 <http://research.policyarchive.org/19176.pdf>（アクセス日：2015年5月6日）

課題に対する住民の取組みを奨励することを目的として制定されたものであるが、アメリカ（Americorps）と通称されている中心的な全国サービス信託プログラム（National Service Trust Program）へのボランティア参加者にも生活費や奨学資金が支給される。ちなみに、アメリカは、全国コミュニティ・サービス信託法（National and Community Service Trust Act of 1993）により創設されたものであるが、同法が制定される過程においては、「コミュニティ・サービスに対して政府が関与することによりボランティア精神が損なわれるのではないか」という反対意見や、「有償ボランティア、すなわちフルタイムでサービスに従事している間の生活費に対する俸給は、アメリカのボランティア精神を損なうものだ」という反対意見がみられたが、同法が制定されたことで有償ボランティアがより広く定着したといえるだろう<sup>122</sup>。

以上のようなボランティア活動を振興するための法律に加え、もう1つボランティアに関する法律として1997年に制定されたボランティア保護法（Volunteer Protection Act of 1997）が存在する。「非営利組織及び行政機関のために活動するボランティアを賠償請求から一定程度保護することにより、社会サービス・プログラムの受益者や納税者の利益を高め、ボランティアの貢献に依存している社会サービス・プログラム、非営利組織によるサービス、行政サービスの維持を図る」（同法第2条（b））ために制定された法律であり、具体的には、ボランティアが非営利組織や行政機関の中で定められた責任範囲で活動している（あるいは、活動していなかった）場合等に生じた損害については責任を免除する、というものである。ただし、活動に伴って年間500ドル以上の報酬（実費を除く）をえていたり、個人的にボランティア活動を行っていた場合は対象とならない。

## 2 「謝礼金」の評価

このように、アメリカにおいてボランティアに対する「謝礼金」の支払いはスタイペンドとして主要なボランティア振興法令で認められたものとなっている。ただ、ビスタ、アメリカ等々のプログラムではフルタイムでボランティア活動に従事することとなっており、その間は就労できず、ボランティア活動とはいえかなり公的性格の事業への参加であるため、ある程度の生活費の保障は当然といえるかもしれない。

他方でスタイペンドが普及していく場合に論点になるのは、ボランティアと労働者の区

---

<sup>122</sup> 諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究実行委員会[2007:37]

分の問題である。スタイペンドが生活を支える役割を果たしているとするれば、活動の目的や形態が異なるとはいえ低賃金の労働との違いが労働法規の適用との関係で論点となる。これに対して、一般労働者の労働時間や最低賃金について連邦政府の公正労働基準法(Fair Labor Standards Act of 1938、通称 FLSA) では労働者を「使用者に雇用される個人」と一般的に定義しているにとどまる。連邦労働省は、公共的サービスや宗教的ないし人道的な目的で通常パートタイムで行われる無償の活動を行う者は労働者ではないという方針を示しているものの<sup>123</sup>、現実にはボランティアか労働者かを認定するには事業体の目的、活動に従事する形態、任意性等様々な要因を考慮する必要があるため、裁判及び実務でも判断は容易ではない<sup>124</sup>。スタイペンドについては税法上の収入認定の問題もあるが、一般的には課税対象となる<sup>125</sup>。

このようなことから、ボランティアに対するスタイペンドの支給には慎重な判断が求められる。したがって、例えばイギリスにおいては、ボランティアに対する謝礼(consideration)が実費の範囲を超える場合は労働者と認識される可能性があることを懸念し、ボランティアとしての役割を期待するのであれば謝礼は実費の範囲にとどめる、研修面に力を入れる等、いわゆるボランティア・マネジメントを慎重に行うことを関係団体に促している<sup>126</sup>。

このような状況がありながらも、アメリカにおいて「有償ボランティア」が社会的に受け入れられている背景には、スタイペンドがボランティアの確保や活動継続に与える影響について多くの研究が行われ、その懸念よりも意義をより積極的に評価していることがある。例えば、A.M.McBride et al.[2011]は、スタイペンドを受けているボランティアの方がそうでない者よりもボランティア活動から得ている便益が大きいこと等を実証し、また、スタイペンドはそれまでボランティア活動に参加できなかった人々のボランティアへの参加を促す可能性があることを示唆している<sup>127</sup>。「有償ボランティア」は今やアメリカ社会で広く認知されていると考えることができる。

---

<sup>123</sup> United States Department of Labor, *Fair Labor Standards Act Advisor*

<http://webapps.dol.gov/elaws/whd/flsa/scope/ee16.asp> (アクセス日: 2015年5月6日)

<sup>124</sup> M.H.Rubinstein, *Our Nation's Forgotten Workers: The Unprotected Volunteers*, *University of Pennsylvania Journal of Labor and Employment Law*, Vol.9, No.1, 2006, pp.147-184.

<sup>125</sup> M.L.Herman, *Employee or Volunteer: What's the Difference?*

[http://www.nonprofitrisk.org/library/articles/employee\\_or\\_volunteer.shtml](http://www.nonprofitrisk.org/library/articles/employee_or_volunteer.shtml) (アクセス日: 2015年5月6日)

<sup>126</sup> Volunteering England, *Volunteer Agreements*

<http://www.volunteering.org.uk/component/gpb/volunteeragreements> (アクセス日: 2015年5月6日)

<sup>127</sup> この他に、例えば A.M.Sellon [2014]もボランティア活動への取組み、継続を促す要因の1つとしてスタイペンドの給付を取り上げている。

### 3 ファミリー・サポート・センター事業における「有償ボランティア」

以上のような、アメリカにおける「有償ボランティア」の受け入れ体制を積極的に評価し、日本においても同様に「有償ボランティア」を認知すべきという主張が、「有償ボランティア」をボランティアに包摂することを提案する堀田[2005]が示す方向性である。

私は、かねてより、その性質はスタイペンド (stipend) だと主張している。スタイペンド の原義は、牧師が教会等から貰う生活費のことで、日本で近いものをさがせばお布施であろうか。これは牧師の活動に関して支払われるお金であるが、労働に対する報酬 (対価、対償) ではない。なぜなら、牧師の活動は、「労働」ではないからである。その言葉が転じて、労働ではないボランティア活動に関して支払われるお金の意味で用いられるようになった。アメリカのボランティア振興法などがその言葉を用いており、それはボランティア活動に対して支払われるお金のことで、1時間あたりの単価が決められている。最低賃金以下の額で決められるのが普通である。それはサラリー (賃金。労働に対する報酬) ではない。

ファミサポ事業に関しては、他の子育て支援施策を量的にも質的にも補完する「ニーズ対応的」機能だけでなく、援助活動を通じた人との「つながり」や「子育て機運の醸成」など、「地域支え合い的」機能も大きい取り組みとなっている。また、第4章の意識調査からも確認されるように、ファミサポ事業を支える提供会員、依頼会員の双方の意識に近いのは、ボランティアに類する利他的な意識である。このような側面こそが、他の子育て支援施策と異なるファミサポ事業の存在意義であり、地域における「支え合い」の積極的側面である。「有償ボランティア」の中でも、個人形態のファミサポ事業に対しては、このような「支え合い」の積極的な側面を活かすため、従来通り、ボランティアの一種として柔軟に対応できるようにする方向性が適切ではないだろうか。

堀田[2005]の方向性では「有償ボランティア」に伴う報酬を「スタイペンド (stipend)」として位置づけ、「有償ボランティア」に対し労働関連法令等を適用しないことを明記するとされている。ただし、その際の留意点として「有償 (謝礼金)」の範囲を社会通念上、労働者性を生じさせる「報酬」にあたらぬようにするとともに、他の労働者性のある活動との概念整理を行わなければ、「低廉な労働力」として作用することが懸念される。また、マッチングを行うセンターは、このようなファミサポ事業の社会的な役割について、常に会員と意識を共有しておく必要があるなど、細やかなマネジメント機能が求められるなどの課題は残るだろう。しかし、現時点においては、このような法的位置づけを行い、ファミサポ事業の提供会員が「有償ボランティア」であるがために、そのボランティア性に疑念を持たれることがないような方向性を模索していくことが必要ではないだろうか。

以上のことから、個人形態の「有償ボランティア」として運営されるファミサポ事業に対しては、先行研究で示される4つの方向性のうち、アメリカのスタイペンドに対する対応のあり方から示唆を得る堀田[2005]が示すボランティアに包摂する方向性が、ファミサポ事業の「支え合い」の実態には適切ではないかと考えられる。ただ、近年ではB市のように組織所属形態の「有償ボランティア」にあたるセンターも存在している。その場合には、あくまでもボランティア活動として援助活動を実施しているのであれば、宮守[2012]が示す、提供会員である「有償ボランティア」に「謝礼金」を「配当金」として還元する方向性が適切かもしれない。

「有償ボランティア」と称される個人の活動形態は、1980年代に出現した高齢者福祉分野における会員制の「支え合い」活動である住民参加型在宅福祉サービスの特徴として現れたと考えられている。ファミサポ事業もそれらの「支え合い」活動の一環として開始された取り組みである。また近年「有償ボランティア」は、これら「支え合い」活動のみならず、NPO法人内部における活動形態としても不可欠なまでに広がりを見せている。一方、これらの広がりには比して「有償ボランティア」の位置づけはかねてから曖昧なまま運営され続けており、その点が時として「有償ボランティア」に過度の負担を強いたり、既存の法制度の適用に関して実務的な課題を生じさせたりしている。

そのような中、本章では「有償ボランティア」をめぐる研究動向を確認した上で、「有償ボランティア」に対する対応として4つの論が提示されていることを確認した。そして検討の結果、個人形態の「有償ボランティア」であるファミサポ事業の実態には、「有償ボランティア」をボランティアに包摂する方向性が、最もファミサポ事業の固有の「地域支え合い的」機能を活かすことのできる方向ではないかという結論に至った。

## 終章 ファミリー・サポート・センター事業の今後に向けて

### 第1節 研究目的の振り返りと結果

#### 1 研究目的の振り返り

本稿は、ファミサポ事業がこれまで果たしてきた役割を振り返るとともに、今後の政策展開の方向性について考察することを目的とした。1980年代に活発化した「会員制」「有償ボランティア」の「支え合い」の仕組みに関しては、主に高齢者福祉分野における活動を行うものとして住民参加型在宅福祉サービスが着目され、同サービスが介護保険制度導入前後に果たしたダイナミズム、そして現在果たしている役割に関しては多くの研究者が注視し、その実態や意義について考察が行われている。一方、子育て支援分野における「支え合い」活動であるファミサポ事業に関しては、これまで先行研究が不十分であった。しかし、ファミサポ事業がこれまで果たしてきた役割、地域で果たしている役割からは、高齢者福祉分野だけでなく子育て支援分野においても、当該「支え合い」の仕組みが有効に機能することが示唆されるのではないかとというのが、本稿の背景にある問題意識であった。

まず、第1章では先行研究を漏れなく確認し、ファミサポ事業の意義として「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能が指摘されていることを示した。その上で、これら積極的側面に着目し、よりファミサポ事業を立体的に捉えるため、以下3つの視点と研究課題を設定した。

1つ目の視点と研究課題は、ファミサポ事業をマクロの視点から捉え、これまで担ってきた政策的役割、つまり歴史的経緯を明らかにすることであり、この点は第2章で論じた。

2つ目の視点と研究課題は、ファミサポ事業をメゾの視点から捉え、現在地域においてどのような役割を果たしているのか複数のセンターにおける運営状況について明らかにすることであり、この点についてはヒアリング調査から第3章において検証を行った。そして、

3つ目の視点と研究課題は、ファミサポ事業をミクロの視点で捉え、「支え合い」の援助活動に関わる会員の意識の一端を明らかにすることであり、この点はアンケート調査に基づき第4章において検証を行った。

これら3つの視点と研究課題に加えて、第5章においては、ファミサポ事業の政策展開を検討していく上で論点となる「有償ボランティア」についての研究動向を確認した上で、特にアメリカにおける「有償ボランティア」への対応と照らし合わせながら、今後のファミ

ミサポ事業における位置づけを検討した。

以上の内容を踏まえ、本章においてはファミサポ事業の今後の政策展開について総合的に考察するため、各章で論じてきた内容を今一度振り返ることにしたい。

## 2 ファミリー・サポート・センター事業の政策的変遷

類似する事業のなかには活動の継続性や広がり、交付金や補助金の打ち切りなど、取り巻く環境の変化に対応することができず廃止や縮小の方向に向かうものも少なくないなか<sup>128</sup>、ファミサポ事業は約 30 年間にわたり継続的に公的事業として運営され続けてきた。第 2 章において約 30 年間にわたるファミサポ事業の政策展開をマクロレベルで捉えると、おおよそ 10 年間ごとに事業の性質が変化していることがわかる（図終-1）。

年度	1982	1994	2000	2001	2005	2009	2015
ファミリー・サービス・クラブ事業	家事サービス全般						
	別称：婦人労働能力活用事業						
ファミリー・サポート・センター事業		労働者の育児	労働者の育児・介護	すべての人の育児・介護	すべての人の育児		
		別称：仕事と育児両立支援特別援助事業	別称：仕事と家庭両立支援特別援助事業				別称：子育て援助活動支援事業
緊急サポートネットワーク事業					労働者の病児・宿泊育児	〈終了〉	
病児・緊急対応強化事業 ※ファミリー・サポート・センター事業の中に新設						すべての人の病児・宿泊育児	

図終-1 ファミサポ事業の経緯

出所：筆者作成

第一期は、ファミサポ事業がクラブ事業として運営されていた 1982 年度から 1993 年度の 10 年間の時期である。ファミサポ事業は前身となる事業の時期においても「支え合い」の形態により運営されていたが、この時期における主たる目的は提供会員である「女性」の就労支援や能力活用とされていた。

第二期は、1994 年度から 2004 年度に至るまでの時期である。この時期になるとファミサポ事業は、それまでの提供会員の就労支援という側面は薄れ、依頼会員の家庭における

<sup>128</sup> 例えば、1998 年からファミサポ事業に酷似する形態で運営されてきた厚生労働省から 21 世紀職業財団に対する交付金事業である「保育サポーター」事業は、「ファミサポ事業や同種の支援が充実」されたことや、「制度の運営が困難になった」との理由により 2011 年に廃止されている。

育児と介護を支える両立支援としての役割を期待されていた。

つづく第三期は、2005年度から現在の2014年度に至るまでの期間である。この時期、ファミサポ事業の目的は、「少子化対策」や「次世代育成」施策に対する社会的な関心の高まりを背景として「地域における子育て支援」に集約されることになる。それ以前の時期まで、ファミサポ事業はクラブ事業の性質を残し、援助の対象は育児支援が中心となりながらも一部介護支援を行うセンターも存在していた。しかし、2005年に次世代育成支援対策推進法が施行されると、全国的に広がりつつあったファミサポ事業は各市区町村が策定する「次世代育成支援対策行動計画」における特定事業として位置づけられるとともに、財源は「次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）」に移行された。それに伴い介護支援が事業対象から除外され、事業の目的が「子育て支援」に集中化されていくのがこの時期である。また、第三期における変化はめまぐるしく、援助内容が高度化する傾向もみられた。2005年度には、子育て世帯にとって援助ニーズが高い病児・病後児保育や宿泊を伴う高度な援助に対応するため、ファミサポ事業の「支え合い」の仕組みを援用した、専門職による「緊急サポートネットワーク事業」が開始された。しかし専門職による提供会員が想定されたように集まらず、2009年度からはファミサポ事業に「病児・緊急対応強化事業」として病児・宿泊等の援助を行う機能が付与された。これに伴い、各地で病児・病後児保育や宿泊を伴う援助を実施するセンターが増え始める。第三期はファミサポ事業の目的が「子育て支援」に集約化されると同時に、援助内容が高度化し始めた時期といえよう。

そして現在、ファミサポ事業は近年の子ども・子育て支援をめぐる政策転換の渦中にあり、2015年度から本格的に開始された「子ども・子育て支援新制度」下において、新たな時期を迎えている。「子ども・子育て支援新制度」下において、ファミサポ事業の目的には「地域における育児の相互援助活動の推進」とともに病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどを想定した「多様なニーズへの対応」が掲げられた。また、「病児・緊急対応強化事業」が継続されることに加え「ひとり親家庭や低所得者の利用支援事業」が新しく付与されるなど、援助内容が高度化する傾向がさらに推進されようとしている。

以上のように、マクロレベルで捉え開始から現在に至るまでの経緯を振り返ると、ファミサポ事業の「ニーズ対応的」機能が鮮明に浮かび上がる。当初、「短期的・補助的」な「隣近所の手助け程度」の援助が想定されていたファミサポ事業は、社会的な情勢の変化のなかで、政策的に援助内容が高度化しているのである。



### 3 ファミリー・サポート・センター事業の運営実態

つづいて第3章においては、ファミサポ事業をメゾの視点で捉え、実施主体および地域が異なる複数のセンターにおける運営状況を確認した。その結果、いずれのセンターにおいても、地域の子育て支援施策として他の関連施策では担うことのできない援助ニーズを受け止めることで、関連施策を質的にも量的にも補完する役割を果たしていた。ファミサポ事業の「支え合い」の仕組みは地域の援助ニーズに細やかに対応することが可能であり、マクロレベルのみならずメゾレベルで運営実態をみても、「ニーズ対応的」機能が浮かび上がった。同時に、B市のセンターのように、提供会員が毎月の定例会・研修会に参加することなどを通じ、より当事者性の強い運営が行われているセンターにおいては、「子育てに悩む同じ境遇に置かれた人を支援したい」「ほっとけない」というセンターの運営に関わる人々の強いパッションから「地域支え合い的」機能もうかがえた。

一方、課題点として、ファミサポ事業の住民同士による子育て支援の「支え合い」活動の役割を、他の子育て支援・保育関連事業との関係性の中で検証する必要性が生じていた。政策の変遷をみても、「ニーズ対応的」機能を有するファミサポ事業は、援助内容が高度化するなか、他の類似する専門的サービスとの違いが意識される暇もなく地域の援助ニーズに対応し拡大し続けているという側面も否めない。そのために現在、ファミサポ事業が行うことのできる援助活動には一定の限界があることを認識することが求められる段階にある。その意味では、高齢者福祉分野における介護保険制度の導入のように、専門的保育サービスの充実が求められている。B市のセンターのように、「支え合い」活動の積極的側面であるフロンティア的な側面を活かしながらも、専門的サービスが担うべき援助は適切な機関が担う方向性を模索することが必要ではないか。

### 4 ファミリー・サポート・センター事業を支える会員の意識

第4章では、ファミサポ事業をミクロの視点から捉え、ファミサポ事業を支える会員の意識を明らかにすることを試みた。先行研究におけるファミサポ事業の会員の意識調査には課題が多く、本稿のアンケート調査からはファミサポ事業の「地域支え合い的」機能がより鮮明に浮かび上がった。提供会員の動機付けに関しては、人の手助けをしたいという利他的な動機付け（「奉仕・援助」）と同時に、提供会員自身の精神的充実（「面白・余暇」）が高い選択率となっていた。ファミサポ事業の援助活動は依頼会員だけでなく、援助を行

う側である提供会員自身の精神的充実にとっても重要な機能を果たしていることがわかる。また、ファミサポ事業が「公的事业」であることや、援助活動を通じて社会や人との交流を行うことができる「社会・交流」に関する動機付け、および援助活動が自分自身のスキルアップにつながるという「能力開発」に関わる動機付けに関しては、あてはまる層とあてはまらない層が混在していた。提供会員の意識は、高い利他的な動機付けに裏打ちされた無償ボランティアでも、「職業選択」や「報酬」に関わる動機付けを背景にもつ労働者でもない、利他的な動機付けと自身の精神的充実をめざす動機付けに支えられていた。

また、依頼会員の動機付けからは、ファミサポ事業を依頼会員は「いざという時」に援助依頼ができるものとして捉えており、他府県から移住してきた周りに子育てを手助けしてくれる人がいない世帯にとっては身近な親族に代わる役割を果たしていた。そして、約3割の依頼会員が今後提供会員になる意思を示していることから、ファミサポ事業の仕組みが、専門的保育サービスでは生じにくい「支え合い」につながる取り組みであることが読み取れる。依頼会員が提供会員による援助を単なる消費財として捉えている場合、このような意識は生じにくい。また、「子育てに関して、自分と同じような状況に置かれている人の手助けをしたい」という動機付けに裏打ちされた両方会員は、ファミサポ事業が「支え合い」の仕組みであるからこそ実現可能な存在であるといえる。

このように、会員の意識に着目すると、ファミサポ事業の「地域支え合い的」機能がより鮮明に浮かび上がる。「ニーズ対応的」機能だけでなく、このような全ての会員種別における「地域支え合い的」機能が、高齢者福祉分野に引けを取らないファミサポ事業の活動を支えているものであることを確認した。

## 5 ファミリー・サポート・センター事業の方向性

第5章では、ファミサポ事業の今後を検討していく際に論点となる、「有償ボランティア」をめぐる研究動向を確認した上で、ファミサポ事業における位置づけについて考察を行った。そして、「有償ボランティア」の先行研究においては4つの方向性が示されているが、ファミサポ事業の個人形態の「有償ボランティア」として援助活動が行われる「支え合い」の実態には、アメリカの“stipended volunteers”に示唆を得ながら「有償ボランティア」を積極的に捉える、堀田[2005]が提示する「有償ボランティア」をボランティアに包摂する方向性が最もファミサポ事業の積極的な側面を活かすことのできる方向ではない

かという結論に至った。

もう一度繰り返したい。「会員制」「有償ボランティア」により運営されるファミサポ事業には、「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能という 2 つの意義が存在している。約 30 年間にわたり運営され続けるファミサポ事業は、歴史的変遷の中で「ニーズ対応的」機能を活かしながらその時々での社会的な援助ニーズに対応しながら政策展開が図られてきた。加えて、現状の地域における運営実態を見れば、メゾレベルで各地域において「ニーズ対応的」機能を活かした運営がされているとともに、「地域支え合い的」機能を発揮しながら運営されている地域も存在する。さらには、それらを支えているのは提供会員、依頼会員および両方会員の「地域支え合い的」機能を有する意識である。そして、このようなファミサポ事業は、2015 年度から順次開始される「子ども・子育て支援新制度」下において、大きな政策転換の渦中にある。今後の方向性を検討する上でも、これまでの議論を踏まえ、本制度について若干の考察を行いたい。

## **第 2 節 「子ども・子育て支援新制度」におけるファミリー・サポート・センター事業**

### **1 「子ども・子育て支援新制度」とファミリー・サポート・センター事業**

「子ども・子育て支援新制度」が 2015 年度から開始されることに伴い、ファミサポ事業の法的位置づけや財源にも変化が見られる。子ども・子育て支援新制度では、これまで日本の社会福祉が高齢者を中心に展開されてきたという特徴から、新たに子どもに対する給付の拡大を図ろうとしている。子ども・子育て支援新制度は、主に児童手当にあたる「経済的支援」、「教育・保育サービス」（表終-1）および「地域子ども・子育て支援事業」から成り立っており、ファミサポ事業は「地域子ども・子育て支援事業」の一種とされている（表終-2）。「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施するものである。

表終-1 教育・保育サービス

施設			地域型保育				
保育所	幼稚園	認定こども園					
0～5歳	3～5歳	0～5歳	0～2歳				
就労などにより、家庭で保育できない保護者に代わり保育する施設。	小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行う学校。	保育と教育を一体的に行う施設	施設より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業。				
		幼保連携型		家庭的保育(保育ママ)	小規模保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
		幼稚園型	保育所型				

出所：筆者作成

表終-2 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊産婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

出所：筆者作成

## 2 法的位置づけ

今回、「子ども・子育て支援新制度」の実施にあたり、ファミサポ事業の法的位置づけも変化した。

現在ファミサポ事業は、2012年の「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、児童福祉法6条の3第14項<sup>129</sup>に基づく「子育て援助活動支援事業」として規定されている。同項においてファミサポ事業は、一時預かり、必要な保護、児童の移動支援を行うものとされている。また、児童福祉法と同時に

<sup>129</sup> 児童福祉法6条の3第14項 この法律で、子育て援助活動支援事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

1 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴って行うものを含む。）を行うこと。

2 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

規定されているのが、同じく 2012 年に施行された「子ども・子育て支援法」である。ファミサポ事業は同法 59 条 12 号<sup>130</sup>に基づく 13 種類の「地域子ども・子育て支援事業」の 1 つとして位置づけられている。さらに、2015 年度からの「子ども・子育て支援新制度」の本格的な開始にあたって、2014 年 4 月 1 日からは実施要綱が変更になった<sup>131</sup>(図終-2)。別称を「仕事と家庭両立支援特別援助事業」として運営されていたファミサポ事業は「子育て援助活動支援事業」に改名され、事業の内容が、通常の一時的預かり等を実施する「基本事業」、病児・病後児の預かり等を実施する「病児・緊急対応強化事業」、そして新たにひとり親家庭等への利用支援を行う「ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭や低所得者の利用支援」の 3 つの事業に区分されるようになった。加えて、それまでの要綱で設立基準とされていた「原則として、人口 5 万人以上」という条件が緩和され「会員数 50 人以上」という会員数に応じた小規模の運営が可能となっている。

---

<sup>130</sup> 子ども・子育て支援法 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

12 児童福祉法 6 条の 3 第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業

<sup>131</sup> 「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」（平成 26 年 5 月 29 日付雇児発 0529 第 17 号）

## 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

### 1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容及び実施方法

#### (1) 基本事業

##### ①事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウの全ての事業を実施し、会員数 50 人以上のファミリー・サポート・センターとする。

（略）

#### (2) 病児・緊急対応強化事業

##### ①事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下の事業を実施する。ただし、以下のうちア～エの全ての事業を実施するファミリー・サポート・センターとする。（会員数は問わない。）

（略）

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

##### ①事業内容

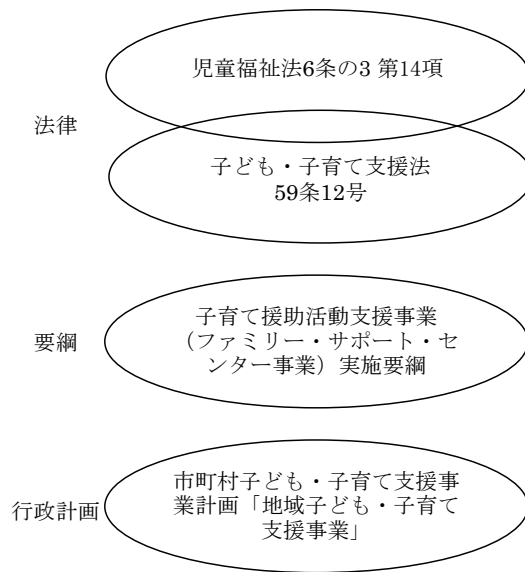
ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する。（ただし、(1) の①のア～ウ又は (2) の①のア～エに加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

（略）

## 図終-2 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

出所：厚生労働省「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」

以上の、「子ども・子育て支援新制度」におけるファミサポ事業の運営構造を表すと、図終-3 のようになる。



図終-3 ファミサポ事業の運営構造

出所：筆者作成

また、財源に関しては、2015年度から「子ども・子育て支援交付金」により運営される。各市町村のセンターの運営費用は、当該国からの交付金が1/3、都道府県が1/3、市町村が1/3の負担割となる。また、交付金の総額は、会員数や「病児・緊急対応強化事業」に関しては、病児・病後児の預かり等の利用件数に応じて増減することになった（図終-4）。

## 1 運営費（1市町村当たり年額）

### （1）基本事業

#### ア 基本分

会員数ごとに以下の金額とする

・ 50人～ 99人	1,800,000円
・ 100人～ 299人	2,000,000円
・ 300人～ 599人	2,800,000円
・ 600人～ 999人	4,000,000円
・ 1,000人～1,499人	8,100,000円
・ 1,500人～1,999人	12,100,000円
・ 2,000人～2,999人	16,200,000円
・ 3,000人以上	20,200,000円

#### イ 加算分

（ア）支部の設置か所数に応じた加算

・ 10か所以上	10,100,000円
・ 10か所未満	支部数×1,000,000円

（イ）24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」

の項目は必ず含むものとする）の実施による加算  
360,000円

### （2）病児・緊急対応強化事業

#### ア 基本分

病児・病後児の預かり等の利用件数ごとに以下の金額とする

・ ～59件	1,800,000円
・ 60件～119件	2,400,000円
・ 120件～199件	3,800,000円
・ 200件～299件	5,700,000円
・ 300件～399件	7,700,000円
・ 400件～599件	10,500,000円
・ 600件以上	14,500,000円

#### イ 加算分

（ア）近隣市町村会員受入

・ 1市町村あたり	1,000,000円
-----------	------------

（イ）初年度体制整備

・ 開始初年度に限り1市町村あたり	4,000,000円
-------------------	------------

### （3）ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等

の利用支援を実施する場合の加算  
400,000円

## 2 開設準備経費（1市町村当たり年額）

（1）改修費等 4,000,000円

（2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600,000円

※（1）（2）とも平成27年度中に支払われたものに限る。

### 図終-4 子ども・子育て支援交付金におけるファミリー・サポート・センター事業

出所：内閣府「子ども・子育て支援交付金について」

（子ども・子育て支援新制度説明会（2015年1月23日開催）資料3-2）、20-21ページ。

## 3 「子育て支援員」の創設

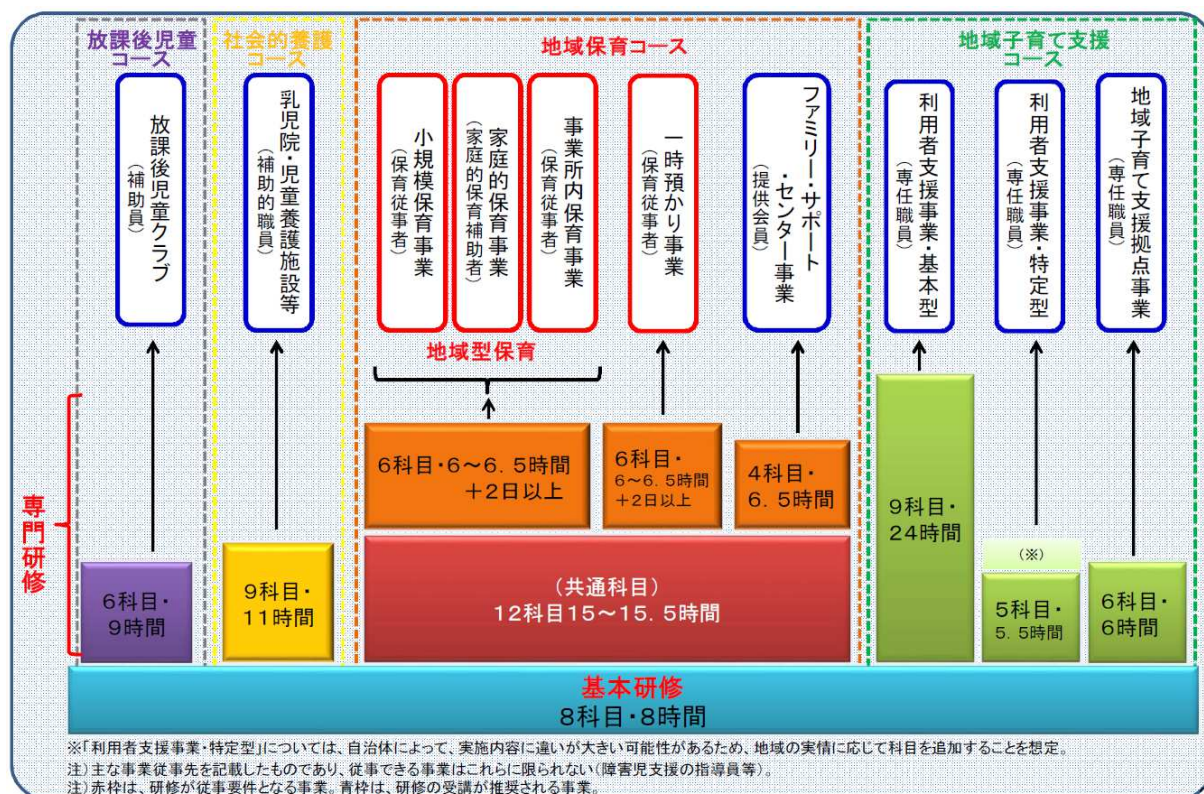
2015年度からの「子ども・子育て支援新制度」の本格的な開始に向けて、ファミサポ事業を取り巻く法的構造に変化がみられるとともに、実施要綱も修正され、市区町村における子ども・子育て支援事業計画においても「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけが変化している。これら法的な位置づけに加え、大きな変更事項となっているのが、「子育て支援員」と称される新たな担い手育成制度の創設である。子育て支援員とは、「小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組み」であり、「子ども・子育て支援新制度の施行に併せて創設」し、「その際子育て支援員が、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みも併せて検討する」ことがめざされている<sup>132</sup>。

ファミサポ事業に関しても、子育て支援員が関わる1つの事業として位置づけられてお

<sup>132</sup> 内閣府[2014]『「日本再興戦略」改訂2014』（2014年6月24日閣議決定）



り、ファミサポ事業の提供会員に関しては従事要件にされていないにしても、子育て支援員が活動する場として規定されている（図終-5）。



図終-5 子育て支援員の研修体系

出所：内閣府「子育て支援員研修について」（第21回子ども・子育て会議（2015年1月22日開催）資料8）、2ページ。

以上のように、2015年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」においては、ファミサポ事業も他の子ども・子育てに関する事業と同様、これまでと異なる体制下における運営が行われようとしている。本稿でこれまで確認してきたように、ファミサポ事業の「支え合い」の仕組みに関しては、一時預かり等の「ニーズ対応的」機能に加え、「つながり」や相互援助に関する「地域支え合い的」機能の意義が大きい。また、ファミサポ事業は、提供会員や依頼会員あるいは両方会員による「支え合い」意識に支えられている事業である。そのような現状をふまえ、「子ども・子育て支援新制度」におけるファミサポ事業の動向をみると、「ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）の利用支援」が事業の柱の1つになり、交付金で加算対象となるなど、より専門的能力が求められる支援が促進される方向にある。また、「子育て支援員」としての研修体制の一体化では、第1章の先行研究においてファミサポ事業の懸念として指摘されていた制度の安全性を高めるための1つの取り組みとして評価出来るが、一方で他の「労働者」である「保育

従事者」と研修を同じくすることで、単に保育の量的拡大を図る「一時預かり」拡充の流れに取り込まれないようにする必要がある。つまり、「子ども・子育て支援新制度」下においては、ファミサポ事業が担う役割の高度化が一層進められようとしている。現段階において、この新しい動きに評価を行うことは難しいが、この動向に関しては今後注視する必要があるだろう。

### 第3節 高齢者分野における「支え合い」からの示唆

#### 1 高齢者分野の「支え合い」活動の動向

繰り返すが、ファミサポ事業は約30年間にわたり、子育て支援を中心とした「支え合い」の仕組みとして発展してきた。そして、現在に至っては、「地域における育児の相互援助活動の推進」機能と併せて、子育て支援や保育関連施策の充実化のなか、ひとり親家庭や低所得者の利用支援として「会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応」し、「多様なニーズへの対応」が求められる事業となっている。これまでの内容をふまえ、ファミサポ事業の今後の政策展開を検討するにあたり思い出されるのは、高齢者福祉分野における「支え合い」の取り組みである住民参加型在宅福祉サービスが歩んできた経緯である。

ファミサポ事業に関しては、前身となるクラブ事業が住民参加型在宅福祉サービスの一形態として発生しながらも、住民参加型在宅福祉サービスが主として高齢者に対する生活援助を行うものであるのに対し、既述のとおりファミサポ事業は、1993年の労働大臣（当時）坂口力から労働省婦人局長（当時）松原亘子に対する「地域で母親のように、子育ての“助っ人”をしてくれる制度ができないものか」との相談を契機に、援助内容は「子育て支援」への対応へ集約し政策転換することになった。

一方、時を同じくして高齢者分野における「支え合い」の取り組みとして運営された住民参加型在宅福祉サービスは、1980年代の公的な在宅介護サービスの未整備を補いながら、高齢者が求めるサービスを確保し複雑な課題を抱える高齢者に対して援助を行うためには「素人」である「有償ボランティア」は不適切であるという批判を生じさせ、継続的かつ専門性の高いサービス提供主体の必要性を社会的に認識させる役割を果たした（松原[2011:136]）。さらに、その後、高齢者福祉分野においては「介護保険制度の成立という画期的出来事」があって以降、住民参加型団体の存在感には翳りもあるが、我が国の高齢者間

題が介護保険制度のみで解決されるものではないことは明らか」であり、「そもそも在宅高齢者介護において高度な専門性が必要とされるという「契機」を作り出したのは住民参加型団体であり、その先駆的役割を果たしたのが横浜市ホームヘルプ協会」であったと松原[2011]は評する。

転じてファミサポ事業の歴史的経緯や近年の動向をみれば、子育て支援分野におけるファミサポ事業に関しても、高齢者分野における住民参加型在宅福祉サービスに類似する動きがみられる。1994年に「子育て支援」へと援助内容が集約されて以降、ファミサポ事業は「ニーズ対応的」機能を発揮し、公的保育施設や現行の子育て支援サービスでは応じることができない、「不定期・短時間」の援助ニーズに対し「支え合い」の仕組みで対応してきた。特にB市におけるセンターのように、保育関連施策の整備が不足している地域においては、地域における子育て支援ニーズに応えるため提供会員がスキルを高め、継続的かつ専門性の高い援助に対応しながら、実施主体の経営にも参画していくという動きがみられる<sup>133</sup>。これは、住民参加型在宅福祉サービスの先駆的役割を果たした横浜市ホームヘルプ協会が、市内の増大するニーズに対応するという課題のもと、マンパワーの確保と同時に質の向上を図る必要があるというジレンマを抱えながら、「ヘルパー間の自己研鑽・連帯意識を促し、経営参画の機会を提供」するという方向（松原[2011:148]）に進んだのと傾向を同じくしている。かつて、住民参加型在宅福祉サービスがそうであったように、これらB市のセンターのような取り組みが、子育て支援施策の必要性を社会的に訴え、「子育て支援分野においても高度な専門性が必要とされる」という契機を生み出していくことが期待される。

ファミサポ事業は現在、B市のセンターに限らず、各センターにおいて困難事例への対応が求められる状況下にある。それは、かつて高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスが介護保険制定前、絶対的な在宅介護サービス不足という状況下に置かれていた当時の現状と酷似している。その後、住民参加型在宅福祉サービスに関しては介護保険制定後、「従来はくらしの助け合い活動でも、重介護の方々の介護の領域まで担わざるをえなかったが、その部分を介護保険である程度任えるようになったことで、本来の目的であ

---

<sup>133</sup> なお、これらの傾向のなかにおいて注意されなければならない点として、「有償ボランティア」の職務内容が有給職員に近づくにつれ、意識も有給職員に近づくという小野[2007c]の実証研究である。小野[2007c]においては、有償ボランティアの利他的動機は有給職員に比べて高く、どちらかといえば無償ボランティアに近いが、有給職員と同様の仕事を行っている有償ボランティアについては、有給職員に次ぐ利己的動機の高さを示すことが明らかにされている。

った相互扶助活動として、誰でもできることを支えあうという活動に専念できる可能性がでてきた」(朝倉[2002:242])という新たな段階に達した。日本の高齢者福祉制度を取り巻く状況が介護保険法の制定をきっかけに転換したのと同様、子育て支援施策を取り巻く状況も、2015年度より本格的に開始される「子ども・子育て支援新制度」をきっかけに大きく変わろうとしている。ファミサポ事業も今後、2015年度から本格的に開始された「子ども・子育て支援新制度」下において、「地域支え合い的」機能をより重視した「支え合い」の仕組みとして機能することこそ求められているのではないか。

## 2 ファミリー・サポート・センター事業の存在意義と政策展開

ここで、今一度、第1章で確認した先行研究で指摘されているファミサポ事業の意義に立ち返りたい。ファミサポ事業の積極的側面として、多様化する子育て支援や保育援助ニーズに細やかに対応できるという、本稿で「ニーズ対応的」機能と称した、ファミサポ事業を供給システムとして捉えた場合の意義がある。これは住民参加型在宅福祉サービスが高齢者への援助ニーズに対する「公助」の限界を補っているように、紛れもなくファミサポ事業が存在する意義といえるだろう。

一方、ファミサポ事業の「支え合い」の取り組みに関しては、これら供給システムとしての側面だけではなく、社会情勢に応じて進められる便宜的な政策展開の中では忘れられがちである「提供会員の社会参加」としての側面も存在するとともに、提供会員と依頼会員の人間関係の構築、ひいてはそこで構築される関係が、他の公的施策では達成困難な学習機会を構築するなどの意義が存在している(東内[2007][2010c])。本稿で「地域支え合い的」機能と称した、もう1つの意義である。そして、何よりも「地域支え合い的」機能を担えることこそが他の公的子育て支援施策とは異なるファミサポ事業の「支え合い」の強みだろう。しかし、これまでの政策展開のなかでは、その時々政策上の必要性から「ニーズ対応的」機能に重きを置く、外発的な役割付与が行われ続けてきた。そして、その傾向は「子ども・子育て支援新制度」において一層強められている。現在の、「地域支え合い的」機能を十分に考慮しないままに展開される便宜的、外発的な専門的かつ高度な援助ニーズへの対応は、それに応じることのできる公的なサービス体制を構築する必要があるのではないか。そして、公的機関には、より内発的な「支え合い」機能を発揮できるようなファミサポ事業の支援体制こそが求められている。つまり、今後の政策展開にあたっては

ファミサポ事業の「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能を両立させることが必要であり、そのなかでもとりわけ「地域支え合い的」機能が発揮できるような展開こそが求められる。

#### 第4節 研究の振り返り

本稿の冒頭で述べたように、福祉分野における「支え合い」活動は、1980年代に活発化し、家族や地域社会の機能低下を補い、公的福祉政策を補完する活動としての役割が期待された。その1つとして発生したのが、住民参加型在宅福祉サービスと称される活動であり、国内の福祉政策においてこれら「支え合い」の仕組みが着目されたのは、先んじて高齢者福祉の分野においてであった。住民参加型在宅福祉サービスは高齢者福祉サービスの不足を「支え合い」の形態により補うとともに、内部に大きなパワーを抱えた「支え合い」の仕組みは、時には地域における援助ニーズを掘り起こし、在宅介護サービスの必要性を社会的に認識させるものとして大きな役割を果たした。そして、2000年には「介護の社会化」をめざす介護保険法の制定という日本の高齢者福祉にとって大きな転換をもたらすことになる。この住民参加型在宅福祉サービスがもたらしたダイナミズムに対しては多くの研究者が着目し、当該活動に懐疑的な見解も含め、その実態や意義と限界が考察されてきた。そして、日本の高齢者福祉政策に大きなインパクトをもたらした住民参加型在宅福祉サービスはその後、介護保険法の制定という大きな節目を境に、再び「支え合い」の活動に注力するようになっている。

翻って、当初は住民参加型在宅福祉サービスの一種として発生しながらも、1994年を契機に子育て支援分野における「支え合い」として機能していくことになるファミサポ事業に対しては、実証的研究が徐々に積み重ねられながらも、住民参加型在宅福祉サービスのように批判的な見解も含めたその実態や意義と限界について論じられるまでには至っていなかった。特に、今後の政策的な方向性を検討していくためには同事業が辿ってきた歴史的経緯や実証研究の蓄積に課題があった。そこで本稿は、先行研究の空白を埋め、ファミサポ事業の歴史的経緯および現状と課題を論じ、今後の政策展開の方向性について考察することを試みてきた。

考察の結果、ファミサポ事業の活動は、かつて住民参加型在宅福祉サービスがたどった経緯を同じように経ていることが見受けられた。住民参加型在宅福祉サービスが介護サー

ビスの絶対的不足という状況下において担った役割と、在宅介護サービスの重要性を社会的に認知させた役割、そして介護保険制定後に地域におけるケアシステムの1つとして機能している現在の役割を鑑みると、ファミサポ事業も、子育て支援分野において同じような役割を担うことが可能ではないだろうか。加えて、ファミサポ事業は住民参加型在宅福祉サービスが社会福祉協議会や生協、福祉公社等の非営利組織が実施主体となり運営されているのに対し、公的事業として実施されているという点で特徴を有する。そのようなファミサポ事業は、地域における「支え合い」を検討していく際に興味深い取り組みであり、今後の地域におけるケアシステムの1つの解となる可能性を示唆している。ただ、そのためには、「ニーズ対応的」機能に軸足をおく便宜的、外発的な政策当局による政策展開ではなく、より「地域支え合い的」機能に着目した方向性を模索すべきであるというのが、マクロ、メゾ、ミクロの視点から検討を行った結果、本稿に至った結論である。

## 第5節 研究の限界と課題

筆者がファミサポ事業に関心を抱いたのは、「互助・共助」に係る議論が活発化するなか、全国各地域の実態としては年々量質ともに存在感を増しているにも関わらず、なぜファミサポ事業に関する多角的な研究蓄積がこれほどまでに行われていないのかという疑問からだった。加えて、これまでのファミサポ事業をめぐる政策議論は、どこかファミサポ事業の本質とは合致しないところがあるように思え、そのことは、高齢者福祉分野における住民参加型在宅福祉サービスとの対比により特に感じてきたところだった。

というのも、住民参加型在宅福祉サービスに対してはマクロ、メゾ、ミクロの多角的な視点や多様な分野からの研究蓄積が行われており、政策展開に際しては公的介護保険サービスと「支え合い」による援助の住み分けが意識され、双方は常に緊張関係にあり相互にチェック機能が働いている。この背景には、住民参加型在宅福祉サービスが登場した当初から継続的に行われている実態を把握、分析する研究と、理念を整理しようとする議論の蓄積がある。一方で、子育て支援分野における「支え合い」に関しては、高齢者福祉分野のような緊張関係が成立していない。このような状況からは、1980年代の「支え合い」活動の萌芽期において研究の中心が高齢者分野に偏りがちであったことを指摘せざるを得ない。

本稿を進めるに際して、特にマクロの視点から見た歴史的経緯に関し、ファミサポ事業

の約 30 年間の軌跡に関する行政資料は既に保存期間を過ぎ残されていないものが多く、その時々における研究蓄積の必要性を痛感した。その結果、行政資料や各地域のセンターに残されている資料の掘り起こしや、実態調査においては限定的な事例の現状分析に留まってしまった感が否めない。具体的には以下の点が本稿の課題であり限界であると考えている。

まず、本稿で検討を行った事例の限定性である。先行研究の隙間を埋めるべく、4 センターを対象としたメゾレベルの実態調査と和歌山市のセンターを対象としたマイクロレベルの意識調査を実施したが、あくまでも限定された事例となっている。そのため、本稿で示された傾向の一般化に関しては課題が残っている。特に、マイクロレベルの意識調査に関しては、標準的な運営が行われているセンターを対象としたが、柔軟な運営が認められているファミサポ事業であるからこそセンターごとに会員の意識も異なる可能性がある。今後はそれらも踏まえたファミサポ事業のあり方、つまりメゾとマイクロの関連性を確認しながら実態を明らかにしていく必要がある。

つづく課題は、ファミサポ事業の今後の具体的な方向性に関わることである。これまで深く検討されてこなかったファミサポ事業の子育て支援施策における位置づけは、開始当初から可変的であったし、現在においても暫定的なものであるという感が否めない。そして、本稿の考察を終えた後も、今後の政策展開を具体的な形で示すには至れなかった。ファミサポ事業に関しては今後、「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能の両面を高めていくことが期待される。しかし、同時に本稿においては「ニーズ対応的」機能の積極性を肯定しながらも、「ニーズ対応的」機能が存在するが故にファミサポ事業が担う援助ニーズが便宜的、外発的に拡大し、他の保育サービスの一環として取り込まれていく（より端的に言えば、ファミサポ事業の良さが失われていく）という課題を指摘した。つまり、ファミサポ事業が対象とする専門的かつ高度な援助ニーズは、本来、公的専門的サービスが担うべきものという課題である。ではその課題を克服するため、今後どのような政策展開を行うべきであるかという点に関しては、より掘り下げた考察が必要となる。そのためには、「ニーズ対応的」機能と「地域支え合い的」機能を構成する要素を分節化し、紐解いていく必要があると考えられるが、本稿においてはその考察まで至ることができなかった。この点も、本稿の限界であり課題である。

ただ、筆者が主張したかったのは、「互助・共助」を含む政策展開が求められる今日にお

いて、高齢者福祉分野と同様、子育て支援分野におけるファミサポ事業の「支え合い」の仕組みの良さにも着目すべきということである。そして、住民参加型在宅福祉サービスと同様、多角的な実証研究と分析に基づき、ファミサポ事業の政策展開を論じていく必要があるということを示したかった。そして、多角的視点からみれば、「ニーズ対応的」機能に軸足をおく便宜的、外発的な政策当局による政策展開ではなく、より「地域支え合い的」機能に着目した方向性を模索すべきであるという結論が導き出される。本稿で残された課題と限界に関しては、引き続きこれからの自身の研究課題として真摯に取り組んでいきたい。(115,631文字)



## 参考文献

### 書籍

- 青井和夫・高橋徹・庄司興吉[1998]『福祉社会の家族と共同意識』梓出版社
- 秋山憲治[2004]『誰のための労働か』学文社
- 朝倉美江[2002]『生活福祉と生活協同組合福祉』同時代社
- 安達清史[1998]『市民福祉の社会学』ハーベスト社
- 足立眞理子・伊田久美子・木村涼子・熊安貴美江編著[2007]『フェミニスト・ポリティクスの新展開』明石書店
- 阿部敦[2003]『社会保障政策従属型ボランティア政策』大阪公立大学共同出版会
- 阿部志郎・土肥隆一・河幹夫[2001]『新しい社会福祉と理念』中央法規
- 雨森孝悦[2012]『テキストブック NPO』東洋経済新聞社
- 一圓光彌[1993]『自ら築く福祉』大蔵省印刷局
- 伊藤周平[2010]『保育制度改革と児童福祉法のゆくえ』かもがわ出版
- 井村圭壯・相澤譲治編[2012]『児童家庭福祉分析論』学文社
- 岩田正美監修、野口定久・平野隆之編[2011]『リーディングス日本の社会福祉 6 地域福祉』日本図書センター
- 上野千鶴子[2012]『ケアの社会学』太田出版
- 右田紀久恵・高澤武司・古川孝順編[1977]『新版 社会福祉の歴史』有斐閣選書
- 右田紀久恵・上野谷加代子・牧里每治編[2000]『福祉の地域化と自立支援』中央法規
- 右田紀久恵編[2002]『地域福祉総合化への途』ミネルヴァ書房
- 右田紀久恵[2005]『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房
- 大内伸哉[2003]『イタリアの労働と法』日本労働研究機構
- 大阪ボランティア協会監修[1987]『変革期の福祉とボランティア』ミネルヴァ書房
- 大阪ボランティア協会編[2011]『テキスト市民活動論』大阪ボランティア協会
- 大沢真理編[2011]『承認と包摂へ』岩波書店
- 大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編[1999]『福祉国家への視座』ミネルヴァ書房
- 柏女霊峰[2012]『子ども家庭福祉・保育の幕開け』誠信書房
- 金子郁容[1992]『ボランティア もうひとつの情報社会』岩波新書
- 河合克義編[1992]『増補改訂版 これからの在宅福祉サービス』あけび書房
- 京極高宣監修、栃本一三郎・渡邊一雄・和田敏明編[1996]『ボランティア新世紀』第一法規

勤労者ボランティアセンター[2002]『有用労働に関する研究会報告書 市民活動を支える社会的有用労働』勤労者ボランティアセンター

経済企画庁[2000]『平成12年版 国民生活白書 ボランティアが深める好縁』大蔵省

国立社会保障・人口問題研究所編[2005]『少子社会の子育て支援』東京大学出版会

後藤澄江[1997]『現代家族と福祉』有信堂

後藤澄江[2012]『ケア労働の配分と協働』東京大学出版会

斉藤友里子・三隅一人編[2011]『現代の階層社会 3 流動化のなかの社会意識』東京大学出版会

坂田周一[2003]『社会福祉における資源配分の研究』有斐閣

柴山恵美子・藤井治枝・渡辺峻編[2000]『各国企業の働く女性たち』ミネルヴァ書房

渋川智明[2001]『福祉 NPO』岩波新書

渋谷望[2003]『魂の労働』青土社

渋谷博史・平岡公一編[2004]『福祉の市場化をみる眼』ミネルヴァ書房

社会保障研究所編[1983]『社会保障の基本問題』東京大学出版会

社会保障研究所編[1989]『社会政策の社会学』東京大学出版会

社会保障研究所編[1999]『社会福祉における市民参加』東京大学出版会

ジュリアン・ルグラン著、郡司篤晃監訳[2008]『公共政策と人間』聖学院大学出版会

ジュリアン・ルグラン著、後房雄訳[2010]『準市場もう一つの見えざる手』法律文化社

庄司洋子編[2013]『親密性の福祉社会学』東京大学出版会

女性労働問題研究会著[2002]『女性労働 20 世紀から 21 世紀へ』青木書店

女性労働問題研究会編[2003]『「構造改革」と子育て支援』青木書店

白井千晶・岡野晶子編[2009]『子育て支援 制度と現場』新泉社

スーザン・エリス、筒井のり子・妻鹿ふみ子・守本友美訳[2004]『なぜボランティアか?』海象社

住谷馨・右田紀久恵編[1973]『現代の地域福祉』法律文化社

隅谷三喜男・日野原重明・三浦文夫監修、山口昇・高橋紘士編[1993]『市民参加と高齢者ケア』第一法規

清家篤・岩村正彦編[2002]『子育て支援策の論点』社会経済生産性本部生産性労働情報センター

全国社会福祉協議会[1985]『在宅福祉サービスの戦略』全国社会福祉協議会

総務庁行政監察局編[1991]『婦人就業対策等の現状と課題』大蔵省印刷局

園田恭一[1999]『地域福祉とコミュニティ』有信堂

高木郁朗・堀越栄子編[1994]『生活を豊かにする労働の発見』第一書林

高橋紘士[1996]『福祉の立場』筒井書房

武川正吾[2006]『地域福祉の主流化』法律文化社

武川正吾[2012]『政策志向の社会学』有斐閣

武川正吾編[2013]『公共性の福祉社会学』東京大学出版会

竹中恵美子・久場嬉子編[1994]『労働力の女性化』有斐閣

田中重好[2007]『共同性の地域社会学』ハーベスト社

田中尚輝[1996a]『高齢化時代のボランティア』岩波書店

田中尚輝[1996b]『市民社会のボランティア』丸善ライブラリー

田中尚輝[1998]『ボランティアの時代』岩波書店

千田明美[2002]『ほほえみに支えられて』コープ出版

坪郷實・中村圭介編[2011]『新しい公共と市民活動・労働運動』明石書店

仲村優一・三浦文夫・阿部志郎編[1997]『増補改訂版 社会福祉教室』有斐閣選書

名木純子[1999]『エスクの家庭保育ネットワーク』つげ書房新社

西尾勝・村松岐夫編[1994]『講座行政学第3巻 政策と行政』有斐閣

西山志保[2010]『[改訂版]ボランティア活動の論理』東信堂

仁平典宏・山下順子編[2011]『労働再審5 ケア・協働・アンペイドワーク』大月書店

仁平典宏[2012]『「ボランティア」の誕生と終焉』名古屋大学出版会

日本社会保障法学会編[2012]『地域生活を支える社会福祉』法律文化社

日本ボランティアコーディネーター協会編[2011]『市民社会の創造とボランティアコーディネーション』筒井書房

日本ボランティア社会研究所ボランティア学習事典編集委員会編[2003]『まあるい地球のボランティア・キーワード145』春風社

野川忍・野田進・和田肇[1999]『働き方の知恵』有斐閣選書

野口定久[2008]『地域福祉論』ミネルヴァ書房

野尻武敏・山崎正和・ハンス・H・ミュンクナー・田村正勝・鳥越皓之[2001]『現代社会とボランティア』ミネルヴァ書房

早瀬昇[1997]『NPO 基礎講座1 市民社会の創造のために』ぎょうせい

針生誠吉・小林良二編[1994]『高齢社会と在宅福祉』日本評論社  
福士正博[2009]『完全従事社会の可能性』日本経済評論社  
藤村正之[1999]『福祉国家の再編成』東京大学出版会  
藤村正之編[2006]『福祉化と成熟社会』ミネルヴァ書房  
藤村正之編[2013]『協働性の福祉社会学』東京大学出版会  
古川孝順[1997]『社会福祉のパラダイム転換』有斐閣  
古川孝順[2012]『社会福祉の新たな展望』ドメス出版  
牧里毎治・岡本栄一・高森敬久編[2012]『自治型社会福祉と地域福祉』ミネルヴァ書房  
松原日出子[2011]『在宅福祉政策と住民参加型サービス団体』御茶の水書房  
三浦文夫[1987]『増補 社会福祉政策研究』全国社会福祉協議会  
三浦文夫監修、宇山勝儀・小林良二編[2004]『新しい社会福祉の焦点』光生館  
三重野卓・平岡公一編[2000]『福祉政策の理論と実際』東信堂  
水島照子[1992]『豊かさの生活学』ミネルヴァ書房  
宮島洋・西村周三・京極高宣編[2010]『社会保障と経済 3 社会サービスと地域』東京大学出版会  
森典子・松由紀子・秋山憲治編[2006]『男女共生の社会学』学文社  
妻鹿ふみ子編[2010]『地域福祉の今を学ぶ』ミネルヴァ書房  
ロバート・ピンカー著、星野政明・牛津信忠訳『社会福祉三つのモデル』黎明書房  
山内直人[2002]『ノンプロフィットエコノミー』日本評論社  
山岡義典編[2001]『NPO 基礎講座 2』ぎょうせい  
山口昇・高橋紘士[1993]『市民参加と高齢者ケア』第一法規出版  
山下袈裟男[1995]『転換期の福祉政策』ミネルヴァ書房  
山田誠[2005]『介護保険と 21 世紀型地域福祉』ミネルヴァ書房  
吉原直樹・岩崎信彦編著[1986]『都市論のフロンティア』有斐閣選書  
渡邊敏文[2007]『地域福祉における住民参加の検証』相川書房

## 論文

### <あ行>

青山泰子[2001]「農村部における育児支援システムと福祉資源の活用—北海道十勝管内芽室町を事例として—」『社会政策研究』第2号, 163-178 ページ。

秋山智久[1987]「ボランティアの今日的課題—東京都社会福祉審議会答申を中心に—」『月刊福祉』第70巻第3号, 62-67 ページ。

秋山晴子・藤田昌子[2000]「住民参加型在宅福祉サービス活動の現状と課題—自主的な会員組織に関する調査研究—」『長崎大学教育学部社会科学論叢』第59巻, 1-16 ページ。

安立清史[1993]「住民参加型在宅福祉サービス活動の担い手の意識」『月刊福祉』第76巻第13号, 54-57 ページ。

阿部弘之[2009]「少子化と熟年世代（実年者）によるボランティアの新たな役割」『CUC Policy Studies Review』第22巻, 1-22 ページ。

阿部誠[2013]「「新しい公共」と社会政策」『社会政策』第5巻第1号, 5-14 ページ。

有馬高志・八幡(谷口) 彩子[2005]「熊本市における子育て支援とファミリー・サポート・センター」『熊本大学教育学部紀要 自然科学』第54巻, 91-97 ページ。

安藤一夫[1987]「有償ボランティアの実践から—なぜ有償なのか—」『月刊福祉』第70巻第3号, 56-61 ページ。

石踊保広[2005]「介護のボランティア活動と地域プログラム」『介護保険と21世紀型地域福祉』161-186 ページ。

石原栄子[2001]「栃木市ファミリーサポートセンターの運営について」『作新学院女子短期大学紀要』第25号, 109-122 ページ。

石原栄子・加藤千佐子[2003]「保育サポーターの役割と課題(3)—栃木県ファミリー・サポート・センターの運営について—」『日本保育学会大会発表論文集』第56号, 132-133 ページ。

茨城県日立市女性課[1999]「子育てを支援する「日立ファミリー・サポート・センター」」『Gyosei EX』第11巻第9号, 6-8 ページ。

井上清美[2004a]「「子育てを支援する」人々の意識とジェンダー—A市ファミリー・サポート・センター事業への調査から—」『家族研究年報』第29号, 69-79 ページ。

井上清美[2004b]「ファミリー・サポート・センター事業の展開と今後の課題」『F-gens ジャーナル』第2巻, 21-25 ページ。

井上清美[2011]「近代的母親規範をめぐる「専業主婦」の葛藤とその対処方法—ファミリー・サポート事業における相互行為を事例として—」『家族関係学』第30号, 125-137ページ。

井上貴美[2003]「ファミリー・サポート・センターへの参入」『靖淵』第46号, 24-26ページ。

井上繁・高木勉[2002]「自治体経営に「住民の力」を積極活用—公募債、有償ボランティア、PFI、NPO、民営化など—」『地方自治経営学会誌』第8巻第1号, 87-113ページ。

井上千津子[1985]「一滴「有償ボランティア」に思う」『ホームヘルパー』第168号, 3ページ。

妹尾美智子[1986]「ファミリー・サービス・クラブについて」『高齢者福祉の理論と実践』127-140ページ。

浮谷次郎[2000]「地域ネットワークを回復させるファミリー・サポート・センター 三重県四日市市」『晨』第19巻第5号, 30-32ページ。

浦坂純子[2008]「NPOにおける有給職員とボランティア—NPO活動への関わり方の実態—」『日本労働法学会誌』第112号, 100-110ページ。

遠藤興一[2002]「ボランティア活動をめぐる今日的状况に想うこと」『社会福祉学評論』第2号, 1-5ページ。

大阪ボランティア協会[1985]「V時評 どこまでが「ボランティア」か」『月刊ボランティア』第211号, 9ページ。

大竹隆[2010]「NPO法人の社会的役割と支援税制—流山訴訟が提起した問題点「時間寄与」再検証—」『東北法学』第36号, 95-131ページ。

大場敏彦[2005]「ボランティア認知法案の検討—ボランティアと労働者概念—」『労働法律旬報』第1596号, 4-14ページ。

大場敏彦[2010]「派遣労働・有償ボランティアと介護労働」『季刊労働法』第228号, 18-26ページ。

大橋謙策[1986]「社会福祉におけるボランティアリズムと有償化」『社会福祉研究』第39号, 37-42ページ。

大森健[2006]「特定非営利法人における収益事業の問題点」『鹿児島大学法学論集』第40巻第2号, 89-110ページ。

岡崎和美[2008]「ファミリー・サポート・センターの現状と今後の展望—要支援事例と専門機関との連携課題に着目して—」『高知女子大学紀要 社会福祉学部編』第57巻, 81-92

ページ。

岡本かおり[2011]「相互援助型子育て支援参加者の意識変化に関する研究—ファミリー・サポート・センターにおける活動を通して—」『応用教育心理学研究』第 28 巻第 1 号, 43-55 ページ。

小口昌基[1986]「有償ボランティア制度の現状と将来」『地方行政』第 5985 号, 2-7 ページ。

小澤千穂子[1998]「有償ボランティアの参加動機と活動継続意志の維持要因・阻害要因 — 世田谷ふれあい公社協力員へのケーススタディによる検討—」『大妻女子大学紀要 家政系』第 34 巻, 221-237 ページ。

小野晶子[2007a]「「有償ボランティア」は労働者か?—活動実態と意識の分析から—」『日本労働研究雑誌』第 560 号, 77-88 ページ。

小野晶子[2007b]「ボランティア活動の今日的課題」『日本労働研究雑誌』第 561 号, 83-85 ページ。

小野晶子[2007c]「NPO における就業と活動—「有償ボランティア」を中心に—」『多様な働き方の実態と課題』152-183 ページ。

#### <か行>

笠松和希[2004]「笠松和希さん(五八)徳島県上勝町長 改革特区で有償ボランティア輸送を推進」『厚生福祉』第 5215 号, 11 ページ。

粕谷利子[2001]「ファミリー・サポート・センターの現況と課題」『勤労者福祉情報』第 544 号, 43-52 ページ。

勝木洋子・高見幸代・井上裕子[2004]「ファミリーサポートセンター初動期の現状と課題—会員相互の意識調査から—」『日本保育学会大会発表論文集』第 57 号, 672-673 ページ。

金川めぐみ・東根ちよ[2011]「住民参加型在宅福祉サービス研究の現状と課題—先行研究の整理と検討による考察—」『和歌山大学 経済理論』第 364 号, 1-21 ページ。

川島貴美江・山田美津子[2005]「静岡県におけるファミリーサポートセンターの現状と課題」『静岡県立大学短期大学部 研究紀要』第 19 号, 51-62 ページ。

川島玲子[1997]「注目を集めるファミリー・サポート・センター」『婦人と年少者』第 272 号, 32-33 ページ。

川村幸江・立木茂雄[2000]「ファミリーサポート事業における NPO(民間非営利組織)の活

用と行政支援のあり—事例研究を通して—」『関西学院大学社会学部紀要』第 85 卷, 151-166 ページ。

北場勉[2003]「日本のボランティア活動における無償性についての一考察—「無償ボランティア」から「有償ボランティア・NPO・コミュニティ・ビジネス」への変遷と関連させて—」『日本社会事業大学研究紀要』第 50 卷, 43-77 ページ。

木野綾子[2003]「地域住民参加型の新しい子育て組織の研究—ファミリー・サポート・センターで何がおきているか—」『Discussion Paper in Social Sciences』第 3 号, 113-134 ページ。

京極高宣[1993]「「互酬性」の意味するもの」『月刊福祉』第 76 卷第 9 号, 14-15 ページ。

京極高宣[1994]「新しい介護サービスのあり方をめぐる問題構造—「有償」ボランティア、時間貯蓄、チケット制などについてどう考えたらよいか—」『日本社会事業大学研究紀要』第 40 卷, 135-151 ページ。

桐木逸朗[2000]「「ボランティア」と「有償ボランティア」」『労務事情』第 37 卷第 962 号, 2 ページ。

木脇奈智子[1999]「労働省による仕事と育児の両立支援事業をめぐって—ファミリー・サポート・センターの調査から—」『日本家政学会大会研究発表要旨集』第 51 卷, 92 ページ。

久保桂子[2012]「共働き夫婦における子どもの病気時の育児への対処」『千葉大学教育学部研究紀要』第 60 卷, 407-412 ページ。

熊田博喜[2001]「住民参加型在宅福祉サービス団体の性格と機能に関する基礎的考察—コープこうべ「くらしの助け合いの会」の事例を中心として—」『東洋大学大学院紀要』第 38 号, 253-275 ページ。

群馬県商工労働部労政課[1997]「ファミリー・サポート・センター設置に向けて」『婦人と年少者』第 274 号, 28-29 ページ。

桑山昭子[2001]「ファミリー・サポート・センター事業」『世界の児童と母性』第 51 号, 38-41 ページ。

月刊婦人展望編集部[1983]「ファミリー・サービス・クラブを訪ねて—発足五ヵ月目の実情—」『月刊婦人展望』第 324 号, 7 ページ。

厚生労働省雇用均等児童家庭局職業家庭両立課[2003]「クローズアップ雇用&福祉 ファミリー・サポート・センター事業の紹介」『月刊福祉』第 86 卷第 4 号, 56-59 ページ。

厚生労働省雇用均等児童家庭局職業家庭両立課[2001]「ファミリー・サポート・センター



について」『Women & Work』第 135 号, 23-30 ページ。

小池鉄夫[2005]「現代の高齢者像と有償ボランティアによるまちづくり」『区画整理』第 48 巻第 3 号, 13-18 ページ。

小林宏之[2003]「流山ユー・アイ ネット法人税更正処分取消請求事件の検討—「ふれあい事業」と法人税法施行令 5 条 10 号—」『四日市大学総合政策学部論集』第 2 巻, 35-54 ページ。

小林良二[1994]「住民参加型在宅福祉サービスへの参加意識—調布ゆうあい福祉公社を中心として—」『季刊社会保障研究』第 29 巻第 4 号, 312-321 ページ。

こども未来財団編集部[2001]「ファミリー・サポート・センター実例紹介」『こども未来』第 361 号, 10-12 ページ。

小松楠緒子[2003]「ファミリー・サポート・センターに関する若年層の意識—薬大生の調査を中心に—」『文京学院大学外国語学部文京学院短期大学紀要』第 2 号, 127-137 ページ。

#### <さ行>

佐藤嘉夫[2011]「住民参加型在宅福祉サービス—ボランティアとサービスの谷間—」『月刊ゆたかなくらし』第 350 号, 172-175 ページ。

酒井志保子・住吉彩・田中万亀子・谷直子[2000]「山形市におけるファミリー・サポート・センター利用の実態調査 第 1 報」『山形県公衆衛生学会講演集』第 26 号, 13-15 ページ。

境谷葉子[1998]「ファミリーサポートセンターの発展を願って」『女性と年少者』第 126 号, 25-27 ページ。

坂本祐子[2003]「親と子どもの社会性獲得に向けた子育て支援の現状と課題—社会化をサポートする地域社会の子育て支援に関する一考察—」『地域政策研究』第 5 巻第 4 号, 43-50 ページ。

坂本祐子[2006]「子育て支援を通じた地域コミュニティの再構築—群馬県内のファミリー・サポート・センターの調査を中心に—」『日本地域政策研究』第 4 号, 207-214 ページ。

幸順子 [2007]「愛知県における子育て家庭支援の研究—ファミリー・サポート・センター事業の検討を通して—」『名古屋女子大学紀要 人文・社会編』第 53 号, 65-78 ページ。

重川純子・太田梨恵[2005]「ファミリー・サポート・センター事業への参加が協力会員の生活・意識へ及ぼす影響」『日本家政学会大会研究発表要旨集』第 57 巻, 186 ページ。

時事通信社編集部[1986]「動き始めた有償ボランティア制度」『厚生福祉』第 3467 号, 7-10

ページ。

時事通信社編集部[2005]「14 特区の全国展開へ各省協議—政府評価委 有償ボランティア輸送セダンでも—」『地方行政』第 9726 号，8 ページ。

渋谷望[1999]「<参加>への封じ込め」『現代思想』第 27 巻第 5 号，94-105 ページ。

渋谷紀子[2003]「育児の役割分担」『小児科臨床』第 56 巻第 4 号，471-479 ページ。

庄司順一[2009]「地域で子育てを支援するファミリーサポートセンター」『こども未来』第 450 号，10-12 ページ。

新谷弘子・土肥隆一・小林良二[1987]「座談会 有償化問題を考える」『月刊福祉』第 70 巻 3 号，12-39 ページ。

鈴木幸子[1989]「有償ボランティアはボランティアなのか」『月刊ゆたかなくらし』第 85 号，42-45 ページ。

鈴木順子[2007]「子育て支援システムにおける「支援」の一考察—ファミリー・サポート・センターの実践報告を事例として—」『名古屋市立大学 人間文化研究』第 8 巻，113-126 ページ。

鈴木廣[1989]「ボランティア行為の福祉社会学」『広島法学』第 12 巻第 4 号，59-87 ページ。

瀬川善江・重盛良子・松永秀子[1995]「育児のための相互援助活動ファミリー・サポート・センター」『婦人と年少者』第 267 号，24-27 ページ。

全国社会福祉協議会編集部[2009]「子育ての相互援助活動の推進に向けて」『月刊福祉』第 92 巻第 9 号，50-53 ページ。

全国保育団体連絡会編集部[2001]「解説・2001 年度保育関係予算案の概要」『保育情報』第 288 号，2-4 ページ。

社会保険新報社編集部[1986]「全国的規模で広がる有償ボランティア制度」『総合社会保障』第 24 巻第 12 号，62-66 ページ。

#### <た行>

高橋朋子・武山千恵[1987]「有償ボランティアと有料ホームヘルプサービスについて—東京都 A 区におけるボランティア活動意向調査をふまえて—」『学苑』第 576 号，78-91 ページ。

高野和良[1993]「在宅福祉サービスの存立構造」『季刊社会保障研究』第 29 巻第 2 号，

155-164 ページ。

高野和良[1999]「ボランティア活動の構造」『社会福祉における市民参加』103-128 ページ。

武石恵美子[2009]「調査結果のまとめと考察」『平成 20 年度ファミリー・サポート・センター活動状況調査結果』3-6 ページ。

武川正吾[1998]「座談会を終えて—多様化する NPO—」『月刊福祉』第 81 巻第 9 号, 28-31 ページ。

武田昌輔[2004]「公益法人税務 Q&A 事業廃止に伴う在庫の処分と交際費等 有償ボランティアに対する課税」『月刊公益法人』第 35 巻第 7 号, 22-24 ページ。

土室修[2000]「くらしの助け合いの会と有償ボランティア意識—おもに活動前後の変化をとおして—」『草の根福祉』第 31 号, 30-40 ページ。

栃本一三郎[1993]「ボランティア活動の新たな道—福祉活動参加指針をめぐって—」『月刊福祉』第 76 巻第 9 号, 18-27 ページ。

土肥隆一[1987]「有償ボランティア活動とその課題」『都市政策』第 48 号, 42-53 ページ。

土肥みゆき[1985]「“有償ボランティア”で在宅福祉に活躍する」『看護』第 37 巻第 3 号, 70-71 ページ。

友田尋子・河合洋子[2010]「保育サービス・育児支援制度のニーズに関する研究—子どもの年齢・地域・サポートの充実度—」『甲南女子大学研究紀要 看護学・リハビリテーション学編』第 5 号, 63-77 ページ。

筒井のり子[2004]「会員互助型・非営利有償サービスのゆくえ」『Volo』第 396 号, 4-13 ページ。

東京都板橋区[2000]「事例紹介 子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業—〔板橋〕区民主体による育児援助活動の取組の現状—」『文部時報』第 1488 号, 44-47 ページ。

東内瑠里子[2007]「子育て・家庭教育支援における親の学習機会の再考—佐賀市・鳥栖市のファミリー・サポート・センターを事例として—」『佐賀女子短期大学 研究紀要』第 41 巻, 69-76 ページ。

東内瑠里子[2009a]「地域の住民による一時保育と親の学習—ファミリー・サポート・センター事業の全国調査を通して—」『日本社会教育学会紀要』第 45 号, 21-29 ページ。

東内瑠里子[2010a]「地域の子育て支援におけるコーディネーターの専門性と課題—ファミリー・サポート・センター事業に着目して—」『佐賀女子短期大学 研究紀要』第 44 巻, 71-83

ページ。

利光睦美[1998]「これからの保育を考えるーファミリーサポートセンターー」『保育情報』第 251 号, 2-5 ページ。

朽尾勲[2001]「保育システムとしての在宅保育サービスのあり方に関する研究」『人間の福祉』第 9 号, 67-81 ページ。

#### ＜な行＞

内藤美智子・松澤高志[2009]「安曇野市における緊急サポートネットワークの構築」『松本短期大学研究紀要』第 18 号, 37-48 ページ。

中野敏男[1999]「ボランティア動員型市民社会論の陥穽」『現代思想』第 27 巻第 5 号, 72-93 ページ。

中村義哉[2009]「介護保険制度下の住民参加型在宅福祉サービスー地域の「支え合い」の現状と課題ー」『社会福祉学』第 49 巻第 4 号, 117-130 ページ。

中山優子・堀越秀美・福島きよの[2014]「群馬県太田市ママヘルプ事業・NPO 法人すずらん太田市ファミリー・サポート・センターにおける食育活動」『ヘルスサイエンス研究』第 18 巻第 1 号, 93-96 ページ。

成田朋子[1998]「子育て支援事業としてのファミリー・サポート・センターの意義と役割」『名古屋柳城短期大学 研究紀要』第 20 巻, 53-69 ページ。

成田朋子[1999]「ファミリー・サポート・センターの意義と役割」『日本保育学会大会研究論文集』第 52 号, 680-681 ページ。

西川明美[2003]「市民間で育児支援をすすめるファミリーサポート事業」『月刊福祉』第 86 巻第 9 号, 70-73 ページ。

根本明[1999]「地域住民が働く女性をサポート」『地方自治職員研修』第 32 巻第 6 号, 39-41 ページ。

野城尚代[1999]「ファミリー・サポート・センターの活動に関する研究」『日本家政学会大会研究発表要旨集』第 51 巻, 101 ページ。

野城尚代[2000]「ファミリー・サポート・センターの活動に関する研究（第 2 報）子どもの支援を中心として」『日本家政学会大会研究発表要旨集』第 52 巻, 61 ページ。

## ＜は行＞

橋本真紀[1999]「みのおファミリー・サポート・センターの取り組み」『はらっぱ』第188号, 14-16 ページ。

橋本真紀[2000]「ファミリー・サポート・センター会員の意識と今後の課題—「みのおファミリー・サポート・センター会員の意識調査」から—」『日本保育学会大会研究論文集』第53号, 654-655 ページ。

林寛子[2011]「地域における社会的ネットワークとボランティア活動—ファミリーサポートセンター会員調査を手がかりとして—」『やまぐち地域社会研究』第9号, 135-146 ページ。

林寛子[2012]「ファミリーサポートセンター会員調査にみる有償ボランティアの課題」『やまぐち地域社会研究』第10号, 15-28 ページ。

林寛子[2015]「地域で支える子育て支援参加者のコミュニティモラル—ファミリーサポートセンター事業の調査をもとに—」『社会分析』第42号, 45-62 ページ。

はらっぱ編集部 [2002]「地域をつなぐファミリー・サポート・センター」『はらっぱ』第225号, 2-8 ページ。

東根ちよ[2013]「ファミリー・サポート・センター事業の歴史的経緯と課題」『同志社政策科学研究』第15巻第1号, 113-131 ページ。

東根ちよ[2015]「ファミリー・サポート・センター事業の実施状況と課題—4 センターにおける聞き取り調査を通じて—」『同志社政策科学研究』第16巻第1号, 87-103 ページ。

藤村正之[1991]「互酬的關係性の形成とその内実—住民参加型在宅福祉サービスにおける利用と提供の相互作用過程—」『総合都市研究』第42号, 83-96 ページ。

藤村正之[1994]「在宅福祉サービスの存立基盤」『高齢社会と在宅福祉』137-171 ページ。

婦人少年局婦人課[1982]「婦人労働能力活用事業（ファミリー・サービス・クラブ）の新設について—婦人の能力を生かす家庭援助活動の推進—」『婦人と年少者』第214号, 35-36 ページ。

冬木春子[2000]「ファミリー・サポート・センター事業の現状と課題」『現代のエスプリ』第401号, 116-127 ページ。

堀田力[1995]「有償ボランティアの展開の意義と今後の課題」『月刊自治フォーラム』第430号, 14-19 ページ。

堀田力[2005]「流山訴訟が社会に問いかけたもの—ボランティア認知法の提言—」『月刊自

治研』第 546 号，18-26 ページ。

堀田力[2007]「ボランティア認知法の提言—有償ボランティアと労働の区別—」『Research Bureau 論究』第 4 卷，1-8 ページ。

堀越秀美・中山優子・福島きよの[2012]「NPO 法人「すずらん」太田市ファミリー・サポート・センター「子育て相互援助活動」の報告」『ヘルスサイエンス研究』第 16 巻第 1 号，97-100 ページ。

#### ＜ま行＞

町村敬志[1986]「都市生活の制度的基盤—資源配分の社会過程—」『都市論のフロンティア』99-132 ページ。

松井剛太[2009]「ファミリー・サポート・センターの副次的意義に関する検討—高齢者の「生きがい」に注目して—」『香川大学教育学部研究報告第 1 部』第 131 号，21-28 ページ。

松尾純代[2006]「顔と顔がわかりあう地域の人をつながりづくり—大阪市ファミリー・サポート・センター事業—」『はらっぱ』第 264 号，30-33 ページ。

松田千恵[1993]「「有償ボランティア」福祉活動の意義と限界」『共済と保険』第 421 号，12-14 ページ。

松本市計画調整局・特別調整課[1998]「ファミリーサポートセンターの設立—住民同士の子育て相互援助を支援(長野県松本市)—」『人と国土』第 24 巻第 3 号，74-76 ページ。

三浦文夫[1978]「対人福祉サービスの今後の方向 (2) —在宅福祉サービスの展開—」『季刊社会保障研究』第 14 巻第 3 号，12-25 ページ。

皆川宏之[2008]「有償ボランティアの法律問題」『日本労働法学会誌』第 112 号，111-119 ページ。

箕面市健康福祉部児童福祉課[2000]「みのおファミリー・サポート・センターの取組について」『自治大阪』第 51 巻第 12 号，7-10 ページ。

宮木由貴子[2006]「「助育」としてのファミリーサポート制度」『ライフデザインレポート』第 173 号，27-29 ページ。

宮守代利子[2012]「有償ボランティアの提起する問題に関する考察」『社会学論集』第 20 号，30-45 ページ。

村中孝史[2008]「シンポジウムの趣旨と総括」『日本労働法学会誌』第 112 号，93-99 ページ。

妻鹿ふみ子[2010]「住民参加型在宅福祉サービス再考—「労働」と「福祉」の再編を手がかりに—」『京都光華女子大学研究紀要』第 48 巻, 117-145 ページ。

メディカルトリビューン[2005]「The 判例 介護等の有償ボランティア事業への法人税は適法(平成 16.11.17 判決)」『Home Care Medicine』第 6 巻第 1 号, 71-73 ページ。

森川絵美[1998]「「参加型」福祉社会における在宅介護労働の認知構造」『現代日本のパブリックフィロソフィ』396-418 ページ。

森下豊[2009]「少子化対策としてのファミリーサポートセンター事業」『市政』第 58 巻第 11 号, 26-28 ページ。

森実千秋[2002]「介護保険と有償ボランティア—「淀川助け合い」の活動から—」『福祉のひろば』第 394 号, 30-33 ページ。

#### <や行>

山口浩一郎[2003]「NPO 活動のための法的環境整備」『日本労働研究雑誌』第 515 号, 21-31 ページ。

山下亜紀子[2004]「育児支援者の動機付けに見る地域型育児支援の展望」『国立女性教育会館研究紀要』第 8 巻, 39-50 ページ。

山下亜紀子[2011]「住民主体型育児支援組織の特徴と展開」『社会分析』第 38 号, 137-154 ページ。

山下亜紀子[2012]「住民主体型育児支援組織におけるリーダーの動機付けに関する考察」『宮崎大学教育文化学部紀要 芸術・保健体育・家政・技術』第 25-26 号, 31-42 ページ。

山路憲夫[2003]「ファミリーサポートセンターを中心とした子育て支援の現状と課題—東京都内の主要都市の事例から—」『白梅学園短期大学 研究年報』第 8 巻, 16-25 ページ。

山西裕美・山崎きよ子[2004]「家庭内暴力における暴力の双方向性と連鎖についての研究—個人のライフコースの視点から—」『厚生指標』第 51 巻第 8 号, 16-21 ページ。

山本泉[1997]「3年目を迎えた岡山ファミリー・サポート・センター」『婦人と年少者』第 274 号, 30-31 ページ。

山本真実・相澤弘美・尾木まり・網野武博・福川須美・朽尾勲[2002]「在宅保育に関する研究 V—ファミリー・サポート・センター事業を中心に—」『日本保育学会大会発表論文集』第 55 号, 216-217 ページ。

吉川はる奈・鈴木宏子・岸千代子・松本倫子・岸本美紀・向井美穂・上垣内伸子[2012]「フ

ファミリー・サポート・センター事業の現状と課題－「提供会員」の養成方法と「依頼会員」のニーズの特徴からの検討－『小児保健研究』第 71 巻第 6 号, 875-882 ページ。

吉田浩[1999]「少子化と子育て・就業支援事業の効果の検証」『会計検査研究』第 19 巻, 9-22 ページ。

#### <ら行>

樂木章子[2006]「地域住民による子育て支援—NPO「あい・あい」の事例—」『集団力学』第 23 巻, 91-98 ページ。

労働省[1982]「ファミリー・サービス・クラブ（婦人労働能力活用事業）の新設」『労働時報』第 409 号, 72-73 ページ。

労働省[1994]「ファミリー・サポート・センター（仮称）の設立（新規）」『女性と労働 21』第 2 巻第 7 号, 13-14 ページ。

労働省[1999]「少子化対策・ファミリーサポートセンターの手引(抜粋)—仕事と育児両立支援特別援助事業の趣旨・仕組みと概要—」『勤労者福祉情報』第 542 号, 84-93 ページ。

#### <わ行>

若佐美奈子[2011]「ファミリー・サポート・センター会員が抱える不安について—依頼会員と援助会員の交流会から—」『千里金蘭大学紀要』第 8 巻, 166-173 ページ。

脇信明 [2013]「ファミリー・サポート・センター事業における援助活動の実態と課題についての考察—別府市ファミリー・サポート・センター事業より—」『別府溝部学園短期大学紀要』第 33 号, 51-59 ページ。

和田五月・西村真実子[2009]「ファミリー・サポート・センターにおける母への情緒的サポートの実態とその関連要因」『母性衛生』第 50 巻第 3 号, 183 ページ。

渡辺充[2005]「租税判例研究 有償ボランティア活動と NPO 法人の収益事業課税—いわゆる流山訴訟(東京高裁平成 16.11.17 判決)—」『月刊税務事例』第 37 巻第 1 号, 1-7 ページ。



## 報告書等

岩田克彦[2004] 「雇用と自営、ボランティア—その中間領域での多様な就業実態と問題の所在—」『ディスカッションペーパー04-010』労働政策研究・研修機構

小野晶子[2005] 「「有償ボランティア」という働き方—その考え方と実態—」『労働政策レポート vol.3』労働政策研究・研修機構

厚生労働省[2004] 「雇用創出企画会議第2次報告書」

これからの地域福祉のあり方に関する研究会[2008] 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」

女性労働協会[2002a] 「地域で支え合う子育てに大きな評価・高まる期待—ファミリー・サポート・センターの現状—」

女性労働協会[2002b] 「厚生労働省推薦 ファミリー・サポート・センター活動の手引」

女性労働協会[2003] 「平成 14 年度ファミリー・サポートセンター活動状況調査報告結果報告書」

女性労働協会[2006] 「平成 17 年度ファミリー・サポートセンター活動状況調査結果報告書」

女性労働協会[2007a] 「緊急サポートネットワーク事業 運営の手引」

女性労働協会[2007b] 「ファミリーサポートネットワーク事業 ファミリー・サポート・センター設立と運営の手引き」

女性労働協会[2008] 「平成 19 年度緊急サポートネットワーク事業活動状況調査結果報告書」

女性労働協会[2009] 「平成 20 年度ファミリー・サポート・センター活動状況調査結果」

女性労働協会[2011a] 「平成 22 年度ファミリー・サポート・センター活動状況調査結果」

女性労働協会[2011b] 「病児・病後児預かり活動のための参考資料集」

女性労働協会[2013] 「平成 24 年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果」

女性労働協会[2015] 「平成 26 年度全国ファミリー・サポート・センター活動実態調査結果」

諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究実行委員会[2007] 「諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究（文部科学省委託研究）」

全国社会福祉協議会[1987] 「住民参加型在宅福祉サービスの展望と課題」

全国社会福祉協議会[2011]「住民参加型在宅福祉サービス団体の組織類型別の推移」

全国地域婦人団体連絡協議会[1986]「全地婦連 30 年のあゆみ」

全国地域婦人団体連絡協議会[2003]「全地婦連 50 年のあゆみ」

中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会[1993]「ボランティア活動の中長期的な振興方策について（意見具申）」

東京都社会福祉協議会[2006]「厚生労働省委託事業「緊急サポートネットワーク事業」「病児保育等サポート事業」報告書 運営システム準備編」

東京都社会福祉審議会[1986]「(答申)東京都におけるこれからの社会福祉の総合的な展開について」

東京都産業労働局[2003a]「平成 14 年度ファミリー・サポート・センター事業需要調査報告書」

東京都産業労働局[2003b]「平成 14 年度ファミリー・サポート・センター事業需要調査報告書（概要版）」

東内瑠里子[2008]「平成 19 年度総括研究報告書 地域の子育て支援としての一時保育事業の学習機能に関する研究—ファミリー・サポート・センター事業に着目して—」

東内瑠里子[2009b]「平成 20 年度総括研究報告書 地域の子育て支援としての一時保育事業の学習機能に関する研究—ファミリー・サポート・センター事業に着目して—」

東内瑠里子[2010b]「平成 21 年度総括研究報告書 地域の子育て支援としての一時保育事業の学習機能に関する研究—ファミリー・サポート・センター事業に着目して—」

東内瑠里子[2010c]「平成 19 年度～21 年度 総合研究報告書 地域の子育て支援としての一時保育事業の学習機能に関する研究—ファミリー・サポート・センター事業に着目して—」

内閣府[2013]「平成 24 年度「全国自治体の子育て支援施策に関する調査」報告書」

仁部智子[2006]「若年者のボランティア活動とキャリア開発の関係」法政大学政策科学研究所

日本労務研究会[2005]「有償ボランティア活動の実態及び労働基準関係法令適用に当たった問題点に関する調査研究報告書（厚生労働省委託研究）」

福井女性財団[2006]「10 周年記念誌」

福井ファミリー・サービス・クラブ[1997]「ファミリー・サービス・クラブが歩いた 10 年」

三菱総合研究所 [2013]「地域支援事業の実施状況等に関する調査研究報告書」

労働政策研究・研修機構[2004]「就業形態の多様化と社会労働政策—個人業務委託と NPO 就労を中心として—」『労働政策研究報告書 No.12』労働政策研究・研修機構

労働政策研究・研修機構[2006a]「多様な働き方とその政策課題について」『労働政策レポート vol.5』労働政策研究・研修機構

労働政策研究・研修機構[2006b]「NPO の有給職員とボランティア—その働き方と意識—」『労働政策研究報告書 No.60』労働政策研究・研修機構

労働政策研究・研修機構[2007]「NPO 就労発展への道筋—人材・財政・法制度から考える—」『労働政策研究報告書 No.82』労働政策研究・研修機構

## 外国語文献

### 書籍

J.Legrand, *Motivation, Agency, and Public Policy : Of Knights and Knaves, Pawns and Queens*, Oxford University Press, 2003.

### 論文

B.Brown, The Death of Public Service : Serve America Act Sends Volunteerism to Hooverville, *WebMemo*, No.2351, 2009, pp.1-3.

A.M.McBride, E.Gonzales, N.M.Howell and S.McCrary, A Case for Stipends in Volunteer Service, *CSD Working Papers*, No.09-12, 2009, pp.1-15.

A.M.McBride, E.Gonzales, N.M.Howell and S.McCrary, Stipends in Volunteer Civic Service : Inclusion, Retention, and Volunteer Benefits, *Public Administration Review*, Vol.71, Issue.6, 2011, pp.850-858.

D.J.Mesch, M.Tschirhart, J.L.Perry and G.Lee, Altruists or Egoists ? Retention in Stipended Service, *Nonprofit Management & Leadership*, Vol.9, No.1, 1998, pp.3-21.

A.E.Paine, M.Hill and C.Rochester, 'A Rose by Any Other Name ...' Revisiting The Question : 'What Exactly is Volunteering?', *IVR 'Back to Basics' Working Paper Series : Paper One*, 2010.

M.Pijl, When Private Care Goes Public : An Analysis of Concepts and Principles Concerning Payments for Care, A.Evers, M.Pijl, C.Ungerson eds. , *Payments for Care : A Comparative Overview*, Aldershot : Avebury, 1994, pp.3-18.

M.H.Rubinstein, Our Nation's Forgotten Workers : The Unprotected Volunteers, *University of Pennsylvania Journal of Labor and Employment Law*, Vol.9, No.1, 2006, pp.147-184.

A.M.Sellon, Recruiting and Retaining Older Adults in Volunteer Programs : Best Practices and Next Steps, *Ageing International*, Vol.39, Issue.4, 2014, pp.421-437.

M.Tschirhart, D.J.Mesch, J.L.Perry, T.K.Miller and G.Lee, Stipended Volunteers : Their Goals, Experiences, Satisfaction, and Likelihood of Future Service, *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol.30, No.3, 2001, pp.422-443.

J.H.Watts, The Place of Volunteering in Palliative Care, *Contemporary and Innovative Practice in Palliative Care*, 2012, pp. 83-102.